

黒滝村地域防災計画

(平成27年度改訂)

黒滝村防災会議

目次

第1編 総 則	1
第1節 計画の目的及び構成	3
第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	7
第3節 黒滝村の地勢と災害要因、災害記録	16
第4節 地震被害想定	20
第2編 基本計画編	29
第1章 災害予防計画	31
＜共通災害予防計画＞	33
第1節 避難行動計画	33
第2節 避難生活計画	39
第3節 要配慮者の安全確保計画	43
第4節 住宅応急対策予防計画	48
第5節 防災教育計画	49
第6節 防災訓練計画	54
第7節 自主防災組織の育成に関する計画	59
第8節 企業防災の促進に関する計画	63
第9節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画	65
第10節 ボランティア活動支援環境整備計画	67
第11節 むらの防災構造の強化計画	69
第12節 災害に強い道づくり	71
第13節 緊急輸送道路の整備計画	73
第14節 ライフライン施設の災害予防計画	76
第15節 危険物等施設災害予防計画	86
第16節 防災体制の整備計画	88
第17節 航空防災体制の整備計画	91
第18節 通信体制の整備計画	93
第19節 孤立集落対策	97
第20節 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）	98
第21節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）	99
第22節 医療計画	101
第23節 防疫予防計画	104
第24節 火葬場等の確保計画	105
第25節 廃棄物処理計画	106
第26節 食料、生活必需品の確保計画	108
第27節 文化財災害予防計画	111
＜個別災害予防計画＞	114
第28節 総合的な水害防止対策	114
第29節 水害への備え	115
第30節 風害予防計画	116

第31節	総合的な土砂災害防止対策	118
第32節	大規模土砂災害防止対策	125
第33節	砂防設備計画	127
第34節	地すべり防止施設計画	128
第35節	急傾斜地崩壊防止施設計画	129
第36節	山地災害予防計画	130
第37節	宅地等災害予防計画	131
第38節	火災予防計画	133
第39節	林野火災予防計画	138
第40節	原子力災害予防計画	141
第2章	災害応急対策計画	143
	＜共通災害応急対策計画＞	145
第1節	避難行動計画	145
第2節	避難生活計画	153
第3節	要配慮者の支援計画	159
第4節	住宅応急対策計画	164
第5節	活動体制計画	169
第6節	災害情報の収集・伝達計画	180
第7節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	200
第8節	通信運用計画	204
第9節	広報計画	208
第10節	孤立地区支援活動計画	211
第11節	支援体制の整備	213
第12節	受援体制の整備	214
第13節	公共土木施設の初動応急対策	222
第14節	道路等の災害応急対策計画	223
第15節	ライフライン施設の災害応急対策計画	231
第16節	危険物施設等災害応急対策計画	243
第17節	救急、救助活動計画	246
第18節	医療救護計画	248
第19節	緊急輸送計画	253
第20節	災害警備、交通規制計画	256
第21節	食料、生活必需品の供給計画	261
第22節	給水計画	269
第23節	防疫、保健衛生計画	273
第24節	遺体の火葬等計画	280
第25節	廃棄物の処理及び清掃計画	284
第26節	ボランティア活動支援計画	289
第27節	災害救助法等による救助計画	291
第28節	文教対策計画	296

第29節	文化財災害応急対策	302
	<個別災害応急対策計画>	304
第30節	河川施設応急対策	304
第31節	土砂災害応急対策	305
第32節	大規模土砂災害応急対策	307
第33節	被災宅地の危険度判定	308
第34節	山地災害応急対策	309
第35節	火災応急対策	310
第36節	林野火災応急対策	321
第37節	原子力災害応急対策	324
第3章	災害復旧・復興計画	325
第1節	公共施設の災害復旧	327
第2節	被災者の生活の確保	329
第3節	被災中小企業の振興	336
第4節	農林漁業者への融資	337
第5節	義援金の受入・配分等に関する計画	341
第6節	激甚災害の指定に関する計画	343
第7節	災害復旧・復興計画	347
第3編	震災対策計画編	351
第1章	災害予防計画	353
第1節	避難行動計画	355
第2節	避難生活計画	355
第3節	帰宅困難者対策計画	356
第4節	要配慮者の安全確保計画	358
第5節	住宅応急対策予防計画	358
第6節	防災教育計画	358
第7節	防災訓練計画	358
第8節	自主防災組織の育成に関する計画	359
第9節	企業防災の促進に関する計画	359
第10節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画	359
第11節	ボランティア活動支援環境整備計画	360
第12節	むらの防災構造の強化計画	360
第13節	建築物等災害予防計画	361
第14節	災害に強い道づくり	364
第15節	緊急輸送道路の整備計画	364
第16節	ライフライン施設の災害予防計画	365
第17節	危険物施設等災害予防計画	369
第18節	地盤災害予防計画	371
第19節	地震火災予防計画	373
第20節	第四次地震防災緊急事業五箇年計画	376

第21節	防災体制の整備計画	376
第22節	航空防災体制の整備計画	377
第23節	通信体制の整備計画	377
第24節	孤立集落対策	377
第25節	支援体制の整備（村外で災害発生の場合）	377
第26節	受援体制の整備（村内で災害発生の場合）	377
第27節	医療計画	377
第28節	防疫予防計画	378
第29節	火葬場等の確保計画	378
第30節	廃棄物処理計画	378
第31節	食料、生活必需品の確保計画	378
第32節	文化財災害予防計画	378
第2章	災害応急対策計画	379
第1節	避難行動計画	381
第2節	避難生活計画	382
第3節	帰宅困難者対策計画	383
第4節	要配慮者の支援計画	383
第5節	住宅応急対策計画	384
第6節	活動体制計画	385
第7節	災害情報の収集・伝達計画	389
第8節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	393
第9節	通信運用計画	393
第10節	広報計画	394
第11節	支援体制の整備（村外で災害発生の場合）	394
第12節	受援体制の整備（村内で災害発生の場合）	394
第13節	公共土木施設の初動応急対策	395
第14節	建築物の応急対策計画	396
第15節	公園、緑地の応急対策計画	397
第16節	道路等の災害応急対策計画	397
第17節	ライフライン施設の応急対策計画	398
第18節	危険物施設等応急対策計画	398
第19節	水防活動計画	399
第20節	地盤災害応急対策計画	400
第21節	消火活動計画	401
第22節	救急、救助活動計画	403
第23節	医療救護計画	404
第24節	緊急輸送計画	404
第25節	災害警備、交通規制計画	405
第26節	食料、生活必需品の供給計画	406
第27節	給水計画	407

第28節	防疫、保健衛生計画	408
第29節	遺体の火葬等計画	408
第31節	ボランティア活動支援計画	408
第32節	災害救助法等による救助計画	409
第33節	文教対策計画	409
第3章	災害復旧・復興計画	415
第1節	公共施設の災害復旧	417
第2節	被災者の生活の確保	417
第3節	被災中小企業の振興	417
第4節	農林漁業者への融資	417
第5節	義援金の受入・配分等に関する計画	417
第6節	激甚災害の指定に関する計画	418
第7節	災害復旧・復興計画	418
第4章	南海トラフ地震防災対策推進計画	419
第1節	総 則	421
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	426
第5節	防災訓練計画	426
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	427

第1編 総則

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、黒滝村防災会議が作成する計画であって、村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共団体、指定地方公共機関、公共団体・機関（以下「防災関係機関」）、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村域における土地並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、本村を含む奈良県全域は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）」の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震の発生に伴い各種災害から防護や円滑な避難の確保に関する事項及び地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めることで、地震防災対策の一層の推進を図るものとする。

【国、県及び黒滝村の防災会議並びに防災計画の体系】



第2 災害の定義

本計画の対象とする「災害」は、災害対策基本法第2条に記述されている各種災害のうち、「暴風」「竜巻」「豪雨」「洪水」「崖崩れ」「土石流」「地震」「地滑り」とする。また、直接の災害は発生しないが、備えておくべき事項として「原子力災害（災害対策基本法における「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等」）を付加するものとする。

第3 計画の基本方針

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から4年近くが経過し今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力が続けられている。

東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に改正され同年12月に施行された。これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮し

て地震防災対策を推進することとなった。南海トラフ地震防災対策推進地域は1都2府26県707市町村が指定され、奈良県においては本村を含む全域が指定されている。

また、平成23年9月の台風12号による「紀伊半島大水害」においては、県内で約1,800箇所、土砂崩壊とともに近隣の五條市、十津川村等においては、深層崩壊や河道閉塞（土砂ダム）が発生し、奈良県内の人的被害は死者14名、行方不明10名という大きな被害が発生し、本村においても、全壊1棟、半壊1棟、床上浸水7戸の被害が発生した。県においては、国及び和歌山県、三重県とともに「国・三県合同対策会議」を開催し、土砂ダムや大規模崩壊地の国の直轄対応や大規模崩壊監視警戒システムの紀伊半島への導入等に取り組んでいる。

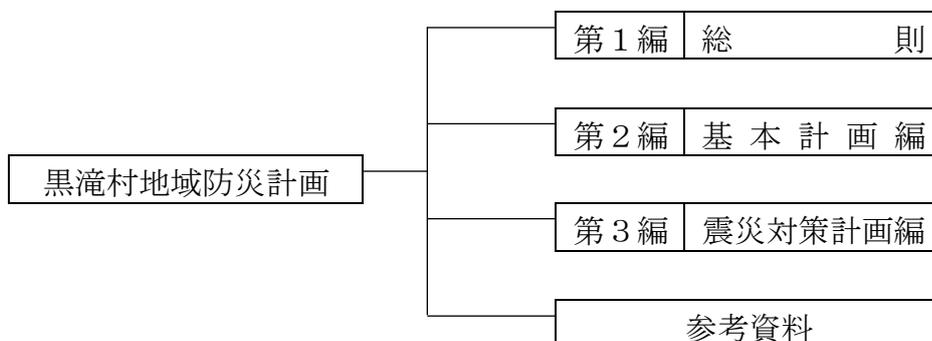
これら南海トラフ地震等の大規模地震のほか、風水害、土砂災害などの自然災害等に適切に対処するため、防災施設の整備、情報伝達網の充実などを推進するとともに、被害を大幅に低減し死者数を限りなくゼロに近づけていくこと、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することを目指し、黒滝村及び関係機関、村民、地域、事業所等が一体となった総合的な防災体制の整備と相互の連携強化を図るものとする。

- (1) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民ひとり一人が自発的に行う防災活動である「自助」や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である「共助」が必要であり、個人や家族、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。
- (2) 本計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、村を中心とした「公助」と連携して、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図るものとする。計画の推進に当たっては、次の諸点を基本とする。
 - ア 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
 - イ 「自助」・「共助」の促進による自主防災体制の確立
 - ウ 村、県、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
 - エ 防災関係機関相互の協力体制の推進
 - オ 災害情報の迅速な収集・伝達体制の整備
 - カ 避難施設等における要配慮者や女性等のニーズに対応した配慮
 - キ ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
 - ク 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
 - ケ 災害対策事業の推進
 - コ 関係法令の遵守
 - サ 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
 - シ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

第4 計画の構成

項目	主な内容
第1編 総則	本計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、黒滝村の現状等、地震被害想定を示す。
第2編 基本計画編	
第1章 災害予防計画	災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や地域基盤の安全性強化を図る計画を示す。
第2章 災害応急対策計画	災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。
第3章 災害復旧・復興計画	民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。
第3編 震災対策計画編	
第1章 災害予防計画	地震災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や地域基盤の安全性強化を図る計画を示す。
第2章 災害応急対策計画	地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の震災応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。
第3章 災害復旧・復興計画	民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。
第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定めるものとする。

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を基本計画編、第3編を震災対策計画編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策及び村・県・関係機関・住民等の役割分担を示した。また、参考資料として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



第5 計画の推進

村は、本計画に掲げられている事項の推進に努めるために、必要に応じて具体的な活動計画を作成するよう努める。

また、分野ごとに緊急度の高いものから順に災害対応マニュアル等の策定を進めるものとし、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施することでマニュアルの検証を行い、必要に応じて修正を加え、より実践的なマニュアル等の策定を目指す。

第6 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、村の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。また、各課・各機関は、毎年関係のある事項について、計画修正案を黒滝村防災会議に提出するものとする。

第7 計画の周知

本計画の内容は、村職員、住民、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民に広く周知徹底させる。

第8 計画の運用・習熟

本計画を効果的に推進するため、村及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟、習得に努め、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようしておく。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

本節は、黒滝村並びに奈良県及び村の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、村域に係る防災に関し処置すべき事務又は業務を示す。

第1 村

村は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
黒滝村	1 黒滝村防災会議に関する事務	1 黒滝村災害対策本部に関する事務	1 被災施設の復旧
	2 気象予警報の伝達	2 災害対策要員の動員	2 義援金の配分の支援
	3 防災知識の普及	3 早期災害情報・被害状況等の報告	3 その他法令及び村地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施
	4 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備	4 ヘリコプターの受入準備	
	5 防災訓練・避難訓練の実施	5 災害広報	
	6 防災活動体制・通信体制の整備	6 消防、救急救助、水防等の応急措置	
	7 消防力・消防水利等の整備	7 被災者の救出・救難・救助等	
	8 救急・救助体制の整備	8 ボランティア活動支援	
	9 危険物施設等の災害予防	9 要配慮者の福祉的処遇	
	10 公共建築物・公共施設の強化・耐震性の向上	10 避難の勧告又は指示	
	11 地域の防火構造の強化	11 避難施設の設置・運営	
	12 簡易水道等の確保体制の整備	12 災害時における交通・輸送の確保	
	13 避難計画の作成及び避難施設等の整備	13 食料、飲料水、生活必需品の供給	
	14 ボランティア活動支援の環境の整備	14 危険物施設等の応急対策	
	15 要配慮者、避難行動要支援者の安全確保体制の整備	15 防疫等応急保健衛生対策	
	16 食料、飲料水、生活必需品の備蓄	16 遺体の捜索、火葬等	
	17 防疫予防体制の整備	17 廃棄物の処理及び清掃	
	18 廃棄物処理体制の整備	18 災害時における文教対策	
	19 火葬場等の確保体制の整備	19 復旧資材の確保	
	20 被災施設の応急対策		
	21 義援金の募集活動の支援		

第2 消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
黒滝村消防団 奈良県広域消防組合	1 気象予警報の伝達 2 防災知識の普及 3 防災訓練・避難訓練の実施 4 防災活動体制・通信体制の整備 5 消防力・消防水利等の整備 6 救急・救助体制の整備 7 危険物施設等の災害予防	1 災害対策要員の動員 2 早期災害情報・被害状況等の報告 3 災害広報 4 消防、救急救助、水防等の応急措置 5 被災者の救出・救難・救助等 6 危険物施設等の応急対策	法令及び本計画に基づく復旧・復興対策の実施

第3 県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	1 防災に関する組織の整備・改善 2 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3 都市基盤整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4 災害危険箇所の災害防止対策 5 防災に関する施設・設備の整備・点検 6 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10 自主防災組織等の育成支援 11 ボランティア活動の環境整備 12 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	1 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 3 災害救助法の運用 4 消火・水防等の応急措置活動 5 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7 緊急輸送体制の確保 8 緊急物資の調達・供給 9 児童、生徒の応急教育 10 施設、設備の応急復旧 11 県民への広報活動 12 ボランティア、救援物資の適切な受入 13 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 14 被災建築物の応急危険度判定	1 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2 民生の安定化策の実施 3 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5 義援金の受入・配分等に関する計画 6 被災公共建築物の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		15 被災宅地の危険度判定	
吉野土木事務所	1 公共土木施設の強化、整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害危険区域の指定 4 緊急輸送網の整備	1 公共土木施設の応急対策 2 水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策	1 被災公共土木施設の復旧
吉野警察署 (黒滝駐在所)	1 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3 道路実態の把握と交通規制の策定 4 防災訓練の実施 5 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1 被害の実態把握 2 被災者の救出救助及び被害の拡大防止 3 行方不明者の捜索 4 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5 死体の調査等及び検視 6 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8 広報活動 9 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	1 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2 交通信号施設等の復旧 3 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
吉野保健所	1 初期医療救護体制の整備 2 後方医療体制の整備 3 医薬品等の確保体制の整備 4 精神障害者、在宅難病患者対策等の体制の整備 5 防疫予防体制の整備 6 上水道の確保体制の整備	1 医療、助産救護 2 医療ボランティアの活用 3 防疫、清掃等応急保健衛生対策 4 給水対策	保健衛生関係施設の復旧

第4 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿財務局 奈良財務事務所			1 災害復旧事業費査定の立会 2 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
			債分)の審査及び災害融資 4 地方公共団体に対する災害短期資金(財政融資資金)の融資 5 国有財産の無償貸付等に関する事
近畿農政局 奈良地域センター	1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2 農作物等の防災管理指導	1 土地改良機械の緊急貸付 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害の防除指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3 被害農林業者等に対する災害融資の斡旋指導
近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所	1 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2 治山施設による災害予防	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿地方整備局・緊急災害対策派遣隊(TEC-FOREC E)・リエゾン) 奈良国道事務所 紀伊山地砂防事務所	1 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関する事 2 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関する事 3 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事 4 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事	1 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関する事 2 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関する事	国管理の公共土木施設の復旧に関する事
奈良地方気象台	1 気象予警報等の発表 2 気象・地象の観測及びその結果等の収集と発表 3 防災気象知識の普及啓発 4 職員の派遣(知事からの要請により職員を派遣し防災情報の解説を行う)	1 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供	

第5 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊第4 施設団	1 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2 防災訓練等への参加	1 被害状況の把握 2 避難の援助 3 遭難者等の捜索救助 4 水防活動 5 消防活動 6 道路又は水路の啓開 7 応急医療・救護・防疫 8 人員及び物資の緊急輸送 9 炊飯及び給水 10 救援物資の無償貸与又は譲与 11 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

第6 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社 (黒滝郵便局)		1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災者あて救助用郵便物の料金免除	
西日本電信電話株式会社 (奈良支店)	1 電気通信設備の保全と整備 2 気象情報の伝達	1 電気通信設備の応急対策 2 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 (奈良県支部)	1 医療救護班の派遣準備 2 被災者に対する救援物資の備蓄 3 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1 災害時における医療救護 2 防災ボランティアの派遣 3 血液製剤の確保及び供給	義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送局)	1 放送施設の保全と整備 2 気象予警報等の放送	1 気象情報及び災害情報の放送 2 災害時における広報活動 3 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
日本通運株式会社 (橿原支店)		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力株式会社	1 電力施設の保全	1 災害時における電力供給対策	被災電力施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(高田営業所)		2 電力施設の応急対策	
こまどりケーブル株式会社	1 ケーブルテレビ施設の保全	1 ケーブルテレビ設備の応急対策	被災ケーブルテレビ設備の災害復旧

第7 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良交通株式会社 (自動車事業本部乗合部)	輸送施設等の保全と整備	1 災害時における交通輸送の確保 2 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送株式会社	1 放送施設の保全と防災管理 2 気象予警報等の放送	1 気象情報及び災害情報の放送 2 災害時における広報活動 3 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
株式会社朝日新聞社 (奈良総局) 株式会社毎日新聞社 (奈良支局) 株式会社讀賣新聞大阪本社 (奈良支局) 株式会社産業経済新聞社(奈良支局) 株式会社日本経済新聞社(奈良支局) 株式会社奈良新聞社 株式会社共同通信社 (奈良支局) 株式会社時事通信社	1 住民に対する防災知識の普及 2 住民に対する予警報等の周知徹底	1 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	(株)朝日新聞社 (奈良総局) (株)毎日新聞社

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(奈良支局) 株式会社奈良 日日新聞社			
(一社)奈良県 医師会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及 3 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1 医療機関の早期復旧 2 避難施設の医療救護及び保健衛生の確保 3 災害支援ナースの派遣要請
(一社)奈良県 病院協会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及 3 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧
(一社)奈良県 歯科医師会	1 歯型による身元確認等の研修 2 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2 身元確認班の派遣 3 口腔ケア物資の供給	1 避難施設への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2 歯科医療機関の早期復旧
(一社)奈良県 薬剤師会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及	1 医療救護所における服薬指導 2 医薬品集積所における医薬品の管理等	
(公社)奈良県 看護協会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及	災害支援ナースの派遣要請	
一般社団法人 奈良県LPガス協会	LPガスによる災害の防止	LPガスによる災害の応急対策止	LPガスの災害復旧
(公社)奈良県 トラック協会		1 緊急物資の輸送 2 緊急輸送車両の確保	

第8 公共的団体その他防災上必要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県農業協 同組合 森林組合	共同利用施設の整備	1 共同利用施設の災害応急対策 2 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3 県・村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4 農作物・林産物の被害応	1 被災共同利用施設の復旧 2 被災組合員に対する融資又は斡旋

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		急対策の指導	
医療機関 (黒滝村国民健康保険診療所)	1 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
黒滝村社会福祉協議会	1 関係機関との連携 2 村災害ボランティアセンター本部の設置・運営訓練	村災害ボランティアセンターの運営支援	
金融機関 (南都銀行)			1 被災事業者に対する資金融資 その他緊急措置 2 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	1 避難施設の整備 2 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
黒滝村商工会		1 物価安定についての協力 2 救助用物資、復旧資材の確保・協力斡旋	1 商工業者への融資斡旋実施 2 災害時における中央資金源の導入
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(貨物)運送事業者、建設業者等)	村が実施する防災に関する施策への協力に関する事	災害時における事業活動の継続的实施	

第9 公共的団体その他防災上必要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
住民	<ol style="list-style-type: none"> 1 自助の実践 2 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練及び自主防災組織等の防災活動への参加に関すること 	自助の実践	
自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害及び防災に関する知識の普及啓発 2 地域における安全点検、防災訓練等の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施 2 村又は県が実施する防災対策への協力 	
事業者等	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時において事業を継続することができる体制の整備 2 地域における自主防災組織等の防災活動への協力 	<ol style="list-style-type: none"> 1 来所者、従業員及び事業者の周辺地域に生活する住民の安全確保 2 災害応急対策の実施 3 地域における自主防災組織等の防災活動への協力 4 村又は県が実施する防災対策への協力 	

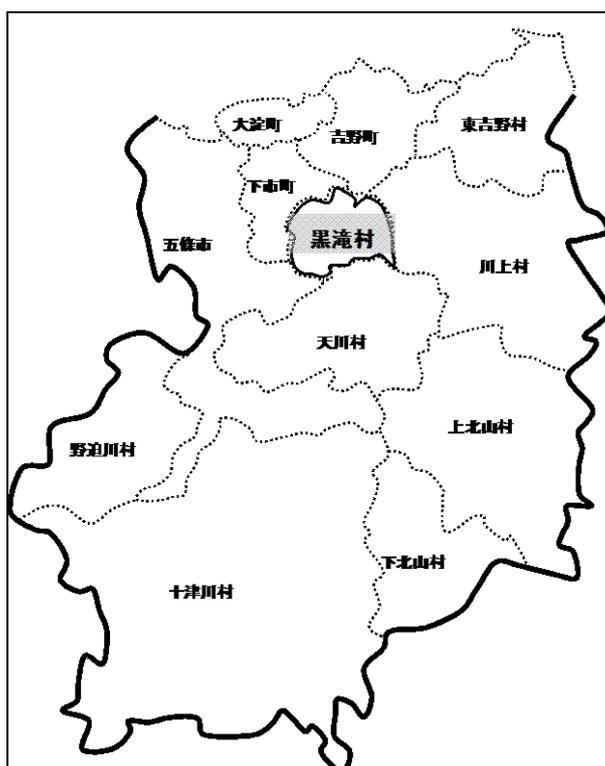
第3節 黒滝村の地勢と災害要因、災害記録

本節では、村の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、地震等の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 村の位置

本村は奈良県のほぼ中央にあたり、平均標高 490m、東西 12km、南北 10km、北は吉野町、東は川上村、西は下市町及び五條市、南は天川村と境を接している。面積は 47.70k㎡で奈良県総面積の 1.3%、吉野郡総面積の 2.1%に相当する。

黒滝村の位置図



名称	所在地	位置	
		東経	西経
黒滝村役場	奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地	135.18°	34.18°

土地の利用状況

地目	田	畑	宅地	山林	その他	計
面積 (k㎡)	0.07	0.43	0.27	45.94	0.99	47.70
割合 (%)	0.14	0.90	0.57	96.31	2.08	100

第2 自然的要因

1 地形・地質

本村は大峰山脈の北西に在り、周囲は北に百貝岳（863m）、東に四寸岩山（1,236m）、西に大天井岳（1,439m）、南に扇形山（1,053m）があり、これらの山を中心に急峻な山並みが連なっている。また大天井岳に源を発した黒滝川は大小無数の谷川を集めて本村の中央部を東西に流れ、途中四寸岩山に源を発した脇川、扇形山に源を発した笠木川とそれぞれ大字寺戸、大字長瀬で合流して丹生川へ注いでいる。本村の総面積のうち約96%は山地であり、集落の大半は黒滝川の流域に存在し、道路もこの川沿いに発達している。

地質については、奈良県の中央を東西に走る中央構造線の南側にあつて秩父古生層に属し、砂岩、粘土岩、凝灰岩、珪岩等の堆積岩で形成されている。

また、村内には多数の災害危険箇所をかかえ、近年には林業不振による山林の荒廃、道路の舗装、用・排水路の整備等により、土地の保水能力も低下しており、防災面からも河川改修等に取り組む必要がある。

2 気候

気候は吉野の山岳気候区に属し、年平均気温は約11℃（最高気温約24℃、最低気温約-1.5℃）で夏でも涼しい。また雨も比較的多く、年間2,100mmに達する。積雪期間はおおむね12月～2月の間である。平均積雪量は10cm以下である。

第3 社会的要因

1 人口

村の総人口は840人（平成22年国勢調査）で現在も減少傾向にある。人口構成は若年層の流出、出生率の低下などにより高齢化が急速に進み、総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合は非常に高い。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

2 産業

本村は元来土壌が優れ、適量の降雨、寒暖差の少ない気象条件にも恵まれているため良質の木材が生育し、古くから杉や檜材の生産が行われ、基幹産業として林業が発展してきた。しかし、地域を取り巻く環境と状況は大きく変化し、林業不況の長期化をはじめ、若年層を中心とした労働力の流出が激しく、林業就労者の減少と高齢化、そのうえ少子化現象が一段と進むなど様々な問題等が生じ、村の経済にも大きな影響を受けている。

そうした中、近年、本村周辺を通る大峯奥駈道が世界遺産に登録されたのを機に、地域の自然と資源を活用した観光施設や登山道の整備、移動通信施設（携帯電話）やケーブルテレビ網の通信施設基盤を利用した情報通信環境の整備を行ってきた。今後はこの環境を活用した地域の活性化を推進し、移住定住の促進、後継者の育成、雇用機会の確保等が課題であるが、それと共に観光客や新規移住者への防災啓発や情報通信基盤の防災対策も重要な課題である。

産業分類別就業人口構成

産業（大分別）		年度	平成12年	平成17年	平成22年
総数	人数（人）		505	448	339
	割合（％）		100.0	100.0	100.0
第1次産業	人数（人）		58	52	32
	割合（％）		11.5	11.6	9.4
第2次産業	人数（人）		136	117	84
	割合（％）		26.9	26.1	24.8
第3次産業	人数（人）		305	279	218
	割合（％）		60.4	62.3	64.3

3 交通

下市町から村の西部地区を通過して五條市及び天川村へ一般国道 309 号、中央部を下市町へ県道赤滝五條線、下市町から天川村へ県道洞川下市線、法者トンネルを通じて下市町へ村道栗飯谷線、東部地区は広域林道吉野大峰線を通して吉野町及び川上村及び天川村へ通じている。しかし、これらの主要道路及び村道、里道、林道は全て谷や川に沿い山の中腹を縫って設けられているため、拡幅整備・防災対策が遅れており、災害を受けやすい状態にある。

公共交通機関は、奈良交通バスが一般国道 309 号を運行しているが、運行便数及び運行地域も限られている。また、村運行の「ふれあいバス」が村内各公共施設及び各地区を巡回している。

第4 災害記録

本村の災害には、台風、大雨、火災があり、主なものは次のとおりである。

(1) 台風・大雨

発生年月日	名 称	被 害 概 要	備 考
昭和34年 9 月	伊勢湾台風	槇尾地内において、山地が崩壊、死者 5 名。2 名が濁流にのまれて行方不明。村全域にわたって家屋浸水、農地、道路、山地の崩壊等大きな被害を受けた。	
昭和57年 7 月	豪雨	脇川地内（現地蔵トンネル付近）で山地崩壊、笠木地内において河川の氾濫、笠木地内の道路決壊等村内各地で大小多数の被害が生じた。	
平成10年 9 月	台風 7 号災害	村内全域で強風による風倒木、家屋被害が数十件発生。特に山林の風倒木が激しく林業関係者に甚大な被害が生じた。	

発生年月日	名 称	被 害 概 要	備 考
平成23年 9 月	紀伊半島大水害	村内全域で大雨による土砂災害被害が発生。赤滝地内・中戸地内で深層崩壊発生により避難指示4日間105世帯175人、全壊住家1戸、半壊住家1戸、床上浸水7戸、床下浸水3戸、倒壊橋梁3橋、水道施設損壊、その他道路、河川、山林被害多数。	
平成25年9月	台風18号災害	村内全域で大雨による土砂災害被害が発生。避難勧告19世帯56人、床上浸水2戸、床下浸水2戸、水道施設損壊により4日間に渡って村内全域の水道供給に支障が発生。その他道路、河川、山林被害多数。	

(2) 火災

発 生 年 月 日	原 因	被 害 概 要
昭和36年 4 月 3 日	晴天続きで異常乾燥注意報発令中	民家 9 戸、山林12ha

第4節 地震被害想定

奈良県が平成16年に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」によると、奈良県に影響を及ぼす地震は、内陸型地震と海溝型地震が考えられる。

内陸型地震については、現在の観測体制での予知は不可能に近く、今のところまったく分からないというのが現状である。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人を超える死者を出す戦後最大の災害となった。

一方、海溝型地震については、駿河湾から遠州灘に地震発生の可能性が指摘され、東海地方を観測強化地域として「地震防災対策強化地域判定会」が設置される等の地震予知体制の整備が図られている。

前述の地震被害想定は、奈良県内で内陸型、海溝型地震が起きた場合において、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するうえでの基礎資料として参考にするものである。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、平成23年度から「南海トラフの巨大地震に関する被害想定」が行われている。平成24年8月29日の報告では、本村の最大震度は、震源域が陸地に近いケースで6強、その他のケースでは6弱と想定されている。

これは、中央構造線断層帯を震源とする、これまで想定してきた地震の最大震度6.5と同程度、又は、それを上回る揺れとなるものであることから、本節における被害想定以上の大規模災害を念頭に置く必要がある。

1 第2次奈良県地震被害想定調査報告書による想定地震

「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では、次の地震を想定し、調査を行っている。

(1) 内陸型地震

対象地震	断層長さ (km)	想定 マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9

※①～④は地震調査委員会による全国主要98断層帯に該当

(2) 海溝型地震

対象地震	想定 マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	8.6
②東南海地震	8.2
③南海地震	8.6
④東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8.7

2 第2次奈良県地震被害想定調査報告書による奈良県全体の想定結果

(1) 内陸型地震

対象地震	建物被害		人的被害		避難者 (1週間後)
	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	
①奈良盆地東縁断層帯	119,535	83,442	5,153	19,045	435,074
②中央構造線断層帯	98,086	84,973	4,319	18,817	393,781
③生駒断層帯	98,123	87,691	4,257	17,578	431,210
④木津川断層帯	38,714	74,334	1,800	15,864	251,817
⑤あやめ池撓曲一松尾山断層	84,874	84,692	3,675	16,579	398,139
⑥大和川断層帯	92,234	85,660	3,996	16,935	411,899
⑦千股断層	56,676	76,800	2,673	14,296	253,245
⑧名張断層	56,167	77,915	2,643	14,261	257,094

(2) 海溝型地震

対象地震	建物被害		人的被害		避難者 (1週間後)
	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	
①東南海・南海地震同時発生	1,253	1,184	4	414	5,484
②東南海地震	520	498	3	163	2,375
③南海地震	713	648	2	232	3,102
④東海・東南海地震同時発生	520	498	3	163	2,375
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	1,253	1,184	4	414	5,484

3 第2次奈良県地震被害想定調査報告書による黒滝村の被害想定結果

(1) 内陸型地震

		①奈良盆地東縁 断層帯	②中央構造線断 層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲 一松尾山断層
最大震度		6強	6強	6弱	6弱	6弱
液状化危険度		なし	なし	なし	なし	なし
建物被害	全壊棟数	104	118	65	6	48
	半壊棟数	175	172	156	8	82
火災被害	炎上出火件数	1	1	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0
人的被害	死者数	7	8	6	1	4

		①奈良盆地東縁 断層帯	②中央構造線断 層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲 一松尾山断層
負傷者数		13	15	8	0	3
断水世帯数		246	289	143	12	99
電力供給障害世帯数		442	442	442	150	442
電話使用不能世帯数		61	62	—	—	—
避難人口 (避難所)	地震直後	333	344	274	24	187
	1週間後	358	372	295	28	210

		⑥大和川断層 帯	⑦千股断層	⑧名張断層
最大震度		6弱	6強	6強
液状化危険度		なし	なし	なし
建物被害	全壊棟数	55	117	74
	半壊棟数	106	172	158
火災被害	炎上出火件数	0	1	0
	焼失棟数	0	0	0
人的被害	死者数	5	8	6
	負傷者数	4	15	10
断水世帯数		113	287	174
電力供給障害世帯数		442	442	442
電話使用不能世帯数		—	62	1
避難人口 (避難所)	地震直後	221	343	282
	1週間後	246	370	305

(2) 海溝型地震

		①東南海・南海 地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海 地震	⑤東海・東南 海・南海地震
最大震度		5弱	5弱	5弱	5弱	5弱
液状化危険度		ほとんどなし	ほとんどなし	ほとんどなし	ほとんどなし	ほとんどなし
建物被害	全壊棟数	0	0	0	0	0
	半壊棟数	0	0	0	0	0
火災被害	炎上出火件数	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0
人的被害	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	0
断水世帯数		0	0	0	0	0
電力供給障害世帯数		0	0	0	0	0
電話使用不能世帯数		—	—	—	—	—
避難人口 (避難所)	地震直後	0	0	0	0	0
	1週間後	0	0	0	0	0

4 南海トラフ巨大地震の被害想定

(1) 内閣府が公表した被害想定について

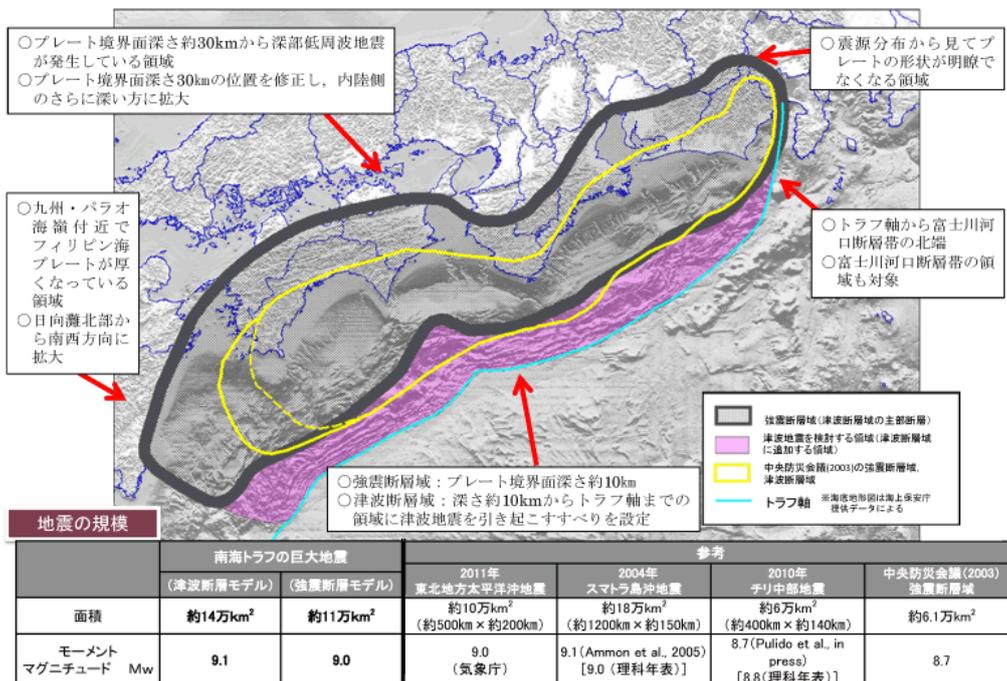
ア 前提とする地震の性格

現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している。（想定される地震規模：マグニチュード9.1）

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、国の地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60～70%に達すると評価されている。

南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域



イ 検討経過（内閣府の検討会及び中央防災会議のワーキンググループで検討）

南海トラフの巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（座長：阿部勝征 東京大学名誉教授、以下「モデル検討会」という。）において、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月に第一次報告として、震度分布・津波高（最小50mメッシュ）の推計結果をとりまとめ、さらに同年8月、モデル検討会において、第二次報告として新たな震度分布並びに最小10mメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果がとりまとめられた。

また、併行して、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（主査：河田恵昭 関西大学教授、以下「WG」という。）において、被害想定手法等の検討が進められ、平成24年8月、被害想定第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果をとりまとめ、続いて、平成25年3月、被害想定第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害がとりまとめられた。

ウ 被害想定の設定（複数ケースの比較）

(ア) 想定する地震動

- a モデル検討会で検討された最大クラスの地震動について、想定される複数の震源域のうち「基本ケース」と、揺れによる被害が最大となる「陸側ケース」の2パターンについて想定。

(イ) 想定するシーン（季節・時刻）

- a 想定される被害が異なる3種類のパターンを設定。
 - (a) 冬の深夜：多くが自宅で就寝中。家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。
 - (b) 夏の昼：木造建築物内の滞留人口が少ない時間帯
 - (c) 冬の夕方：家庭での火器使用（暖房、炊事等）が多い時間帯
- b 火災による被害が異なる2種類の風速を設定。
 - (a) 平均風速：（参考：奈良県の平均風速：5 m/秒以下）
 - (b) 風速8 m：火災による被害が多くなる。

(ウ) なお、国の被害想定においては、(ア)と(イ)の組み合わせの他、津波被害について4ケース、津波からの避難率について2ケースが想定され、全部で96ケースに及び被害想定が出されているが、本県は、津波被害に関するケース分けの影響は受けない。

(2) 被害想定項目

次の項目について被害想定を実施した。各被害想定項目の主な特徴は、次のとおりである。

被害想定項目	主な特徴
①自然現象	
地震動	マグニチュードを地震調査委員会の公表値に変更 最新の知見を基に震源の深さを10 kmに変更
液状化	道路橋示方書の最新版を基に想定
②物的被害	
建物被害	中央防災会議の手法（斜面崩壊による被害は新規項

被害想定項目		主な特徴
		目)
	火災被害	中央防災会議の手法（焼失棟数は新規項目）
	文化財被害	独自の手法（新規項目）
③人的被害		
	死傷者数	中央防災会議の手法 （液状化・斜面崩壊・火災による被害は新規項目）
④基盤機能支障		
	道路・鉄道被害	独自の手法（鉄道被害は新規項目）
	橋梁被害	独自の手法
	ため池被害	独自の手法（新規項目）
	ライフライン被害	中央防災会議の手法（下水道被害は新規項目）
⑤生活機能障害		
	避難	中央防災会議の手法
	医療	中央防災会議の手法（新規項目）
	飲食・必要物資	中央防災会議の手法
	清掃・衛生(瓦礫発生量)	中央防災会議の手法（新規項目）

(3) 本県において想定される被害の概要について

ア 県内市町村における想定震度

南海トラフ巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強であり、県内市町村ごとの最大震度を見ると、すべての市町村において震度6弱以上の揺れが想定されている。

南海トラフ巨大地震による各市町村における最大震度一覧

市町村	最大震度	市町村	最大震度	市町村	最大震度
奈良市	6強	平群町	6弱	広陵町	6強
大和高田市	6強	三郷町	6強	河合町	6強
大和郡山市	6強	斑鳩町	6強	吉野町	6弱
天理市	6強	安堵町	6強	大淀町	6弱
橿原市	6強	川西町	6強	下市町	6弱
桜井市	6強	三宅町	6強	黒滝村	6強
五條市	6強	田原本町	6強	天川村	6弱
御所市	6強	曾爾村	6強	野迫川村	6強
生駒市	6弱	御杖村	6強	十津川村	6強
香芝市	6強	高取町	6弱	下北山村	6強
葛城市	6弱	明日香村	6弱	上北山村	6強
宇陀市	6強	上牧町	6弱	川上村	6強
山添村	6弱	王寺町	6強	東吉野村	6強

イ 本県における人的被害及び建物被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害についての最大値及び最小値は次のとおり。

県内における人的被害・建物被害の想定

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 5弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約100人	約1,700人
住家全壊棟数	約7,500棟	約47,000棟

なお、全国では最大約32万人県内における最大想定死者が想定され、そのうち約70%が津波によるものとされている。一方、県内では最大約1,700人の死者のうち約90%が建物倒壊によるものと想定され、残りは土砂災害や火災によるものとされている。

ウ 本県における施設等の被害想定

南海トラフ巨大地震により想定される県内の施設等の被害の概要は次のとおり。

(ア) ライフライン施設被害

被害想定項目		県内の想定被害（最大値）
ライフライン施設被害	上水道（断水人口）	約130万人
	下水道（支障人口）	約93万人
	電力（停電軒数）	約82万軒
	固定電話（不通回線数）	約23万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸

(イ) 交通施設被害

被害想定項目		県内の想定被害（最大値）
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約920箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約590箇所

(ウ) 避難者数

被害想定項目		県内の想定被害（最大値）
避難者数	発災1日後	約14万人
	発災1週間後	約29万人
	発災1月後	約23万人

(エ) 帰宅困難者数

被害想定項目	県内の想定被害（最大値）
帰宅困難者数	約13万人

(オ) 被災可能性のある国宝・重要文化財

被害想定項目	県内の想定被害（最大値）
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）	38施設

(カ) 孤立可能性のある集落数

被害想定項目	県内の想定被害（最大値）
孤立可能性のある集落数（農業集落）	41集落

第 2 編 基本計画編

第 1 章 災害予防計画

＜共通災害予防計画＞

第1節 避難行動計画

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。そのため、村、県及びその他防災関係機関は、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

1 定義

(1) 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。（「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」については、次節において記述。）

(2) 用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

指定避難所・・・・・・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所

自主避難所・・・・・・・・事前に災害の発生が懸念され、自主的に避難を行うための場所又は施設

2 避難路の選定基準

村は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(1) 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

(2) 避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。

(3) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

(4) 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

3 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定基準

村長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。

ア 災害の種類

(ア) 洪水

(イ) 崖崩れ、土石流及び地滑り

(ウ) 大規模な火事

(エ) 内水氾濫・外水氾濫による浸水

イ 指定基準

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他

のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。

- (イ) 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (ウ) 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、
 - (エ)、(オ)に適合する施設については、この限りでない。
- (エ) 災害により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- (オ) 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- (カ) 避難者1人当たりの必要面積を十分確保するよう配慮する（おおむね1㎡当たり1名）。
- (キ) 災害時の大火災の輻射熱を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空き地を選定する。
- (ク) 状況に応じて、他の避難場所に移動が可能なところとする。

(2) 指定に当たっての注意事項

村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（黒滝村を除く）の同意を得なければならない。

(3) 県への通知

村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示しなければならない。

(4) 指定の取消

村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(5) 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。

4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- (1) 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- (2) 高齢者や障害者等に配慮した避難誘導標識、防災情報案内板等の整備
- (3) 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保

(4) 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理

5 指定緊急避難場所の公表

村は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表するよう努める。

なお、状況把握のための確認項目の設定の際には、必要に応じて県に協力を要請する。

6 発令基準

災害が発生したとき、又は、発生する可能性があるときの避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準は、第2編「第2章 第1節 避難行動計画」に記載の通りである。

なお、発令基準については、災害の傾向、避難の実施状況、社会的な要請等を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

7 住民への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような複数の情報伝達手段の確保に努める。また、Lアラート等の普及に向けて、村及び県は一緒に検討を進める。

その際は、高齢者、障害者等への配慮が必要である。

- (1) 防災行政無線の屋外スピーカーや戸別受信機
- (2) 広報車による呼びかけ
- (3) インターネット・こまどりケーブル
- (4) 緊急速報メール
- (5) ファクシミリ 等

8 住民への周知及び啓発

- (1) 村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難勧告等の発令基準などを周知する。さらに、防災マップを作成し、地域の危険性についても周知する。

村は、防災マップの作成に関し、必要に応じて、県に技術的助言などの支援を要請する。

- (2) 村は、避難する住民等に避難の目的地がわかるよう、避難経路や指定緊急避難場所に案内標識等を設置するよう努める。
- (3) 村は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、過去の災害の事例等を用いて、災害に関する情報を自らが積極的に収集し、早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川に近づかないことを住民に対し啓発するよう努める。
- (4) 村は、避難勧告等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

9 村における計画

村は、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成し、次の事項を具体的に定め、避難訓練を行う。

- (1) 避難の準備情報提供、勧告又は指示を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- (5) 避難準備及び携帯品の制限等
- (6) その他必要な事項

10 自主避難所の開設

村は、台風の接近や大雨・暴風・大雪等の影響で災害の発生が事前に懸念され、避難方法等に不安があり、早期に自主的な避難を行う住民のために、自主避難所を開設し、安全かつ適切に避難ができるよう努める。

(1) 自主避難所の場所

自主避難所は、地区単位に1箇所以上指定する。指定に当たっては自治会と事前に協議を行う。

(2) 自主避難所の開設と閉鎖

自主避難所の開設と閉鎖は、村は気象情報等を基に自治会と協議して判断する。開設後は住民、県及び関係機関等に開設の状況等を公表する。

(3) 自主避難所の運営と資材の整備

自主避難所の運営は、自治会に委託し、村が全面的に協力する。自治会は自主避難者の人数や状況を逐次、村に報告する。村は平時から自主避難所に、必要な物資や非常食等を常備し、災害情報が円滑に伝達できるよう防災行政無線の戸別受信機等を整備し、安全かつ適切に避難できるように努める。

(4) 指定緊急避難場所への移動

災害発生時又は避難勧告等の発令により、避難者が指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、自治会と協議を行い、村は全面的に協力する。

(5) 自主避難所の周知

村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の自主避難場所を周知する。さらに、防災マップを作成し、地域の危険性についても周知する。

11 避難体制確立のための留意事項

- (1) 避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成、住民への日頃からの周知徹底
- (2) 避難施設の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難施設への経路及び誘導方法
- (4) 要配慮者の避難誘導等の支援体制
- (5) 避難施設開設に伴う被災者救護措置に関する事項
ア 給水措置

- イ 給食措置
- ウ 毛布、寝具等の支給
- エ 衣類、日用必需品の支給
- オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難施設の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序維持
 - イ 避難住民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難住民に対する相談業務
- (7) 災害時における広報
 - ア 防災行政無線による周知
 - イ 広報車による周知
 - ウ 避難誘導員による現地広報
 - エ 住民組織を通じる広報

12 帰宅困難者対策

(1) 基本原則の周知

業務、通勤・通学・通園、観光等のために村外から本村に訪問した者で、災害により帰宅が困難になる者（帰宅困難者）が発生する可能性がある。

村は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

(2) 安否確認方法の周知

村は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

(3) 企業・学校等の取組の促進

村は、企業・学校等が従業員や顧客、園児・児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

(4) 避難対策

ア マニュアル・備蓄計画の作成

村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や避難施設運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

イ 備蓄の確保

村は、帰宅困難者が避難することが想定される公共施設等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

(5) 徒歩帰宅者対策

村は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

(6) 訓練の実施

村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

(7) 帰宅支援対策

村は、交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

[関係機関]

○防災上重要な施設の管理者

学校等、診療所、社会福祉施設等、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、避難訓練等を実施することにより避難の万全を図るものとする。

(1) 学校等

こども園・小学校・中学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- ア 避難場所及び避難経路
- イ 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ウ 避難場所の選定、収容施設の確保
- エ 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

(2) 診療所

診療所においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- ア 避難場所及び避難経路
- イ 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ウ 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- エ 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

(3) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- ア 避難場所及び避難経路
- イ 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ウ 避難場所の選定、収容施設の確保
- エ 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第2節 避難生活計画

村は、避難施設の指定や避難施設運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難施設運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

1 避難の定義

(1) 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。（「災害から生命、身体を守る危険回避行動」については、前節において記述。）

2 指定避難所の指定

(1) 指定基準

村長は、次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）

を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

オ 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

(2) 指定に当たっての注意事項

村長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（黒滝村を除く）の同意を得なければならない。

(3) 県への通知

村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(4) 指定の取消

村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(5) 住民への周知

村長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

また、避難する住民等にわかるよう、指定避難所に案内標識等を設置するよう努め

る。

3 多様な施設の利用

(1) 県有施設の利用

村は、指定避難所の不足に備えて、県と県有施設の指定について、協議を行う。

(2) 民間施設の利用

村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院や宿泊施設等の民間施設の利用についても検討する。

(3) 隣接市町村等における受入体制の検討

村は、避難所の不足に備えて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入等に関する検討を事前に行っておく。

(4) その他の施設の利用

村は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。なお、検討に当たっては、施設の管理者（所有者）に対し、目的、避難所として使用する際の条件等協議を行うものとする。

4 指定避難所の設備及び資機材の準備

村は、指定避難所に次の施設・設備及び資機材を必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。その際、要配慮者、女性を考慮した施設・設備の整備に努める。なお、必要に応じて、県に協力を要請する。

(1) 指定避難所に指定されている施設等の耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るようにする。

(2) 設備の充実による避難施設としての機能強化

- ア 通信機材
- イ 放送設備
- ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）
- エ 非常食、飲料水、生活用品
- オ 冷暖房器具等
- カ 給水用器材
- キ 救護所及び医療資機材
- ク 物資の集積所
- ケ 仮設の小屋又はテント及び仮設トイレ
- コ マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- サ 防疫用資機材
- シ 工具類 等

(3) 要配慮者を考慮した避難施設・設備の整備

- ア 紙おむつ等の介護用品
- イ 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- ウ 生理用品

エ 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

(4) 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を施設管理者と自主防災組織に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

5 指定避難所の公表

村は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表するよう努める。

なお、状況把握のための確認項目の設定の際には、必要に応じて県に協力を要請する。

6 避難施設の運営

村は、自主防災組織などと協力して、避難施設運営に関する以下の対策を実施する。

(1) 避難施設運営マニュアルの作成

村は、災害時における迅速かつ円滑な避難施設の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難施設運営のためのマニュアルの作成に努める。

ア マニュアルの主な記載内容

(ア) 避難施設運営の基本方針

(イ) マニュアルの目的・構成及び使い方

(ウ) 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像

(エ) 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務

(オ) 要配慮者への対応

(カ) 女性への配慮

(キ) 避難施設のペット対策

(ク) 大規模災害時の避難施設の状況想定

(ケ) 関係機関の役割

(コ) 様式

(2) 住民等による避難施設の運営体制の整備

村は、地域による避難施設の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

(3) 避難施設開設・運営訓練の実施

村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難施設運営マニュアルに沿った避難施設開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。

なお、必要に応じて、県に技術的助言等の協力を要請する。

7 在宅被災者等への支援体制の整備

村は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、対象者の把握や広報の方法等支援体制の整備に努める。

8 村における計画

村は、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成し、次の事項を具体的に定め、避難訓練を行う。

- (1) 避難施設の運営担当者割当等の避難施設管理運営方法
- (2) 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- (3) 避難施設等での応急教育、保育施設の開設
- (4) その他必要事項

9 避難の長期化対策

- (1) 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難施設の栄養調査は被災者の健康維持において重要であることから、村は、災害時の避難施設調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

- (2) 生活環境の確保

村は、避難施設の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど、要配慮者への配慮や女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難施設での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

10 広域避難の体制整備

災害が大規模となり、村内だけで避難施設の確保が困難となる場合があるため、県を通じて村外に避難施設を確保するための、体制整備に努めるとともに、相互応援協定の拡充に努める。

また、他市町村又は県外から避難者の受け入れを要請される場合があるため、避難者受け入れのための体制整備に努める。

11 応急仮設住宅に係る対策

- (1) 村及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を建設できる用地を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。
- (2) 村及び県は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

第3節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられた。なお、平常時には支援が必要でなくとも、被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。村は国、県の指針等を参考に、要配慮者支援の体制整備に努める。

1 避難行動要支援者の実態把握

村は、避難行動要支援者についてあらかじめホームヘルパー、民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や行政区等の範囲ごとに、プライバシーの保護については十分配慮のうえ、介護を要する高齢者や障害者等の所在、災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者の実態把握に努める。

2 黒滝村避難行動要支援者避難支援計画

村は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、全体計画として「黒滝村避難行動要支援者避難支援計画」の作成に努めるものとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

- ア 村関係部局
- イ 村社会福祉協議会
- ウ 民生児童委員
- エ 奈良県広域消防組合
- オ 吉野警察署
- カ 自治会
- キ 自主防災組織
- ク 近隣者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難情報の入手、避難行動の判断又は自ら避難することが困難な在宅で生活する者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

- ア 身体障害者のうち身体障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級及び2級の者
- イ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度がA1及びA2の者
- ウ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障害の程度が1級及び2級の者
- エ 障害程度区分認定者で区分3以上の者
- オ 要介護者認定で要介護3以上の者
- カ 独居及び日中独居の高齢者
- キ 高齢者のみの世帯
- ク その他村長が必要と認める者

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする理由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村は要配慮者について、村の関係部局における要介護高齢者や障害者等の関連する情報を整理、把握し、福祉担当課、住民情報担当課及び防災担当課が協力して、避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、村の個人情報保護条例では、一般的には、本人以外からの個人情報の収集、目的外利用や外部提供を禁止しつつ、法令に定めがある場合など一定の場合に限り例外的に許容する取扱いとしているが、改正災対法に規定されたことから、本人の同意を得ずに避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、村の内部で利用することが可能である。

(5) 名簿の更新に関する事項

当該記載事項に変更が生じた場合は、基本的に名簿記載者からの申告により、前項と同様の手続きを行う。

また、村は、作成した名簿について、定期的に点検・更新を行い、常に最新の情報を把握するよう努める。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

村は、入手した情報は申請のあった避難支援者のみに提供するものとする。

情報提供を希望しない者については、名簿を別途作成し、村関係者のみが閲覧できるものとする。

村は、避難支援者に対し、情報の管理、漏えいの禁止について、説明を行い、誓約書等を提出させる。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

村は、要配慮者に避難の必要性が生じた場合、避難準備情報を発令する。

避難支援者は、その情報を避難行動要支援者に電話、戸別訪問、その他の方法により伝達し、避難誘導等の支援を行う。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援者は、避難行動要支援者の避難支援に努める一方、本人の安全の確保のため、状況に応じて、自らの安全の確保を最優先する行動をとるものとする。

3 避難行動要支援者名簿の整備に当たっての留意事項

村は、災害対策基本法改正により避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）の作成が義務づけられたことから、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、本人の申請を基本とするものの、民生児

童委員や自治会役員など地域の方々の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者の方が安心して地域の方々に情報提供できる雰囲気づくりに努める。

災害時には、法制度上、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、村は個人情報について、平時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められている。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意のうえ、名簿情報を適切に外部提供するものとする。

4 個別避難支援計画の作成

個別避難支援計画（以下、「個別計画」という。）は、名簿への登録申請があった避難行動要支援者一人ひとりに対する避難方策等を記載したものであるが、作成にあたっては避難行動要支援者本人も参加し、避難支援者、避難施設、避難方法について確認しておくものとする。そして、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難施設及び村役場の必要最小限の関係部署のほか、避難行動要支援者本人が同意した避難支援者にのみ配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、適宜、情報の管理状況を確認する。

なお、個別計画内容に変更が生じた場合は、状況を確認し、速やかな更新に努めるとともに、関係者に新たな名簿、個別計画の配布及び更新前の名簿、個別計画の回収及び廃棄を行う。

5 地域における支援体制のネットワークづくり

村は、事前に把握した要配慮者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難施設での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

6 福祉避難所の整備

一般の避難施設は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレが少ないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難施設での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、村は、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設等を「福祉避難所」として指定するように努めるとともに、受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と事前協定の締結に努める。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。

7 防災教育・訓練の充実

地域住民に対し、要配慮者の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、

自主防災組織、警察・消防・医療機関・障害者団体（又は関係団体）等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。

8 防災知識の普及の方法

防災知識の普及は要配慮者の内容、程度及び地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

- (1) 視覚機能に障害のあるとき。
 - ア 音声情報による周知
 - イ 拡大文字による周知
 - ウ その他、効果的な方法の併用による周知
- (2) 聴覚機能に障害のあるとき。
 - ア 文字情報による周知
 - イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
 - ウ 手話による周知
 - エ その他、効果的な方法の併用による周知
- (3) 日本語理解に障害のあるとき。
 - ア 外国語による周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知
- (4) 地理的理解に障害のあるとき。
 - ア 地図による情報の周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知

9 情報伝達手段の整備

村は、要配慮者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル発信機等の給付に努める。

過去の災害においては、要配慮者には災害時に情報がなかなか伝達されなかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワークの活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

さらに日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の多言語化、日頃から通訳者の確保に努める。同時に、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」など、日本語がわからなくても伝達しやすい方法の確立に努める。

10 観光客対策

村の地理や地理的理解に不安のある観光客に対して、災害発生時に迅速な被災状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、村は、関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

- (1) 避難施設等の標識については外国語の併記、絵文字の活用等により誰にも分かるように努める。
- (2) 観光地、宿泊施設等においては、外国語を併記した防災マップの掲示を促進する。
- (3) 旅館、観光施設等の従業員について、国内及び国外の観光客等を適切に安全な場所に誘導できるよう、防災教育を促進する。

11 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

村は、備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、また、インフラの被災により電気・ガス・水道が使用できない状況になりうることを念頭におくとともに、要配慮者に配慮した食料品の備蓄を検討する必要がある。備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用具など要配慮者に必要な生活用品等についても確保を図る。但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資が直ぐに届かない恐れがある点にも留意が必要である。

12 避難準備情報の発令・伝達体制の整備

避難勧告の前段階の避難情報である「避難準備情報（要配慮者避難情報）」について、あらかじめ発令基準・目安を設定するとともに、今後村が作成する「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、要配慮者に対する情報伝達・提供体制を整備する。（避難準備情報の発令区分・目安等については、本編第2章第1節「避難行動計画」を参照のこと。）

[関係機関]

○社会福祉施設及び要配慮者関連施設の管理者

- (1) 災害の発生に備え、あらかじめ自主防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。
- (2) 公共的施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めるものとする。
- (3) 緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。
- (4) 災害時において施設入所者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、入所者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- (5) 災害時に施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

第4節 住宅応急対策予防計画

村は、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

1 応急仮設住宅の供給体制

村は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、県の主導により、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等について、近隣市町村との連携を進める。

2 応急仮設住宅の設置

村は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

3 村営住宅の建替え及び空家状況の把握

既設村営住宅の中には耐用年数を経過し、老朽化が目立つ住宅もあるため、老朽の度合いに応じて計画的に建替えを促進する。建替えに当たっては、高齢者や障害者に配慮した建替えを行うとともに、耐震性等の防災面にも十分に配慮するものとする。

村は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な村営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第5節 防災教育計画

村は、関係機関との連携を図り、各所属職員をはじめ住民等に対し、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

1 村職員に対する防災教育

村は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、的確かつ円滑な防災対策を推進することはもとより、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 黒滝村地域防災計画と村の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、各課（局）等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課（局）長等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

2 学校における防災教育の充実

(1) 趣旨

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

ア 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるよう

にするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

イ 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

(2) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

ア 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

イ 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方

エ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

オ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方

カ 避難施設の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

キ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

ク 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

ケ 災害時における心のケア

(3) 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

ア 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。

イ 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。

ウ 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。

エ 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホ

ームルーム) 活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団、吉野警察署、自主防災組織等と連携して、計画実施に努めることが重要である。

オ 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、村、県、国、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも務める。

カ 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。

キ 障害のある児童生徒等について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。

ク 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。

ケ 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に務める。

コ 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。

サ 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

(4) 教職員に対する防災研修

村及び教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

3 住民に対する防災知識の普及

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、村、県、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

そのため、村は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、県民の災害に対する備えを進める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

普及する知識は、住民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

- (ア) 黒滝村地域防災計画の概要
- (イ) 気象災害に関する一般的知識（特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応）
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準など避難に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における災害予防や安全対策に関する知識
- (キ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (ケ) 地域の災害危険箇所
- (コ) 過去の主な災害事例及びその教訓
- (サ) 災害発生時の行動（家族の安否確認、情報収集等）
- (シ) 地区防災計画に関する知識 等

イ 啓発の方法

村は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- (ア) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 視聴覚教材の利用
- (ウ) 広報車、防災行政無線の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) 防災器具、災害写真等の展示
- (キ) インターネット、村ホームページの活用

(2) 社会教育を通じた啓発

村及び教育委員会は、高齢者団体、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デー・週間等の行事の実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 事業所等への啓発

村は、事業所等の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、村、奈良県広域消防組合が行う防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行うよう努める。

(4) 防火管理者に対する防災教育

村は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

(5) 災害教訓の伝承

村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第6節 防災訓練計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村は各防災機関と相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう技術の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、総合的かつ計画的な訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、村は住民参加型の避難訓練、避難施設開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

1 訓練の考え方

村、住民及び防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。

2 防災訓練の実施責務・協力

- (1) 村は、単独又は他の関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 災害予防責任者の属する機関の職員等は、防災訓練計画の定めるところにより参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、村又は他の関係機関が行う防災訓練に協力する。

3 防災訓練の種別

村が実施する訓練は次のとおりとする。

区分	実施主体	実施期間	実施場所	実施方法
水防訓練	林業建設課 総務課 消防団	水害が予想される時期前	水害危険地区	図上又は実施訓練他の訓練と合併も考えられる。
消防訓練	総務課 消防団	適宜	水利の乏しい地区	図上又は実施訓練他の訓練と合併も考えられる。
災害救助訓練	消防団 広域消防組合並びに災害救助実施機関	適宜	被災のおそれのある地域の適当な場所	災害想定により、救助、救援を円滑に遂行するため、医療救護、人命救助、炊き出しその他関連活動。個別又は併合して行う。
その他訓練	災害情報連絡訓練	部及び各機関	適宜	気象予警報、その他情報、指示命令及び報告等を円滑に実施するために行う。
	非常招集訓練			応急対策を実施するため、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得よう実施。

区分	実施主体	実施期間	実施場所	実施方法
避難訓練				被災のおそれのある地域内及び学校、診療所、集会所等の建造物の人命救助を目的として実施。

※ 必要に応じて図上訓練も実施する。

4 村が実施する訓練

(1) 総合防災訓練

ア 村の総合防災訓練

村は、防災関係機関等連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、奈良県広域消防組合、吉野警察署、西日本電信電話株式会社奈良支店、関西電力株式会社高田営業所、こまどりケーブル株式会社宇陀保守センター、自衛隊など防災関係機関の参加、また自治会など住民の参加協力を得て、次のような様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

また、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

- (ア) 情報収集・通信訓練
- (イ) 交通規制訓練
- (ウ) 電話施設応急復旧訓練
- (エ) 断水広報・給水訓練
- (オ) 水防訓練
- (カ) 応急送電訓練
- (キ) 架橋訓練
- (ク) 避難誘導訓練
- (ケ) 住民による初期消火訓練
- (コ) 水道施設復旧訓練
- (サ) 救助救急訓練・消火訓練
- (シ) 避難施設運営訓練

イ 県防災総合訓練への参加

村は、県その他の関係機関と合同して、毎年1回実施する県防災総合訓練に努めて参加し、防災対策要員の技術向上等を図るものとする。

ウ 隣接市町村等が実施する防災訓練への参加

村は、隣接市町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

(2) 水防訓練

村は、水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて隣接市町村と連合し、また関係機関と合同して実施するものとする。

ア 実施時期

洪水発生が予想される台風時期前等の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川の危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

水防作業は、暴風や大雨の最中、しかも夜間に行う場合も多いことを考慮しながら、次の事項等について訓練を行う。

- (ア) 観測
- (イ) 通報
- (ウ) 動員
- (エ) 輸送
- (オ) 工法
- (カ) 水防信号

(3) 消防訓練

黒滝村消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他関係機関と合同して実施するものとする。

ア 実施時期

春秋2回の火災予防運動の期間中、又はその他適当な時期を選んで実施する。

イ 方法

山林、公共施設や事業所、文化財等の施設において実施するものとする。

- (ア) 消防ポンプ操法
- (イ) 放水
- (ウ) 非常招集、出動
- (エ) 消防通信の利用訓練
- (オ) 人命救助
- (カ) 避難
- (キ) 一般火災防御
- (ク) 重要文化財、社会福祉施設その他の特別火災防御
- (ケ) 災害応急対策
- (コ) その他

(4) 災害救助訓練

災害発生の際において迅速、的確な救助を実施するため、村単独又は他関係機関と合同して次の事項について訓練を行うものとする。その際、自力避難の困難な高齢者や障害者等の救助を考慮したものとする。なお、学校、診療所、社会福祉施設、事業所、作業場、運輸機関等にあつては、避難についての施設を整備し、随時訓練を実施するものとする。

ア 実施時期

実施効果のある台風期前の適当な時期を選んで実施する。

イ 方法

訓練の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 通信連絡
- (イ) 避難救出

- (ウ) 炊き出し
- (エ) 給水
- (オ) 物資輸送
- (カ) 医療救護

(5) 災害通信訓練

通信情報計画に基づき、予警報の伝達、災害現場との無線等による連絡を円滑に実施できるように、村内関係機関の協力により各種通信施設を有効に利用して訓練を行う。

ア 実施時期

実施効果のある梅雨時期又は台風期等の適当な時期を選んで実施する。

イ 方法

実施の方法については、その都度定めるものとするが、おおむね次の事項に留意して実施する。

- (ア) 正確度
- (イ) 伝達所要時間
- (ウ) 訓練通信文の作成
- (エ) 特別ルート利用による通信
- (オ) 無線通信訓練にあつては、機器の応急修理、交信感度、混信、雑音等

(6) 非常招集訓練

災害の発生若しくは発生のおそれのある場合で、村長が動員計画に基づき勤務時間外において発令し、突発的災害時において速やかに登庁して万全の警備体制が整えられるよう、適当な時期に訓練を実施する。

(7) 学校等安全避難訓練

授業中において火災その他不慮の災害が発生した場合に、迅速かつ規律正しく安全な場所に避難して児童・生徒を危険から守ることができるよう、各学校等において防火管理者が適当な時期を選んで定期的に訓練を実施するものとする。また、情報連絡や児童生徒等の引渡しなど、必要に応じて、保護者の参加を検討する。

(8) 住民の訓練

村は、災害時に住民組織が適切に行動できるよう、自主防災組織を中心とした救出救護、消火、避難等の訓練を適宜実施するものとする。その際、自力避難が困難な高齢者や障害者等の救助を考慮したものとする。

また、学校、診療所、事務所等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的に実施するものとする。

訓練を行うに当たっては災害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう努力するものとする。

5 訓練実施にあたっての留意事項

(1) 実践的かつ効果的な訓練の推進

災害の想定を明らかにするとともに、災害が季節、天候、時間（日中、夜間）の状況を問わず発生すること、また、同時に地震が発生し複合災害が発生する可能性があるこ

とを考慮する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(2) 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくために、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

(3) 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

(4) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難施設への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

(5) 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

6 県の協力・支援

(1) 村は、必要に応じて、防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して支援・協力の要請を行う。

ア 自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力

イ 消防防災ヘリコプターの派遣

ウ 避難施設訓練等のモデル事業の実施

エ 職員による出前トークの実施 等

(2) 村、県は、単独又は共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

第7節 自主防災組織の育成に関する計画

災害による被害を防止・軽減するには、住民一人ひとりが我が事という意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、地域住民が平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

村及び消防機関は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

1 住民の役割

住民は、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時

- ア 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れ、地すべり等の災害発生危険箇所を確認しておく。
- ウ 住宅周辺の谷等が出水による危険がないかを確認し、災害が発生するおそれがないよう常に整備しておく。
- エ 建物の補強、家具の固定をする。
- オ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- カ 飲料水や消火器の準備をする。
- キ 非常用食料、救急用品、非常持出品を準備する。
- ク 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ケ 隣近所と災害時の協力について話し合う。

(2) 災害発生時

- ア まず自分自身の安全を図る。
- イ 増水している川や谷には近寄らない。
- ウ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- エ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- オ みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- カ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- キ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。

2 自主防災組織の活動

村は、自主防災組織と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、女性団体、民生児童委員、社会福祉協議会、住民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

(1) 平常時の活動内容

- ア 各防災に関する知識の普及や啓発
- イ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連携

- ウ 地域における危険箇所の把握
- エ 地域における消防水利の確認
- オ 家庭における防火・防災等予防上の措置及びその啓発
- カ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- キ 要配慮者の把握
- ク 指定緊急避難場所・指定避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
- ケ 防災資機材の整備、配置、管理
- コ 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加
- サ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
- シ 地域全体の防災意識向上の促進

(2) 災害発生時の活動内容

- ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- ウ 地域住民の安否確認
- エ 正しい情報の収集、伝達
- オ 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- カ 避難施設の運営、避難生活の指導
- キ 給食、給水、備蓄品・救援物資の運搬・配分
- ク 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

3 自主防災組織の規約・防災計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、村及び奈良県広域消防組合と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努めること。

なお、自主防災組織の防災計画は、以下の事項について記載するものとする。

- (1) 地域の周辺及び危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- (2) 地域住民のそれぞれの能力に応じた任務分担に関すること。
- (3) 自主防災訓練の時期、内容等及び村が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- (4) 防災関係機関、自主防災組織本部及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- (5) 出火防止、消火に関する役割、消火器その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (6) 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- (7) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- (8) 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- (9) その他自主的な防災に関すること。

4 育成強化対策

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、

地域における防災対策上、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、村は、自主防災組織の結成を積極的に促進する。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じて次の点に留意する。

ア 住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。

イ 他地域への通勤者が多い地区は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

ウ 地区内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

(2) 組織づくり

既存の行政区等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

ア 区長等を対象に防災リーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成する。

イ 地区内の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

ウ 防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。

エ 区長連合会、女性団体、高齢者団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。

(3) 村及び奈良県広域消防組合の育成強化対策

村及び奈良県広域消防組合は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

なお、今後高齢化が進み、担い手となる人材の不足が懸念されることや、多様な視野を取り入れるため、女性や若年層の参加促進、将来の地域を担う小中学生を対象にした、取り組みについても検討を推進する。

ア 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施

イ 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導

ウ 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援

エ 各コミュニティへの個別指導・助言

オ 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）

カ 自主防災に関する啓発資料の作成

キ 自主防災に関する情報の提供 等

(4) 自主防災組織への具体的支援策

ア 補助金等を活用して自主防災組織の育成、整備促進

イ 防災資機材等の活用

防災訓練等を実施する際には、村内に設置されている防災資機材備蓄倉庫の防災資機材を使用するなど、防災資機材の使用方法を習得し、災害発生時に備える。

5 事業所等の自主防災活動

村は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。

- (1) 建築物の耐震化、屋内の震災対策（オフィス家具等の転倒防止）
- (2) 物資の備蓄（救助用資機材、食料品関係等）
- (3) 通信の確保（一般のNTT回線以外の通信手段）
- (4) 企業情報の確保（サーバ等転倒防止、定期的なバックアップの実施）
- (5) 自主的な防災組織の編成
- (6) 防災計画、防災マニュアル（初動・安否確認）、BCP等の作成
- (7) 従業員への防災計画、防災マニュアル等の研修
- (8) 従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施
- (9) 従業員の帰宅困難対策
- (10) 地域の自主防災組織との連携（事業所等の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加等）

第8節 企業防災の促進に関する計画

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）を策定する。村、県、商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

1 企業・事業所の役割

(1) 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、村、県、国が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

(2) 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるものとする。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等にあたっては、特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっては、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

また、事業継続計画（BCP）を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

2 村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の

整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第9節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

2 他の組織との連携

(1) 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

ア 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動

イ 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

(2) 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

ア 定期的な合同訓練等による連携強化

イ 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

(3) 事業所との連携

消防団活動に対する事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

ア 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実

イ 事業所の自衛消防組織との連携の促進

(4) 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

3 消防団員数の確保

(1) 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を發揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

(2) 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

(3) 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、機能別分団（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団）について、今後組織化をめざす。

村及び奈良県広域消防組合は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充

実強化に努める。

(4) 地域における初期消火の担い手の確保

地域における活動的で消防の知識・経験を有する高齢層に火災時の初期消火を担ってもらうため、機能別団員（OB団員）制度を設けて団員を募集し、迅速な初期消火活動が可能となるように組織の育成・充実を図る。

第10節 ボランティア活動支援環境整備計画

大規模災害発生時においては、個人のほか、専門技術グループを含むボランティア組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、被災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、村は、平時より社会福祉協議会等の関係機関団体と、相互の連携を図り、支援のための環境整備に努める。

1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

(1) 活動支援環境の整備

ア ボランティアの活動支援拠点の確保

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動支援拠点の確保、整備に努める。

イ 受入窓口の整備

災害時に迅速に災害ボランティアの受入体制をとることができるよう、あらかじめ受入窓口の担当を保健福祉課と定め、整備を図るものとする。

2 ボランティアの登録・育成

住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、大規模災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。

村をはじめ関係各機関は、このボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、その環境づくりに努める。

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、防災ボランティア週間等を利用して住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

(2) 災害ボランティアの事前登録

ア 平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録を推進する。

イ 県が構築を進めている「地域サポートシステム」に登録している砂防地域サポーターを、村の災害ボランティアに登録を図る。

(3) 災害ボランティアコーディネーターの養成等

災害ボランティアの登録を推進するとともに、その中から災害ボランティアコーディネーターを養成し、またボランティア活動団体等のネットワーク化を図る。

(4) 防災訓練への参加

村は、災害ボランティアコーディネーターや専門技術ボランティア等を村等が実施する防災訓練への参加促進に努める。

[県警察] (吉野警察署)

県警察 (吉野警察署) は、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等

の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる地域防犯協議会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施、資機材の整備等に関し助成その他の支援を行うことになっている。

[関係機関]

○日本赤十字社奈良県支部・社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

日本赤十字社奈良県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、救援物資の搬入出・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは国際赤十字委員会、各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より防災ボランティアを養成、登録するものとする。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう災害救助法第31条の2第2項に基づき、県、市町村等関係機関と協力し、連絡調整を行うものとする。

県は、大規模災害発生時に県社会福祉協議会等と連携して県災害ボランティア本部を設置する。

3 ボランティアの果たす役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介護及び介護補助
- (3) 清掃
- (4) 炊き出し
- (5) 救援物資の仕分け及び配分
- (6) 通訳等の外国人支援活動

4 災害時活動への迅速な対応

村は、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアコーディネーター・専門技術ボランティア等が、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平常時から研修等への参加促進に努める。

第11節 むらの防災構造の強化計画

むらにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強いむらづくり」を進めるため、むらの防災構造の強化を行う。また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、防災拠点となる災害応急対策施設等の機能整備を進める。

1 施設に求められている防災機能

道路、公園・緑地、河川等の施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす防災空間である。

(1) 道路の防災機能

広幅員の幹線街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

(2) 公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められている。

(3) 河川の防災機能

河川空間は、災害時に一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能が求められている。

2 災害に備えた計画的なむらづくり

(1) 防災ブロックの強化

災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

3 災害に備えた取り組み

(1) 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、診療所、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

ア 避難場所、防災拠点の確保

(ア) 災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

イ 避難場所、防災拠点を支える機能の整備

(ア) 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

(イ) 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

(ウ) 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

(2) 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

ア 建築物の不燃化対策

災害時における火災等による延焼被害を防止するため、県は次の建築物不燃化対策を実施する。

(ア) 県は、建築確認、中間・完了検査及び定期報告等の機会を捉えて、建築基準法の防火規定の遵守に係る指導を行う。

イ 大規模建築物の適正な維持保全

災害時における火災等による大規模建築物での人的被害を防止するため、県は次の対策を実施する。

(ア) 県は、旅館等の不特定多数の者が利用する既存建築物の防災性能や避難施設等を常時適正に維持させるために、建築基準法に基づく定期報告制度の活用により、建築物所有者等に対して建築物の安全性確保及び施設の改善に係る指導を行う。

(イ) 県は、大規模建築物の防災性能を向上させるために、消防部局等と連携して実施する防災査察等の機会を捉えて、建築物所有者等に対して建築物の防災性能の向上に係る指導・啓発を行う。

(3) 災害に強いむらづくり施策

村及び県は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いむらづくりを推進する。

ア 既存宅地等

(ア) 自然災害を回避した土地利用の啓発

土砂災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

4 防災空間の整備拡大

村は、防災空間として、災害時に避難場所や避難路となる公園・緑地の整備を促進し、村全体の安全性の向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて貯水槽、防災倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

第12節 災害に強い道づくり

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。村は、定期的にパトロールを実施するとともに、県と協力し、道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制も整備するものとする。

1 道路施設等の耐久性の強化

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。

(1) 道路の整備

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。

ア 事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。

イ その他の箇所については、道路ストック総点検（道路防災総点検）を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

(ア) 道路ストック総点検（道路防災総点検）

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生の恐れのある箇所を把握する。

(イ) 道路の災害補修工事

道路ストック総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐久性の強化を進める。

ア 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成24年改訂公益社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。

イ その他の箇所については、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修等対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

(3) トンネル・ロックシェットの整備

道路機能を確保するため、トンネル及びロックシェットの安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

(4) 道路付帯施設等の整備

道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備を推進する。

2 連絡体制の整備

(1) 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

(2) 防災関係機関との応援体制

ア 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。

イ 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

(1) 道路管理者の役割

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

(2) (一社) 奈良県建設業協会等の役割

(一社) 奈良県建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

4 道路利用者等に対する防災知識の普及

防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を通して、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第13節 緊急輸送道路の整備計画

平成23年に発生した紀伊半島大水害等の経験から、大規模災害時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

1 緊急輸送道路の整備

- (1) 緊急輸送道路は、災害後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、関係機関との連携を図り逐次整備を進める。
- (2) 村は、県において指定した緊急輸送道路ネットワーク路線（資料5-3）から本村の防災拠点に連絡する村道について、計画的に整備を進める。
- (3) 県指定の緊急輸送道路

県は、大規模災害時や災害復旧時において、輸送路となる道路が重要であることに鑑み、多重性、代替性を有し避難拠点・救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような緊急輸送道路のネットワーク化を図っている。

県は、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、緊急輸送道路を次の三つに区分して指定している。

ア 第1次緊急輸送道路

- (ア) 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（一般国道）
- (イ) 災害発生時において全ての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点（村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

2 緊急輸送道路と防災拠点及び生活圏

- (1) 防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から下表「防災拠点の機能区分」の5つに区分する。

- (2) 緊急輸送道路と生活圏

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象とし、全域を3つの生活圏（大和平野地域、大和高原地域、五條・吉野地域）に区分し、相互の連携に配慮するとともに他府県との調整を図り、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。

3 村道の整備

村は、村域の県指定緊急輸送道路と、村役場、指定避難場所等の避難施設、災害活動用緊急ヘリポート、救援物資集積場所など防災拠点とを結ぶ村道について、拡幅や耐震強化の整備を推進するとともに、県指定緊急輸送道路の道路管理者に対し、当該道路の耐震強化等の整備の推進を要請するなど、村域の緊急輸送網の整備を行う。

4 応急活動体制の整備

(1) 村は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、吉野土木事務所及び村内建設業者との連絡体制及び協力体制の整備を図る。

(2) 村は、障害物（がれき）等の仮置場をあらかじめ定めておくものとする。

防災拠点の機能区分

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対策拠点		地方公共団体	県庁
			総合庁舎
			生活圏中心都市の市町村役場
			その他市町村役場
			道路管理者（土木事務所）
			交通管理者（県警）
		地方公共団体 指定公共機関 指定地方行政機関	陸運支局
			道路管理者（土木事務所）
			气象台
			道路公社
			郵便局
			鉄道会社
			放送局
輸送拠点	・ 緊急時における人的、物資輸送の玄関口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート
			卸売市場
			トラックターミナル
		交通空間を利用した拠点	インターチェンジ
			サービスエリア
			道の駅 鉄道駅前広場
ライフライン拠点	・ 日常生活に必要なライフラインの維持	地方公共団体	上下水道
		指定公共機関 指定地方公共機関	ガス
		指定公共機関	電気
			電話
			ケーブルテレビ
		救助活動拠点	・ 災害後の消化、救助等の救難活動 ・ 負傷者の治療介護
指定公共機関	日本赤十字社		
医療拠点	総合病院		
その他	広域避難地		
	自衛隊基地		

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送拠点 ・救援、復旧活動に当たる基幹の駐屯拠点 	地方公共団体(県)	県営競輪場
			第二浄化センター
			消防学校
			吉野川浄化センター

5 緊急通行車両の事前届出

(1) 緊急通行車両の届出

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。(資料14-4参照)

(2) 公安委員会の確認

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規定に基づく緊急通行車両として使用されるものであることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

6 冬季における交通の確保

冬季において、地形又は道路構造上から路面凍結が起りやすいと考えられる区間、場所等に対応するため、凍結防止剤を確保する。

第14節 ライフライン施設の災害予防計画

村及び関係機関は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

1 簡易水道施設

村は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

(1) 簡易水道施設の耐震化

村は、水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努め、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

(2) 水の融通体制の確立

村は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

災害時に迅速な応急復旧活動等に必要簡易水道施設の情報を収集し、総合調整、指示、支援要請等を行うために、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県及び近隣市町村との相互協力体制を整備する。

また、災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

(3) 防災用資機材等の整備・点検

村は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から給水車等の点検、管路図等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

(4) 給水データベースの整備

村は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

(5) 初動マニュアルの整備及び防災訓練の実施

村は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備する。

また、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

2 電力（関西電力株式会社高田営業所）

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図

るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

(1) 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び県・村等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備について対策を実施する。

ア 水害対策

(ア) 送電設備

イ 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

ウ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次の設備について対策を実施する。

(ア) 送電設備

(イ) 配電設備

エ 雷害対策

(ア) 送電設備

(イ) 配電設備

オ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

カ 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形及び地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝等の対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

(4) 防災業務施設及び設備の整備

ア 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

(ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備

イ 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

(ア) 無線伝送設備

- a マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備
- b 移動無線設備
- c 衛星通信設備

(イ) 有線伝送設備

- a 通信ケーブル
- b 電力線搬送設備
- c 通信線搬送設備

(ウ) 交換設備

(エ) I Pネットワーク設備

(オ) 通信用電源設備

ウ 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

エ コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震及び火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ その他災害復旧用施設及び設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を整備しておく。

(5) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

オ 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

カ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想

されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(6) 電気事故の防止

ア 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ 広報活動

(ア) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。
- c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- f 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- g その他事故防止のため留意すべき事項。

(イ) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(ウ) 停電関連

重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

3 電信電話施設

(1) 西日本電信電話株式会社（固定電話等）

災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

ア 電気通信設備等の防災計画

(ア) 電気通信設備等の高信頼化

a 水害対策

- ・豪雨・洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- ・通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

b 風害対策

- ・暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- ・無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

c 火災対策

- ・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

(イ) 電気通信システムの高信頼化

- a 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。
- b 通信ケーブルの地中化を推進する。
- c 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。
- d 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

イ 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

ウ 災害対策用資機材等の確保と整備

(ア) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

(イ) 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(ウ) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(エ) 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

エ 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

オ 防災に対する教育、訓練

(ア) 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

(イ) 村、県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

カ 災害時優先電話

村、県及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、村、県及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるよう西日本電信電話㈱に申し出により、協議し決定するものとする。

(2) 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

災害が発生した場合に電気通信設備の被害や通信サービスの途絶を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施するものとする。

ア 通信設備等の防災計画

(ア) 広域災害、停電時に人口密集地の通信を確保のため、通常の無線基地局とは別に大ゾーン方式基地局を設置する。（奈良市、大和高田市の2ヶ所）

(イ) 村役場等の重要エリアをカバーする無線基地局については、エンジンによる無停電化もしくはバッテリー24時間化の停電対策を推進する。

イ 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。なお、㈱NTTドコモとして配備する機器及び車両は次による。

- ・衛星エントランス搭載基地局車
- ・移動基地局車
- ・移動電源車
- ・可搬型衛星エントランス基地局
- ・非常用マイクロ等

ウ 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、㈱NTTドコモ関西支社内各組織、本社並びに各支社間及びグループ会社等と迅速にかつ的確に伝達するため、その方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し維持する。

エ 防災に関する教育、訓練

(ア) 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対して防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

(イ) 村が主催する総合的な防災訓練に参画する。

オ 災害時優先電話

村、県及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した携帯電話を災害時優先措置するものとする。なお、村、県及び防災機関は、各機関の携帯電話が災害時優先措置されるよう㈱NTTドコモ関西支社奈良支店に申し出により、協議し決定するものとする。

(3) KDDI株式会社（携帯電話）

災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

ア 電気通信設備等の防災計画

(ア) 水害対策

- a 豪雨・洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- b 通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

(イ) 風害対策

- a 暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- b 無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。

(ウ) 火災対策

火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

- a 建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに、延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- b 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

(エ) 地震対策

地震に備え、主要な電気通信設備等について耐震構造化を行う。

(オ) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とすること。

(カ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置すること。

(キ) 携帯基地局に関しては停電に備え蓄電池設備を設置するものとし、重要地区にある基地局に関しては24時間以上の蓄電池能力を要するものとする。

イ 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両等を配備する。

(ア) 移動基地局車の配備

(イ) 移動電源車の配備

(ウ) 仮設基地局設備の保有

ウ 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

エ 防災に関する教育、訓練

(ア) 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

(イ) 村、県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

オ 災害時優先電話

村、県及び各法人機関の申し出により、あらかじめ指定された携帯電話を災害時優先設定とする。

なお、村、県及び各法人機関は、各機関の携帯電話が災害時優先措置されるよう KDD I ㈱に加入時申し込むものとする。

(4) ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

ア 顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

(ア) 停電対策

(イ) 伝送路対策

(ウ) 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

a 移動電源車

b 移動無線基地局車

c 可搬型無線機

(エ) 緊急時・災害時の通信網整備

イ 社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

(ア) 対応マニュアルの徹底

(イ) 非常時体制の確立と連絡網の整備

(ウ) 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。

併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

ウ 防災訓練の実施

毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

(ア) ネットワーク障害対応訓練

(イ) 安否確認訓練

- (ウ) 火災・地震の対応訓練
- エ 応急復旧設備の配備
 - 代替基地局設備
- (ア) 基地局の代替サービスエリアの確保
- (イ) 代替基地局の研究開発

4 ケーブルテレビ施設

(1) こまどりケーブル株式会社

災害・重大事故が発生した場合にケーブルテレビ設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等のケーブルテレビ設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、過去の災害実績等を参考とし、ケーブルテレビ設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

ア ケーブルテレビ設備等の防災計画

(ア) ケーブルテレビ設備等の高信頼化

a 水害対策

- ・豪雨・洪水等の恐れがある地域にあるケーブルテレビ設備等について、耐水構造化を行う。
- ・重要設備は役場建物内に設置し、水害対策を施す。

b 風害対策

- ・暴風の恐れがある地域にあるケーブルテレビ設備等について、耐風構造化を行う。
- ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

c 火災対策

- ・火災に備え、主要なケーブルテレビ設備等について耐火構造化を行う。
- ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

(イ) ケーブルテレビ通信システムの高信頼化

a 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造を推進する。

b 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

イ 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

ウ 災害対策用資機材等の確保と整備

(ア) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

(イ) 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確

保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(ウ) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

オ 防災に対する教育、訓練

(ア) 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

(イ) 村、県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

5 ガス施設

[関係機関]

○ガス事業者

- (1) 災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進するものとする。
- (2) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報機、各種安全装置付き機器の普及を図るものとする。
- (3) 利用者に対し、災害発生時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図るものとする。

6 住民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民の意識向上を図る。

- (1) 村は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止等について広報に努める。
- (2) 電力会社は、感電、漏電、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (3) 電気通信事業者は、災害時の通信幅輻緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報する。

第15節 危険物等施設災害予防計画

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展するケースが多く、消火困難に陥りやすい。そこで危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

1 危険物施設

消防機関及び危険物施設の管理者等は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

(1) 消防機関が実施する対策

ア 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。

イ 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令及び奈良県広域消防組合危険物規制規則等を遵守させる。

ウ 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。

エ 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。

オ 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

(2) 危険物施設の管理者が実施する対策

ア 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。

(ア) 防災資機材の整備

(イ) 自主的な防災組織の結成

(ウ) 保安教育の充実

(エ) 防災訓練の実施

イ 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

2 高圧ガス・LPガス施設

高圧ガス・LPガス事業者等は、ガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

(1) 高圧ガス事業者等が実施する対策

ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。

イ LPガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。

ウ LPガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLPガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPガス漏出事故発生防止を徹底する。

エ 一般社団法人奈良県LPガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。

オ 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

3 予防査察等

村及び奈良県広域消防組合は、火薬類、LPガス、石油類等の販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、液化石油ガスの安全の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

- (1) 奈良県広域消防組合は、危険物の販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 奈良県広域消防組合は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育の徹底を指導する。

[関係機関]

○関係保安団体・事業所等

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、合同防災訓練を実施するものとする。

4 自主保安体制の充実

村は、取扱業者等が実施する自主保安体制充実のための活動に対し、必要に応じて協力する。

5 村内における危険物施設

村内における危険物施設の現況については、資料9-5のとおりである。

第16節 防災体制の整備計画

災害に迅速・的確に対処するためには、村の災害対応体制をいち早く立ち上げるとともに、外部からの応援を適切に受け入れる体制を整備しておく必要がある。そこで、体制整備のために事前に行うべき事項を定め、着実に実行することにより災害に備える。

また、村は災害応急対策施設を備えた防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

1 災害対策本部体制の充実

(1) 活動体制の整備

村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

(2) 初動体制の整備

災害発生時に速やかに村災害対策本部の立ち上げができるよう、平素から次のような整備を推進する。

ア 職員に対し災害時における配備基準等の周知徹底

イ 災害時における連絡体制、参集体制の確立

ウ 本部室に準備すべき物品のリストアップ

エ 防災行政無線等の使用方法の習得

(3) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響するから、村は意思決定者、配備基準、指揮命令系統について職員に対して習熟を図る。

(4) 災害対策本部設備等の整備

ア 備品の固定及び落下物の防止措置

イ 停電時に備えた非常電源の整備

ウ 無線機器の点検・整備

エ 村内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備

オ 災害応急対策に従事する職員の食料、毛布、衣類等の確保

(5) 備蓄の推進

ア 災害対策本部職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害対策本部職員の食料、水及び毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害対策本部の活動を維持するため災害対策本部職員用の物資の備蓄を推進する。

イ 避難施設への備蓄

指定避難所へ、避難施設として開設する際に必要な食料、毛布、非常用自家発電機、仮設トイレ等の備蓄を推進する。

ウ 調達体制の確立

備蓄よりも調達する方が効果的、現実的と思われる物品等については、関係業者等と調達体制を確立する。

また、必要によっては関係業者等と災害時における応援協定の締結を推進する。

2 防災拠点の指定

村は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を村の防災拠点として位置づけ、整備するものとする。

①	災害対策活動拠点	村役場
②	避難拠点	各指定緊急避難場所（資料4-1参照） 各指定避難所（資料4-2参照）
③	給水拠点	村役場
④	物資備蓄拠点	黒滝村冷凍冷蔵庫
⑤	救援物資集積拠点	資料6-4参照
⑥	物資輸送拠点（ヘリポート）	資料5-1参照
⑦	消防活動拠点	奈良県広域消防組合 黒滝村消防団

3 耐震化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる村役場、避難施設となる学校その他の公共施設においては、耐震診断を推進し、その結果に応じ、また新築、改築の際に耐震化・不燃化を図るものとする。

また、災害時に医療活動の拠点となる民間医療機関については、広報紙、パンフレット等により耐震診断及び耐震改修等の普及啓発を推進する。

4 防災拠点の整備

村は、災害応急対応施設を備えた防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

- (1) 計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。
- (2) 災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災行政無線等の通信設備の設置等を検討する。

5 業務継続計画の策定

災害発生時に応急復旧対策に取り組むとともに、住民の生活に関する通常業務を継続できるよう、業務継続計画の策定に努める。

6 電子データバックアップ等の推進

村の電子データの破損に備えて、担当部署等はデータのバックアップに努めるとともに、遠隔地又は村役場と地形条件が異なる施設等へのデータの保管、定期的な紙等への出力による保管等、各種対策の推進に努める。

7 地理情報システム導入の推進

村内の被害状況の整理・管理及び関係機関との共有化のため、地理情報システムの導入の推進に努める。

8 防災関係情報の共有化

村は、県、県内各市町村、その他防災関係機関と協力し、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第17節 航空防災体制の整備計画

奈良県消防防災ヘリコプターを、有効に活用することによって、各種災害発生時の被害を最小限に防止できる体制を構築するとともに、併せて、火災等の予防啓発の普及活動を行い、火災等の発生を未然に防止する。また、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるよう努める。

1 緊急ヘリポートの整備

- (1) 村は、災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地を選定し、その拡充を図る。
- (2) ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- (3) 村及び県は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。
- (4) 洪水、土砂災害等により孤立が予想される地区を中心に、ヘリコプターの離着陸が可能な用地をあらかじめ選定しておく。

2 緊急ヘリポートの現状

本村における災害活動用緊急ヘリポートは資料5-1・5-2のとおりである。

3 対策

(1) 要請担当窓口

要請は村長が行うものとし、関連する手続きの窓口は総務課とする。

(2) 派遣要請手続き

村長は、奈良県防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして、応援を要請する。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の最高責任者の職名、氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び陸上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

(3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定

[県]

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプターを配備し、効果的な運航体制の保持に努める。

(1) 県消防防災ヘリコプターの配備

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプター「やまと2000」を平成12年8月に配備し、平成12年12月から運用している。

- ア 機種 ベル式412E P型

イ	座席数	15席
ウ	全備重量	5,398kg
エ	巡航速度	200km/h
オ	主要装備	テレビ映像電送装置、ビデオ録画装置、消火タンク・消火バケツ（空中消火装置）、ホイスト装置（救助用吊上機）、カーゴフック（懸架装置）、救命用担架装置、機外拡声装置、照明装置、防振カメラ

(2) 運航体制の整備

県は、県防災航空隊の編成、ヘリコプター応援協定の締結等、消防防災ヘリコプターの運航に必要な体制を整えるとともに、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の整備に努めることになっている。

(3) 協力体制の確立

県は、警察、他府県、自衛隊等他のヘリコプター保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう密接な連絡調整を図ることになっている。

(4) 緊急ヘリポートの整備

県及び自衛隊は、災害活動用緊急ヘリポートにおけるヘリコプターの利用可能状況を毎年調査することになっている。

第18節 通信体制の整備計画

村は、防災関係機関との連携のもと、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図る。

また、最近の情報通信技術の進展等による総合的な防災情報システムを構築する。

1 情報収集・連絡体制の整備（総務課）

村は、防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。

- (1) 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。
- (2) 各機関及び機関相互間における情報収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間休日等においても対応できるよう配慮する。
- (3) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を確保する体制の整備に努める。

2 通信施設等の整備

被害の未然防止や適切な応急対策の実施には正確な情報の収集・伝達が不可欠なため、通信施設の整備を推進する。

(1) 県防災行政無線施設

ア 現況

災害時に県や他市町村等から迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、村役場及び奈良県広域消防組合に県防災行政無線が整備されている。このほか、村域内には吉野土木事務所に県防災行政無線が整備されている。

イ 災害予防計画

- (ア) 県は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるよう努める。
- (イ) 県は、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

ウ 最適化計画

平成15年度に整備した県防災行政無線は、今後設備の老朽化による障害が予想されるため、県は、状況等を見ながら可及的速やかにデジタル化に対応した新しい設備の再整備を図る。

(2) 大和路情報ハイウェイ

ア 現況

大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時におけるバックアップ回線を平成24年7月から整備・運用している。

イ 災害予防計画

(ア) 村、県と通信事業者での発災後の被害状況確認、復旧作業に関する役割分担、連絡体制を明確にしておき、発災後の相互の連携がスムーズになるよう努める。

(イ) 県は通信経路について、冗長化やループ化等による強じん化をさらに検討する。

(3) 衛星インターネット通信

県南部山間の出先機関に対しては、大和路情報ハイウェイが被災し通信が断絶した場合でも最低限必要となる通信手段を確保するため、衛星インターネットを平成24年8月より運用している。

3 通信手段の確保

(1) 村は、村防災行政無線等の通信手段の充実強化を図る。

ア 各無線局の設備及び各機器において、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるよう努める。

イ 自家用発動発電機等の非常用電源設備の整備に努める。

ウ 機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(2) アマチュア無線の免許保持者の協力を求める。

(3) 村は、西日本電信電話株式会社の災害時優先電話等の配備について確認するとともに、取扱運用方法等の習熟に努める。

(4) 携帯電話の通信エリアの拡大に努め、緊急速報メールの受信可能な地域が拡大するよう努める。

(5) 停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進するとともに、停電時を想定した、実践的な訓練を実施するものとする。

4 通信訓練

村は、災害非常時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から関係機関との意思の疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

5 非常通信体制の充実強化

村は、防災関係機関と連携を図り、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

6 災害時優先電話

(1) 現況

災害時には、一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも、災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、村は、災害発生時に村内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ西日本電信電話(株)に災害時優先電話として登録している。

(2) 災害予防計画

村は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機及び電話番号が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

7 奈良地区非常通信協議会との協力体制

大規模災害により通信が途絶した場合に、県等防災関係機関との通信を確保するため、平素から村域内及び次の関係機関と災害時における通信施設の利用等について、協議等を検討するものとする。

- (1) 関西電力株式会社高田営業所
- (2) 吉野警察署

8 緊急速報メール

村は、住民への防災情報を伝達する際に、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する。

9 Lアラート

災害発生時における住民への情報伝達手段として、Lアラート等の県内普及に向けて、村及び県は一緒に検討を進める。

10 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、村及び県は孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

(1) 衛星携帯電話

村は、避難施設の機能強化の為に県の助成措置などを活用して、避難施設に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

(2) 村防災行政無線

村は、避難施設等と双方向の通話が可能な村防災行政無線の整備に努める。

11 その他の通信手段の整備

災害時において孤立するおそれのある地域については、衛星携帯電話等の配備に努める。

[県]

機動的な情報収集活動を行うため、県は、消防防災ヘリコプター等を活用するなど、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進することになっている。

[関係機関]

○西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害

を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

○放送施設（日本放送協会等）

日本放送協会及び奈良テレビ放送株式会社等は、災害に強い施設の構築、非常用放送設備及び連絡通信手段の確保を積極的に推進するものとする。

また、災害対策の円滑化、適切な情報収集に向けて、放送設備の保守点検等を定期的に実施するものとする。

○こまどりケーブル株式会社

こまどりケーブル株式会社は、災害・重大事故が発生した場合にケーブルテレビ設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等のケーブルテレビ設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

第19節 孤立集落対策

通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

1 住民・自主防災組織、村、県の役割分担

(1) 住民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域等を把握しておくこと。

孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。

また、集落内にヘリポート又はヘリコプター離着陸の適地を確認し、ヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）。

(2) 村

民間通信インフラが繋がらない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることへの備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておく。

また、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

(3) 県

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

県は、村が作成した孤立可能性のある集落を表示した地図を収集、把握し臨時ヘリポートが災害時に活用できるよう確認を行う。

第20節 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）

村外被災地への人的支援、村外からの避難者の受入を実施する場合に、村としての対応、県との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

1 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）

(1) 人的支援体制の整備

ア 村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

イ 県は、県外での大規模災害発生時に備えて支援体制の整備を行う。

(2) 被災者受入体制の整備

ウ 村は、大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制について、県と連携して整備に努める。

エ 村及び県は、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

2 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については本章「第10節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第21節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）

村内において災害が発生し、村だけでは救援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

1 応援体制の整備

(1) 公共団体間の協定

村は、公共団体間で、下表の通り相互応援協定等を締結している。

今後、大規模災害に備え、遠隔地の公共団体との相互応援協定等の締結に努めるほか、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

名称	締結団体	締結時期
奈良県消防広域相互応援協定	奈良市長他12団体	平成8年5月7日
奈良県水道災害相互応援に関する協定	奈良県知事、日本水道協会奈良県支部、奈良県簡易水道協会	平成15年6月2日
五條市と黒滝村における消防相互応援協定	五條市	平成19年10月1日
災害時の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成24年2月28日
災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定	奈良県内全ての市町村、奈良県市長会、奈良県町村会、奈良県	平成27年2月20日

(2) 各種団体・企業等との協定

村は、各種団体・企業等と、下表の通り協定等を締結している。

今後、村内外で活動している団体・企業を対象に、災害発生時の応急復旧等の対応を中心に、応援協定の締結推進に努める。

名称	締結団体	締結時期
災害時における緊急物資供給協力に関する協定	奈良県農業協同組合	平成22年3月5日
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	奈良県電気工事工業組合	平成22年9月1日
災害時における物資供給等に関する協定	市民生活協同組合ならコープ	平成24年5月28日
災害時等における緊急対応業務に関する基本協定書	黒滝村建設組合	平成25年9月30日

名称	締結団体	締結時期
災害時における飲料の提供協力に関する協定	コカ・コーラウエスト株式会社	平成25年10月31日
安心なまちづくりに関する協定書	日本郵便株式会社黒滝郵便局、日本郵便株式会社下市郵便局	平成25年12月25日

2 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）

(1) 防災関係機関の相互応援体制の整備

ア 村及び県は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内全市町村で「市町村相互応援協定」を締結するなど連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。

イ 県は、国、他の都道府県及び防災関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順等を取り決めておくものとする。

(2) 応援受入体制の整備

ア 村及び県は、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難施設の運営等）を整理しておくものとする。

イ 村及び県は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

(3) 広域防災体制の確立

村は、県による「広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）」の検討を受け、必要な整備を行うとともに、災害への備えとして、県、住民及び関係機関と連携して陸上自衛隊駐屯地の誘致活動を進める。

3 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については本章「第10節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第22節 医療計画

災害発生後48時間（いわゆる「急性期」）は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助ける。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくる。

このため、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる医療救護体制の整備を図る。

災害は、自然災害と人為的な要因による人為災害に大別され、いずれも被災区域が広域的なもの（広域災害）と、局地的な範囲に留まるもの（局地災害）がある。また、被災・被害の程度は、発生場所、発生時刻、発生時期により大きく異なることから、災害発生時に提供すべき医療は、時間の経過に伴い刻々と変化する。

特に一般的に急性期とされる災害発生後48時間は、被災地へ重点的に医療資源を投入することにより救命医療を行うとともに、重症傷病者は被災地外に搬送し、「助けられる命を一人でも多く助ける」ことが必要となる。

また、急性期以降は、避難施設等で避難生活を強いられる被災者の生命を守るため、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくる。

そのため、それぞれの状況に的確に対応できる医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

1 実施体制

- (1) 被災者に対する医療救護は、村が行う。なお、村限りで実施困難なときは県に対して救護班の派遣を要請し、隣接する市町村、県その他の医療機関の応援により行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、村は、県の委任に基づき日本赤十字社奈良県支部の協力を得ながら実施する。

2 医療救護班の整備

村は、地区医師会等医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。

- (1) 医療救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、保健師・看護師2名及び補助者1名を標準とし、適宜薬剤師を加える。救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、出動体制を整え、招集連絡方法を定めておく。
- (2) 歯科医療救護班は、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名を標準とする。

3 初期医療体制の整備

村は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置箇所（資料3-2）を定め、避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等を定める。
- (4) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

4 医療体制等の整備

村は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察（吉野警察署）による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県消防防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。なお、救急医療施設については、第2章第18節「医療救護計画」を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を実施する。

[県]

- (1) 災害時の医師等の医療関係者の不足及び医薬品、医療機材の不足に対処するため、広域的な救護班の派遣、医薬品、医療機材の搬送、重症・重篤患者の受入れを調整することになっている。
- (2) 災害時において、医療ボランティアの確保・受入れに係る調整を行い、医療救護スタッフの適正な配置を行うための体制整備を図ることになっている。
- (3) 県独自で十分な医療活動が実施できない場合は、隣接府県に対し、救護班の派遣及び傷病者の受入れを要請するとともに、他都道府県からの救護班、医療品、医療機材受入れを調整することになっている。
- (4) 精神障害者に対する災害時の医療を確保するため、これらの患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに精神医療チームの編成に努める。また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、県はこれらに対する相談体制の確立や関係団体・関係者に対する指導体制の充実に努めることになっている。

[関係機関]

○医療機関

あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

- (1) 災害時における医薬品等の需要については、迅速に対応できるようにする。
- (2) 災害時における防災活動を迅速かつ適切に行えるように訓練等を行う。

○奈良県医師会

災害時の医療・助産活動を担う医師、看護師等の医療関係者については、医師会等を窓口として災害時における協力体制を推進する。また、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

村は、医療機関の被害状況や医療機関に來ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、情報通信手段の整備に努める。

[県]

県は地域の医療機関、医療関係団体、災害拠点病院、消防機関、保健所間等との情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時に必要な医療情報の収集、提供を行い円滑な連携の基に傷病者等の医療の確保を図るため、広域災害・救急医療情報システムの整備を図ることになっている。

6 住民に対する普及啓発

村及び奈良県広域消防組合は、住民に対する心肺蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルス等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

7 保健師等による健康管理・健康相談の実施（保健師班の整備）

村は、災害から地域住民の生命及び健康を守るため関係機関と協力体制を整備し、災害の状況に応じた適切な健康管理体制を構築する。

(1) 情報の集約と提供の確保

村は、被災者の情報を速やかに県に伝達し、県及び関係機関等との情報共有に努める。

(2) 要配慮者への対応

村は、要配慮者が災害の犠牲者とならないようにするため、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、必要に応じて県に支援を要請するほか、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。

(3) 人材育成等

村は、予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。

なお、人材育成等に当たっては、必要に応じて、県に支援を要請する。

8 在宅難病患者対策（長期療養児含む）

村は、県と情報を共有し、災害発生時に速やかに必要な支援を実施する体制の整備に努める。また、県は、在宅難病患者に対する災害時の医療や保健サービスを確保するため、次の対策を講じる。

(1) 在宅難病患者の療養状況の把握と情報の共有

- ア 要支援者リスト・マップと個別ファイルの作成
- イ 災害時の連絡方法の確保
- ウ 災害時個別支援計画の作成
- エ 患者・家族の同意に基づいた村や関係機関への患者情報の提供

(2) 災害時の医療、保健サービス確保のための支援ネットワークの整備

- ア 難病患者拠点病院、協力病院における災害緊急連絡体制の整備
- イ 災害時の医療確保に向けた関係機関の協力体制の確立
- ウ 吉野保健所における在宅難病患者巡回チーム編成計画の作成

9 精神障害者対策、メンタルヘルス対策（こころのケアチームの整備）

村及び県は、迅速かつ適切なこころのケアに関する行動指針として、「災害時こころのケア活動マニュアル」（仮称）を作成し、マニュアルに基づき対応する。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、村及び県はこれらに対する相談体制「こころのケアチーム」を確立するとともに、精神医療従事者や吉野保健所等の専門職員に対する教育研修体制の充実に努める。

第23節 防疫予防計画

災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するため、防疫体制を確立する。

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

1 実施体制

災害時における被災地域の防疫は、村が県の指導、指示に基づいて行う。村で実施困難なときは、隣接する市町村、県（保健所）の応援を得て実施する。

2 防疫予防計画

- (1) 災害発生時において迅速に防疫活動が実施できるように防疫班（4～5名）を組織する。
- (2) 防疫班は村職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。
- (3) 防疫実施計画を作成する。
- (4) 防疫用資機材及び薬品の調達計画を作成する。
- (5) 防疫作業の習熟を図り、防疫訓練を実施する。
- (6) 住民が行う防疫及び保健活動について指導する。

[県]

- (1) 保健所は、市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査等を行うため、疫学調査のため医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編成することになっている。
- (2) 保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、できるだけ周密な防疫計画を策定することになっている。
- (3) 県は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

[住民]

し尿、ごみの自家処理の準備を行うものとする。

第24節 火葬場等の確保計画

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣市町村等との連携体制を整備する。

1 火葬データベースの整理

火葬は、原則として資料7-1に掲げる施設で行うこととするが、大規模災害により火葬場が被災して稼働できなくなったり、多数の犠牲者が発生して対応が困難な場合も発生するため、村及び県は、火葬の受入体制等を把握し、火葬データとして整理する。

2 応援協力体制の確立

(1) 葬祭業者等との連携

県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会と協定を締結し、連携・協力体制を整備する。

(2) 近隣自治体等との連携

村及び県は、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第25節 廃棄物処理計画

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を速やかに搬出し処理するために、平常業務を通じて諸計画を樹立し、廃棄物処理の万全を期する。

1 災害廃棄物処理計画による体制整備

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、村は、県と連携して広域的な処理体制の構築に努める。

2 人員の確保

村は、南和広域衛生組合及び葛城地区清掃事務組合に対し災害時に関係者全員がごみ・し尿処理に従事できるよう平常時から特に健康保持について留意するよう要請する。

3 収集車両の整備及び点検

村は、災害時においてごみ・し尿の収集業務が円滑に実施できるよう平常時からごみ・し尿収集車両の整備点検の実施と、南和広域衛生組合及び葛城地区清掃事務組合及びし尿収集運搬業者との協力体制の確立に努めるよう要請する。

4 廃棄物処理施設の整備点検等

- (1) 村は、南和広域衛生組合及び葛城地区清掃事務組合に対し、災害によりごみ・し尿処理施設の円滑な稼働を損なわれることのないよう平常時から整備点検に努めるよう要請する。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。
- (2) 村は、南和広域衛生組合及び葛城地区清掃事務組合に対し、災害によりごみ・し尿処理施設の稼働が不能となった場合の代替施設の確保に努めるよう要請する。

5 災害時の相互協力体制

村は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

[県]

県は、相互支援協定に基づき下記に掲げる事項等を把握し、体制整備等の基礎資料とするとともに、有害物質（PCB、アスベスト等）の所在等の情報共有に努め、広域的な処理体制の整備・充実を促進する。

- (1) 支援可能な処理内容、規模
- (2) 提供可能な資機材等
- (3) 職員派遣の可否（人数）
- (4) 組織、連絡体制

(5) 支援にあたっての課題等

また、府県間の相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、(一社)奈良県建設業協会、奈良県解体工事業協会と締結(平成21年8月25日)した協力協定に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。

6 廃棄物仮置き場等

- (1) 村は、災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置き場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。
- (2) 村は、一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。
- (3) 村は、生活ゴミ及びがれき等の一時保管場所の確保を図る。

[県]

生活ごみやがれき等を広域的処理処分を行えるよう市町村間の調整を行うことになっている。

第26節 食料、生活必需品の確保計画

村は、防災関係機関との連携のもと、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、食料及び生活必需品等の調達及び供給について、村・県・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

1 食料及び生活必需品の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者等や一時的滞在者に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、村は、第2次奈良県地震被害想定調査結果等を参考にし、緊急に必要な物資を備蓄しておく（資料6-6参照）。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達ルートを確保しておく。
- (3) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、要配慮者や女性、食品アレルギー患者、幼児用物資にも配慮する。
- (4) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (5) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (6) 学校のプールの貯留水を災害時の生活用水として活用するため、プール施設の耐震性確保を図るとともに、各プールにあらかじめろ過器を配置しておくものとする。
- (7) 住民及び自主防災組織が実施する緊急物資確保対策の啓発及び備蓄の促進に努める。
- (8) その他、物資の調達に必要なことを定める。

[住民]

住民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料、飲料水及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

[県]

県は、給与を行うのに必要な生活必需品の物資の調達を行うための具体的方法を検討し、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整えることになっている。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時等相互応援に関する協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。
- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

[関係機関]

○奈良地域センター

緊急に必要な食料であって、県内で調達できないものの調達、斡旋の準備を行うものとする。

○日本赤十字社奈良県支部

災害発生時、被災者援護等を実施するため、緊急援護物資の備蓄を行うものとする。

2 飲料水等の確保

- (1) 簡易水道の整備を進め、飲料水の確保を行う。
なお、本村の水道普及率については、資料6-5参照のこと。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク等応急給水資機材を整備する。
- (4) 住民に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

[住民]

- (1) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを目安とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- (2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

3 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 村は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 村は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

4 情報交換の実施

村は、物資の調達及び供給を迅速かつ的確・適切に実施するため県の情報責任者及び担当者と平常時から災害の発生に備えた情報交換を行う。

- (1) 村は、物資調達状況等の情報交換を行うための情報責任者及び担当者を指定するとともに、その職務権限を明らかにしておく。
- (2) 村は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況・調達責任者及び担当部署を県に報告する。

(3) 村は、上記(2)の報告内容に変更が生じたときは、変更後の状況を速やかに県に報告する。

[県]

平常時から市町村が実施している調達状況や調達体制を把握し、市町村からの応援要請に対応するための検討を行うことになっている。

5 食料等の備蓄率の向上

住民による食料等の備蓄率は、防災意識向上及び村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、村及び県は積極的に災害時の物資確保に努める。

村及び県は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第27節 文化財災害予防計画

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産だが、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定、県指定及び村指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

なお、平成16年に榎尾～赤滝の大峯奥駈道が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」として登録されており、その防災上の対策についても、考慮するものとする。

1 基本計画

(1) 管理状況の把握（資料8-1参照）

村教育委員会は、事務局職員による適宜巡視、所有者、管理者等による情報提供、文化財保護委員会委員の巡視報告等を通じ、管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

(2) 所有者・管理者への指導

所有者・管理者に対し日常の災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について指導・助言を行う。

(3) 文化財防災思想の普及活動

「文化財防火デー・週間」等の行事を通じ、実施訓練や講習会の実施・参加をすすめる。所有者のみならず一般住民に対しても文化財災害予防に関する認識を高める。

(4) 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

村は、県が設置する文化財防災のための連絡会議に参加し、消防、警察、県内市町村等と連携のとれた連絡・協力体制の整備に協力する。

2 文化財種別対策

(1) 建造物

防火設備未設置文化財への設置と、既設設備の点検整備の推進。風水害に備えた周辺の環境整備。破損状況に応じた適切な保存修理による建築物としての性能維持。

(2) 美術工芸品

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の史跡、名勝、天然記念物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、指定物件には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

3 災害別対策（文化財災害予防対策）

村教育委員会は、所有者、管理者と協力して、次の予防対策を講ずるよう努める。

災害別	予防方法	予防対策
1. 火 災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 既設設備の日常的な点検による維持保全
	3. 消火設備の充実強化	消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 既設設備の日常的な点検による維持保全、改修による耐震性能強化
	4. その他	1 火元の点検、巡視・監視の励行 2 環境の整備と危険箇所の点検 3 火気使用禁止区域の設定及び標示 4 消防活動空間の確保 消防進入道路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理 5 収蔵庫等耐火建築物への収納
2. 風 水 害	1. 環境整備	1 倒壊、折損のおそれのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置 水損物の脱水・陰干し
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、扉、窓の戸締まりの励行、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落 雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧施設の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4. 漏 電	屋内外の電気設備の整備	1 定期的な設備点検の実施 2 漏電火災警報機の設置 3 不良配線の改修 4 安全設備の設置と点検

災害別	予防方法	予防対策
5. 盗 難	防犯対策の強化	1 施錠 2 入口・窓等の補強 3 柵・ケース等の設置 4 防犯灯・防犯警報装置の設置 5 記帳等による参観者の把握
6. 虫 害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1 定期点検による早期発見 2 保存箱・収蔵庫への収納 3 扉の適時開閉
7. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調節	1 温・湿度の定期的測定 2 保存箱・収納庫への収納 3 有害光線の減衰 4 扉の適時開閉
8. 全 般	(全般)	1 防災訓練の見学と学習 2 防災施設の見学 3 防災講習会の実施 4 防災・防犯診断の実施 5 各種設置機械類の機能検査 6 文化財管理状況の把握 7 文化財の搬出避難計画の検討 8 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9 災害時（大規模停電等）の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	1 施錠 2 入口・窓等の補強 3 柵・ケース等の設置 4 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5 記帳等による参観者の把握 6 監視人の設置 7 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

＜個別災害予防計画＞

第28節 総合的な水害防止対策

治水安全度の向上を図るため、村・県が連携しながら、河道改修等のハード面の対策や住民への啓発等のソフト面の対策を進め、水害による被害の抑制を図る。

1 河川整備

本村を流れる黒滝川（丹生川）について、村は、県の事業に協力し、総合的な対策の推進に努める。

第29節 水害への備え

水害による被害の軽減を図るため、村は、水防法に基づく水害対策を行い、住民が日頃から水害に対し備えができるようなソフト対策の充実を積極的に図っていく。

1 避難確保の措置の周知

(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

(2) 住民への周知

村は、避難施設等その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた防災マップ等を作成し公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知するとともに、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

2 水防訓練、避難訓練の実施

村は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、防災マップ等を活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図るものとする。

3 水防協力団体、水防活動要員の育成

村は、(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、(3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供、(4) 水防に関する調査研究、(5) 水防に関する知識の普及、啓発、など 業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

第30節 風害予防計画

集中豪雨及び台風等による災害は、しばしば村内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。気象状況を早期に把握し、必要な措置を講ずる。

また、本村は、自然的要因から土砂災害やがけ崩れ等の可能性もあり、被害を最小限に留めるための体制整備が必要である。

今後国等から示される施策をもとに、竜巻等突風対策について検討を進める。

1 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

(1) 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

(2) 災害危険区域の調査及び住民への周知

山地災害、土砂災害の危険箇所等（資料 10-1・10-2・10-5・10-8）及び急傾斜地崩壊危険区域（資料 10-3）及び砂防指定地（資料 10-4）及び浸水等による危険地域等を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

2 風害の予防対策

公共施設の管理者（村、県）及び民間施設の管理者並びに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（公告、看板、工所用建築資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めなければならない。

3 治山施設等の災害予防

村は、国及び県の協力を得て次により山地の災害予防対策を講ずる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の実態調査

ア 危険地区等の点検・調査

山地災害危険地区（資料10-5）において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の実態調査を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

イ 既存施設の実態調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(3) 林道施設の実態調査

村は、災害時に孤立のおそれのある集落（資料 10-7）の避難・う回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備するよう努める。

(4) 農作物、林産物の災害予防対策

適地適作等により災害の回避を図るとともに、積極的な対策として耐倒伏性品種の

導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止、さらには防風垣、防風林等の防風施設の設置、強化を図る。

4 砂防施設の災害予防

砂防施設管理者は、現在荒廃している溪流等又は将来荒廃のおそれのある溪流等について、土石流の発生が予想される溪流等を重点的に、砂防えん提、床固工、溪流保全工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流等の整備を進める。

5 河川管理施設等の災害予防

河川管理者等は、次により河川施設及び災害危険箇所の点検、調査等の災害予防対策を講ずる。

- (1) 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。
- (2) 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

6 電力施設の防災対策

施設管理者は、電気設備について強風時においては予防巡視を実施するとともに、弱体設備の補強を行うほかルートを選定、支線の増強、電柱の根入れを規定値以上にする等補強措置を講ずる。

7 通信施設の防災対策

施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な整備更新を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。

第31節 総合的な土砂災害防止対策

土砂災害から人命・財産を守るため、従来より実施している施設整備などのハード対策だけでなく、住民に対する土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒情報の活用等のソフト対策を推進していく。

土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害に対する防災対策を進めるに当たっては、行政と住民が常に情報を共有し、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」とが相乗的に働くことを目指す。そのため、村は、県の協力により、住民に対して土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒情報の発表、雨量情報等の提供、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進していく。

また、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備促進を図る。さらに、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限、建築構造規制、移転等の勧告と移転を行う者への支援等を実施していく。

（資料10－8 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧参照）

1 土砂災害に関するソフト施策

(1) 土砂災害危険箇所の周知と防災意識の啓発

土砂災害は突発的に発生するため、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要である。そのため防災マップ等の作成や、研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害危険箇所等の周知を図り、要配慮者関連施設、自治会等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

村は、災害事例、気象情報等、土砂災害に関する情報の収集に努め、その資料を整備しておくものとする。また、危険地域周辺において防災パトロールを行い、緊急情報の伝達にも努めるものとする。

村は、防災マップ（土砂災害ハザードマップ等）の作成・配布、広報紙等の活用により、土砂災害危険箇所（土石流危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）及び土砂災害防止に関する知識の周知、防災意識の普及に努める。

(2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

県は土砂災害防止法に基づき、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域等について、村長の意見を聞いたうえで、土砂災害警戒区域に指定する。また、警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域等について、村長の意見を聞いたうえで、土砂災害特別警戒区域に指定する。

村は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について定め、住民に周知を図る。

なお、土砂災害特別警戒区域内においては、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設等を建

築するための特定開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法により建築物の構造規制の対象となる。また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、知事は移転等の勧告を行うことができる。また勧告等を受けた者が当該区域外に移転等を行う場合において、税制措置や融資制度の情報提供を行うなど、移転等が円滑に実施されるよう支援を行う。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び奈良地方気象台は、大雨により土砂災害発生危険が高まり、より嚴重な警戒が必要な場合に県及び奈良地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、避難勧告の発令基準として活用する等災害応急対応を適時適切に行えるようにするとともに、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

なお、土砂災害警戒情報の発表及び解除基準は以下のとおりである。

発表基準	<p>発表基準は、大雨特別警報・大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、県と奈良地方気象台が共同で作成した監視基準値に達した時とする。</p> <p>この際、県と奈良地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。</p> <p>なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、県と奈良地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。</p>
解除基準	<p>解除基準は、県と奈良地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時とする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、県と奈良地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。</p>

(4) 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに、住民が安全で円滑な避難ができるよう、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について、村地域防災計画において定める。

(5) 避難情報発表基準の設定

村は、過去の降雨状況、県と奈良地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令基準を定めるものとする。なお、「避難勧告等の発令基準」については、「本編 第2章 災害応急対策計画<共通災害応急対策計画> 第1節 避難行動計画」によるものとする。

(6) 情報伝達体制及び避難計画の整備

村は、土砂災害危険箇所及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警

戒に関する情報伝達システムの整備に努めるものとする。

また、整備に当たっては、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達を定めるものとする。

(7) 住民の自主避難の指導

村は、土砂災害が発生した時に住民の自主避難について、広報紙を始め、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努めるものとする。

避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、村及び各防災機関は連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努めるものとする。

(8) 警戒避難体制の周知

村は、土砂災害警戒避難ガイドライン（国土交通省平成 27 年 4 月改訂）を踏まえ、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、次の項目について村地域防災計画に記載することにより、住民に対し周知するように努める。

ア 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制。

イ 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の周知。

ウ 避難勧告等の発令基準

迅速かつ的確な避難勧告が行えるように、「県及び奈良地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された場合」等の客観的な発令基準の設置と周知。また、地域ごとの前兆現象等の情報を加えて実際的なものとする。

なお、天候が回復しても、避難勧告の解除にあたっては土壌雨量指数が十分に低下したことや、前兆現象がないことを確認することとする。

エ 避難単位、避難経路の設定

避難勧告等の発令単位として、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動を取るべき避難単位。

避難経路については、基本的に村民各自の判断に任せるものとするが、村内の大部分の地域で土砂災害警戒区域に指定されていることや、避難経路を選択可能な地域が限られていることを考慮し、避難行動が安全に行える時間帯に避難が完了するよう避難勧告等を発令する。

オ 避難施設の開設、運営

避難施設の開設、運営体制、避難施設開設状況の伝達体制や土砂災害に対して安全な避難施設。あらかじめ、土砂災害警戒区域外の避難施設を土砂災害用の避難所として指定する。

カ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制や要配慮者情報の共有方法。

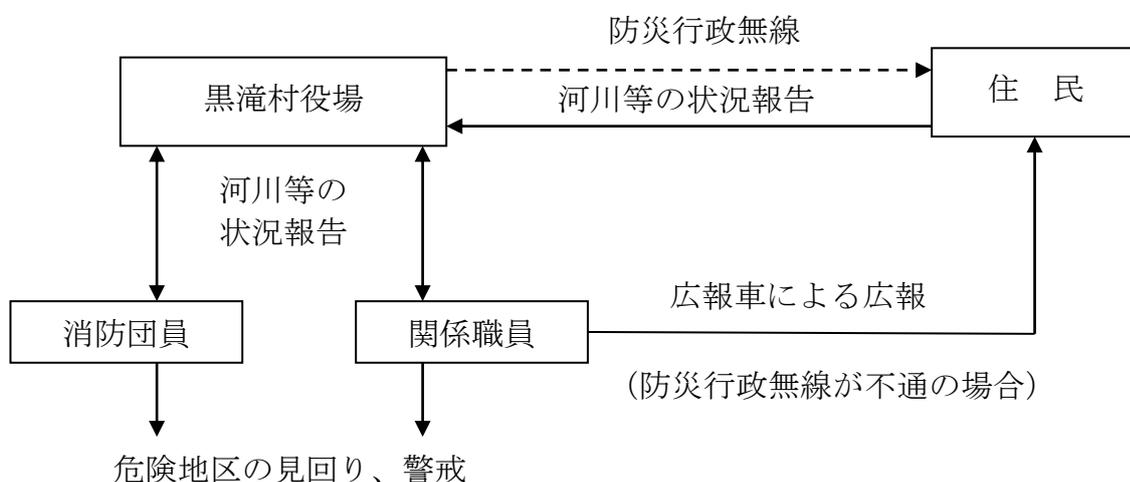
○土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

- ・防災行政無線による周知
- ・広報車による巡回広報
- ・自治会長や自主防災組織、村消防団へ電話連絡
- ・村福祉部局から関連施設管理者等に電話連絡
- ・村職員等による戸別訪問
- ・エリアメール・緊急速報メール等

キ 防災意識の向上

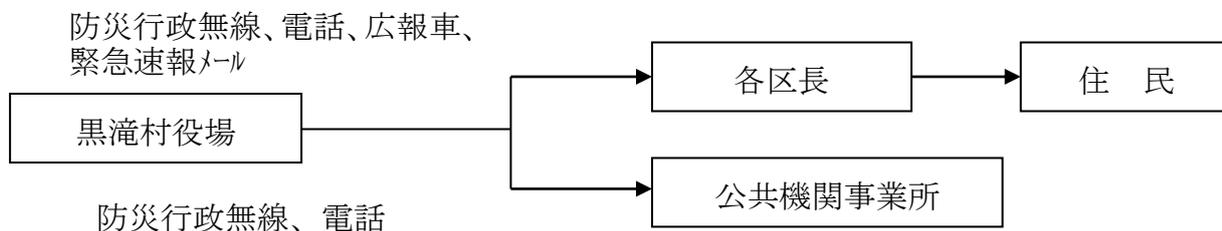
防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

ク 警報を発令したとき（警戒体制）

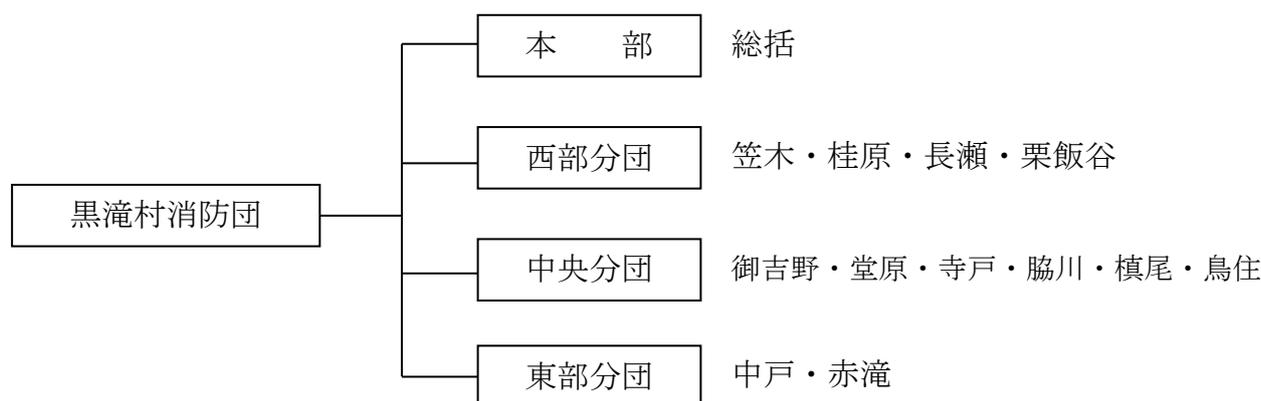


ケ 避難勧告・指示を発令したとき（避難体制）

(ア) 住民への連絡系統及び方法



(イ) 誘導分担



(9) 要配慮者関連施設における防災体制の確立

平成11年1月29日付建設省河砂発第6号により建設省河川局等より通知があった「災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」に基づき、該当する土砂災害危険箇所（土石流、急傾斜、地すべり）、土砂災害外警戒区域及び特別警戒区域において防災体制の整備を実施する。

村は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域内にある要配慮者関連施設（高齢者、障害者、幼児など災害緊急時に自力で早急な避難が困難な要配慮者がいる施設）の管理者に対して、県と協力して、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、避難場所、避難経路、警戒避難基準等の情報を提供し、印刷物（ハザードマップ等）を配布するなど必要な措置を講じ、警戒避難体制の確立などの防災体制の整備に努めるよう指導する。

また、従来から要配慮者は自力で避難することが一般的に困難であることに鑑み、近隣住居者等の協力を得て早めの避難誘導を行うよう指導する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置する災害時要配慮者関連施設は次のとおり。

- ・黒滝村デイサービスセンター（大字寺戸187-2）
- ・黒滝こども園（大字寺戸421-1）

(10) 土砂災害警戒区域等での住宅等の立地抑制等

土砂災害は毎年全国各地で発生しているが、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害が発生する恐れのある危険箇所も年々増加している。土砂災害から人命や財産を守るため、防止施設等のハード対策に併せ、避難体制の整備や住宅の立地抑制等のソフト対策を推進する必要がある。

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月1日施行）に基づき、土砂災害の恐れのある区域について調査を行い、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域を土砂災害警戒区域、著しく危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。指定区域では、それぞれ次の対策を実施する。

ア 土砂災害警戒区域

村は、本計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項（情報収集・

伝達、予警報の発令・伝達、避難場所・避難経路・避難訓練、救助等)を定める。

村は、区域ごとの災害特性を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知する。

村は、当該区域内にある学校等教育施設、福祉施設、医療施設及び防災上配慮を要する者が利用する施設等の状況を把握し、これら施設に対し、早い段階からの情報提供を実施するため、情報伝達体制の確立に努める。

村は、当該区域に指定された地区を対象にした「土砂災害に関する避難訓練」を実施し、住民への啓発に努める。

村は、土砂災害に関する情報の伝達及び避難に関する事項を記載した「ハザードマップ」を作成し、住民への全戸配布・ホームページ掲載などにより広く周知を図る。

村における警戒避難体制の整備に対し、県より適切な指導を仰ぐ。

イ 土砂災害特別警戒区域

県は、村と協力し居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行うとともに、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査を行う。また、県は、著しい損壊の恐れのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

(11) 宅地の災害防止

大規模な災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるため、宅地の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

そのため、村及び県は、新規の開発行為に伴う宅地等の造成について申請があった際には、都市計画法を始めとした各種基準に基づき当該開発計画の是非について判断するものとする。なお、開発事業者は、開発行為に伴う土工量や、現地における地質や地下水位状況等を勘案し、当該開発計画について土質学上の安全性を確認することが望ましい。

村は、既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地すべりやがけ崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対してその旨注意喚起するものとする。

(12) 災害危険区域からの住宅移転

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し、巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、居住者を安全な場所に移転させなければならない。

そのため、区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し、又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

なお、移転助成のための制度は次のとおり。

ア 防災のための集団移転促進事業

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

ウ 住宅金融公庫、災害復興建設資金

(13) 連絡調整体制の整備

土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国、県及び村等関係機関

からなる総合土砂災害対策推進連絡会に加わり、連絡調整を図るものとする。

(14) 「地域サポートシステム」の周知

県は、平成9年度に「奈良県砂防ボランティア協会」を発足し、地域と密着した防災ネットワークづくりを進めてきたが、さらに自治会等の既存地域組織を「砂防地域サポーター」として登録して、危険箇所の監視活動や情報収集活動を行う「地域サポートシステム」の構築を進めている。

村は、危険区域の自治会や地域住民に対して、広報紙等により本制度の周知を図り、災害の未然防止体制の確立に努める。

2 「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施

土砂災害対策のハード施策については、崩落やその兆候が見られる箇所については、最優先で対応する。さらに、情報伝達などのソフト対策との連携を重視した以下の優先度に基づき、計画的なハード施策を重点的に実施し、総合的な土砂災害対策を図る。

そのため、村は、県に対して対策工事着手中の箇所については早期完了を、また未着手箇所については早期の工事着手を要望するとともに、警戒避難対策を実施する。

- (1) 崩落やその兆候が見られる箇所を最優先で対策を実施。
- (2) 適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携をより重視し、代替性のない避難施設や自力で避難することが困難な方が24時間入居している要配慮者関連施設を守る対策を先行的に実施。
- (3) (2) 以外の避難施設や要配慮者関連施設については、県と連携を図りハード施策に取り組む。

第32節 大規模土砂災害防止対策

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した近隣市町村（五條市・十津川村等）での深層崩壊を含む大規模土砂崩壊による甚大な被害の経験を踏まえ、大規模土砂災害防止対策を推進する。

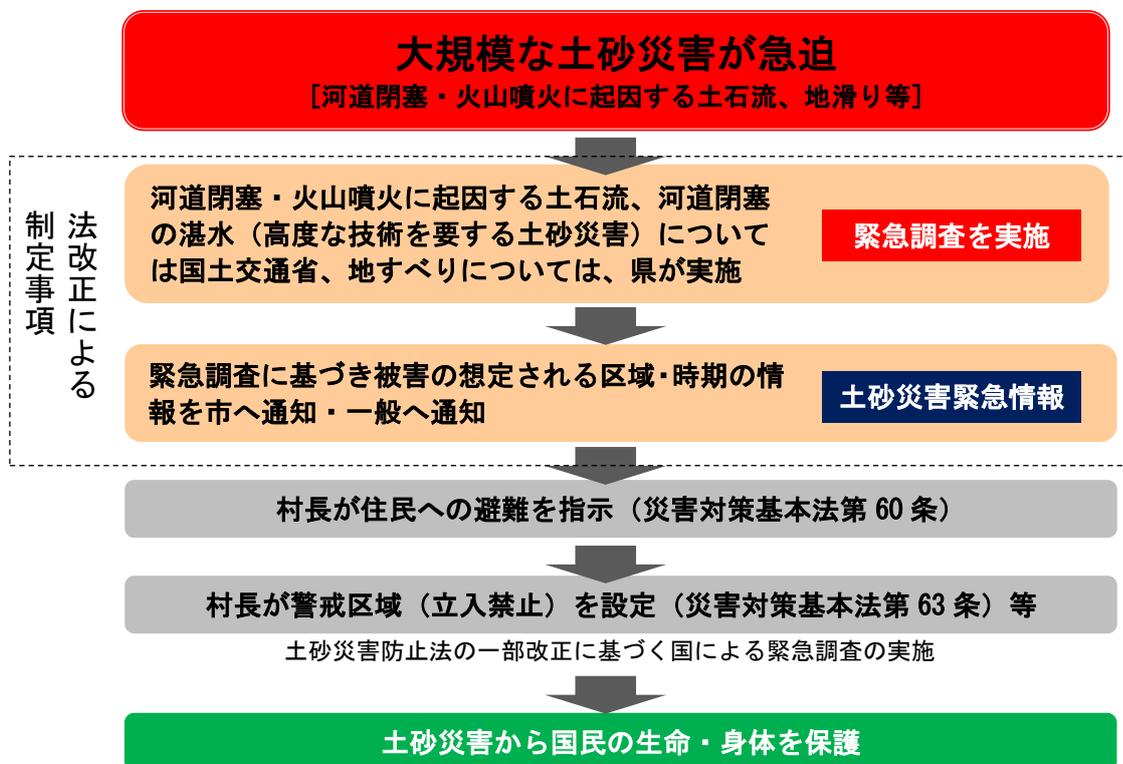
1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備

紀伊半島大水害では近隣市町村において、多数の河道閉塞が発生したため、土砂災害防止法（平成23年5月改正）に基づく緊急調査が、国土交通省により実施された。この緊急調査は、法改正後、河道閉塞についての初の事例となった。

このように大規模な土砂災害が急迫している状況において、村は、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省、その他の土砂災害については県から情報提供を受けて、当該地域の住民に対し、避難指示を行えるよう、基準を定める。

さらに、村内で、土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第29条）により、国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される場合は、土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）が、村長に通知されるとともに、地域住民にも周知される。

大規模土砂災害に備えるため、県では土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備を推進するとともに、国、村と連携して情報伝達体制等の構築に努める。



2 紀伊半島大水害復旧・復興計画における取り組み成果の活用

(1) 深層崩壊のメカニズムに関する調査・研究の推進

県では、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所において、現地調査を行い、深層崩壊が発生しやすい斜面の評価につながる情報を収集する。また、調査を踏まえ、村、地

域住民にとって監視・警戒・避難の基礎となるマップ（深層崩壊マップ）を作成する。さらに紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所や「深層崩壊のメカニズム解明に関する現状報告」などの調査・研究結果を大規模土砂災害記録として保存し、災害経験を風化させず、災害の伝承活動に役立てる。

(2) 監視・警戒・避難のシステムづくり

大規模な土砂災害では、河道閉塞による湛水や決壊などによる2次災害（被害拡大）が想定されるため、通常の土砂災害よりも的確な情報収集・判断・伝達が求められ、総合的な防災システムを構築する必要がある。そのため、村は県と連携し、以下の内容について検討を行い、自助・公助・共助のバランスのとれた防災対策の実現に努める。併せて、国土交通省が整備した大規模崩壊監視警戒システム等を活用し、大規模崩壊の検知と情報伝達体制を国、県、村の間で整備する。

[避難行動]

- ・どのタイミングでどこに逃げるか。
- ・避難のきっかけとなる情報の内容や伝達方法。
- ・地域ごとの分かりやすい避難指標の設定。

[避難施設・避難路]

- ・より安全な避難路・避難施設はどこか。

[深層崩壊・河道閉塞]

- ・実態把握の方法、被害規模と避難の猶予時間の想定。

[自助・共助・公助の連携による防災・減災]

- ・自主防災組織の活動支援。
- ・自主防災組織と行政の役割分担。

第33節 砂防設備計画

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

1 砂防指定地（法規制区域）

砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置し又は当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。

2 土石流危険渓流

土石流危険渓流は、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領」による土石流発生の危険性がある渓流である。

3 計画的砂防事業の実施

村は、砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、県及び国土交通省近畿地方整備局の協力を得て実施していく。

(1) 県は、砂防指定地及び土石流危険渓流を主対象とする。

土石流対策としては、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、崩落やその兆候が見られる箇所について砂防指定地を指定し、最優先で砂防えん堤工、渓流保全工等の対策を実施する。また、効果的なハード施策を計画的に進めるため、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難施設や自力で避難することが困難な方が24時間入居している要配慮者関連施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。

(2) 村は、保全人家とともに災害時の緊急輸送路・要配慮者関連施設等に係る渓流については、重点的に整備促進を要請するものとする。

第34節 地すべり防止施設計画

1 地すべり等防止施設の計画

風水害等により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所について防災施設の整備等の土砂災害対策を県の協力を得ながら促進する。土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

(1) 地すべり防止区域（法規制区域）

地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域をいう。

(2) 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所は、平成8年10月4日付建設省河傾発第40号による「地すべり危険箇所調査要領」により、空中写真判読及び既存記録等から抽出されている。

(3) 計画的な地すべり対策事業の実施

ア 村は、県に協力し、逐次地すべり地区における地すべり状況の把握に努め、又巡察を行い、当面危険の発見に努めるものとする。

地すべり対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、地すべりやその兆候が見られる箇所については地すべり防止区域を指定し、最優先で排水施設、擁壁、杭工等の地すべり防止工事を実施する。また、効果的なハード施策を計画的に進めるため、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難施設や自力で避難することが困難な方が24時間入居している要配慮者関連施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。

イ 地すべり発生及び兆候が発見された箇所においては、地すべり防止区域として指定を促進し、緊急度・重要度に応じて排水施設、擁壁、杭工等の地すべり防止工事の実施を要請する。

(4) 砂防事業の施行（資料10-2・10-4）

砂防施設の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防えん提工、渓流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を促進する。

(5) 急傾斜地崩壊対策事業の施行（資料10-1・10-3）

急傾斜地の崩壊により人命被害の発生するおそれのある区域を危険区域に指定し区域内の行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を促進する。

第35節 急傾斜地崩壊防止施設計画

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域）

急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれらに隣接する区域のうち、がけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域をいう。

2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は、平成11年11月30日付建設省河傾発第112号による「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により抽出された崩壊の危険性がある箇所である。

3 計画的な急傾斜地崩壊対策事業の実施

(1) 県は、急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所を主対象とする。

急傾斜地崩壊対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、崩落やその兆候が見られる箇所については急傾斜地崩壊危険区域を指定し、最優先で擁壁工、法面工等の対策を実施する。また、効果的なハード施策を計画的に進めるため、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難施設や自力で避難することが困難な方が24時間入居している要配慮者関連施設を守る対策を優先的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。

(2) 村は、保全人家とともに災害時の緊急輸送路・要配慮者関連施設等に係る箇所については、重点的に整備促進を要請するものとする。

第36節 山地災害予防計画

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全施策のひとつである治山事業等を実施し、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

1 森林整備保全

住民生活に欠くことのできない森林の公益的機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されるものである。本村の位置する奈良県南部地域は、急峻な地形や脆弱な地質であるうえに多雨な気象条件の地域である。森林の地形等により災害の起こりやすさは変わるものの、森林の荒廃によって災害を引き起こすことのないように努める必要がある。

このため、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図るとともに、森林の育成段階に応じた保育、間伐等の施業を実施して森林の整備及び保全を進めることにより、森林に対する現在の住民の期待に応えるとともに、これを将来世代に健全な形で引き継いでいくこととする。

2 山地災害危険地区の周知

県による山地災害危険地区の指定は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を把握し、これらの未然防止に資することを目的としている。

村は、県が作成する山地災害危険地区の位置図を基に、地域住民に周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努めることとする。

第37節 宅地等災害予防計画

豪雨による宅地災害の発生を未然に防止するため、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害の軽減・防止対策の整備を図る。

1 宅地の安全性の向上

(1) 宅地の安全性

村は、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

なお、がけ地近接危険住宅については、3の「(2) がけ地近接危険住宅移転」による。

(2) 宅地防災パトロール

梅雨期及び台風期には宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告又は改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く住民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

2 二次災害の軽減・防止対策

(1) 被災宅地危険度判定士の養成

村は、二次災害を防止する目的で、被災宅地の被害の程度を調査し危険度を判定する被災宅地危険度判定士の養成に努める。また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

(2) 実施体制の整備

村及び県は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。

(3) 宅地危険度判定制度の普及・啓発

村及び県は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

3 災害危険住宅の移転計画

災害の危険から住民の生命を保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住民の移転を積極的に推進する。

(1) 集団移転

過去に災害が発生した地域や建築基準法第39条第1項の規定により災害危険区域に指

定された区域など、居住に適當ではないと認められる区域内にある住居に対して、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」の規定に基づき、国からの補助金の交付、地方債の引受及びその他必要な援助等が受けられるよう、集団移転促進事業計画を策定し、当該事業の実施を促進する。

なお、集団移転促進事業計画の策定に当たっては、移転促進区域内の住民の意向を尊重するとともに、移転促進区域内にあるすべての住民が移転されるよう、配慮するものとする。

集 団 移 転	一定規模以上の住宅団地を整備して住宅の集団移転を行うもの
一定規模の住宅団地	集団移転促進事業計画で定められた移転戸数に応じ、当該移転戸数が20戸以下である場合は10戸、20戸を超える場合は、その半数以上の住宅を集団的に建設することができる規模のもの

(2) がけ地近接危険住宅移転

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進し、県は、必要な技術的指導を行う。

第38節 火災予防計画

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして予防消防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努めることにより、住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を最小限に軽減する。

また、村、県、国、森林組合及び林野の所有（管理）者等は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火防止・初期消火力の向上や消防力の向上及び林野火災に必要な環境整備に努めるものとする。

1 一般火災対策

社会、経済等の進展に伴い、災害も複雑化していく傾向にある。このような状況のもと、消防活動の体制を強化していくとともに防災関係機関と協力し、災害の未然防止を推進する。

(1) 消防団員の教育

消防団長は、消防団員に対して次の教育訓練を行う。また、村は、人員配備の強化を図る。

ア 一般教育・・・火災と火事に対する一般的知識の習得を図る。

イ 委託教育・・・奈良県消防学校に入校させ消防知識、事務能力のかん養を図る。

ウ 訓練

(ア) 消防用機械器具操法訓練を適宜、実施する。

(イ) 機関運用、放水演習を各分団毎に実施する。

(ウ) 防火訓練、救急訓練、災害応急対策訓練等年1回以上実施する。

(2) 消防施設の拡充強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防施設、設備及び人員の確保を図り、装備の近代化を促進する。また、「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図り、その適切な配置に努める。さらに、青年層・女性層・高齢層の消防団への参加促進を図る等、消防団の充実強化に努める。

(3) 火災予防

村及び奈良県広域消防組合は、次の方法により火災予防広報を推進し、住民に対する防火知識の普及と住民全体の連帯的防火意欲の向上を図る。

ア 広報紙に積極的に資料を提供し、広報を行う。

イ 火災予防運動期間中、次の広報活動を行う。

(ア) 広報紙、広報車等による広報

(イ) 防災行政無線による広報

ウ 各種団体を対象にした防火講演会等の実施

(4) 初期消火

火災時においては、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、奈良県広域消防組合と消防団等が一体となった火災防止対策を推進するため、次のとおり活動体制を確立する。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

- (ア) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から火災時における初期消火等の訓練を実施する。
- (イ) 女性による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- (ウ) 幼少年期における防火教育を推進するため、こども園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。
- (エ) 地域における活動的で消防の知識・経験を有する高齢層に火災時の初期消火を担ってもらうため、機能別団員（OB団員）制度を設けて団員を募集し、迅速な初期消火活動が可能となるように組織の育成・充実を図る。

イ 職場における初期消火体制の整備

- (ア) 火災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- (イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から火災時等における初期消火等について具体的な対策を検討する。

ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- (ア) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (イ) 計画的かつ効果的に防災教育を行い、住民の防災活動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。
- (ウ) 初期消火の実効性を高めるため、消火器や消火バケツ等の普及に努める。

(5) 火災警報

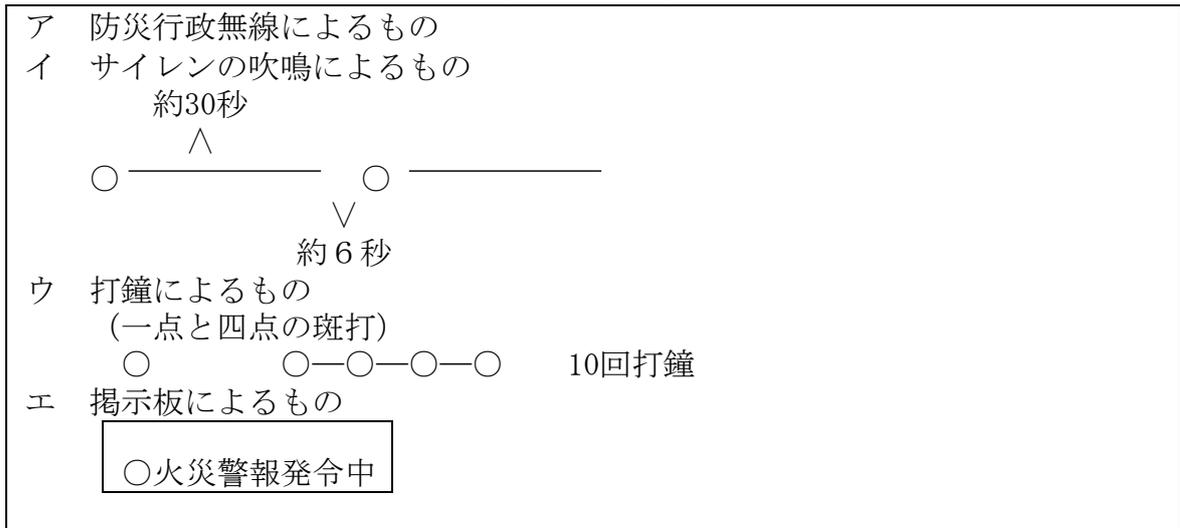
ア 火災警報の発令

気象状況等が火災予防上危険であると認められるときは、火災警報を発令し、火災予防に万全を期する。

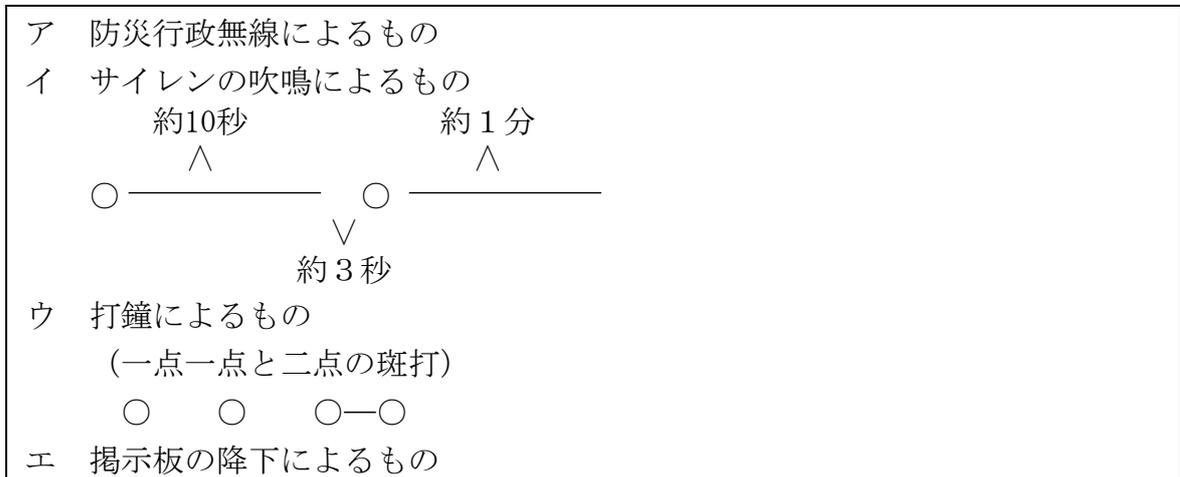
イ 火災警報の伝達

火災警報を発令した場合は、警戒に万全を期するため、防災行政無線等により、伝達し、住民に対して周知しなければならない。

火災警報発令信号



火災警報解除信号



ウ 警戒出動のための要員出動又は伝達の方法

警戒要員への伝達は、防災行政無線により全戸放送、又は電話により直接要員に伝達する。

エ 火災警報発令時の火気使用制限

火災警報発令時には、次に掲げる火気使用制限を実施する。

- (ア) 山林、原野への火入れの禁止
- (イ) 煙火の打ち上げの禁止
- (ウ) 屋外におけるたき火等の禁止

(6) 火災予防査察

村及び消防長は、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づいて次の予防査察を実施する。

ア 定期予防査察

春秋2回分団ごとに全世帯に対して実施する。

イ 臨時予防査察 (随時)

ウ 特別予防査察 (随時)

(7) 防火対象物の防火管理者への指導

奈良県広域消防組合は、学校、事業所等、消防法第8条に規定する防火対象物（資料9-4）の管理者等に対し、必ず防火管理者を選任するように指導するとともに、消防計画を作成させ、この計画に基づき消防訓練を実施、消防用施設等の整備点検及び火気の使用等、防火管理を徹底するよう指導する。さらに、宿泊施設、集会場等特定防火対象物の安全対策については、上記によるほか、表示公表制度による適マーク交付要件の整備を重点に行うよう指導する。

また、奈良県広域消防組合は、これら防火管理者の資格を附与するため、毎年防火管理に関する講習会を実施するとともに、既に防火管理者の資格を有する者に対する上級講習会を実施し、資質の向上を図る。

(8) 消防機械器具の点検と水利の確保

村及び消防団は、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日ごろから消防機械器具の点検と水利の確保に努める。

ア 機械器具の点検及び整備

火災発生時において、円滑に消火活動を行うため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消火資機材の整備点検に努める。

(ア) 通常点検・・・毎月1回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

(イ) 特別点検・・・年1回以上各分団ごとに行う。

(ウ) 現場点検・・・火災注意報等の発令下における、機械器具、人員の配置及び防火等災害防止対策が適正に行われているかについて行う。

イ 水利の確保

災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、河川、プール、井戸等、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

(9) 救急・救助体制の整備

ア 奈良県広域消防組合は、救急隊員・救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急・救助の高度化を図るため、高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救助用資機材の整備に努める。

イ 村は、住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

ウ 奈良県広域消防組合は、災害時に救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージ（注）が適切に実施されるよう研修の実施に努める。

（注）トリアージ災害発生時などに多数の負傷者が発生したとき、傷病者にタグを貼り、適切な搬送・治療が行われるように、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。

エ 消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行うものとする。また、地域住民が地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

オ 村は、自らが保有する救助資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体等の

重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

カ 救命率向上を図るため、救急の日（9月9日）や防災訓練時等に救命講習会等を実施し、住民に対し応急手当等の啓発活動を推進する。

2 火災予防思想の普及徹底等

本村における火災発生原因は、たばこ・たき火の不始末、燃焼器具の取扱い不注意など、大部分は人為的なものである。このため、村は、次の計画を実施するものとする。

(1) 火災予防思想の普及徹底

常に住民に対し、火災予防思想の啓発を行うとともに、毎年一斉に春季、秋季火災予防運動、年末年始の防火運動を実施するものとする。また、1月には文化財防火運動、3月には山林火災及び車両火災予防運動を、6月には危険物安全運動をそれぞれ実施するものとする。

(2) 出火防止・初期消火

ア 各種集会、広報紙、防災訓練等を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。

イ 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等に消火器、消火バケツ、家庭用火災警報器を普及する。

ウ 地域及び事業所等において自主的な防災組織を編成し、奈良県広域消防組合の指導の下に、消火訓練等を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

(3) 特殊火災の防止

最近における火災様相の経験にかんがみ、車両火災、危険物火災その他の特殊火災については、特に査察指導の徹底等、正しい知識の普及により火災発生の未然防止に努めるものとする。

第39節 林野火災予防計画

村は、国、県、森林組合及び林野の所有（管理）者等と協力し、平時から、次に掲げる事項を中心に、林野火災に必要な環境整備に努めるものとする。

1 林野火災対策

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災予防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

(1) 林野火災予防思想の普及徹底

ア 公衆に対する啓発活動

(ア) 村は、県、奈良県広域消防組合、林野関係機関等と連携して広域的な林野火災防止運動を展開するとともに、要所に防火標語を掲示し、登山、観光、保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

(イ) 村教育委員会は、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

(ウ) タバコの吸がらの投げ捨て防止の徹底

(エ) 火入れに関する許可、届出の指導と防火設備の完備及び不始末の防止

(オ) たき火等の行為と消火準備及び後始末の指導

(カ) 空地等の雑草繁茂についての刈取り焼却の実施指導

イ 地域住民、林内作業者に対する啓発活動

(ア) 地域での指導・啓発

村及び奈良県広域消防組合は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

(イ) 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

(2) 消火体制の確立

村は、消防機関及び林野所有（管理）者と協力して消火体制の確立を図る。

ア 村及び奈良県広域消防組合は、村内林野の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

イ 村及び奈良県広域消防組合は、近隣市町村の消防機関との広域的な応援体制及び警察その他の機関の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

ウ 村及び林野関係者は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

エ 林道管理者は、消防用車両の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努めるものとする。

オ 村は、防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

カ 村は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプター・自衛隊ヘリコプター等による空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立する。

キ 森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を敷設するよう努める。

ク 固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

ケ 村は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行うとともに、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

(3) 山林防火パトロールの強化

パトロール等の実施により災害を未然に防ぐよう努める。

ア 広報車等により、ハイキングコース等での禁煙の呼びかけ及び巡回広報の実施

イ 強風時や空気乾燥時等の気象状況により、火災の発生危険及び拡大危険がある場合の山林やハイキングコースにおける焚火、タバコ火の注意等の指導の実施

(4) 監視体制の強化

村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

ア 気象情報等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

イ 火災警報の住民、入山者への周知徹底は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、防災行政無線及び広報車による巡回広報等により行う。

(5) 警戒業務

林野所有（管理）者と協力して警戒活動を実施する。

ア 普通警戒

例年3月から5月までの季節風の吹く気象条件の悪化時等には、消防団員により管内の巡視警戒を行う。

イ 特別警戒

春季に多い次のような異常気象時には、広報車及び村防災行政無線等を活用して行楽客や住民に啓発を行い、火災発生危険の排除を図る。

(ア) 乾燥注意報、強風注意報、火災気象情報などの発令時

(イ) 連日の晴天などにより、平素に比べて火災発生率が高いと察せられる場合

(ウ) 火災警報発令時

(6) 林野所有（管理）者等への指導

ア 村は、森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

イ 村は、森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

ウ 森林への火入れは、森林法第21条及び黒滝村火入れに関する条例の定めるところにより、村長の許可がなければできない。火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

エ 村は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時において特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。

オ 奈良県広域消防組合は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する

施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(7) 林野火災対策用資機材の整備

他の林野の所有（管理）者と協力して、林野火災対策用資材（トラック、ジープ、工作車、チェーンソー、鋸、鋤、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

(8) 空中消火体制の整備

村及び奈良県広域消防組合は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプターによる空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立するとともに、空中消火資機材の整備を図る。

なお、林野火災規模の状況によっては、知事に対し、陸上自衛隊の災害派遣要請を依頼して空中消火作業を実施する。

(9) 林野火災消防訓練の実施

村及び奈良県広域消防組合は、防災関係機関と連携し、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

第40節 原子力災害予防計画

奈良県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所からおおむね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の予防対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。

1 原子力発電所事故対策

(1) 概要

本村に最も近い原子力発電所は、福井県にある高浜発電所、大飯発電所であり、両者とも県境から約150km以上の位置にある。また、福井県には美浜発電所も設置されている。

(2) 情報の収集及び連絡体制の整備

村は、県を通じて原子力災害の正確な情報を入手するものとし、入手した情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図る。また、住民等からの原子力発電所事故による原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、相談体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。

(3) 環境放射線モニタリング体制の整備

村は、原子力災害の発生時において、県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングの結果を入手し、速やかに公表する体制の整備に努める。

また、必要に応じて村内でも環境放射線モニタリングができるよう、必要な機材の確保に努める。

(4) その他の対策

村は、県と協力し、国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や予防対策の体制のあり方等について検討していく。

(5) 県外からの避難者の受入れ

村及び県は、福井県などの原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者を受け入れる。

そのため、県は、原発立地県等から避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、村に協力を求め、可能な限り要請に応じ、避難施設の提供等について検討、調整を行う。

村は、県から、又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、避難施設の提供等について検討を行う。

第 2 章 災害応急対策計画

＜共通災害応急対策計画＞

第1節 避難行動計画

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、村は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。また、災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難勧告等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。その際、要配慮者については十分考慮する。

1 避難の勧告・指示及び避難準備情報

(1) 避難勧告・指示及び避難準備情報の実施

ア 避難勧告・指示

避難の「勧告」及び「指示」は、原則として村長が行う。村長は、村の区域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、必要に応じて吉野警察署長及び奈良県広域消防組合下市消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、村長が避難の勧告・指示を行うことができないとき、又は村長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに村長に通知する。

	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
避難勧告	村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） 屋内での退避等（垂直避難等）の勧告 	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） 屋内での退避等（垂直避難等）の指示 	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示	村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） 屋内での退避等（水平避難、垂直避難等）の指示 	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） 屋内での退避等（垂直避難等）の指示 	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） 屋内での退避等（垂直避難等）の指示 	災害対策基本法第61条	災害全般
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、	<ul style="list-style-type: none"> 避難等の措置 	警察官職務執行法第4条	災害全般

	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
		狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき			
	自衛官	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

イ 避難準備情報

村長は、「避難勧告」より前の段階で、人的被害の発生の可能性があると判断されるときは、「避難準備情報」を発令する。この情報は、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
避難準備情報	村長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	・住民に対する避難準備 ・要配慮者等に対する避難行動の開始		災害全般

(2) 避難準備情報及び避難勧告・指示の区分等

避難準備情報及び避難の勧告・指示（以下「避難勧告・指示等」という。）の発令時期や、住民に対し求める行動等は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 （要配慮者等に対する避難情報）	○要配慮者、特に避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者、特に避難行動要支援者は、計画された避難施設への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、避難準備開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難施設への避難行動開始

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(3) 土砂災害・水害等に係る避難勧告・指示等の目安

村長は、おおむね次のいずれかの場合、被災の可能性のある地域の住民に対し、避難勧告・指示等を発表するものとする。

ア 土砂災害に係る基準

土砂災害については、気象庁と奈良県が共同で発表する土砂災害警戒情報等を参考情報として、村が避難勧告等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●当村に大雨警報（土壌雨量指数基準が 184 以上の場合）が発表されたとき。 ●土砂災害警戒情報が発表され、「奈良県土砂災害・防災情報システム」において、レベル 1（2 時間以内に基準値超過を予想）に達したとき及びその区域。 ●近隣市町村にて前兆現象の発見があったとき。 （斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●土砂災害警戒情報が発表され、「奈良県土砂災害・防災情報システム」において、レベル 2（1 時間以内に基準値超過を予想）に達したとき及びその区域。 ●気象庁から記録的短時間雨量情報が発表され更に降雨が予想されるとき。 ●土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の発見があったとき。 （湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等） ●近隣市町村で土砂災害が発生したとき。 ●近隣市町村で土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき。 （山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等）
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●土砂災害警戒情報が発表され、「奈良県土砂災害・防災情報システム」において、レベル 3（現在基準値超過を超過している）に達したとき及びその区域。 ●村内において、大雨特別警報（土砂災害）が発表され、土砂災害が発生したとき。 ●国土交通省より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」（H23 年 5

区分	判断基準
	月施行) が発表されたとき。 ●避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合。
雨量観測所	【川の防災情報等 (雨量観測所)】 黒滝村：寺戸 [県 (吉野土木事務所)]
注意事項	●避難勧告等の発令にあたっては、村内外の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の解除	●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

イ 水害に係る基準

水害については、以下の基準例等を参考情報として村が避難勧告等を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、実際の降雨や雨域の変化の状況や河川状況、気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

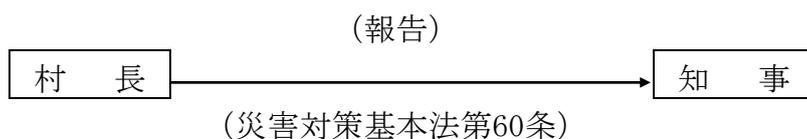
区分	判断基準
避難準備情報	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合。 大雨・洪水警報 (1 時間雨量が 70 mm 以上の場合) が発表されたときで、必要と判断した場合。
避難勧告	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●大雨による湛水・内水氾濫など、浸水害の発生のおそれの情報を住民等から入手した場合。 ●今後の予想される雨量で河川等水位の上昇が見込まれ、家屋等の浸水害が予想される場合。
避難指示	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●内水・外水氾濫による家屋等の浸水害が発生している場合。 ●村内において、大雨特別警報 (浸水害) が発表され、家屋等の浸水害が発生したとき。 ●河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ●避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合。
観測所	【川の防災情報等 (雨量観測所)】 黒滝村：寺戸 [県 (吉野土木事務所)] 【川の防災情報等 (水位観測所)】 五條市：貝原 [県 (五條土木事務所)]
避難勧告等の解除	●解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川等水位の低下、今後の

区分	判断基準
解除	気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

(4) 避難の勧告・指示等の報告、通知

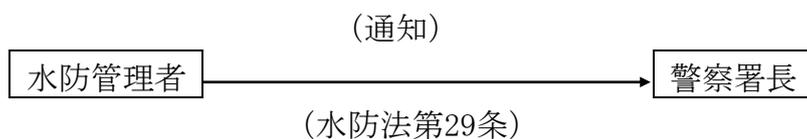
ア 報告

村長は、避難勧告・指示等を行った場合又は警察官等から避難勧告・指示等を行った旨の報告を受けた場合は、その旨知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。



イ 通知

水防管理者は、避難の指示を行った場合は、その旨警察署長に通知する。



(5) 避難勧告・指示等の内容

村長が行う避難勧告・指示等及びその他の者が行う避難の指示は次の事項を明示して行う。なお、住民に対し周知を図る際には、避難行動要支援者に配慮して行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難施設の場所

ウ 避難経路

エ 避難の理由

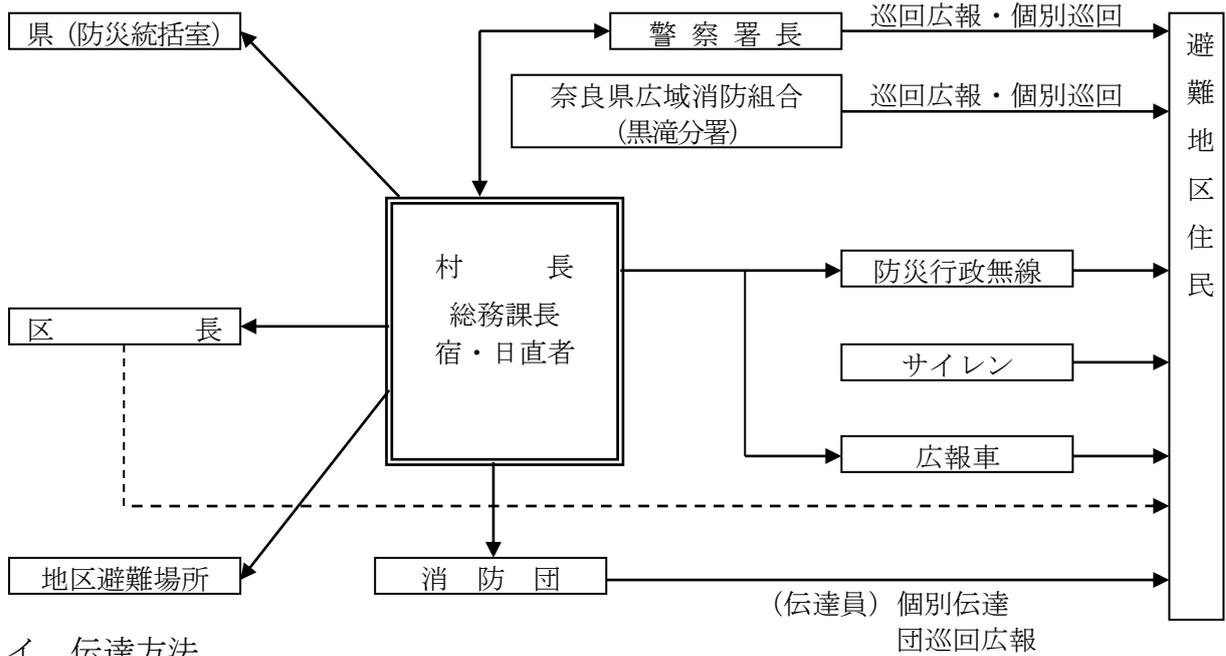
オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

(6) 避難勧告・指示等の伝達

避難勧告・指示等は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

- (ア) 総務課長は、各区長がまとめた情報等によって、避難勧告・指示等が必要と認めるときは、村長に報告し、その命令により直ちに村防災行政無線、サイレン、広報車等により地区住民に伝達する。
- (イ) 消防団長は、(ア)の伝達を受けたときは、各分団長に連絡し、警鐘、巡回広報及び個別伝達等により住民に周知する。
- (ウ) 総務課長は、避難勧告・指示等があった場合は、避難時間、避難場所及び避難施設への経路を示さなければならない。

2 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への撤去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により村長等が行う。

	区分	実施者	備考
災害対策基本法	第 63 条第 1 項	村長	災害時の一般的な警戒区域設定権
	第 63 条第 2 項	警察官 (村長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。)	住民等の生命・身体の保護を目的とする。
	第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官 (村長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。)	
	第 73 条第 1 項	知事 (災害の発生により村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)	
水防法	第 21 条第 1 項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	
	第 21 条第 2 項	警察官 (水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。)	

区分		実施者	備考
消防法	第 28 条第 1 項、 第 36 条	消防吏員又は消防 団員	火災の現場及び水災を除く 他の災害の現場における警 戒区域の設定権
	第 28 条第 2 項、 第 36 条	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場に いないとき、又はこれらの者から要求があつた とき。）	

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープを設置して行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの撤去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官又は自衛官が、村長に代わって警戒区域の設定を行った場合には、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

(3) 避難施設への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、村長は必要に応じて避難施設を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供する。

3 避難の誘導・移送

(1) 避難誘導の方法

ア 避難誘導は村職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、避難の誘導に当たっては、高齢者、乳幼児、小児、障害者、傷病者等要配慮者を優先させる。

イ 村長及びその他の避難の勧告、指示の実施者は、避難施設及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。その際、要配慮者に配慮する。

ウ 村は、平常時より要配慮者の避難対応マニュアルを作成するなど、避難誘導の支援体制の確立に努める。

(2) 誘導時の留意事項

ア 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を設定する。

イ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

ウ 浸水地にあつては、ボート又はロープ等を使用し、安全を期する。

エ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(3) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、村は車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、村において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は県に要請する。

(4) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難に支障をきたさない必要最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）のものとする。

第2節 避難生活計画

避難施設は地域の支援拠点としての機能を有するものである。村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難施設運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

1 避難施設の開設

村は、発災時に必要に応じ避難施設を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

さらに、避難施設等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、村職員等を避難施設に派遣する。

(1) 避難施設開設責任者

避難施設の開設は、村長が行うものとする。

(2) 避難収容対象者

避難施設に収容するものは、災害により現に災害を受け、又は受けるおそれがある者（避難命令を受けた者等）とする。

(3) 指定

村長は、発災時に必要に応じ避難施設を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする（資料4-1～4-5）。また、必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て、避難施設として開設する。

(4) 設置

ア 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために開設する。

イ 開設の基準

災害救助法が適用された場合は、資料11-2の基準により、避難施設を設置する。また、災害救助法が適用されない場合は、災害救助法の規定に準じて、村長の判断により決定する。

ウ 開設の方法

(ア) 避難場所として、学校、集会所、公民館等既存建物を応急的に使用する。なお、避難施設の収容能力を超える避難者が生じた場合等には、旅館やホテル等の民間施設管理者や関係機関への協力要請、また必要に応じて野外にテントやバラックを仮設し、又は天幕を借り上げて設置し対応する。

(イ) 村長は、避難施設を開設したときは、住民にその旨を公示するとともに速やかに避難施設の施設管理者に連絡し、収容すべき者を誘導し保護する。また、直ちに建物及び収容者の維持管理のための避難施設責任者を指名する。その際、障害者や高齢者等の誘導介助や避難施設での生活環境を配慮したものとする。

(ウ) 村長は、避難施設を開設したときはただちに下記事項を知事に報告する。

- a 避難施設開設の日時及び場所
- b 箇所数及び収容人員

ｃ 開設期間の見込み

エ 開設期間

原則、災害発生の日から最長で7日以内とする（災害救助法適用の場合）。ただし、大災害のため引き続き避難を行う必要があるときは、延長することができる。災害発生状況、住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、村長は、県と協議のうえ設置期間を決める。

オ 設置費用

避難施設設置及び収容のための費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(5) 運営

ア 避難施設の運営

- (ア) 避難施設の運営は、関係機関の協力のもと村が適切に行う。避難施設を開設し、避難者を収容したときは、所属職員を派遣し、これを駐在させて避難者の管理にあたる。
- (イ) 村は、避難施設ごとにそこに収容されている避難者の状況を早期に把握し、避難者の心のケアやプライバシーの確保に努めるとともに、避難施設のバリアフリー化に努めるなど、要配慮者に配慮した生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう避難施設運営に努める。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。
- (ウ) 駐在員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護に当たるとともに、避難施設を管理し、常に村（災害対策本部）との連絡をとることとする。
- (エ) 避難施設の運営にあたって、避難施設運営マニュアルを基本に運営する。また、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。さらに、さらに、避難施設の運営における女性の参画、役割分担は性別のみに依らない等の配慮に努める。
- (オ) 村は、避難施設における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難場所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。
- (カ) 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難施設の運営に関して村に協力するとともに、役割分担を明確にし自主的に秩序ある避難生活を送れるよう努めるものとする。

イ 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、本章第15節「食料、生活必需品の供給計画」、第16節「給水計画」により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

また、畳等がない施設については、ござ、むしろ等を調達し配置する。

ウ 情報提供

村は、避難者に対する生活情報や他の避難施設等との情報提供に努める。

エ 応急住宅の提供

村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難施設の早期解消に努める。

オ 収容避難者への措置

(ア) 縁故先がある者への措置

一時収容した避難者に対しては、所要の応急保護を行ったあと、縁故先のある者についてはできうるだけ短期間に縁故先に転出するよう指導するものとする。

(イ) 要配慮者の保護

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な要配慮者に対しては、必要により被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等、さらには、介護体制の整った福祉避難所等へ入所を依頼して保護するものとする。

(6) 職員等の役割

ア 職員

避難施設に配置された職員は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

(ア) 被災者の収容

(イ) 収容者名簿の作成

(ウ) 被災者に対する食料、飲料水の配給

(エ) 被災者に対する生活必需品の供給

(オ) 負傷者に対する医療救護

イ 避難施設の所有者又は管理者

村が設定した避難施設を所有し又は管理する者は、避難施設の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力するものとする。

(7) 書類の整備

避難施設の開設・運営に当たっては、次の書類を整備するものとする。

ア 避難施設一覧集計用紙

イ 避難者名簿

ウ 避難施設の報告用紙

(8) その他

日時が経過し、災害が落ち着くとともに避難施設の収容人員が次第に減少するときは、村長は避難施設を逐次整理減少し、その都度その旨を知事に連絡しなければならない。

2 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難施設を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

ア 避難施設建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難生活に必要な設備の使用可否

を点検する。

イ 広報

避難施設が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

ウ 避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。

(2) 展開期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難施設の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

ア 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難施設運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難施設の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

イ 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

ウ 要配慮者に関すること

(ア) 避難施設内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難施設内に要配慮者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ) 視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

エ 衛生に関する事

(ア) 仮設トイレの速やかな設置に努める。

(イ) 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ウ) 保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発発病等の予防に努める。

(エ) ペットに関する避難施設でのルールづくりに努める。

オ その他

(ア) 医療関係機関の協力を得て、避難施設に医療救護所を設置するよう努める。

(イ) 男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。

(ウ) 暑さ寒さ対策に努める。

(3) 安定期

安定期とは、地震発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

ア 食料、物資に関すること

避難施設で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

イ 要配慮者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

ウ 衛生に関すること

(ア) 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ) 保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難生活の必要性がなくなる時期であり、避難施設の解消を目指し、避難施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難施設の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難施設解消を図る。

3 村の取り組み

村は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

4 広域的避難収容

(1) 一時収容した避難者に対しては、所用の応急保護を行ったあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散転出するよう指導し、やむを得ない者については別途収容施設を考慮する。

(2) 村の避難施設に被災者を収容できないとき、村長は、県又は県内他市町村に対し被災者の他地区への移送及び収容について要請する。

被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送に当たる引率者を添乗させる。

5 指定避難所の追加開設

村は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難施設として位置づけることができる。追加開設をした指定避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

6 学校、こども園、医療機関等における避難対策

学校、こども園、医療機関等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項について計画をしておく。

(1) 避難実施責任者

(2) 避難の時期（事前避難の実施）

(3) 避難順位

(4) 避難責任者及び補助者

- (5) 避難誘導の要領
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握

7 避難状況の報告

- (1) 村（災害対策本部）は、避難施設を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県（災害対策本部）をはじめ県警察（吉野警察署）、奈良県広域消防組合、自衛隊等関係機関に連絡を行う。
 - ア 避難施設開設の日時及び場所
 - イ 箇所数及び収容人員（避難施設ごと）
 - ウ 開設期間の見込み
- (2) 自主避難をした住民がいる場合には、その状況について、県に報告する。
- (3) 災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県（災害対策本部）に依頼する。

8 避難地区の警戒警備

村長は、関係機関と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

9 避難施設の閉鎖

- (1) 村長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難施設の閉鎖を決定し、避難施設責任者に必要な指示を与える。
- (2) 避難施設責任者は、村長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- (3) 村長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難な者がある場合については避難施設を縮小して存続させる等の措置をとる。

10 在宅被災者等への支援

村は、避難施設に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者等に対しても、避難施設において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第3節 要配慮者の支援計画

村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。また、避難行動要支援者の安全確保については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に基づき、保健福祉課が担当し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

1 個別計画等の作成

村は、県が作成した「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン 第2版」（平成19年3月）及び「災害時要援護者避難支援の手引き」（平成26年2月）を踏まえて、災害時等に避難の支援が必要な避難行動要支援者の避難情報伝達、避難誘導、避難生活を支援するため、個別計画等の作成を図る。

2 情報伝達等の方法

村は、災害による情報の伝達、避難勧告及び指示、避難誘導、避難施設等での情報提供等を行うときは、今後村が作成する「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、要配慮者の内容、程度や地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

- (1) 視覚機能に障害のあるとき。
 - ア 音声情報による周知
 - イ 拡大文字による周知
 - ウ その他、効果的な方法の併用による周知
- (2) 聴覚機能に障害のあるとき。
 - ア 文字情報による周知
 - イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
 - ウ 手話による周知
 - エ 携帯電話、スマートフォンのメール機能による周知
 - オ その他、効果的な方法の併用による周知
- (3) 日本語理解に障害のあるとき。
 - ア 外国語による周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知
- (4) 地理的理解に障害のあるとき。
 - ア 地図による情報による周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知

3 災害情報等の周知

村は、災害による情報の伝達、連絡を受け、あるいは異常現象を覚知したときは、民生児童委員、ホームヘルパー及び地域住民等の協力を得て要配慮者に対し迅速かつ確実に周知を行う。

4 避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、必要に応じ以下の措置をとる。

- (1) 避難行動要支援者については、避難行動要支援者避難支援計画の個別計画等に基づき避難支援者による情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。地域住民等の協力を得て避難施設へ移送すること。なお、避難支援者は、自らの安全性を優先とすること。
- (2) 必要に応じて社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能の場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
なお、村は、平常時より要配慮者の避難対応マニュアルを作成するなど、避難誘導の支援体制の確立に努める。

5 安否確認及び被災状況の調査・報告（保健福祉課）

- (1) 村は、災害が発生したときは要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を行い、その状況を県に速やかに報告する。
- (2) 連絡又は報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。
 - ア 避難施設等に避難している者
避難施設ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項
 - イ その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）
氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法
 - ウ 被災地域の在宅者
行政区ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項
 - エ 被災地域の施設入所者及び施設等
 - (ア) 施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢、及び被災の程度の報告
 - (イ) 施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告
- (3) すべての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。
- (4) 村は、要配慮者の被災状況について、県のほか、必要に応じて関係機関や関係団体等にも報告を行う。

6 被災状況の取りまとめ

村は、要配慮者の被災情報を県に報告する。また、県は市町村から報告のあった要配慮者の被災情報を取りまとめて、関係機関への報告及び伝達等を行うことになっている。

7 被災者に対する応急的処遇

被災した要配慮者で福祉的処遇が必要な者に対する応急的処遇は、おおむね次により行う。

- (1) 村は、必要に応じて、福祉的処遇を担当する援助者の確保及び援助物品の確保などの支援を県に要請する。
- (2) 村は、緊急に施設で保護する必要がある者を、一時的に受け入れることができる社会福祉施設の情報及び当該施設への移送支援を県に要請する。
- (3) 村は、避難施設等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。
また併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送る被災者も支援の対象とする。
- (4) 村は、補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸し出しを行う。
- (5) 村は、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。
- (6) 村は、巡回健康相談やメンタルヘルスケア等心身の健康維持や在宅療養者等への対応の必要性がある場合、必要に応じて、県に協力を要請し、専門職の派遣を要請する。
- (7) 村は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難施設や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。
特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

8 食料の供給

避難施設等での食料供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- (1) 村は、必要に応じて要配慮者の代替食料の確保、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保等に対する支援を県に要請する。
- (2) 村は、乳児・幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。
- (3) 村は、代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。
- (4) 村は、食事制限や食物アレルギーに配慮する。

9 日常生活用品の供給

避難施設等での日常生活用品等の供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- (1) 村は、災害救助用物資として日常生活用品を備蓄及び確保する際、紙おむつ、介護用衣類、スプーン、ほ乳ビン等の確保に努めるが、村限りで不足する場合は県に対して配送を要請する。
- (2) 村は、県から配送された日常生活用品を速やかに各避難施設に配布し、その際、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。
- (3) 村は、日常生活用具の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。また、要配慮者が避難施設等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

10 応急仮設住宅

災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する応急仮設住宅の入居者の決定等に際して、次の事項に留意する。

- (1) 高齢者や障害者等の優先入居
- (2) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。
- (4) 高齢者や障害者等が孤立しないよう、従来のコミュニティの維持、又は新しいコミュニティの確立に努める。
- (5) 特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

[県]

応急仮設住宅を建設する際、その建物構造及び付属設備は次の事項に留意することになっている。

- (1) 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
- (2) 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等

11 社会福祉施設及び要配慮者関連施設等に係る対策

- (1) 入所者・利用者の安全確保

村は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に設置する。

- (2) 支援活動

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

[関係機関]

○社会福祉施設及び要配慮者関連施設の管理者

- (1) 入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保するものとする。

(2) 応援要請等

- ア 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町村、県に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請するものとする。
- イ それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行うものとする。

第4節 住宅応急対策計画

災害により住宅を失い又は破損等のため住居することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

なお、応急仮設住宅の仕様については、高齢者・障害者等の要配慮者に配慮する。

1 実施責任者

- (1) 実施責任者は村長とし、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理の計画と実施に当たるものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は知事を実施責任者とし、村長はその補助機関としてその業務を行う。

2 対象者

- (1) 住家が全壊（焼）又は流失した被災者で、居住する住家がなく、自己の資力で建設することができない者
- (2) 住家が半壊（焼）又は床上浸水のため、そのままでは居住が不能であって、かつ、自己の資力では応急修理のできない者

3 応急仮設住宅の確保

- (1) 災害救助法が適用された場合
 - ア 県があらかじめ協定した(社)プレハブ建築協会の協力を得て建設する。
 - イ 県に対し、村公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、村長は、敷地所有者と使用貸借契約を行う。
なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
 - ウ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力をを行う。
 - エ 知事の委任を受けて、村長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (2) 災害救助法が適用されない場合
 - ア 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
 - イ 建設用地を確保する。ただし、私有地については(1)アのただし書きに留意する。
 - ウ 応急仮設住宅の設計を行う。
 - エ 建設業者との請負契約を行う。
 - オ 工事監理、竣工検査を行う。
 - カ 入居者の決定を行う。
 - キ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

4 建設の規模及び費用

- (1) 仮設住宅1戸当たりの規模は29.7㎡を基準とするが、世帯人員の数を十分勘案して設置する。

(2) 設置のため支出できる費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

5 建築の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成すること。

6 入居基準

- (1) 住宅が全焼、全壊、流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力を持って住宅を確保することができない者であること。入居する仮住宅がない世帯であること。
- (2) 入居者の選定にあたっては、民生児童委員等の意見を参考としながら、高齢者や障害者等を優先的に入居させる。

7 供給期間

住宅完成の日から 2 年以内とするが、大災害のため新たな居宅が確保できないなど、支援を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

8 応急仮設住宅の維持管理・運営

(1) 管理体制

応急仮設住宅の管理運営は、県が行うものとするが、状況に応じて村に管理を委任する。委任に際して、村長と知事の間で、管理委託契約を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

村は、応急仮設住宅の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じて NPO やボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営に当っては、以下の対応に努める。

ア 安心・安全の確保に配慮した対応

(ア) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ

(イ) 街灯や夜間照明等の工夫

(ウ) 夜間の見回り（巡回）

イ ストレス軽減、心のケア等のための対応

(ア) 交流の場

(イ) 生きがい

(ウ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置

(エ) 保健師等による巡回相談

ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

(ア) 集会所

(イ) 仮設スーパー

(ウ) 相互情報交換

- (エ) 窓口の一元化
- エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
- (ア) 運営における女性の参画推進
- (イ) 生活者の意見集約と反映

9 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施することになっている。

なお、災害救助法が適用されない場合は、村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

(1) 住家の応急修理対象者及び対象数

ア 住家が半壊（焼）し、そのままでは日常生活を営むことが困難で、かつ、自己の資力で応急修理のできない世帯

イ 該当者が修理戸数を超える場合は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高いものから順次選ぶものとする。

(2) 修理方法

応急仮設住宅の建設方法に準ずる。

(3) 修理の規模及び費用

ア 修理の規模

特に規模について制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分でその最小限度に限る。

イ 費用の限度

世帯当たりの費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(4) 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了するものとするが、大災害のため修理に着手できないなど、支援を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

(5) 書類の整理、保管

被災住宅の応急修理を行ったときは、書類を整理し保管するものとする。

10 災害公営住宅

(1) 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の1以上に達したときは、低所得罹災者を入居させるため災害公営住宅を建設するものとする。

ア 地震、暴風雨その他の異常な自然現象による災害の場合

イ 火災による場合

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は村が建設し、管理するものとする。ただし、特に県が建設する必要があると認められるときは、県が建設・管理する。

(3) 建設戸数

ア 一般の場合

建設戸数は被災滅失戸数の3割以内とし、村の建設戸数が県内滅失戸数の3割に達しないときで必要がある場合にあっては、3割に達するまで県において設置することができる。

イ 激甚災害の指定のあった場合

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定により激甚災害の指定を受けた地域に係る建設戸数は、それぞれ滅失戸数の5割に達するまで建設することができる。

(4) 規模、構造

建設する災害公営住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定による公営住宅とし、原則として準耐火構造とするが、地域性を考慮のうえ木造とすることがある。

11 一般公営住宅の災害特別割当

(1) 建設中の公営住宅との緊急振替え

災害発生の際、事業実施中の一般公営住宅がある場合にあっては、それを災害用に振替え、被災者を入居せしめることができる。

この場合、以後に建設する災害公営住宅のうち既に災害用に振替えた戸数分は、一般に戻すことができる。

(2) 一般公営住宅の特別割当

災害公営住宅の制限建設戸数のみでは住宅対策が充分でない場合にあっては、一般公営住宅として建設し、公営住宅法第16条の規定による特定入居をさせることができる。

この場合、建設戸数その他等については、一般公営住宅の建設として取扱う。

12 既設公営住宅の復旧

既設公営住宅の災害復旧は、当該公営住宅管理者が復旧するものとする。

既設公営住宅の復旧事業計画のある場合、村長は、災害発生1か月以内に公営住宅建設事業等補助要領に定めるところにより、被害状況等を調査の上、復旧計画書を知事を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

13 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の整備には一定期間が必要となることから、被災者の避難生活の長期化を回避するため、村は、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくものとする。

(1) 村の対応

村は、被災者の罹災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

(2) 配慮すべき事項

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が村内（大規模災害の場合は県内）各地に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、村は、自治会やボランティア等の協力のもと、避難者の入居先に定期的に訪問するとともに、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹

底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

14 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備

村は、県等の支援により、被害者の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるため活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

15 支援制度に関する情報提供

村は、国や県が応急仮設住宅等への入居者に対する支援制度を実施した場合、入居者又は入居希望者に対して、速やかに情報提供を行う。

16 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し保管しておかなければならない。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

17 住宅相談窓口の設置

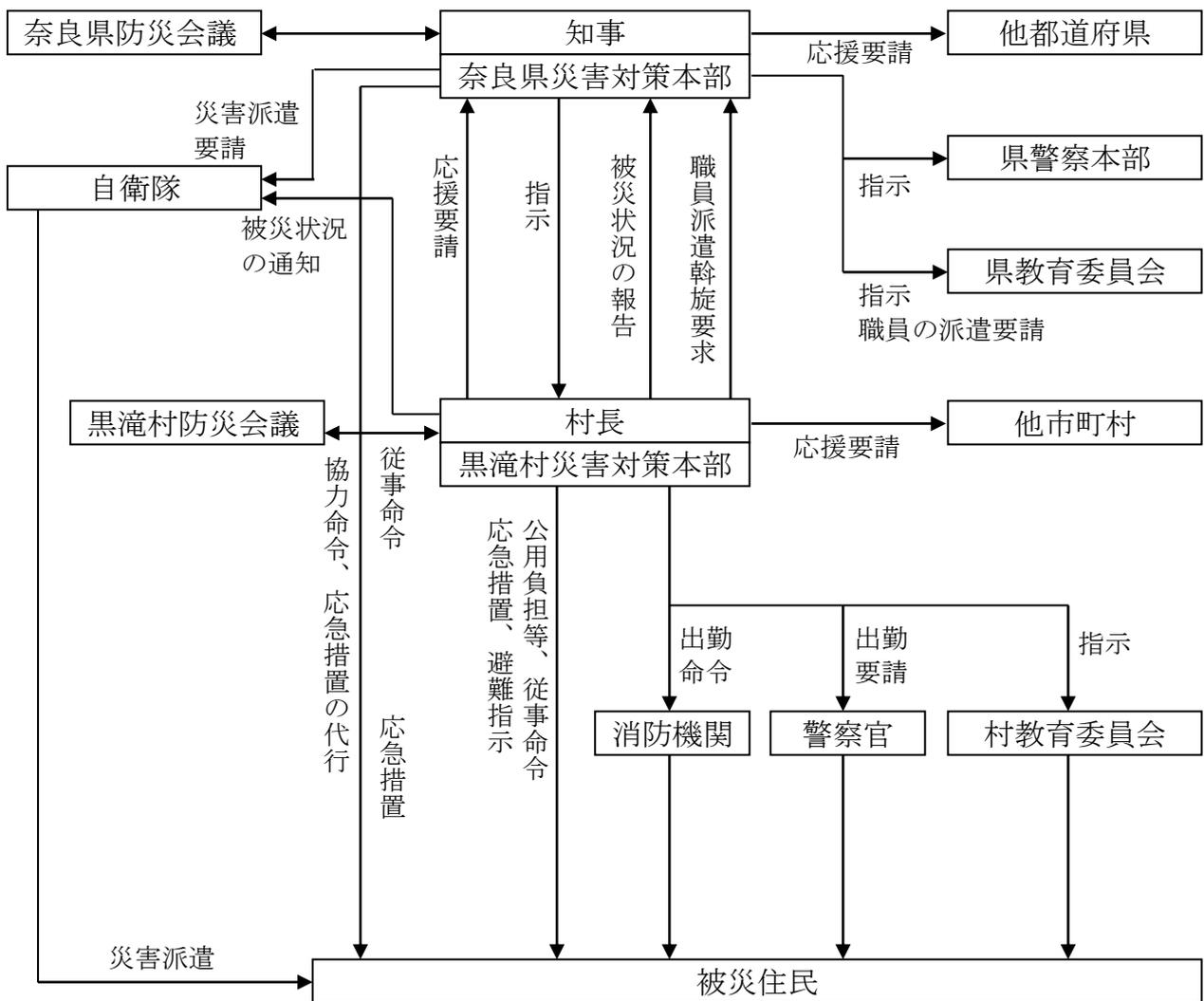
村は県と連携を図り、応急仮設住宅や公営住宅等の空家状況、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

第5節 活動体制計画

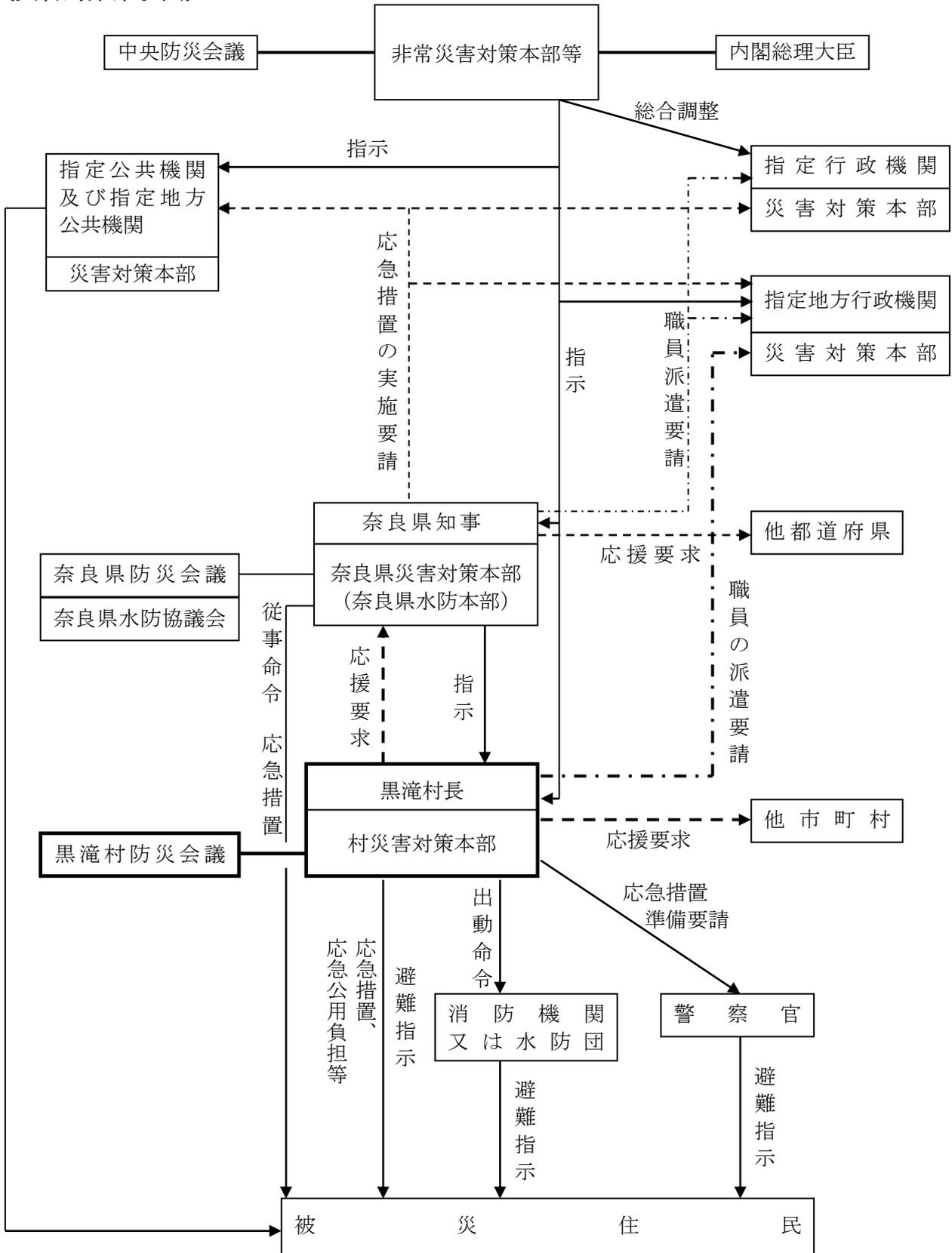
村に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村は、防災関係機関と連携を図り、速やかに災害対策本部等を設置し、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 防災活動体制（全部）

防災活動のための体制図は次のとおりとする。



〔災害対策系統図〕



2 災害対策本部等の体制

(1) 初動対応の組織及び活動体制

災害等の発生状況に応じた配備体制は、以下のとおりとする。

体制	体制時期（風水害、地震の例）	体制内容	対応組織
第1次準備体制 （レベル1）	気象予警報が発せられた場合において、その状況から災害の危険が予想される時 ※地震の場合 震度4、東海地震注意情報が発表されたとき	事態に対処するため、災害防除措置の強化、情勢の把握、連絡活動を主とし、次の動員体制に移行し得る体制とする。	警戒本部
第2次準備体制 （レベル2）	上記に加え、台風の直撃が予想される場合等、災害の危険性が高いとき		
警戒体制 （レベル3）	局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ※地震の場合 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき	情報収集連絡活動に当たるとともに、被害状況等に応じ、速やかに第1次又は第2次非常体制へ移行できる準備を行う。	災害対策本部
第1次非常体制 （レベル4）	多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時 多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき 多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ※地震の場合 震度5弱	必要に応じた周囲の救助活動と、情報収集連絡活動等を実施し、被害状況等に応じて、第2次非常体制へ移行できる体制とする。	
第2次非常体制 （レベル5）	村内全域にわたって災害が発生したとき その他災害により被害が予想される場合において本部全活動力を必要とするとき ※地震の場合 震度5強以上	村の組織、機能のほぼすべてをもって応急対策活動に当たる体制とする。	

※参考として地震の場合の基準を含む。

※夜間や休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、報道メディアによる気象庁が発表した黒滝村の観測地点の震度とする。なお、気象庁の発表がない場合や、震度情報が得られない場合は、体感や建物及びライフライン等の被害状況により初動対応を決定する。また、非常体制の区分によっては、各課の日常業務を必要最小限にとどめ災害対応を優先とする。

※体制時期及び対応組織について、本部長が特に必要と認めたときは、弾力的な運用を行うことができる。

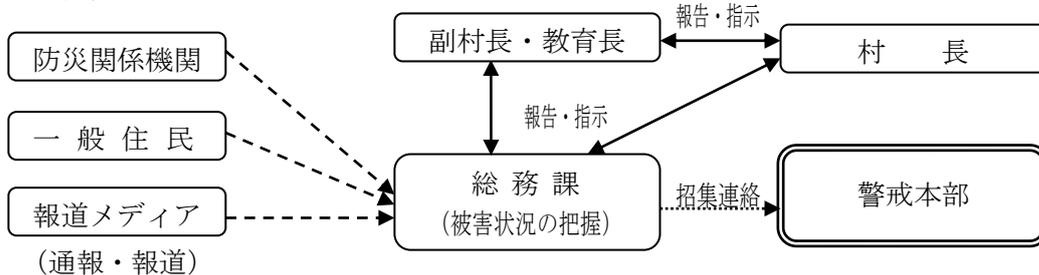
標準配備要員数

区 分	総務課	住民生活課	保健福祉課	林業建設課	企画政策課	議会事務局	教育委員会	診療所	こども園
第1次準備体制 (レベル1)	3			2					
第2次準備体制 (レベル2)	4		1	5			1		
警戒体制 (レベル3)	6	1	1	5	1	1	1	1	1
第1次非常体制 (レベル4)	6	3	4	5	4	1	2	2	2
第2次非常体制 (レベル5)	全 員								

(2) 警戒本部

気象予警報が発せられた場合において、その状況から災害の危険が予想される時、さらに局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害防除措置の強化、情勢の把握、連絡活動を主とし、情報収集連絡活動に当たるとともに、被害状況等に応じ、速やかに第1次又は第2次非常体制へ移行できる準備を行うため、警戒本部を設置し、村全体の被害状況を把握し、防災関係機関と連絡をとりながら、全村的若しくは局地的な応急対策を迅速に指示する。

ア 動員伝達系統



イ 組織編成等

- (ア) 警戒本部の設置の責任は、副村長とし、本部長を司る。副村長に事故あるときは、教育長がその職務を代行する。
- (イ) 警戒本部の事務局は総務課が担当する。事務局は災害状況等を把握し、総務課長は警戒本部を構成する課長並びに消防団長に招集連絡を行う。
- (ウ) 警戒本部の各部長は、配備された職員により応急対策活動の実施を指示する。
- (エ) 警戒本部の設置場所は、役場庁舎とする。

ウ 警戒本部の掌握事務

部 名	掌 握 事 務	責任者・担当課
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ・各部との連絡調整に関すること ・県との連絡調整に関すること ・本部内の事務に関すること ・災害発生速報の把握に関すること ・被害状況の調査（住民からの被害状況の受付、災害発生速報の記録）に関すること ・参集職員の把握と各部への配置（各部長と協議）に関すること ・災害対策活動に関する物資（発電機、無線機、災害時優先電話、懐中電灯、食糧等の準備）に関すること 	責任者 総務課長 担当課 総務課 議会事務局
民 生 部	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の避難誘導體制に関すること ・被災者の避難誘導準備並びに避難施設の開設準備に関すること ・食料その他必要物資の確保斡旋準備に関すること ・被災者に対する救援物資の配布準備に関すること ・医薬品及び衛生材料の備蓄、供給準備に関すること 	責任者 保健福祉課長 担当課 保健福祉課 住民生活課 診療所
消 防 部	<ul style="list-style-type: none"> ・危険個所の点検、火災発生状況確認に関すること ・村内巡回による情報収集に関すること ・災害の予防、警戒並びに防御に関すること 	責任者 消防団長 担当 消防団
建 設 部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生速報の把握及び応急措置の実施に関すること ・道路、河川、急傾斜地等危険個所の点検に関すること ・上下水道、電気等のライフラインの確認に関すること 	責任者 林業建設課長 担当課 林業建設課 企画政策課
教 育 部	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設の被害調査及び応急対策準備に関すること 	部長 教育次長 担当課 教育委員会 こども園

(3) 災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、次のア(ア)のいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めたうえ、必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進することができる。

災害対策本部は、全体的な被災状況を収集・把握するとともに、次の事項を協議し、速やかに全村的な応急対策を決定し、それぞれの任に当たらせる。

ア 設置及び廃止基準

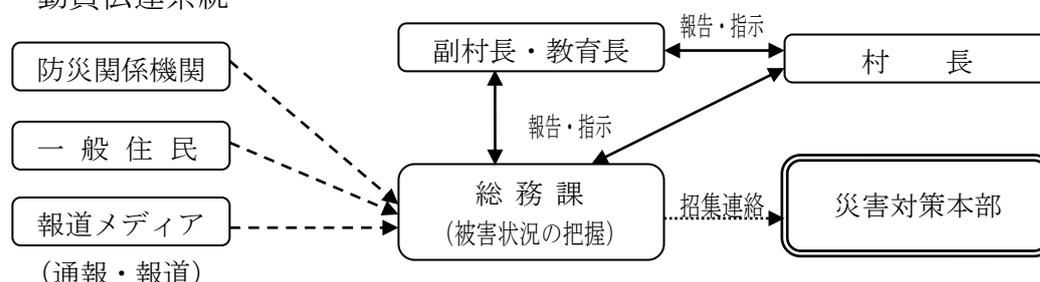
(ア) 設置基準

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要などとき ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要などとき
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模で、広域にわたるとき
大事故等	
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの死傷者が発生したとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき ・航空機が消息を絶ったとき
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模などとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模などとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模などとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・村長が必要と認めるとき

(イ) 廃止基準

- a 災害の発生するおそれが解消したと認めた場合
- b 災害対策活動が完了した場合

イ 動員伝達系統



ウ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班	口頭伝達又は電話 FAX メール	総務課長
住民	防災行政無線	総務課長
県本部	県防災無線又は電話 FAX メール	総務課長

エ 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。なお、災害により本部施設が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

オ 組織編成

- (ア) 災害対策本部の本部長は村長とし、事務を総括する。
- (イ) 副本部長は副村長及び教育長とし、本部長に事故あるときは、その職務を代理（第1順位：副村長・第2順位：教育長）する。
- (ウ) 災害対策本部の事務局長は、総務課長とする。
- (エ) 災害対策本部の本部員は、課長職級とする。
- (オ) 本部長、副本部長に事故あるときは、総務課長がその職務を代行する。さらに、総務課長に事故あるとき又は連絡不能の場合は、災害対策本部に到着した本部員で職制上の上位者が職務を代行する。
- (カ) 災害対策本部の事務局は総務課が担当する。事務局は災害状況等を把握し、総務課長は警戒本部を構成する課長並びに消防団長に招集連絡を行う。

カ 災害対策要員のローテーション

大地震災害や風水害などの大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、災害対策要員のローテーションについて本部方針を定め、職員に周知することとする。

また、消防団員のローテーションについては、本部方針に基づき消防団幹部会議において定める。

キ 災害対策本部の分掌事務

部 名	主な分掌事務	責任者・担当課
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の企画運営に関すること ・本部指示・命令に関すること ・各部及び関係機関との連絡調整に関すること ・各機関への報告に関すること ・災害発生情報、被害状況の調査に関すること ・諸情報の住民への周知に関すること ・現地写真、その他広報活動に必要な資料の収集に関すること ・自衛隊の派遣要請に関すること ・県又は他市町村への応援依頼に関すること ・災害救助法適用に必要な災害調査に関すること ・その他各部の業務に属さないこと 	部長 総務課長 副部長 議会事務局 長 担当課 総務課 議会事務局

部 名	主な分掌事務	責任者・担当課
消 防 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防計画に関すること ・ 被害情報の収集及び調査に関すること ・ 災害現場における消防活動及び防災業務に関すること ・ 火災警報の発令及び気象情報に関すること ・ 被災者の救出及び避難指示、誘導に関すること ・ 消防団長の指示による防災業務に関すること ・ 広域消防組合との連絡調整に関すること 	部長 消防団長 副部長 消防副団長
民 生 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の救出並びに捜索に関すること ・ 要配慮者等の避難に関すること ・ 被災者の避難誘導並びに避難施設の開設・管理に関すること ・ 食料その他必要物資の確保斡旋に関すること ・ 被災者に対する救援物資の配布に関すること ・ 日赤奉仕団等の応援要請、受入配置に関すること ・ 一般ボランティアの受入れ及び連絡調整に関すること ・ 炊き出し等による被災者に対する食生活の保護に関すること ・ 感染症防止のための予防接種に関すること ・ 医薬品及び衛生材料の備蓄、供給に関すること ・ 災害により傷害を受けた人及び感染症にかかった人の医療に関すること ・ 遺体の埋火葬に関すること ・ 廃棄物の処理に関すること。 ・ 被災地域の防疫に関すること ・ 保健所との連絡に関すること 	部長 保健福祉課 長 副部長 住民生活課 長 担当課 保健福祉課 住民生活課 診療所
建 設 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋りょうの応急修理並びに緊急施設に関すること ・ 河川及び砂防施設等の応急復旧に関すること ・ 村有建物の被害調査と報告に関すること ・ 仮設住宅の建設及び応急修理に関すること ・ 資機材の現地調達に関すること ・ 耕地、山林の災害状況調査並びに応急対策に関すること ・ 飲料水の確保に関すること ・ 簡易水道施設等の応急修理に関すること ・ 飲料水の適否の検査に関すること ・ 災害応急物資、資機材の輸送に関すること ・ 交通対策に関すること ・ 観光・宿泊施設における宿泊客の安全確保に関すること 	部長 林業建設課 長 副部長 企画政策課 長 担当課 林業建設課 企画政策課
教 育 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教施設の被害調査及び応急対策に関すること ・ 文化財の保護に関すること ・ 応急教育の実施並びに運営に関すること ・ 教材、学用品等の調達、給付に関すること 	部長 教育次長 担当課

部 名	主な分掌事務	責任者・担当課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、こども園の保健衛生に関すること ・ 学校、こども園の給食指導に関すること 	教育委員会 こども園

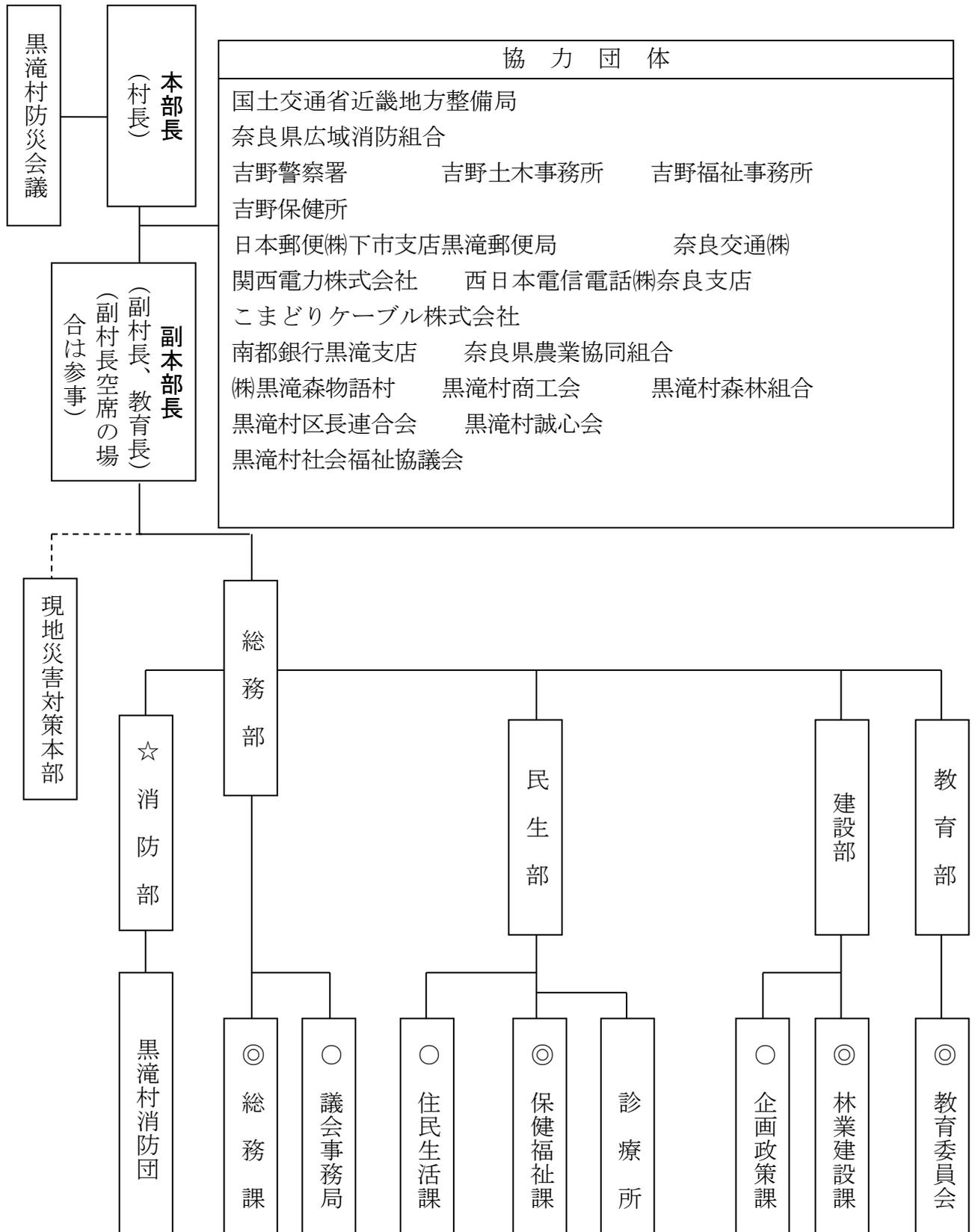
ク 現地災害対策本部の設置

村長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進する上で必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

- (ア) 現地災害対策本部長は、村長が、村職員の中から指名する。
- (イ) 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設ける。
- (ウ) 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。
 - a 被害状況等の情報収集、調査及び村への報告に関すること
 - b 応急対策の実施に関すること
 - b 現地における関係機関との連絡調整に関すること

なお、現地災害対策本部の編成は、その都度定める。

ケ 黒滝村災害対策本部組織図



※ ◎印は課長が部長を、○印は副部長を務める。☆印は消防団長が部長、消防団副団長が副部長を務める。

3 標識の掲示

災害対策本部を設置したときは、次の標識を掲示する。



第6節 災害情報の収集・伝達計画

村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。村長は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。

県は、村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第1 気象情報の伝達

1 気象予警報等

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

奈良地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

平成26年10月9日現在

黒滝村	府県予報区		奈良県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		南東部	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 70mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	184
	洪水		雨量基準	1時間雨量 70mm
			流域雨量指数基準	丹生川流域=17
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
		暴風	平均風速	20m/s
		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 40cm
		波浪	有義波高	
		高潮	潮位	
	注意報	大雨		雨量基準
			土壌雨量指数基準	156
洪水			雨量基準	1時間雨量 40mm
			流域雨量指数基準	丹生川流域=11
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
		強風	平均風速	12m/s
		風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 20cm
		波浪	有義波高	
		高潮	潮位	
		雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			

	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%	
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり最高気温 10℃以上又はかなりの降雨*1	
	低温	最低気温-5℃以下*2	
	霜	4 月以降の晩霜	
	着氷		
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

*1 気温は奈良地方気象台の値。

*2 気温は奈良地方気象台の値。

2 気象予報警報等対象区域

奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。注意報・警報は、一次細分区域として、北部又は南部に細分して発表する場合がある。更に詳しく二次細分区域として、北部は北西部、北東部、五條・北部吉野の3区域に、南部は南東部、南西部の2区域に細分して発表する場合がある。なお、土砂災害警戒情報については、市町村単位で発表される。

県	一次細分区域	二次細分区域	市 町 村
奈良県	北 部	北 西 部	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）、磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）、北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）
		北 東 部	宇陀市、山辺郡（山添村）
		五條・北部吉野	五條市（大塔町を除く）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町）
	南 部	南 東 部	宇陀郡（曾爾村、御杖村）、吉野郡（黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）
		南 西 部	五條市（大塔町に限る）、吉野郡（野迫川村、十津川村）

3 特別警報

「数十年に一度」規模の大規模災害が発生する可能性がある場合、「特別警報」が発表される。

村の対応	村民の行動	気象警報等の種類				
		大雨		暴風	大雪	暴風雪
		(土砂災害)	(浸水害)			
<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の連絡態勢確立 気象情報や雨量の状況を収集 注意呼びかけ 警戒すべき区域の巡回 <ul style="list-style-type: none"> 警報の村民への周知 避難施設の準備、開設 必要地域に避難準備（災害時要配慮者避難）情報 応急対応態勢確立 必要地域に避難勧告、指示 避難の呼びかけ 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの村民への周知 直ちに最善を尽くして身を守るよう村民に呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に気をつける テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 窓や雨戸など家の外の点検 避難施設の確認 非常持出品の点検 避難の準備をする 危険な場所に近づかない 日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 暴風警報については、安全な場所に退避 直ちに命を守る行動をとる（避難施設へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる） 	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報
		土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)	大雨警報(浸水害)	暴風警報	大雪警報
		大雨特別警報(土砂災害)	大雨特別警報(浸水害)	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報

(1) 雨を要因とする特別警報の基準

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。

- | |
|--|
| <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする）。</p> |
|--|

「50年に一度の大雨」の値は、以下のとおり。（平成27年6月26日現在）

府県 予報区	一次細 分区域	市町村等をま とめた区域	二次細分区域	50年に一度の大雨		
				48時間降 水量(mm)	3時間降 水量(mm)	土壌雨量 指数
奈良県	南部	南東部	黒滝村	658	144	315

(2) 台風等を要因とする特別警報の基準

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧、風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表される。

(3) 雪を要因とする特別警報の基準

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

奈良県内観測地点の「50年に一度の積雪深」の値は、以下のとおり。

府県 予報区	地点名	50年に一度の 積雪深 (cm)	備 考
奈良県	奈良	18	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う

4 土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による被害の防止、軽減のため、大雨によって土砂災害発生のおそれが高まったときに、村長が、避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう、奈良県と奈良地方気象台が連携して発表する防災情報である。

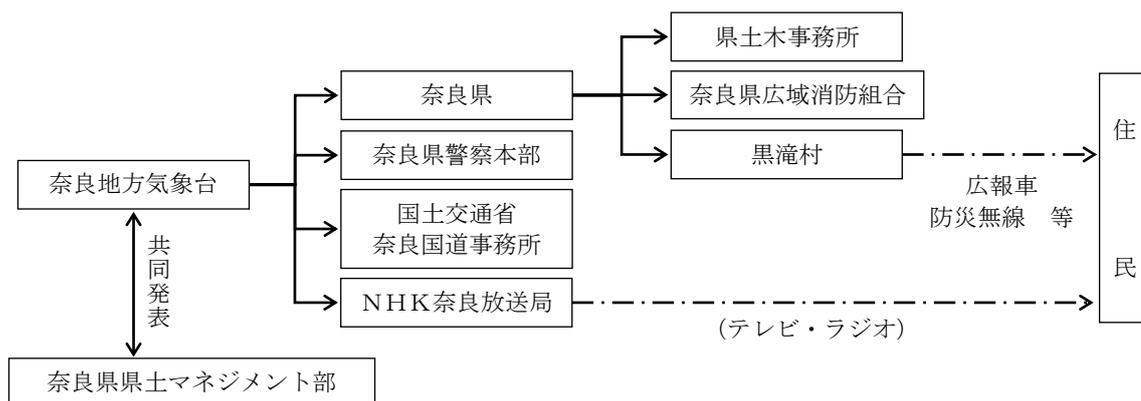
(1) 発表対象地域

発表は市町村を最小単位として、県内すべての市町村を対象としている。

(2) 利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達体制



(4) 土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

ア 県内で震度5強以上の地震を観測した場合

イ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合
 詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

5 火災気象通報及び火災警報

(1) 定義

ア 火災気象通報とは、消防法第22条に基づき奈良地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上必要であると認めるとき、知事に通報するものをいう。

イ 火災警報とは、村長は、県から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、消防法第22条第3項及び奈良県広域消防組合火災予防条例施行規則の規定に基づき発表するものをいう。

(2) 発表基準

区分	発表基準
火災気象通報	実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。（降雨・降雪中は、通報しないこともある。）

火災警報が発せられたときは、黒滝村の区域にある者は村の条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

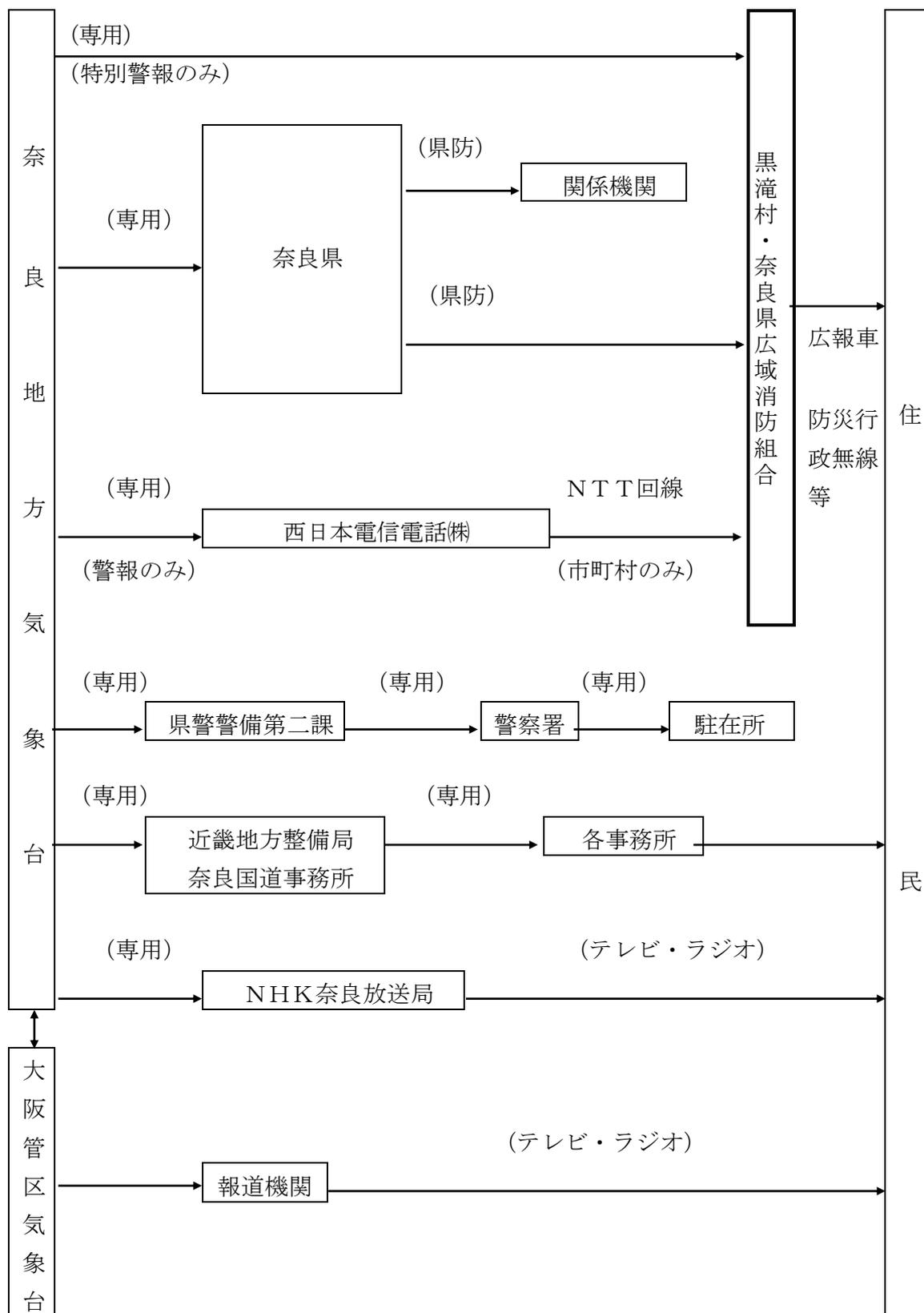
村は、火災警報を発し又は解除したときは、防災行政無線、広報車・消防車等により、住民及び区域内の事業所等に伝達するとともに、県（防災統括室）に通報する。

6 情報の受理、伝達

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

- (1) 西日本電信電話(株)による伝達は、警報の種類のみであるから県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄りの警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し、又は通報を受けたときは県（防災統括室）及び奈良地方気象台に通報するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- (3) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。
- (4) 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の予防対策に関する指示も併せて行う。

伝達系統概観図

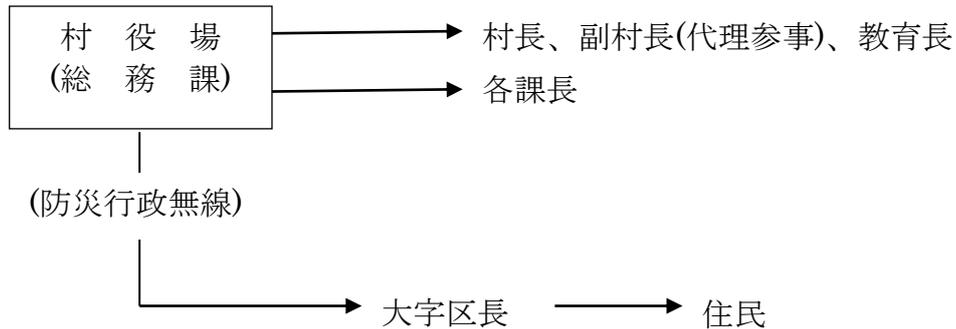


(県防) は県防災行政無線、(専用) は専用線又は専用無線を表す。

7 住民等への伝達体制

(1) 勤務時間内の連絡法

ア 連絡系統図



イ 連絡の方法

勤務時間内における気象予警報発表、解除の受信は、総務課で行い、必要に応じて関係各課長等、副村長、村長に伝達するとともに、防災行政無線を通じて住民への周知を図る。

各区長は、役場における予警報等の受発信の要領に準じてこれを受信し、各種予警報等の区分に応じて下記の方法をもって区内住民へ周知徹底を図る。

(ア) 気象予警報

気象情報……防災行政無線放送利用

気象注意報…サイレン吹鳴、防災行政無線放送利用

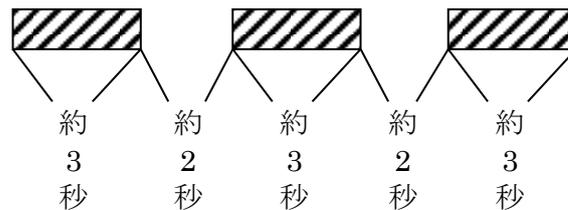
気象警報……サイレン吹鳴、防災行政無線放送利用

(イ) 火災警報

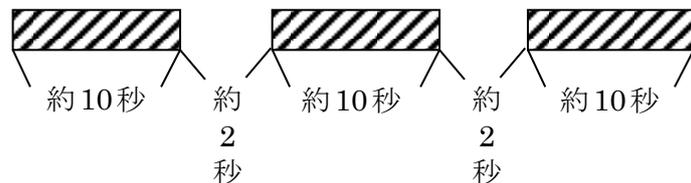
消防信号の様式によりサイレン吹鳴

消 防 信 号

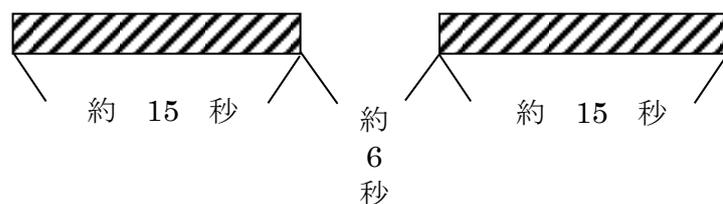
近 火 信 号 (村内家屋)



山 林 火 災 信 号



演 習 、 招 集 信 号



(2) 勤務時間外の連絡方法

勤務時間外にあっては、宿日直者が受信し、必要に応じて村長、副村長（代理参事）、

教育長、関係各課長等に伝達するとともに、防災行政無線を通じて住民への周知を図る。

各区長においては、(1)の方法に準じて一般住民に周知する。

(3) 非常時の伝達体制

災害における予警報等の連絡、伝達についても、前記(1)、(2)によるが、通信網の途絶等のため伝達が困難な場合は、警報等の緊急の度合に応じて、使者又はその他適当な方法を以て伝達を行う。

各区長は、消防分団と連携して無線放送その他の方法によって、関係住民に周知する。

第2 早期災害情報の収集

1 早期被害情報収集

(1) 村は被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、至急その旨を県（防災統括室）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

また、県が災害対策本部を設置した場合、村に職員を派遣するため、派遣された職員の受入体制を整備するとともに、県災害対策本部との情報共有に努める。

(2) 報告責任者

村は報告責任者をあらかじめ定めておき、直ちに早期災害情報を県（窓口：防災統括室）に報告する。

なお、次の場合は、消防庁に対して直接報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

ア 県に報告ができない場合

県との通信手段が途絶するなど、被害状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は県に対して報告する。

イ 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、村及び奈良県広域消防組合は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととなっている。）

奈良県防災統括室（災害対策本部総務情報班）への連絡先

代表電話	0742-22-1101	内線2288
直通電話	0742-27-8425	
宿直室（夜間等）	0742-27-8944	
西日本電信電話(FAX)	0742-23-9244	
奈良県防災行政無線（衛星系）	TN-111-9010	
奈良県防災行政無線FAX（衛星系）	TN-111-9210	
夜間等代表電話	0742-22-1001	

（村が夜間等に電話・FAXをする場合には、宿直室が受信し、宿直室から防災統括室員に連絡される。）

消防庁への連絡先

区分		平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
奈良県防災行政無線（衛星系）	TEL	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

[県]

- (1) 早期に被害の概要を把握するため、県（災害対策本部）は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集することになっている。
- (2) (1)のみでは対応不可能な場合は、県（災害対策本部）は自衛隊及び他府県に対し、応援を要請することとしている。

[関係機関]

○指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は災害情報を収集するものとする。

その際、当該災害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のため必要な情報の収集に特に努力するものとする。

2 情報の連絡手段

村は、電話、FAX、奈良県防災行政無線、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡する。

3 災害概況即報

村は、災害発生時の早期報告として、個々の災害現場の概況等を報告する場合には、災害概況即報（資料14-1）により、直ちに次の情報を県防災行政無線等で県（窓口：防災統括室）に報告する。

- (1) 人命危機の有無及び人命災害の発生状況

- (2) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (3) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (4) 住民の動向
- (5) 道路交通状況
- (6) 災害対策本部等の設置状況
- (7) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害発生時で、死傷者の有無、災害の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、災害概況即報（資料 14-1）により、県に報告する。

4 災害概況即報記入要領

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。また、要配慮者の被害状況を併記（再掲）する。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して村（消防機関を含む。）が講じた措置について具体的に記載する。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載する。

また、要配慮者の人員を併記（再掲）する。

(4) 災害対策本部等の設置状況

村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は「済」に印をする。

また、災害対策基本法に基づかない本部等を設置した場合は「その他の本部等」に印をし、カッコ内に名称を記入する。

5 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、遅滞なく、関係機関（職員）に通報する。

ア 火災に関する現象……総務課又は消防団

イ 水防に関する現象……総務課又は林業建設課

ウ その他に関する現象……総務課又は警察署

(2) 受報者の処置

異常現象の通報を受けた関係機関（職員）は、その旨を速やかに村長に通報する。

異常現象の通報を受けた村長は、県（窓口：防災統括室）、奈良地方気象台、その他の関係機関に通報する。

第3 災害情報の調査・報告

1 大規模災害時における被害概況の調査（地区連絡員）

村は、災害対策本部を設置し、村長が必要と認めたときには、村内各地の被害概況を速やかに把握するため、地区連絡員を編成して、情報収集を行う。

(1) 地区連絡員の編成

次のとおり編成するものとする。

班	調 査 地 区	参 集 場 所
西部	笠木、桂原、長瀬、栗飯谷	西部分団屯所
中央	御吉野、堂原、寺戸、脇川、槇尾、鳥住	中央分団屯所
東部	中戸、赤滝	東部分団屯所

(2) 地区連絡員の指定

総務課長は、勤務時間外の災害発生にも対応できるよう、職員の居住地等を考慮の上、あらかじめ地区連絡員の指定を行っておき、これを周知徹底しておくものとする。

なお、発災時は村消防団長を通じて村消防団各分団がこの代役を担うものとする。

(3) 地区連絡員の活動

ア 地区連絡員の参集

地区連絡員は、村が災害対策本部を設置し、指令を受けたときには、上記(1)の表に定める参集場所に直接参集し、参集が完了した時点で、本部に第一報を報告する。

イ 調査事項

(ア) 管轄区の自治会長と行動を共にし、関係機関との連絡調整に努めるものとする。

(イ) 次の事項について地域の被害概況を調査する。その際、管轄地区の自治会長及び消防団との情報交換を行うものとする。

項 目	調 査 内 容
道路の状況	道路・橋梁等の被害、渋滞の発生状況
建物被害状況	建物の倒壊・損傷の状況
火災の状況	火災の発生箇所、消火活動の状況
救 助 者	救助を必要としている者の有無
避 難 者	避難施設等への避難状況

ウ 現場での対応

現地において、火災発生・人身事故等の現場等に遭遇したときには、奈良県広域消防組合及び村災害対策本部へ通報をするとともに、付近住民の協力を得て、消火・救急・救助活動を行うものとする。ただし、現場に消防職員・消防団員等が到着したときには、その活動を引き継ぎ、調査活動を続行する。

エ 村本部への報告等

- (ア) 地区連絡員による調査の目的は、あくまでも各地の概況を把握することであり、詳細な被害数値の調査ではない。このため、地区連絡員は、地区のおおまかな状況を把握し、速やかに村本部に報告しなければならない。
- (イ) 村本部は、報告を受領した場合は、その内容を勘案し、調査の続行又は当該地区連絡員の解散（本部事務への移行）等について指示するものとする。

2 災害情報の収集

(1) 防災関係機関からの情報収集

地区連絡員のほか、各防災関係機関から被災状況等の情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
① 気象に関する情報	奈良地方気象台、県、放送局
② 火災の発生状況	奈良県広域消防組合、吉野警察署
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	奈良県広域消防組合、吉野警察署、(一社) 奈良県医師会、県（県内の被災者の状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	西日本電信電話株式会社奈良支店、関西電力株式会社高田営業所、こまどりケーブル株式会社、一般社団法人奈良県LPガス協会、県
⑤ 主要道路等の交通施設の被災状況及び交通状況	吉野土木事務所、奈良交通(株)榛原営業所、吉野警察署
⑥ 堤防、護岸等の被災状況	吉野土木事務所、吉野警察署
⑦ 住民等の避難状況	奈良県広域消防組合、消防団、吉野警察署、施設管理者、自主防災組織
⑧ 学校、医療機関等の重要な公共施設の被害状況	村・県教育委員会、施設管理者、(一社) 奈良県医師会、吉野警察署、県
⑨ 治安状況	吉野警察署

(2) 災害時優先電話による収集

村役場、公共施設等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

(3) 情報連絡責任者による情報収集

消防団にあつては各地区の分団長、自治会にあつては各地区会長（単位自治会長と地区会長は事前に連絡方法を検討しておくこと。）を各地区の情報連絡責任者と定め、消防団及び自治会は、初期消火や救出活動とともに、各地区の被災状況を把握し、電話等により村本部に報告する。

電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

(4) 参集職員からの情報収集

休日・勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員から参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報を収集する。

3 被害状況の調査

- (1) 被害状況等の調査は、下表に掲げる各課及び機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。
- (2) 被害状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、正確を期する。
- (3) 被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合する等正確を期する。
- (4) 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮する。

No.	調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1	人・住家の被害	村（総務課）	消防団
2	避難に関する状況 （避難勧告・指示等の発令状況、 避難施設の開設状況、避難世帯 数・避難者数）	村（総務課、住民生活 課、保健福祉課）	
3	福祉関係施設被害	村（保健福祉課）	
4	医療、環境衛生施設、廃棄物 処理施設被害	村 （住民生活課、保健福 祉課）	保健所
5	水道施設被害	村（林業建設課）	
6	農業生産用施設、農作物等被害	村（企画政策課課）	農林振興事務所、農協
7	畜産被害	村（林業建設課）	家畜保健衛生所、農協
8	水産被害	村（林業建設課）	漁協
9	農地、農業用施設被害	村（企画政策課課）	農林振興事務所、農協
10	林地、造林地、苗畑、林道、作 業道被害	村（林業建設課）	農林振興事務所、森林組合
11	林産物、林産施設被害	村（林業建設課）	農林振興事務所、森林組合
12	商工関係被害	村（企画政策課）	商工会
13	公共土木施設被害	村（林業建設課）	土木事務所
14	村営住宅	村（林業建設課）	
15	公園緑地等の被害	村（林業建設課）	
16	県有建築物被害（財産を含む） （文化財、警察関係施設を除く）	各施設	村
17	文教関係施設被害	村教育委員会	
18	文化財被害	県教育委員会 村教育委員会	
19	警察関係施設被害	警察署	村
20	生活関連施設等被害	指定公共機関等	村

(5) 調査上の留意点

- ア 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複的調査のないよう十分留意し、正確を期する。
- イ 被害世帯数等については現地調査のほか、住民登録と照合する等の確を期する。

- ウ 日常的に介護を必要とする高齢者や障害者等の被害状況については特に配慮する。
- エ 収集した被害情報は、地理情報システム等で活用できるように努める。

4 報告の基準

村は、下記に該当する災害について被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

(一般基準)

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- エ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- カ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後アからオの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- エ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(例示) 風水害

- ・がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・河川のいっ水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 雪害
- ・雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

(2) 火災等

(一般基準)

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ア 死者が3人以上生じたもの。
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの。

(個別基準)

次の火災及び事故については一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- c 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- d 損害額1億円以上と推定される火災

- (イ) 林野火災
 - a 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
 - b 空中消火を要請したもの
 - c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

- (ウ) 交通機関の火災
 - 航空機、自動車の火災で、次に掲げるもの
 - a 航空機火災
 - b トンネル内車両火災

- (エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

- イ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5人以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

- (オ) 河川への危険物等流出事故

- ウ 原子力災害等

- (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

- (イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

- エ その他の特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(社会的影響基準)

一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること

(3) 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ア 死者5人以上の救急事故
- イ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- ウ 要救助者が5人以上の救助事故
- エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例)

- ・列車、航空機に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記（3）と同じ様式を用いて報告すること。

- ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害
- イ 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

5 直接報告基準

村は、一般基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

(1) 火災等即報

ア 建物火災

宿泊施設、診療所において発生した火災

イ 交通機関の火災

第3 4（2）ア（ウ）のabcに同じ

ウ 危険物等に係る事故

（ア）危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡以上の区域に影響を与えたもの

（イ）危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

a 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

（ウ）タンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

（エ）タンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第3 4（2）ウの（ア）（イ）に同じ

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

ア 航空機の衝突等による救急・救助事故

イ バスの転落等による救急・救助事故

ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

エ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

6 武力攻撃災害即報

第3 4 (4) のア、イに同じ

7 報告の種別

(1) 報告系統

村から県（防災統括室）への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県（防災統括室）は、被害状況等を国に報告するとともに、必要があれば関係機関に連絡することになっている。

(2) 災害概況即報

村は、「第3 4 (1) 即報基準」に災害が発生したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を災害概況即報（資料 14-1）により、県防災行政無線等で報告する。

また、「第3 5 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接消防庁及び県防災統括室に対してにより報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に「被害状況報告様式」により報告するものとする。

(3) 被害状況即報

村は、「第3 4 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは村域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報（資料 14-1）により報告する。

ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

(4) 災害確定報告

応急対策終了後、14 日以内に被害状況即報（資料 14-1）と同様式で報告する。

(5) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（資料 14-1）により報告する。

8 報告系統

村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

9 報告を行うことができない場合

村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の

長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

10 県事業担当課への報告

(1) 村

災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

(2) 関係機関等

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県事業担当課に報告する。

11 被災者の安否情報

(1) 安否情報の提供

村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

ア 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、村は、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

ア 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

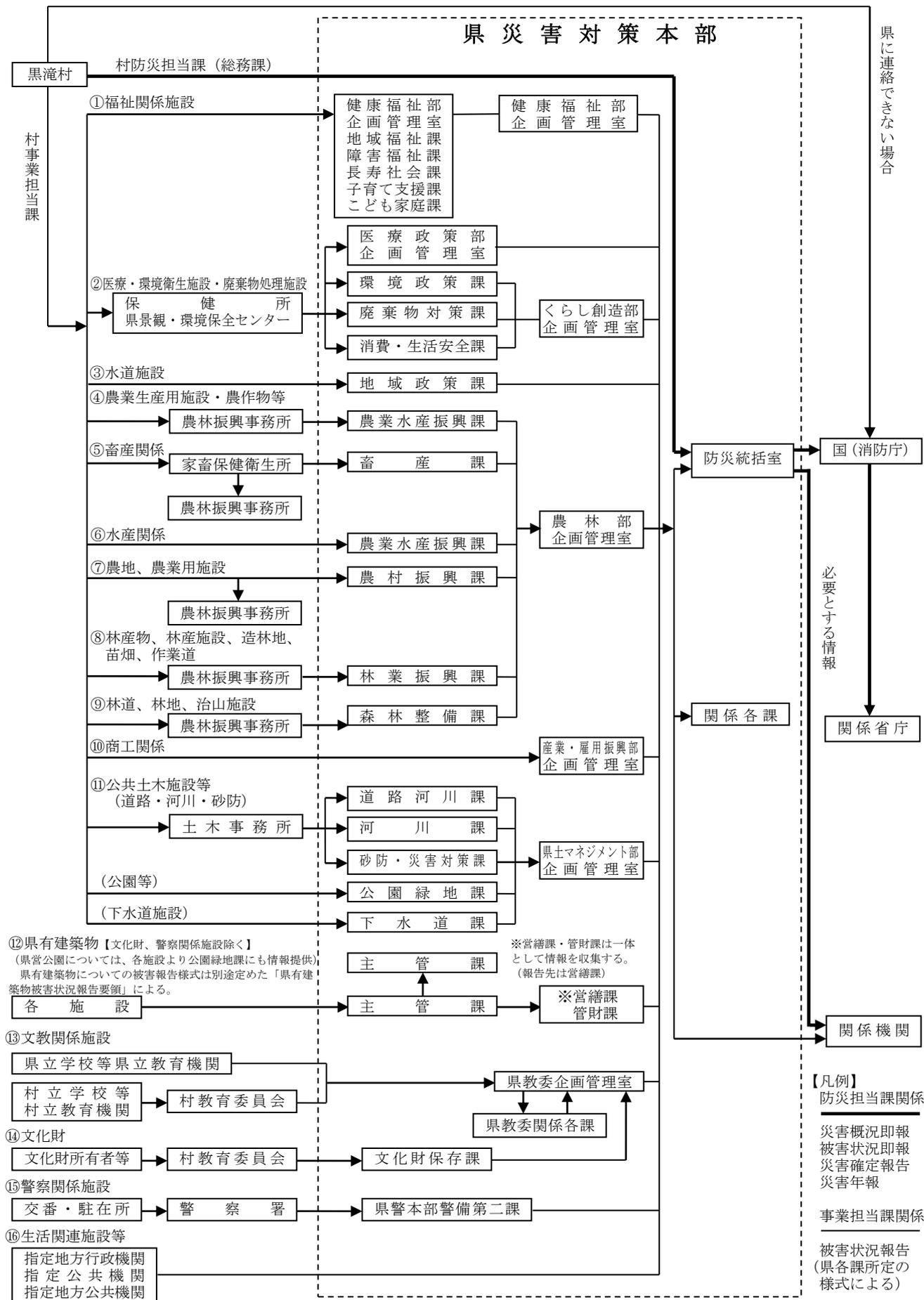
イ 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

(3) 被災者に関する情報の利用

村は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

報告系統図



第7節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

各種ヘリコプターを有効に活用するため、村は、関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの要請を行い、応援機等が、迅速に活動できるよう体制整備に努める。

1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

(1) 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、災害の規模が次のいずれかに該当し、県消防防災ヘリコプターの活動を必要と判断した場合に、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施することになっている。

ア 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 村の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施することになっている。

ア 救急活動

イ 救助活動

ウ 災害応急対策活動

エ 災害防御活動

オ 広域航空消防防災応援活動

(3) 要請の方法

ア 村の要請担当窓口は、総務課とする。

イ 要請は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行う。なお、支援要請時にすべての事項について明らかにするいとまがない場合は、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については判明次第速やかに県防災航空隊に連絡する。

(ア) 災害の種別

(イ) 災害発生の日時、場所及び被害の状況

(ウ) 災害発生現場の気象状態

(エ) 災害現場の村側の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法

(オ) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(カ) 支援に要する資器材等の品目及び数量

(キ) その他の必要事項

(4) 緊急運航の要請先

ア 勤務時間内の要請窓口

県防災航空隊（奈良市矢田原町2450）
直通電話 0742-81-0399
FAX 0742-81-5119

イ 勤務時間外の要請窓口

県宿日直室 電話 0742-27-8944
FAX 0742-23-9244
防災行政無線 TN-111-9071
防災行政無線 TN-111-9210
TNは自局の地上又は衛星回線選択番号

(5) 村の受入体制

緊急運航を要請した村長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

2 自衛隊へのヘリコプターの派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、本章第8節「各機関への派遣要請計画」による。

3 警察へのヘリコプター要請

警察保有のヘリコプターの要請については、次による。

吉野警察署警備課 電話 0747-53-0110	奈良県警察本部警備第二課・地域課 電話 0742-23-0110 内線5802・3572
-----------------------------	---

4 受入準備

村及び奈良県広域消防組合はヘリコプター出動の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- (1) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- (2) 離着陸地点には「6 離着陸地点等の基準」に定める記号を石灰等を用いて表示する。
- (3) ヘリポート周辺への一般の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- (4) ヘリコプターの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。
- (5) 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- (6) 離着陸の際には砂じんが発生するので、その防止対策として散水を行う。

また、村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（総務情報班）に報告する。

（※ 緊急ヘリポートは、資料5-1・5-2参照）

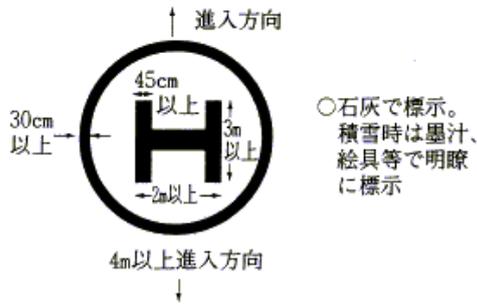
5 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

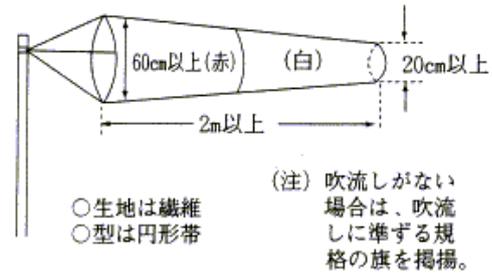
- (1) 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- (2) 前線通過などのために突風や乱気流のある場合
- (3) 日没後
- (4) 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

6 離着陸地点等の基準（自衛隊ヘリコプターの場合）

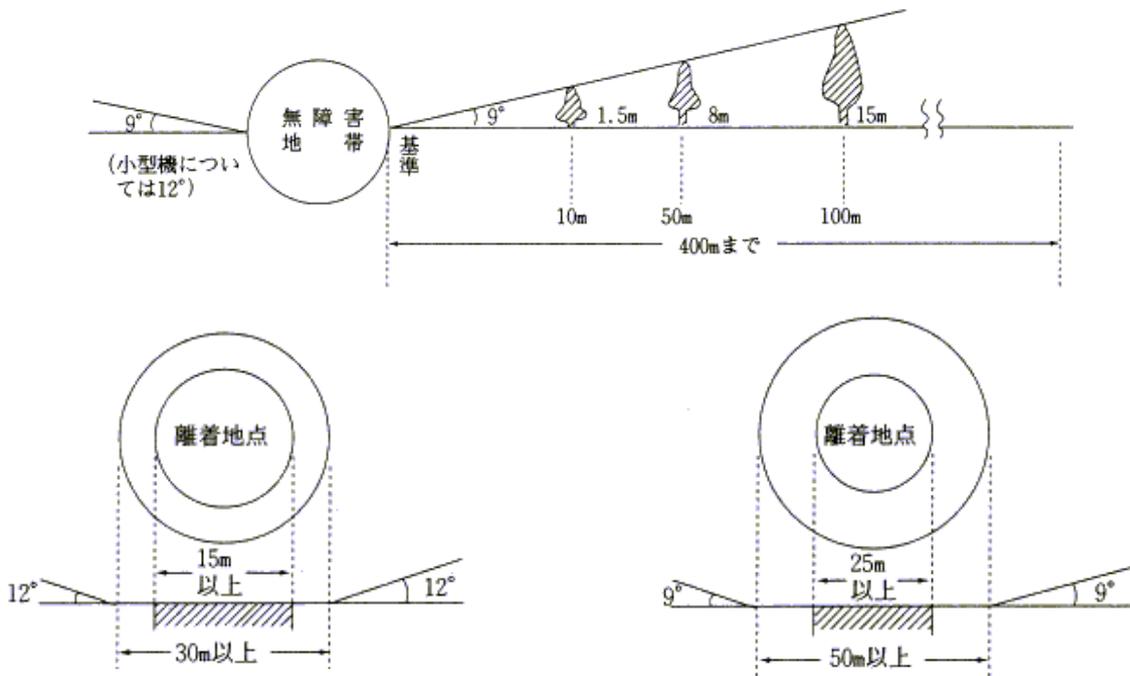
(1) マークの基準



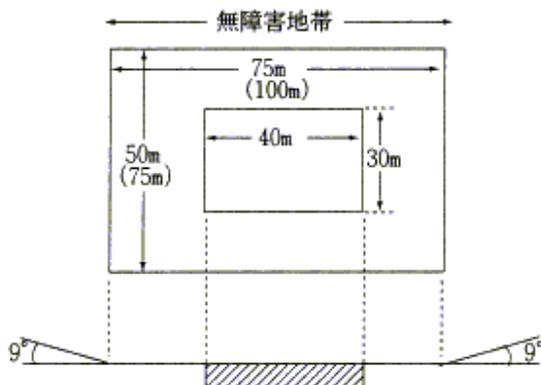
(2) 吹流しの基準



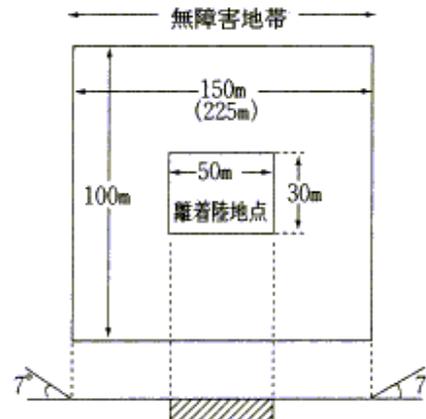
(3) 離着陸地点及び無障害地帯の基準



③大型機〈V-107及びUH-60J〉の場合



④大型機〈CH-47〉の場合



第8節 通信運用計画

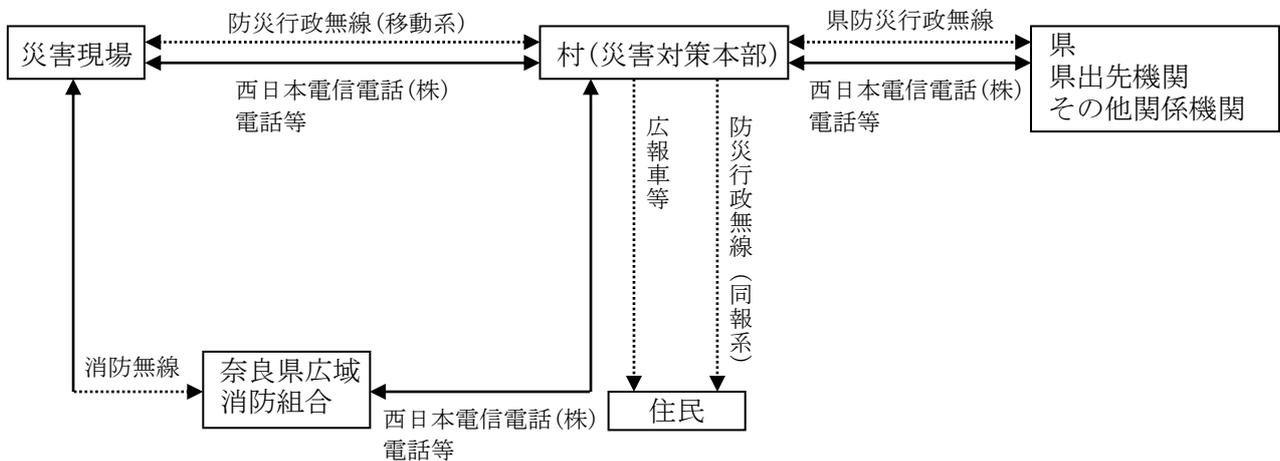
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実を図ることはもとより、村の地勢からひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生も予想されるため、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

1 通信連絡手段の活用順位

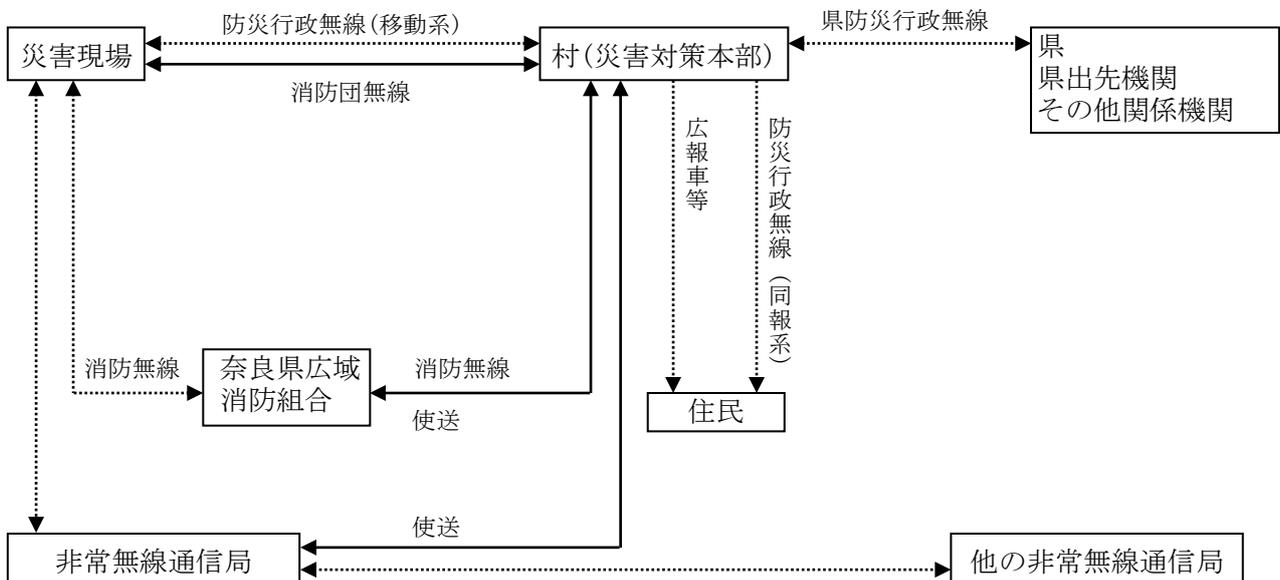
災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は、おおむね次の手段により速やかに行う。

連絡系統図

※通常災害（西日本電信電話(株)電話等が使用できる場合）



※大規模災害（西日本電信電話(株)電話等が使用できない場合）



(1) 専用通信設備

- ア 県防災行政無線
- イ 村防災行政無線（資料 2-1・2-2 参照）
- ウ 衛星携帯電話

(2) 西日本電信電話㈱電話等の優先利用

ア 災害時優先電話

村は、非常・緊急事態が発生し、電話がかかりにくい場合には、あらかじめ西日本電信電話㈱に登録している災害時優先電話により防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。災害時優先電話とは、電話回線が異常に輻輳した場合においても西日本電信電話㈱が行う発信規制の対象とされない加入電話である。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

イ 特設公衆電話の利用

西日本電信電話㈱が、災害により通信手段が途絶した地域、エリア内の通信確保のために、移動無線車及びポータブル衛星通信システム等による特設公衆電話を設置し活用する。

ウ 災害用伝言ダイヤルの利用

災害が発生した被災地等への安否確認等の通話が増加するため、電話が著しく輻輳したり、かかりにくい場合は、災害用伝言ダイヤル（安否確認）を利用する。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

録音：171+1+被災者の電話番号+伝言内容（被災地エリアの顧客）

再生：171+2+被災者の電話番号

(3) 西日本電信電話㈱電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難の場合は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、防災行政無線、消防無線等の自己保有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、非常通信協議会構成員所有の無線局又はアマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

(4) 非常通信の利用方法

ア 非常通信の内容

- (ア) 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの
- (イ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、すべて災害に関係して緊急措置を要する内容のもの

イ 非常通信の依頼手続

無線局に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非

- 常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。
- (ア) あて先の住所、氏名、電話番号
 - (イ) 連絡内容（200字以内）

2 緊急放送の利用

村長は、気象に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての伝達、要請及び警報のために緊急を要する場合で特に必要があると認めるときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、村長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

- ア 村の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

村において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

3 通信施設の応急復旧

- (1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) 村は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、村防災行政無線の効果的な運用に努める。また、移動系無線の適正配置について検討し、実施する。

[県]

(1) 県防災行政通信ネットワークシステム施設

通信施設が被災した場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに施設の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保に当たることになっている。

(2) 防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設

防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設は、通信施設が災害によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意して、有効適切な処置を行い早急な機能の回復を図ることになっている。

[関係機関]

○西日本電信電話株式会社

- (1) 災害及び重大事故のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿

った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

(2) 通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するものとする。

(3) 通信が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

(4) 孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

○こまどりケーブル株式会社

(1) 災害及び重大事故のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った中継順路の変更等疎通確保の措置を実施するものとする。

(2) 通信が途絶した場合は、通信の疎通状況及び被災したケーブルテレビ通信設備等の復旧の状況等を広報するものとする。

4 急使の派遣

通信網が全滅等したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により、急使を派遣して連絡等を行う。

5 公共放送の利用

村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、あるいは著しく困難な場合においては、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送(株)に、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を依頼する。なお、この場合、知事を通じて放送の要請を行う。

第9節 広報計画

村は、防災関係機関と連携を図り、デマによる社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、速やかに情報提供体制を整備し、あらゆる広報媒体を利用して、住民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は原則として村長（災害対策本部長）が承認した内容を情報班責任者が実施する。

1 広報事項

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 警報及び気象状況
- (3) 避難場所、避難方法及び携行品
- (4) 電気、ガス、水道、電話、ケーブルテレビ等（ライフライン）の被害状況
- (5) 医療救護所・医療機関等の開設状況
- (6) 被災者等の安否情報
- (7) 不安解消のため、住民に対する呼びかけ
- (8) 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- (9) 救助活動、災害応急対策活動の状況
- (10) 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- (11) 二次災害に関する情報
- (12) 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- (13) 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- (14) 給食、給水に関する情報
- (15) 生活必需品等の供給状況
- (16) 村民の心得等県民の安全・安心の確保及び社会秩序保持（デマによる混乱防止）のための必要事項
- (17) その他必要な事項

2 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各課と緊密な連携を図り、資料作成を行う。また必要に応じて「災害写真」、「黒滝村報災害特集号」等を作成し、関係機関に配布する。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

3 一般住民に対する広報手段

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

- (1) 交通通信施設が利用できる場合

防災無線及び広報車、消防車、地区有線放送を媒体として災害広報活動を行い、住民への周知を図る。

(2) 交通通信施設が途絶した場合

各家庭における個別受信機の乾電池による受信可能時間内においては、災害対策本部が発電機を利用して、防災無線を使用し、災害広報活動を行うとともに、各消防分団長が携帯している防災無線（移動系）により、災害広報並びに情報の収集を行う。

(3) その他の広報手段

ア 印刷物の配布・掲示

イ 自治会等に対する緊急避難情報の伝達（情勢に応じた連絡員の派遣）

ウ 住民相談窓口の開設

エ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）

オ コミュニティメディア等

カ 県を通じた災害対策基本法に基づく緊急警報放送の放送要請（NHK、奈良テレビ）

キ 村ホームページ、こまどりケーブル、インターネットによる広報

ク 屋外放送設備による広報（村役場等）

ケ 携帯マイクによる広報

4 要配慮者及び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者及び言葉の面でハンディキャップのある外国人等に対する広報については、必要に応じ、拡大文字、手話、点字、録音、外国語など十分配慮して行うものとする。

5 広報時における留意事項

民心の安定を図るため、次の事項に留意して広報を行うものとする。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

(1) 緊急性のあるもの、地域性のあるものを最優先に実施

(2) 具体的に分かりやすくまとめた広報の実施

(3) 各地区の被害状況（停電、断水、交通機関の運行状況等）、応急対策状況の正確な把握

(4) 被災者ニーズを把握した広報

6 庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を一般職員に周知させる。また各課に対し措置すべき事項及び伝達事項を併せて周知する。

7 報道機関に対する情報発表の方法

収集した災害情報を災害対策基本法第53条による災害状況等の報告を終えてから、村の対策をそのつど速やかに総務部長より発表する。報道事項及び広報の内容は次のとお

りである。

- (1) 災害の種別及び発生日時
- (2) 被害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 被害推定額
- (5) 応急対策の状況
- (6) 住民に対する避難勧告指示の状況
- (7) 一般住民又は被災者に対する協力及び注意事項

8 災害時の公聴活動

風水害等により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や、混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を実施し、民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

(1) 実施体制

村は、災害の態様により公聴活動が必要と認めるときは、避難場所に職員及び相談員を派遣し、被災相談窓口を開設する。

(2) 通信回線の確保

村は、被災地からの情報を迅速に処理するため、公聴用電話回線、ファクシミリ回線等を確保する。

(3) 要望等の処理

住民の要望等を災害応急対策活動及び災害復旧活動に反映させるため、被災地に派遣された職員は、聴取内容を迅速に整理し、村（災害対策本部）に報告する。

第10節 孤立地区支援活動計画

村は、災害発生時における孤立地区の発生状況を把握し、孤立地区が発生した場合、まず当該地区との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

1 洪水、土砂災害等の危険性の伝達

村は、気象台や関係機関より、雨量や河川の水量の情報を収集し、洪水や土砂災害等の発生が予想される場合には、村防災行政無線等により、地域住民に必要な情報を伝達する。

2 避難基準・避難行動

(1) 避難基準

村は、本章第1節「避難行動計画」に記載されている避難基準に基づき、各種情報を発令する。

ただし、住民は身近な異変を把握し、自ら避難の判断を行うものとする。

避難判断の基準は次のとおりとする。

- 大雨警報、洪水警報が発表されたとき
- 特別警報が発表されたとき
- 流域が被害を受け浸水のおそれがあるとき
- 土砂災害警戒情報が発令されたとき
- 土砂災害の前兆現象が発見されたとき

(湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等)

(2) 避難行動

住民は、避難が必要と判断したとき、最寄りの指定避難所又は垂直避難として自家の2階以上に避難する。

指定避難所に避難した住民は、代表者を決定し速やかに村に災害や避難の状況等を報告する。

3 孤立地区の把握

村は、孤立地区の発生が予想される場合、対象地区に対して、一般加入電話、村防災行政無線等を活用し、また、状況に応じて県に県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を行い孤立状況の実態の把握に努める。

4 外部との通信手段を確保

一般加入電話、県防災行政無線、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

5 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、徒歩、自転車、バイク等を活用し、あるいは県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

6 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施について、県等関係機関と検討する。

7 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

8 緊急支援物資の確保・搬送

村は、備蓄倉庫等に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、村のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町村、協定締結市町村、事業者等に対して、必要な物資の供給を要請する。

第11節 支援体制の整備

1 他府県等への応援体制

村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等と締結した広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

(1) 被災地への人的支援

ア 村は、災害時における応援協定、全国知事会、全国村長会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

イ 村は、NPOや企業、民間団体など各関係機関と連携してボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。

(2) 村内への避難者の受入対応

ア 黒滝村への避難者に対しては、県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。

イ 村は、村内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第12節 受援体制の整備

災害により甚大な被害が生じ、現有の災害対応能力を超えると判断される場合は、速やかに県知事及び他市町村長に対して応援を要請し、災害応急対策の万全を期するものとする。

1 応援要請の決定

災害が大規模な場合は、防災関係機関からの情報や現地調査班による情報、また、各施設からの被害状況報告等に基づき、緊急に本部会議を開催し、本村の現状を把握して応援要請の必要の有無等の決定を行う。

(1) 応援要請基準

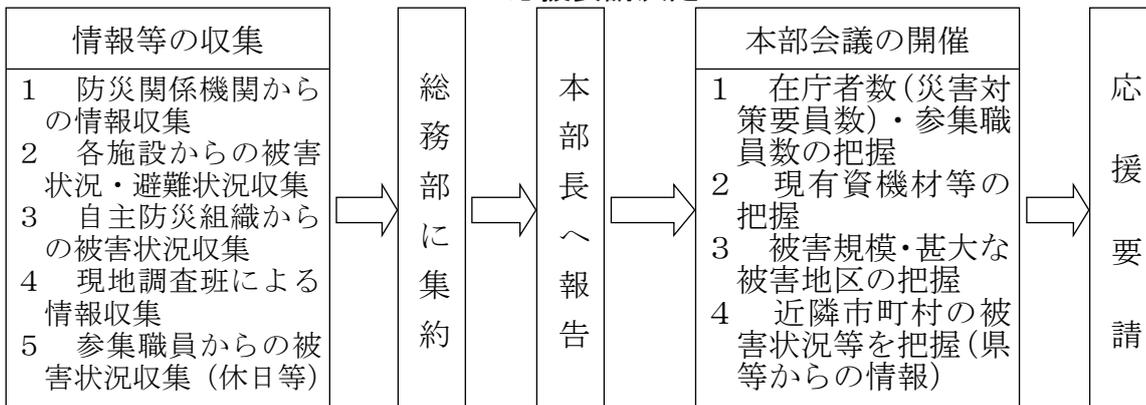
県及び他市町村等へ応援要請を行うときは、次に掲げる場合である。

- ① 災害の発生箇所が他の市町村に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することにより、被害を最小限にとどめることができると判断されるとき。
- ② 村域内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助等に著しい支障をきたすおそれがあるとき。

(2) 応援要請の決定

県及び他市町村等への応援要請は、被害状況、村の現有応急対応力等を調査、勘案して、本部会議の決定に基づき、行うものとする。

応援要請決定フロー



2 応援要請の実施

(1) 県及び他市町村への応援要請

村内で災害が発生した直後、村内では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「市町村相互応援協定」等を整備し、災害発生時、相互応援を実施する。

県及び他市町村への応援要請は、「市町村相互応援協定」等に基づき行うものとする。

ア 要請方法

応援を要請するときは、次の事項を記載した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合で、文書による暇のないときは、県防災行政無線又は電話により行うことができる。

この場合においては、事後、速やかに文書を提出するものとする。

明 記 事 項
① 災害の状況及び応援を必要とする理由
② 応援を必要とする期間
③ 応援を希望する人員並びに機材、車両等の概数
④ 応援を希望する地区及び活動内容
⑤ その他参考となる事項

イ 費用の負担

応援の要請を行ったときの費用は、災害対策基本法第92条の規定により、原則として応援を要請した村が負担するものとする。

(2) 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

村は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村単独では災害の状況が把握できないと判断した場合、必要に応じて国土交通省近畿地方整備局に対して、「国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣を要請する。

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地方自治体からの要請に基づき迅速に出動し、被災状況の迅速な把握、被害の発生・拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行う組織。

隊員は、災害対応を経験した職員や、日々現場で技術の研鑽を行っている職員等の全国の国土交通省職員（本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支部局、気象庁の職員）の中から選出された災害対応エキスパートで構成されている。

(3) 応援協定に基づく応援要請

ア 消防相互応援協定等

本村は、「奈良県消防広域相互応援協定」のほか、消防相互応援協定や林野火災消防相互応援協定を締結している。

また、大規模な地震、風水害、林野火災等の災害時には、消防組織法第24条の3の規定に基づき、知事に広域航空消防応援を求めることができる。また、緊急消防援助隊要綱第4条第1項に規定する災害が発生した場合には、知事に他府県消防応援部隊の出動を要請することができる。

村は、災害の規模、状況等に応じて、適切な応援要請を迅速に行うものとする。

なお、消防相互応援協定等に基づく要請方法等については、本章第37節「消防計画」に定めるところによる。

イ 奈良県消防防災ヘリコプター支援協定に基づく応援要請

災害発生時に被害を最小限に防止するため、奈良県が所有する消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に、応援協定に基づき奈良県知事に応援を要請する（本章第7節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」を参照のこと。）。

3 広域的な応援体制

村は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員（リエゾン等）の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

4 受入れ体制の確保

村は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

5 自衛隊への災害派遣要請依頼計画

災害に際して住民の人命又は財産保護のため、特に必要あると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を求め必要な応急活動の実施を要請する。

(1) 自衛隊派遣要請依頼の基準等

知事に対して自衛隊の派遣を要求する基準は、おおむね災害対策本部体制の第1次非常体制（レベル4）以上に相当する状況であって、気象情報等を考慮の上、本部会議において決定する。

(2) 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

ア 人命又は財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合

イ 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合

ウ その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合

エ 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

(3) 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して、次の活動を行う。

種類	活動内容
① 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
② 避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
③ 遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。

種 類	活 動 内 容
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
⑥ 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
⑦ 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
⑧ 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
⑨ 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
⑩ 救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸与又は譲与する。
⑪ 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
⑫ その他臨機の措置等	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

(4) 災害派遣要請の要求手続

ア 要求の手続

(ア) 知事への派遣要請の要求

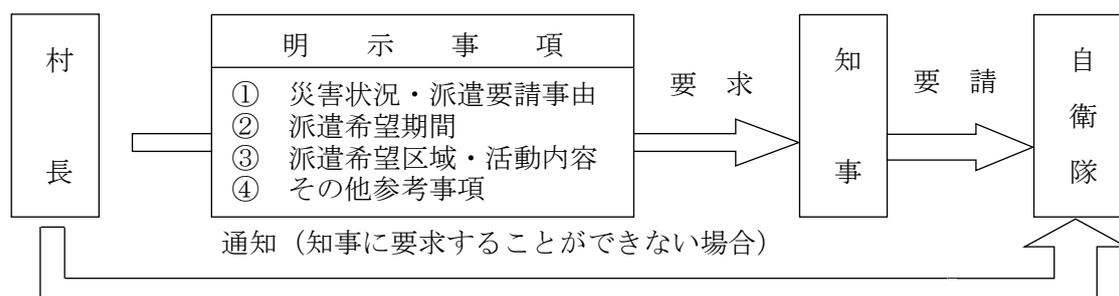
村長は、村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、自衛隊による応急措置の実施が必要であると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

(イ) 知事への要求ができない場合の措置

村長は、知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び村の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、この通知をしたときは、村長はできる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

派遣要請の要求フロー



イ 要求方法

村長は、知事に「自衛隊派遣依頼書」を提出して部隊等の派遣要請を要求する。

なお、緊急を要する場合、又は交通機関の途絶等やむを得ない理由により、文書によることができないときは、県防災行政無線、電話又は連絡員等により派遣を依頼し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

ウ 連絡先

(ア) 県防災統括室への連絡先

代表電話	0742-22-1101	内線2275
直通電話	0742-27-8425	
N T T F A X	0742-23-9244	
奈良県防災行政無線	T N - 111 - 9011	
奈良県防災行政無線 F A X	T N - 111 - 9210	
夜間等代表電話	0742-22-1001	
(守衛室が受信し、守衛室から防災統括室員に連絡する。)		

(イ) 自衛隊への通知先

(7) 陸上自衛隊 第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）
京都府宇治市広野町風呂垣外1-1
N T T 電話 (0774) 44-0001（代表）
通 信 相 手 第4施設団本部 第3科 総括班（内線236、235、237）
夜間通信相手 第4施設団本部付隊当直（当直室）（内線223）
N T T F A X (0774) 44-0001（交換切替、内線233）
（大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線233に切替を
依頼した後、F A X ボタンを押す）
奈良県防災行政無線 T N - 571 - 11 12（当直室）
（昼間は第3科総括班に通話、夜間は当直室に切替）
奈良県防災行政無線 F A X T N - 571 - 21
注：T N は自局の地上又は衛星回線選択番号

(イ) 航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）
奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校
N T T 電話 (0742) 33-3951（内線211）、夜間（内線225）
N T T F A X (0742) 33-3951（交換切替、内線403）
（奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線403に切替
を依頼した後、F A X ボタンを押す。）

(注) T N は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

エ 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

- (ア) 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。
- 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
 - 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
 - その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。
- (イ) 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。
- (ウ) 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

(5) 派遣部隊の受入体制

村は、知事に派遣部隊の要請を要求した場合には、緊急に次の措置を講ずる。

ア 受入準備措置

(ア) 作業計画及び資材等の確保

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の基準により作業計画を樹立するとともに、作業実施に必要とする資材の確保を図るものとする。作業内容の調整に当たっては、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業の優先順位
- c 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(イ) 連絡責任者の指名

あらかじめ派遣部隊指揮者等との連絡責任者を指名する。

(ウ) 宿泊施設等の準備

村は、派遣部隊に対し宿泊施設、駐車場等の施設を準備する。

(エ) ヘリコプターの受入準備

ヘリコプターの派遣の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、次の措置を講ずる。

- a ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- b 離着陸地点には、別表「離着陸地点等の基準」の☉記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- c ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- d ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるように白布又は赤布等を縛り付ける。
- e 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- f 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、村は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

離 着 陸 不 能 の 条 件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件は、おおむね次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合② 前線通過などのため突風や乱気流のある場合③ 日没後④ 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合 |
|--|

イ 派遣部隊到着後の措置

(ア) 派遣部隊と作業計画等の協議等

派遣部隊の作業が効率的に行えるよう、派遣部隊と作業計画等の協議を行う。

(イ) 知事への報告

作業の進捗状況等については随時、知事に報告するものとする。

ウ 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として派遣要請を要求した村が負担するものとし、村において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

- (ア) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- (イ) (ア) に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

6 災害派遣部隊の撤収依頼

災害の応急対策作業が終了した場合、村長は速やかに県知事に対し、「自衛隊撤収依頼書」を提出し、派遣部隊の撤収を依頼する。

第13節 公共土木施設の初動応急対策

災害時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、二次災害の防止に配慮しつつ速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

1 道路・橋りょう等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋りょうの被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、村はパトロールを実施する。これらの情報により二次災害にも配慮した応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、道路の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

2 河川・砂防施設等の応急対策

(1) 河川管理施設

洪水等により護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係住民及び関係機関への連絡・通報を行い、巡回パトロールや二次災害防止のための監視など、必要な応急措置を行う。

第14節 道路等の災害応急対策計画

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため道路災害・事故の発生に伴い、道路機能の損傷及び負傷者等が発生した場合、村は、他の道路管理者及び防災関係機関と相互に連携を図りつつ、速やかな応急対策を講じ、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

また、冬季における路面凍結、降積雪時に、安全で円滑な道路交通を確保するため、連絡体制を確立するとともに、資機材等の調達を図り、迅速かつ適切な雪害対策を実施する。

道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

第1 被害状況の把握と情報発信

1 被害状況の迅速・的確な把握

村は、他の道路管理者との連携のもと、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

2 情報収集の実施体制

大規模な道路事故災害が発生したときは、林業建設課が情報の収集・伝達を行う。

3 関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

(1) 県との協力

村は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに吉野土木事務所に報告するとともに、総務課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、村には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所側からも積極的に情報収集を行う。

(2) 吉野警察署、奈良県広域消防組合との情報共有

村と同様に、一般住民等からの情報は、警察機関や消防機関にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれることから、県等を通じて、定期的に情報交換を行う。

(3) 道路占有者からの情報収集

道路機能の確保には、電気、電話等の道路占有施設の被災状況が大きく影響するため、

村は、他の道路管理者との連携のもと、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

4 村管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検）

村は、村管理施設である道路、河川等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

村は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、災害が発生した時には、吉野土木事務所等関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、早期に被害の概要を把握するため、村は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる情報収集を実施する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県災害対策本部が自衛隊及び他府県に対し応援を要請する。

(2) 参集途上職員の情報収集

災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合に、自宅から村庁舎へ参集する村職員は、参集途上において可能な限り村管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に状況を報告する。

(3) 災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、県や関係団体等に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。なお、調査結果については、県、関係機関を共有し、速やかな応急復旧につなげるものとする。

(4) 一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため災害情報の受付窓口を設置するなど、日頃より、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に村内は山間地域が多く、目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、県と協力し、道路への距離標等の設置を進める。

(5) 情報の一元化管理

村は、一般通行者等からの情報収集体制に加えて、緊急時を想定した情報処理の訓練を実施し、情報を一元管理できる体制を構築する。

5 情報発信

村及び県は、災害時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて住民へ広報する。

(1) 住民に対する広報の内容

- ア 道路等の土木施設の被害状況
- イ 交通規制の状況
- ウ 迂回の方法
- エ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- オ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ア 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導。
- イ 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布。
- ウ 村防災行政無線等による地域住民への周知。
- エ 報道機関への情報提供。
- オ 村ホームページへの記載。
- カ 緊急速報メール、こまどりケーブルの活用。
- キ 県、警察との連携による広域情報発信。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に放送を依頼する。

第2 道路啓開と応急対策

1 道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため村は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。また、通行不能箇所については、吉野土木事務所と協議の上、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

(2) 雪寒対策作業の実施

村は、道路の除雪、凍結箇所の融解等の雪寒対策作業の必要性が生じた場合は、速やかに直営又は予め委託した雪寒対策作業委託業者に指示して、除雪又は融雪剤の散布を行う。

(3) 負傷者の救援

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(4) 道路占用施設の被災

電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、ただちに道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

(5) 作業計画の立案

村は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、土木事務所、道路占用者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

(6) 指揮系統の明確化

迅速に道路啓開を実施するためには、指揮系統の明確化と作業状況の一元化管理が重要である。このため、村では情報処理訓練に加えて、啓開作業を指揮する体制を整え、支援団体を含めた災害対応の訓練を実施する。

2 事故発生時における応急対策

(1) 被災状況の把握及び施設点検

村は、他の道路管理者との連携のもと、災害が発生した場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被害状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

(2) 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(3) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

村は、他の道路管理者と連携して道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において、必要に応じて交通規制、う回道路の選定、その誘導等の措置を講じ、交通路の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、応援協定に基づき、建設業協会等の協力を得、路上の障害物除去や、簡易な応急作業により道路啓開を行う。

(4) 連絡・広報

村は、他の道路管理者と連携を図り、道路啓開に当たって、防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施する。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

(5) 二次災害の防止対策

村は、他の道路管理者との連携を図り、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、応急措置を講ずるとともに、孤立集落や被災状況等を踏まえて交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

また、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などによ

る監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

(6) 交通規制と迂回路の設定

村は、他の道路管理者との連携を図り、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、関係機関との連携を図りつつ、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。

また、緊急物資や復旧資材等の輸送に必要な場合や、被災箇所の機能復旧に時間を要する場合には、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。

道路の通行規制や迂回路の情報は、速やかに住民へ広報する。

3 応急復旧

(1) 道路

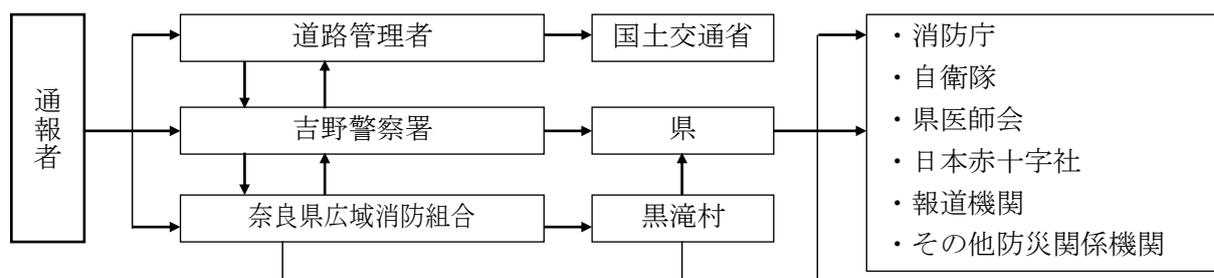
応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に緊急輸送道路を中心に順次実施する。村は、他の道路管理者との連携のもと、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 占用施設

簡易水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、村は、他の道路管理者と連携を図り、各施設管理者が実施する応急対策に協力、支援等を行う。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施するものとする。

4 情報の収集・被害情報の伝達

大規模な道路事故災害が発生したときは、次により情報の収集及び情報を伝達する。



5 支援体制

(1) 災害協定に基づく各種団体への協力要請

大規模災害により道路、橋梁、あるいは他の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、被災状況を調査するとともに、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。

このため、村長は、必要に応じ防災協定を締結している各種団体等の協力を得て、資機材及び労力を確保し、重点的に道路啓開を行うとともに、二次災害の防止などの初動応急対策を実施する。

(2) 被災地域への人的応援の要請

村は、応急対策に必要な技術者や労働力が村内において確保が困難な場合、必要に応じて、県に人的応援を要請する。

(3) 災害派遣要請

ア 自衛隊の災害派遣

村長は、村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

6 交通安全施設

村は、警察本部が実施する交通安全施設の応急対策に協力する。

7 林道

(1) 応急措置

村は、森林組合等と連携を図り、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

(2) 応急復旧

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき災害の程度が次の状況にあるときは応急工事を早急を実施してもらえよう県に要請する。

ア 地元住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断される場合

イ 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

(3) 農道

ア 応急措置

村及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

また、著しい被害を生じるおそれがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

イ 応急復旧

村は、住民生活に必要となる道路で二次災害のおそれのあるものについて、速やかに応急復旧工事を実施してもらえよう県に要請する。

[関係機関]

○県警察本部

災害・事故により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、警察本部は迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を確保することになっている。

(1) 信号機の緊急措置

災害・事故により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、奈良県警察本部は迅速にこれに対処し、被災地域内並びに関連道路の交通の安全と緊急通行車両等の通行の円滑化を図る。

(2) 交差点における交通整理

被災地内及び関連道路の主要交差点には、交通整理員を配置し、交通の安全と円滑化を図る。

8 雪害対策

(1) 雪害対策計画の作成

村は、他の道路管理者との協力のもと、積雪期までに雪害対策計画を作成し、それに基づき雪害に備える。

ア 緊急連絡体制表

イ 要対策路線及び箇所を選定

ウ 請負業者の選定

エ その他、雪害対策に必要な事項

(2) 気象情報の把握

村は他の道路管理者との協力のもとに、気象情報に十分注意し、常に状況を把握する。

(3) 資機材等の配備

村は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪時に必要な資機材を適所に配備しておく。

(4) 維持管理上必要な措置

村は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪箇所において次の措置を行う。

ア 道路情報提供装置の点検

イ 「冬期凍結注意」・「積雪によるスリップ注意」等の看板設置

ウ 凍結防止剤の適所配置及び散布

エ 請負業者への出動要請及び指示

オ その他、冬期における道路の維持管理上必要な措置を行う。

(5) 他機関との調整

村は、他の道路管理者との連携を図り、路面凍結、積雪による事故防止のための通行規制等に伴う他機関（吉野警察署等）との連絡調整を密にし、相互の協力体制を図る。

第3 災害復旧工事の実施

1 被害額の算定

村は、県の協力により、公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、県を通じて国に報告する。

2 復旧計画の策定

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、災害発生後の村民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、

被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

3 地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて県と協議を行い、地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

4 予算・人員の確保

村において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、全庁的な支援体制が必要である。また、財政的にも補正予算の編成や村債の発行などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては村全体として新規施策の見直しや延期等の検討が必要となる。

5 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに県及び関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

6 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

7 災害復興

村は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県及び国等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。公共施設管理者は地域復興のための社会基盤再建に努力する。

第15節 ライフライン施設の災害応急対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧に努めるものとし、村は積極的に応急対策に協力する。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

第1 簡易水道施設

1 応急措置

村は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止、又は制限を行う。また、被害状況について県に通報するとともに、住民に周知する。

2 応急復旧

- (1) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (2) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (3) 被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急復旧を行う。
- (4) 被災状況により、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県に対し、応援を要請する。

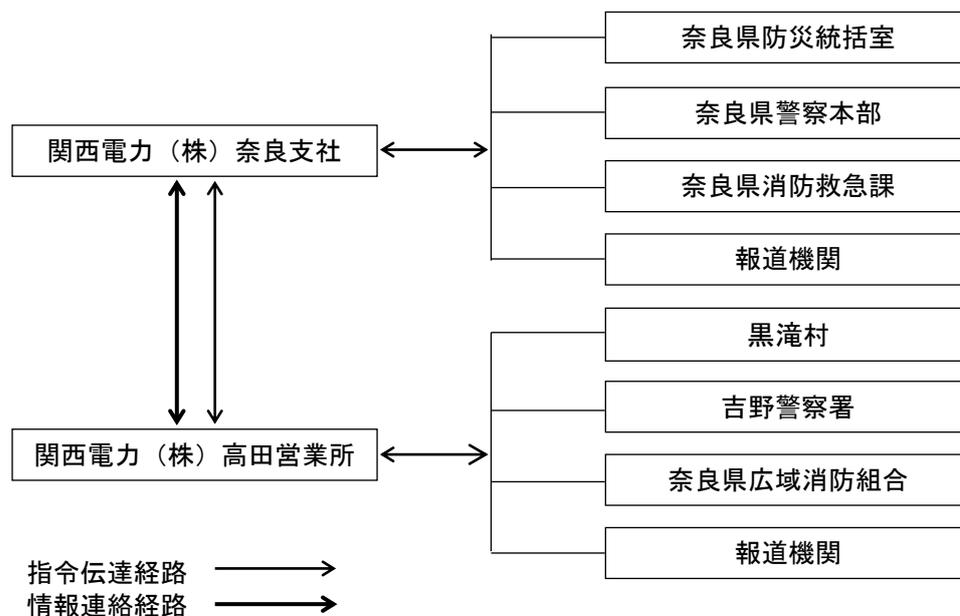
第2 電力（関西電力株式会社高田営業所）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、第1章「第14節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力（関西電力株式会社高田営業所）に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用する。

2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（黒滝村災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項

(エ) 従業員等の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

独自に国、県、村、警察、消防等の防災関係機関及び請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。

ウ 交通途絶等により、所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(2) 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱（中央電力協議会策定）」に基づき、復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

5 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、黒滝村災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

9 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

10 復旧計画

(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧応援要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧の完了見込み
- カ 宿泊施設、食糧等の手配
- キ その他必要な対策

第3 電信電話施設

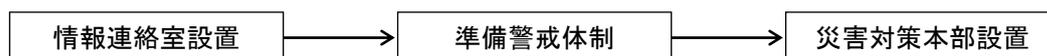
1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

(1) 発生直後の対応

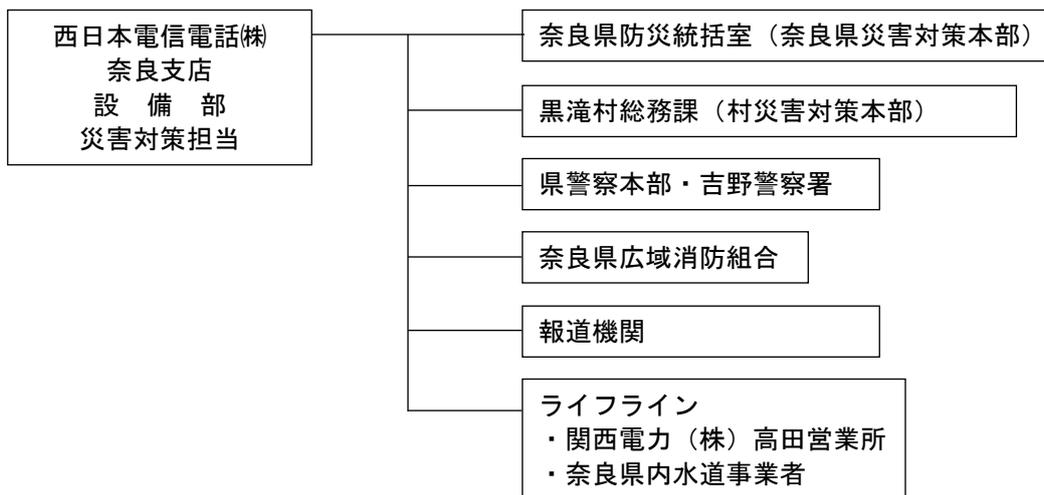
ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。



イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。



ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼働状況
- (カ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- (ア) 災害発生の恐れがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- (ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、西日本電信電話(株)グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

- ア 被災等の問い合わせに対する受付体制を整える。
- イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

オ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 <input type="checkbox"/> 気象機関 <input type="checkbox"/> 水防機関 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 災害救助機関 <input type="checkbox"/> 警察機関 <input type="checkbox"/> 防衛機関 <input type="checkbox"/> 輸送確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 通信確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 <input type="checkbox"/> ガス供給の確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 水道供給の確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 選挙管理機関 <input type="checkbox"/> 新聞社、放送事業又は通信社の機関 <input type="checkbox"/> 預貯金業務を行う機関 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

(5) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信に輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(7) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

2 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

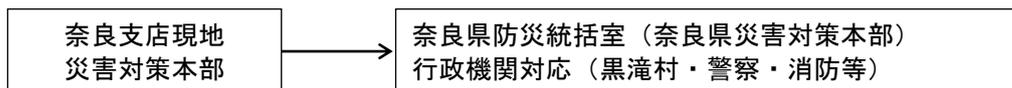
災害発生により通信が途絶した場合、早期に応急復旧並びに避難施設等におけるお客様支援活動を実施する。

(1) 応急復旧

ア 発災直後の対応

(ア) 災害が発生し又は発生の恐れがある場合には、災害の規模や状況により情報連絡室又は災害対策の本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

(イ) 災害対策情報の連絡体制



(ウ) 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、通信設備の被災状況を迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- ・災害の恐れのある場合、事前に復旧要員等の確保、災害対策機器類の確保と使用準備を整える。
- ・被災が大規模に及ぶ場合は、本社の災害対策本部に支援要請し、(株)NTTドコモグループ総体として広域支援体制を整える。

イ 通信サービスの応急復旧

通信設備が被災し通信サービスが途絶した場合、災害対策機器及び車両を用い応急復旧措置を講じる。

(ア) 大規模な通信の途絶等が発生した場合、被災状況を総合的に判断した上で、(株)NTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で、応急復旧エリアの優先順位を見極め、行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難施設等への通信確保を実施する。

(イ) 応急復旧措置に用いる災害対策機器類及び車両等の使用については、(株)NTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で判断する。

(ウ) 広域災害により人口密集地で通信が途絶した場合、大ゾーン基地局を運用する。

(エ) 大ゾーン基地局の運用については、被災状況から(株)NTTドコモグループの災害対策組織の下で判断する。

ウ 支援活動

(ア) 大規模な災害発生時（震度6弱以上の地震等）には、携帯電話・スマートフォンでの安否確認ができる災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスを起動する。

(イ) 避難施設等において、無料充電・衛星携帯電話等による無料通話や出張サービスコーナーを開設する。開設場所については、被害状況や避難施設等への収容人数により(株)NTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で判断する。

エ 通信の利用制限

災害が発生し、通信が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

(2) 災害対策機器類及び車両

㈱NTTドコモとして使用する機器及び車両は次による。

- ・衛星エントランス搭載基地局車
- ・移動基地局車
- ・移動電源車
- ・可搬型衛星エントランス基地局
- ・非常用マイクロ等

3 KDDI株式会社（携帯電話）

災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

(1) 応急復旧

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

ア 発生直後の対応

(ア) 災害対策本部（運用対策室）の設置

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、災害の規模や状況により運用対策室又は災害対策本部を設置し、被災地には現地対策室を設置し災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。

(イ) 災害対策本部の体制

本社に災害対策本部を設置し設備運用部門に運用対策室を設置、被災地の最寄りの総支社に現地対策室を設置するものとする。

(ウ) 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ情報連絡員を派遣し被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、現地対策室へ速やかに報告するものとする。

(エ) 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生の恐れがある場合には、通信設備の被災の全容を迅速に把握し、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- ・災害発生の恐れがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- ・復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- ・被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、KDDI(株)グループ総体として広域復旧体制を整える。

(オ) 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

イ 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消

に努めるものとする。

- (ア) 被災等の問合せに対する受付体制を整える。
- (イ) 被害規模・内容をホームページ等で案内を行う。
- (ウ) 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- (エ) 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

ウ 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。

- (ア) 移動基地局車による応急対応の実施
- (イ) 動電源車による停電基地局の応急復旧
- (ウ) 可搬型基地局、可搬型電源装置による応急復旧

エ 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

4 ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

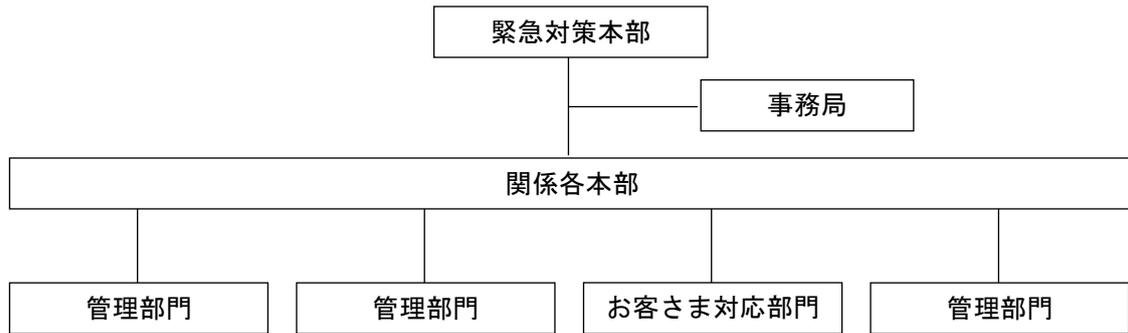
- ア 発災情報の通知
- イ 被災情報の相互連絡
- ウ 貸出用携帯電話等の配備
- エ 位置情報通知システム
- オ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
- カ WEBサイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

ア 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンクグループ各社担当部門が各事業分野における被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、通信関連事業を担うソフトバンクグループ通信3社横断の緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部 体制図



イ 通信の確保・維持

(3) 通信エリアの復旧と確保

ソフトバンクモバイル(株)では、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

ア 停電基地局の発電機設備による電源確保

イ 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置

(ア) 移動無線基地局車

(イ) 可搬型衛星基地局

ウ 新規伝送路確保による既存基地局復旧

エ 基地局の建て直し

オ 燃料調達

カ 移動電源車

キ 周辺基地局によるエリア救済

ク 代替基地局設備の導入

(4) 災害時通信サービス

ア 緊急速報メール

イ 災害用伝言板サービス

ウ 災害用音声お届けサービス

エ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

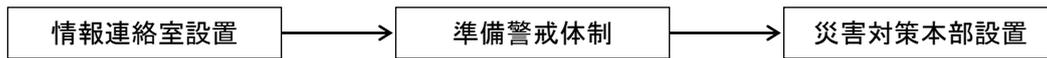
第4 ケーブルテレビ施設（こまどりケーブル株式会社）

災害時におけるケーブルテレビサービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

(1) 発生直後の対応

ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。



イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。

ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災したケーブルテレビ設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ア) 気象状況、災害予報等

(イ) ケーブルテレビ設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況

(オ) 復旧要員の稼働状況

(カ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、ケーブルテレビ設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

(ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。

(イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

(ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、こまどりケーブル(株)グループ総体として広域復旧体制を整える。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

ア 被災等の問い合わせに対する受付体制を整える。

イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

エ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

ケーブルテレビ通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況に応じ、適切な措置をもって復旧に努める。

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った中継順路の変更等疎通確保の措置を実施するものとする。

第16節 危険物施設等災害応急対策計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設

村及び消防機関及び施設の管理者は、災害に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐため、必要な措置を講ずる。

[村及び消防機関]

- (1) 防災関係機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

[関係機関]

○危険物施設管理者

- (1) 防災関係機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか村、県吉野土木事務所、県吉野保健所、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡するものとする。

- ア 発生日時及び場所
- イ 通報者及び原因者
- ウ 下流での水道水源の有無
- エ 現状及びその時点での対応状況

- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
- (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等

- (1) 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、地震等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、奈良県広域消防組合、吉野警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。

また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。

イ 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。

また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。

ウ 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。

エ 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。

オ 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

(2) LPガス貯蔵施設等

LPガス事業者等は、地震等によるLPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、奈良県広域消防組合、吉野警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

ア 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

イ 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。

ウ 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

(3) 村の対策

村は、奈良県広域消防組合、吉野警察署等の防災機関、一般社団法人奈良県LPガス協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・LPガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、県を通じて国（経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁）へ速やかに報告するとともに、ガスの漏えい等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、状況に応じ、高圧ガス等関係法令に基づき、措置命令等を実施する。

3 火薬類施設

村は、火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、施設管理者と協力して応急措置をとる。

[関係機関]

○事業所等

(1) 事業者は、火薬庫の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出するものとする。

搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡をとり対処するものとする。

(2) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供するものとする。

(3) 製造所においては、作業員の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。

(4) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行うものとする。

(5) 災害が発生した場合は、直ちに村、警察及び消防機関に連絡するものとする。

4 毒物・劇物保管施設対策

村は、施設管理者との連携のもと、毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の事故発生の場合は、次の応急措置をとる。

- (1) 保健所等防災関係機関への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 中和除毒の安全措置及び被災者の救出救助
- (5) 周辺住民に対する中毒防止方法等の広報活動
- (6) その他災害の状況に応じた必要な措置

5 放射性物質保管施設

村及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- (1) 関係防災機関への通報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 危険区域の設定
- (4) 立入禁止制限及び交通規制
- (5) 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- (6) 被ばく者等の救出救助
- (7) 周辺住民に対する広報
- (8) その他災害の状況に応じた必要な措置

第17節 救急、救助活動計画

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

1 実施責任者

実施責任者は、村長、奈良県広域消防組合下市消防署長及び吉野警察署長とし、村、消防及び警察は相互協力をして実施するものとするが、災害現場にある者及び地域住民はこれに協力しなければならない。

また、自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

2 救助の対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にあるもの、又は生死不明の状態にあるものを対象とする。

3 救急活動

- (1) 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- (2) 村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (3) 村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (4) 村及び県は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

4 救助活動

(1) 救助体制の確立

消防機関（奈良県広域消防組合、消防団）を主体として救急救助班を編成し、それに必要な車両その他の資機材の準備、救助が必要な生存者の情報の収集等により、状況に応じた救助作業を実施するものとする。

(2) 警察への協力要請

要救助の通報を受けた場合、消防機関は直ちに救助活動を開始するとともに、警察等関係機関に連絡し協力を要請するものとする。

(3) 資機材の確保

村の保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

(4) 医療機関への搬送

傷病者の搬送は、救急救命士等によるトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最

優先とし、救急車等を活用して医療機関へ速やかに搬送する。

(注) トリアージ：災害発生時などに多数の負傷者が発生した場合に、傷病者にタグを貼り適切な搬送・治療を行うため、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。

(5) 県等への応援要請

村による救助が困難と思われるときは、状況に応じて県又は隣接市町村の消防機関あるいは応援協定消防機関に協力を要請し、更に自衛隊派遣要請についても考慮する。

5 実施基準

災害救助法が適用された地域における実施基準は、次のとおりである。

(1) 救助の対象者

災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者及び生死不明であるが、諸般の情勢から生存していると推定される者を対象とする。

(2) 救助の実施期間

災害の場合、行方不明者の生存していると推定される日数から救助の実施期間は3日と定められているが、災害が続いて発生しているとき等現実に救助を要するときは、この期間を延長することができる。

(3) 費用の限度

救助のために支出できる費用は、船舶その他救助のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費及び実際に要する費用とし、当該地域における通常の実費とする。

6 惨事ストレス対策

村、奈良県広域消防組合その他救助活動に参加した機関は、職員及び救助活動に関わった関係者等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、医師会等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第18節 医療救護計画

村は、県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県医師会等、公的医療機関及び国立病院等と緊密な連携を図り、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、倒壊家屋等からの救助者への救命措置や、火災や崩落事故等の災害現場における救急医療、迅速な医療機関への搬送の判断等、災害の多様な状況に的確な対応を図る。

さらに、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくることから、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に対応した医療救護の提供を図る。

1 実施責任者

村長を責任者とし、関係機関の協力を得て行う。ただし、災害救助法が適用されたときは原則として、村長は知事の補助機関としてこれを行う。

2 医療救護活動

村は、地区医師会長又は医療機関（資料3-1）に医療救護班の派遣を要請する。また、村の対応能力のみでは十分でないとき認めるときは、県に医療救護班の派遣を要請する。

なお、災害救助法に適用された場合の医療活動は、原則として知事が行うこととされているが、事態急迫のため知事による救助の実施を待ついとまがないときは、村長が知事の補助機関として行うものとする。

(1) 情報の収集・共有

ア 村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。

イ 村は、地域の医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、吉野保健所と情報共有を図る。

(2) 医療救護班の編成

村は、災害時の医療救護班を診療所職員及び保健師をもって編成し、携行医療衛生材料を整備し、常時出動し得る態勢を整えておく。

医療救護班編成表

	医 師	看 護 師	保 健 師	運 転 手	そ の 他
医療救護班	1	1	2	1	2

(3) 応援の要請

村の医療救護班の体制をもってしても、なお、医療救護が確保できないときは、奈良県医師会、県及び日本赤十字社奈良県支部等に応援を要請する。

(4) 医療救護班の活動場所等

医療救護班は、村の設置する医療救護所等において医療救護活動を行う。医療救護

所の設置場所は、原則として次のとおりとする。医療救護所等を設置した場合には、広報車等を使用して、また自治会を通じて地域住民に周知する。

ア 負傷者が多数発生した災害現場

イ 避難施設

ウ 負傷者が殺到する病院

(5) 医療救護班の業務内容

ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）

イ 傷病者に対する応急措置

ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

エ 転送困難な患者及び避難施設等における軽傷患者に対する医療

オ 助産活動

カ 死亡の確認

キ 遺体検案等への協力（状況に応じて）

3 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制

応急手当等がなされた傷病者等で、後方医療機関への収容を必要とする場合の搬送は、状況に応じ次のとおり行う。

この場合、県防災行政無線を活用し、被災地の人的被害や医療機関の被害状況、活動状況等を収集し、滞ることなく搬送を行う。

(1) 奈良県広域消防組合に搬送を要請する。

(2) 医療機関の患者搬送車で搬送する。

(3) 医療救護班が使用している自動車での搬送する。

(4) 広域搬送等を必要とする場合は、県に県消防防災ヘリコプターを要請、又は県を通じて自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

4 医療救護の基準

(1) 対象者

災害のため医療の途を失った者又は応急的に医療を施す必要のある者に対して行う。

(2) 医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 診療所への収容

オ 看護

(3) 費用の限度

医療のため支出する費用は、医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、急迫した事情があり、やむを得ない場合で、医療救護班によらず一般の病院、診療所において治療を受けたときには、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、国民健康保険の診療報酬の算定方式により難しい場合（例えば施術者による場合等）は、協定料金の額以内とする。

(4) 医療の期間

医療を実施し得る期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

5 助産の基準

(1) 対象者

災害発生の前後 7 日以内の分べん者で、災害のため助産のみちを失った者に対して行う。

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

助産のため支出する費用は、医療救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内とする。

(4) 助産の期間

分べんした日から 7 日以内とする

6 後方医療体制

[県]

県は、県の対応能力のみでは十分でないとき、**「近畿 2 府 7 県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」**等に基づき隣接府県に対し、傷病者等の受け入れを要請することになっている。

[関係機関]

○医療機関

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ、治療に当たるものとする。

7 医薬品等の供給

村は、不足医薬品等の供給・調達については、吉野保健所へ支援を要請するほか、主要販売業者等から調達又は斡旋を依頼する。

なお、医療機関等における災害時の医療資器材等が不足する場合は、奈良県医師会等に供給依頼して対応する。

[県]

(1) 県は、医療救護班及び市町村に対する支援用として、県医薬品卸協同組合、県衛生材料協同組合の協力を要請することになっている。

(2) 県は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び**「近畿 2 府 7 県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」**等に基づき隣接府県に支援を要請することになっている。

(3) 血液製剤の供給

血液製剤の供給を要すると認めるときは、奈良県赤十字血液センターに供給を要請

することになっている。

なお、県下における輸血用血液製剤の保管場所は下記のとおりである。

名 称	奈良県赤十字血液センター
所在地	大和郡山市筒井町600-1
電 話	0743-56-5916

8 保健師等による健康管理に関する活動

村は、避難施設においては健康相談や集団指導、被災家庭、仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。この際、必要に応じて、県に協力を要請する。

(1) 初動の支援活動

村は、避難施設や被災家庭の生活環境の整備や被災者（特に要配慮者）の健康管理を行うため、県の協力により、保健師や管理栄養士・歯科衛生士等が相互に連携して健康相談や集団指導、被災家族への家庭訪問を行う。

(2) 専門的な支援活動

村は、巡回健康相談の実施にあたり、要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療救護班やこころのケアチーム等と連携して支援を行う。

(3) 感染症等への対応

村は、県の協力により、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、感染症や食中毒の発生予防、また高齢者は特に生活不活発となりやすいために、機能低下予防に努める。

(4) 関係機関との連携調整

村は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、医療及び福祉関係者や地域住民との連携を図るための調整を行う。

(5) 仮設住宅入所者等の対応

村は、県や関係機関と連携をし、避難施設・仮設住宅等における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、血栓塞栓等、積極的な予防活動を行い、健康で自立した生活ができるよう支援する。

9 在宅難病患者に関する活動

村及び県は、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

(1) 避難誘導と安否確認

- ア 地域住民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
- イ 村、吉野保健所等による安否確認

(2) 医療に関する情報発信と手段の確保

- ア 入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信
(奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用)
- イ 医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信
- ウ 医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

10 日本赤十字社奈良県支部への応援要請

(1) 救護班

村長は災害時の援護に際し、日本赤十字社の応援を必要とするときは、知事に対して応援要請を依頼するものとする。

(2) 奉仕団

災害の状況に応じ、赤十字奉仕団を要請する。

11 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

村、県、精神保健福祉センター、吉野保健所は精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

(1) 被災者の健康状態の把握

村は、避難施設における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

また、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。このため、吉野保健所及び精神保健福祉センターの協力を得て対策を講ずる。

ア 必要に応じて避難施設に救護所を設ける。

イ 高齢者、障害者等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

ウ 保健師等による巡回相談を行う。

(2) メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアを確保する必要がある。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。このため、吉野保健所及び精神保健福祉センターの協力を得て対策を講ずる。

ア 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

12 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

村は、障害福祉サービス事業所等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

13 情報収集・発信

村は、県及び精神保健福祉センターから県内外のこころのケアに関する情報を収集し、被災地での活動に活用する。

14 書類の整備、保管

医療及び助産を行った場合は、書類を整備、保管する。

第19節 緊急輸送計画

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送計画の方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医療品等の人命救助に要する要員及び物資
- イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- カ 被災者に対して村（災害対策本部）等が供給する食料及び飲料水等生命維持に必要な物資
- キ 被災者に対して村（災害対策本部）等が供給する生活必需品等の物資
- ク 被災者の指定緊急避難場所から指定避難所等への移送

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な要員及び物資

3 道路被害状況の把握

本村には災害危険箇所や道路危険区域等が存在するため、災害が発生した場合には、速やかに道路、橋梁の被害調査を実施し、危険箇所や道路上の障害物の状況を把握するとともに、吉野土木事務所や吉野警察署等の関係機関から交通規制状況、道路被害情報

を収集するものとする。

4 緊急輸送道路の確保

(1) 村内の県指定緊急輸送道路の状況

県は、災害時におけるネットワークとしての道路機能の確保を図るため、緊急輸送道路を指定している。村内における県指定緊急輸送道路ネットワーク路線は、資料5-3のとおりである。

(2) 交通の確保

村は、県指定緊急輸送道路と、指定避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等の村防災拠点とを結ぶ村道について最優先に被害状況を調査するとともに、被害箇所や障害物を発見した場合には、速やかに村内建設業者等の協力を得て啓開し、緊急通行車両等の交通の確保を図る。

5 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料（資料5-5）の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、緊急輸送路線を確保する。

イ 車両の確保

(ア) 所管事務遂行上必要とする車両は、村保有車両を運用し、総務課長が、調整し配分する。

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、本章第19節「災害警備、交通規制計画」に定める緊急通行車両の標章及び証明書を掲示、携行するものとする。

(イ) 村保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者又は関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保する。この場合は、業務の目的、積載内容、台数、期間、使用場所等を明らかにして行う。

a 民間業者への依頼

村内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

b 県又は他市町村への要請

村内では調達が不可能な場合は、次の事項を明示して県又は他の市町村に対して調達の要請を行う。

(a) 輸送区間及び借上期間

(b) 輸送人員又は輸送量

(c) 車両等の種類及び台数

(d) 集結場所及び日時

(e) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量

(f) その他必要事項

(2) ヘリコプターによる輸送

ア 緊急輸送及び陸上交通の途絶等のための孤立地帯への輸送はヘリコプターによ

る。

そのため、村は県に対して緊急度に応じて、順次①県消防防災ヘリコプター②自衛隊等のヘリコプター③県警のヘリコプターの派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、各広域防災活動拠点及び災害活動用緊急ヘリポートを活用し、航空輸送の任に当たるものとする。

イ 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県等に報告する。

[関係機関]

○奈良県バス協会、奈良県タクシー協会、奈良県トラック協会

災害発生時に、被災者の移送及び物資、復旧用資機材等の輸送の必要が生じたときは、県の要請に基づき乗合乗用車や貨物自動車及び車両等の供給に協力するものとする。

(3) 人力による輸送

上記のいずれの方法によっても輸送が困難な場合、又は、輸送量が少量の場合、輸送だけではなく現地の直接の確認や連絡、状況の把握等が必要な場合は、人力により輸送を行う。

6 物資の引き継ぎ等

災害輸送に当たっては、輸送責任者を定め車両等に同乗させ、あるいは同行させる等適確な輸送に努め、その引き継ぎに当たっては、物資の授受を明らかにしなければならない。当物資の授受の記録は、救助用物資引継書（資料 14－8）のとおりである。

7 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、斡旋を要請する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- (6) その他必要事項

8 緊急物資集積場所の設置

災害が大規模である場合は、村における調達物資又は他市町村等からの救援物資は大量となることが予想されるため、あらかじめ物資の一時集積場所を定め、関係機関に周知しておくものとする。

第20節 災害警備、交通規制計画

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防及び交通規制等を実施し、住民の生命、身体、財産の保護及び災害時における社会秩序の維持に努める。

1 災害警備

村は、警察等が実施する災害警備計画に協力し、住民の安全を守るため、住民が避難した地域等について地域安全活動を強化し、犯罪の予防、財産の保護等に努める。

[関係機関]

○県警察（吉野警察署）

県警察は、奈良県下に暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期するとともに、迅速かつ的確な警察活動を行うことになっている。

災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに次に定める活動を行うことになっている。

- (1) 気象情報等の収集及び伝達
- (2) 被害の実態把握
- (3) 河川、ため池その他の危険箇所の警戒
- (4) 住民に対する避難の指示及び誘導
- (5) 人命の救助及び行方不明者の捜索
- (6) 死体調査等及び検視
- (7) 被災地及びその周辺の交通規制
- (8) 災害に関する広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

2 交通規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

なお、異常気象時における道路通行基準は、資料5-6のとおりである。

(1) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、村は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、村の管理に属する道路について区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法第76条、第76条の3関係）

ア 公安委員会の措置

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災

害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする（以下「通行禁止区域等」という。）。

イ 警察官の措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、移動等の措置をとることを命じられた者が、移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとることができる。

なお、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

ウ 自衛官又は消防吏員の措置

警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な前記(2)の措置をとることができる。

(4) 広 報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対して周知徹底するよう努めるものとする。

(5) 関係公安委員会への通知

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合は関係公安委員会に必要な事項を通知する。

(6) 交通情報の収集

公安委員会は、交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり、全般的な交通状況の実態把握に努める。

(7) 交通管制の機能確保措置

公安委員会は、大規模災害時に道路交通施設等について緊急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

ア 信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施

イ 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

(8) 交通規制措置の実施

ア 交通規制が実施された区間における車両の運転手のとるべき措置

(ア) 速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所に移動するものとする。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 移動が困難な場合はできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車するものとする。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従い車両の移動又は駐車を行うもの

とする。

(9) 道路交通確保の措置

ア 道路交通確保の実施体制

村は他の道路管理者、公安委員会との連携のもと、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

イ 道路施設の復旧

村は他の道路管理者と連携を図り、(一社)奈良県建設業協会の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送路を優先して行う。

ウ 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行うものとする。

エ 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、村は他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

(10) 交通規制実施後の広報

公安委員会は、交通規制を実施した場合、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保するものとする。

3 緊急通行車両

(1) 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

ア 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、「緊急通行車両確認証明書」(資料14-4)及び「標章」(資料14-6)を交付するものとする。緊急通行車両の確認及び「標章」等の交付は、原則として公安委員会が行う。

イ 緊急通行車両に該当する車両は、「緊急通行車両確認申請書」(資料14-5)に必要な事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明書類とともに吉野警察署及び交通検問所に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるものとする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をしておくものとする。

ア 事前届出の対象車両

公安委員会は、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

(ア) 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使

用される計画がある車両で、次の事項を行うものである車両

- 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

項

- 緊急輸送の確保に関する事項
- その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

イ 事前届出の申請手続

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者

(イ) 申請先

吉野警察署又は交通規制課

(ウ) 申請書類等

- 「緊急通行車両事前届出書」(資料14-3) 2通
- 村が所有する車両以外の車両にあっては、契約を疎明する書類(貸借契約書、業務委託契約書等)を添付

ウ 緊急通行車両事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」(資料14-3)を申請者に交付する。

エ 災害発生時の措置

吉野警察署又は交通検問所に「緊急通行車両事前届出済証」に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるものとする。

4 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

(1) 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。

規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会と知事が行う。

(2) 規制除外車両に該当する車両は、「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載のうえ、規制除外車両であることの疎明書類とともに最寄りの警察署又は交通検問所に申請し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

(3) 村及び県等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

5 規制除外車両の事前届出・確認・手続

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

- ア 医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請手続

ア 申請者

規制除外に係る業務の実施について責任を有する者

イ 申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、県の機関が行う事前届出については交通規制課

ウ 申請書類等

(ア) 「規制除外車両事前届出書」 2通

(イ) 医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類

(ウ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類

(エ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあつては車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの

(オ) 建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては車検証及び車両の写真

(カ) 重機輸送用車両にあつては車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したのものに限る。）

(3) 規制除外車両事前届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、「規制除外車両事前届出済証」を申請者に交付する。

(4) 災害発生時の措置

最寄りの警察署、又は交通検問所において「規制除外車両事前届出済証」に必要事項を記載して提出し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

第21節 食料、生活必需品の供給計画

大規模災害時に対処するため、村は、関係機関と連携を図り、被害者を保護するため食料及び生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

1 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、村の備蓄食料を供給する。また、災害救助法が適用されたときは、直ちに災害用応急食料の供給を、知事に要請するものとする。

2 実施責任者

- (1) 被災者等に対する炊出しその他による食料品の給与は村長が行うものとし、災害救助法が適用され、知事から村長に救助の委任があったときは、知事に報告しなければならない。
- (2) 災害救助法が発動され、炊出しを実施する場合は、災害救助用米穀の配給を知事に申請し、食料の確保をするものとする。

3 住民、村、県の役割分担

(1) 住民の役割

住民は、「第2編 第1章 第26節 食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた1週間分の食料を使用する。

また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

(2) 村の役割

村は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、村は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

(3) 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び村の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。また、県は村へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用して迅速に供給を行う。

4 物資の調達・供給状況の報告等

村及び県は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

- (1) 村は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- (2) 村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。
- (3) 県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、被災市町村の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

5 食料供給対象者等

(1) 供給の実施

食料の供給は、次の場合に実施する。

- ア 炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
- イ 災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- ウ 災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 供給対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- ア 指定避難所に収容された者
- イ 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受けたため炊事ができない者
- ウ 被害を受けたため一時縁故先等に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせのない者
- エ 旅行中又は一般家庭来訪中の者で、災害のために食料品を入手できない者
- オ 災害地において救助作業、応急措置、応急復旧作業等に従事する者

(3) 供給食料

原則として米穀とするが、消費の実情によっては、乾パン及び麺製品又はその他代用食とする。

(3) 供給数量

供給数量は、1人当たりの基本（目安）供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

- ア (1)のアの場合 1食あたり精米換算 200g
乳児1日当たりの粉乳 150g（1回30gで5回分）
幼児1日当たりの粉乳 90g（1回45gで2回分）

- イ (1)のイの場合 1日当たり精米 400g

- ウ (1)のウの場合 1食あたり精米換算 300g

知事が、特に必要があると認めるときは上記のほか、パン類、麦製品その他代用食が加配されることがある。

[県]

県は、被災住民に給与する食料及び市町村の要請を受けて必要となる食料について供給を行う。

6 食料の調達

(1) 供給量等の把握

村は、指定避難所への避難者数等から必要な供給量を把握する。なお、この場合、高齢者や乳児、食物アレルギー等の人数についても把握するものとする。

(2) 備蓄食料の放出

村は、把握した供給人数に応じた必要量の備蓄食料を放出する。

(3) 調達方法

- ア 食料の調達は、村内の販売業者により一次調達し、主食に不足が生じた場合には、

知事に対し給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量等を通知し、「政府所有米穀の販売要領」（平成16年3月31日付け15総食第829号農林水産省総合食料局長通知）による応急用米穀又は「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付け18総食第294号農林水産省総合食料局長通知）に基づき、農林水産省近畿農政局奈良農政事務所長（以下「農政事務所長」という。）と奈良県知事の間締結された協定の定めるところによる災害救助用米穀等の供給を要請する。

イ 交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引き取りに関する知事の指示を受け得ない場合は、災害救助法又は国民保護法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、農政事務所の地域課長等又は倉庫の責任者に対し、直接引渡しを要請する。

ウ 副食が不足する場合には、知事に対し斡旋を要請する。

(4) 主食等の販売業者は、資料6-1のとおりである。

(5) 災害救助法が発動された場合

災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき実施する。

なお、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省生産局に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行ったときは、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

7 食料集積場所の確保

県等から搬送される救援食料及び村内で調達した食料は、資料6-4の施設に集積するものとするが、あらかじめその所在地等を関係機関に周知するものとする。

また、災害時には管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

8 炊き出しの実施方法

(1) 炊き出し対象者

指定避難所に収容された者、食料の確保が困難な者及び自宅で炊飯が不可能となった被災者に対し、状況により応急的炊き出しを行う。

ア 炊き出しは原則として、指定避難所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。

このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

イ 炊き出し施設、器材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。

また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達の斡旋を要請する。

ウ 炊き出しに関する事務の責任者は、村長とする。

エ 炊き出しの献立は、栄養を考慮して作らなければならないが、被災の状況により、食器等が確保されるまでは缶詰等副食物を配給する。

オ 記録等

炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。

- (ア) 炊き出し受給者名簿
- (イ) 食料品現品給与簿
- (ウ) 炊き出し、その他による食品給与物品受払簿
- (エ) 炊き出し用物品借用簿
- (オ) 炊き出しの協力者、奉仕者名簿
- (カ) 炊き出し、その他による食品給与のための食料購入代金支払証拠書類
- (キ) 炊き出し、その他による食品給与のための物品受払証拠書類
- (ク) その他必要書類

(2) 応急措置

炊き出し、献立ては、栄養等を考慮してつくらなければならないが、被害の状況により食器等が確保されるまでの間、にぎり飯とつけもの、かん詰等を調達し、給与するものとする。

(3) 炊き出し時の留意事項

炊き出しの際には、常に食品の衛生に心掛けるとともに、次の事項に留意しなければならない。

- ア 食料の配膳とともに飲料水の供給
- イ 必要な器具、容器の確保
- ウ 炊き出し場所への皿洗い設備及び器具類の消毒設備の設置
- エ 感染症予防への留意
- オ 原材料の吟味及び保存等の注意

[住民]

住民及び自治会等は、地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保するものとする。

9 災害救助法による食品給与の基準

(1) 費用

炊出し及びその他による食品の給与のための費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(2) 期間

食品の給与を実施できる期間は、原則として7日以内とするが、大災害のため引続き食品の給与を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

また、被災者が一時縁故先等へ避難する場合で、必要と認めるときは3日以内の食料品を支給する。

10 生活必需品の供給

被災者に対する生活必需物資の給与又は貸与は、村長が、職員、消防団、日赤奈良県支部及び地域住民等の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規程に基づき、知事の委任により実施する。

- (1) 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、その一次的な役割を担う村は、単独又は共同で緊急に必要な物資を備蓄しておく。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分については、ボランティア団体とも連携して計画を作成する。物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- (3) 住民及び自主防災組織が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

[県]

被災住民に給与する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資についての供給を行うことになっている。また、県は村へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用して迅速に供給を行う。

[住民]

- (1) 住民は、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
- (2) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備するものとする。
- (3) 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進めるものとする。

11 生活必需品等の物資の調達・供給状況の報告等

村及び県は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

- (1) 村は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- (2) 村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。
- (3) 村は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、被災市町村の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

12 生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又は損傷した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

13 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

- (1) 寝具、被服（肌着を含む。）、身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器

- (4) 光熱材料
- (5) 緊急燃料

14 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

(1) 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）
バスタオル※	1人に対して1枚
布 団※	1人に対して1組

(2) 床上浸水又は避難施設等に避難の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）

(3) 死亡者の遺族 弔慰金1人 20,000円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

15 救援物資集積場所

(1) 救援物資集積場所の確保

県等から搬送される救援物資及び村内で調達した物資は、資料6-4の施設に集積するものとするが、あらかじめその所在地等を関係機関に周知するものとする。

また、災害時には管理責任者及び警備員等を配置し、物資の管理に万全を期する。

(2) 人員の確保

輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

16 給与又は貸与の方法

(1) 被災者ニーズの把握

村は、被災者が必要とする品目、数量を調査・把握する。

なお、被災者ニーズは、時間の経過、天候等により変化し、また年齢によって必要品目も異なるため、これらを十分に留意して把握するものとする。

(2) 備蓄物資の放出

村は、村が備蓄している物資を速やかに被災者に供給する。

ア 物資の購入及び配分計画

(ア) 衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ村内又は近隣の市町村の業者から購入する。

(イ) 村長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成

し、配分を実施する。

イ 物資の調達

生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てるとともに、生活必需品の備蓄に努める。

ウ 県への斡旋要請

災害の状況により、村内で必要な生活必需品の調達ができない場合には、県に必要とする品目等の斡旋を要請する。

エ 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

(ア) 物資の給与又は貸与の支給責任者は、村長とする。

(イ) 支給責任者は、消防団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

オ 給付又は貸与の限度（災害救助法適用の場合）

被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

なお、季別（夏季、冬季の別）は、災害発生の日をもって決定する。

カ 給与又は貸与の記録等

給与物資はその受払の記録及び受領書を徴しておかなければならない。送付書のほか整備しなければならないものは次のとおりである。

(ア) 物資購入（配分）計画表

(イ) 物資受払簿

(ウ) 物資給与及び受領簿

(エ) 物資購入関係支払証拠書類

(オ) 備蓄物資払出証拠書類

キ 被災者への周知

被災者に対する物資の支給に関する連絡周知は、事前に自治会長に連絡して行うものとする。

17 物資の調達先

生活必需品の給貸与は、資料 6 - 3 に掲げる物資について、関係業者（資料 6 - 2）から各人の被害状況に応じ、現に必要なものを選定して支給する。

[県]

市町村から緊急援護物資として備蓄している日用品等の供給の要請を受けた場合又は災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、市町村に対し、供給を行うことにしている。

[関係機関]

○日本赤十字社奈良県支部

備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、市町村を通じ速やかに被災者に配分するものとする。

18 救援物資への対応

村は、救援物資の集積場所が混乱したり不要物蓄積による弊害を防ぐため、受入・管理体制及び事務処理環境を整える。村限りでは困難な場合は県に援助を要請する。

- (1) 村は、救援物資の集積場所（資料6-4）を指定する。
- (2) 村は、集積場所における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

[県]

県は、住民等の善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不用な物資が蓄積するなどの弊害が生じないように、適切な情報提供活動や市町村が行う受入・管理の支援等、必要な援助を行うことになっている。

19 生活必需品の給与又は貸与の限度

(1) 給与（貸与）の期間

給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き給与又は貸与を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

(2) 費用の限度

給与（貸与）の費用の限度は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

第22節 給水計画

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

1 実施責任者

飲料水の供給は原則として村が行うが、村において供給できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の協力を得て供給する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が事務の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」（資料13-3参照）に基づき、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努めることになっている。

2 給水対象者

災害発生時に飲料に適する水を得られない者に対して、応急給水を実施する。

3 拠点給水等

- (1) 村は、各水道施設（浄水場・配水場・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により医療機関、福祉施設等の所在を配慮した給水体系を検討する。
- (2) 給水車等の搬送が可能な状況下においては、拠点配水を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

4 飲料水の確保

(1) 水源の確保

ア 水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、谷水、河川水又は防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源とする。

イ 給水車、給水容器、容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム）は必要量を確保し、交通途絶状態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。

ウ 村は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

(2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。

また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

5 給水体制の確立、資機材の調達

- (1) 村は災害に備え、飲料水の確保に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用資機材の整備に努めると共に、村内指定業者との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

なお、災害の規模等により村で処理できないときは、隣接市町村及び県に自衛隊の

応援要請をする。

- (2) 各家庭及び住民に対して 10～20ℓ 入りのポリ容器を常備しておくように周知を図る。

6 給水目標及び順位

(1) 給水目標

災害発生時に飲料水を得られない者に対して、災害発生から 3 日以内は、1 人 1 日 3ℓ、10 日目までには 3～20ℓ、20 日目までには 20～100ℓ を供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

災害発生からの日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3 日	3	飲料等（生命維持に最小限必要）	耐震性貯水槽、給水車
4～10 日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等（日周期の生活に最小限必要）	配水幹線付近の仮設給水栓
11～20 日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等（数日周期の生活に最小限必要）	配水支線上の仮設給水栓
21～28 日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

(2) 給水順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設等の緊急性の高いところから優先に給水を行うように配慮する。

7 給水方法

- (1) 給水の実施は、消防団の協力を得て行う。
- (2) 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。
- (3) 給水は、給水車又は水槽付消防車により現地給水を行う。また、容器に水道水を詰め、トラック輸送により給水を行う。
- (4) 実施に当たっては、資機材の整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・さらし粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
- (5) 給水タンク車による場合は、近くの簡易水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- (6) 災害の規模により 1 戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

[住民]

- (1) 貯水すべき水量は、1 人 1 日 3ℓ を基準とし、世帯人数の 3 日分を目標とする。
- (2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いるものとする。
- (3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

8 ろ過器利用等による給水

水道水による給水ができないときは、給水対象者を考慮の上、プールの貯留水や河川の表流水を水源とし、ろ過器によりろ過した後、浄水剤により消毒を行い給水する。

また、村内の簡易水道及び飲料水供給施設並びに深井戸等所有者の協力を求め、簡易ろ過器によりろ過した後、浄水剤により消毒を行い、給水にあてる。

9 要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、地域住民、ボランティア等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、きめ細かい給水活動を行うものとする。

10 広報の実施

(1) 給水実施時の広報

給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により、給水場所・時間等について、被災地の住民に周知する。

(2) 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、防災行政無線、広報車等により、断水地区の住民に対して、断水状況、復旧見込み等の広報を行う。

11 水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、指定水道工事業者を要請し、災害後直ちに復旧する。

イ 災害の規模によっては、隣接する市町村に応援を要請するとともに、村長を通じて県知事に応援の業者の斡旋を求める。

(3) 応急復旧順位

ア 取水・導水・浄配水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(4) 送配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

(ア) 配水場及び給水拠点までの送配水管

(イ) 医療機関等の緊急利水施設への配水管

(ウ) その他の配水管

(5) 家庭井戸への応急措置

各被災家庭の井戸についても早急に消毒滅菌するよう指導する。

12 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておかなければならない。

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿

13 応援要請

村内で飲料水の供給を実施することができないときは、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」（資料 13-3 参照）に基づき、次の事項を示して県に調達斡旋を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- (6) その他必要な事項

14 災害救助法適用時の給水基準

(1) 給水対象者

給水対象者は、災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

(2) 給水期間

給水期間は、原則として災害発生の日から 7 日以内とするが、大災害のため引続き給水を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

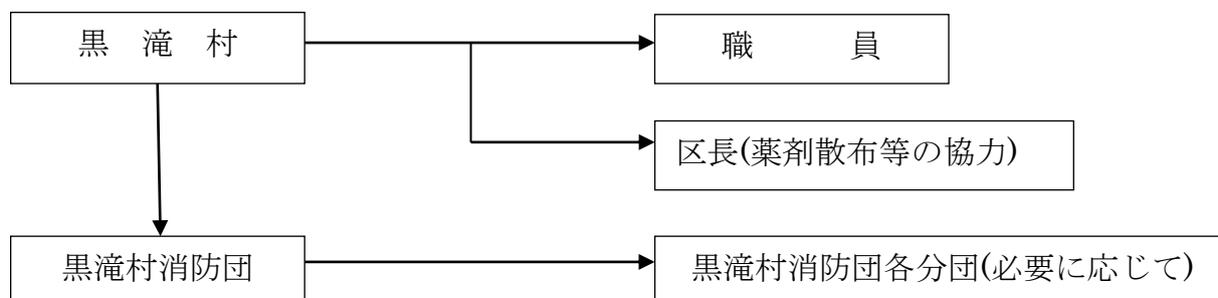
(3) 給水量及び給水のための費用

給水量は 1 人 1 日 3ℓ とし、支出費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上料、修繕料及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第23節 防疫、保健衛生計画

災害時における防疫措置を県の指導、指示に基づいて実施し、感染症の未然防止に万全を期するとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

1 防疫組織



2 実施責任者

被災地の防疫は、村長が吉野保健所長の指導、指示に基づいて実施するものとする。ただし、村の被害が甚大で、村単独で実施が不可能又は困難なときは、吉野保健所に応援の要請をし、吉野保健所又は吉野保健所管内の他市町村からの応援を得て実施するものとする。

3 防疫の実施組織

村は、保健福祉課職員が中心となって必要な班を編成し、吉野保健所と緊密な連絡のもとに防疫活動を実施する。

なお、吉野保健所においても実施が不可能又は困難なときは、県（医療政策部保健予防課）に連絡し、吉野保健所管内の他の市町村又は県からの応援を得て実施する。

4 防疫・保健活動

(1) 情報の収集

- ア 被災地の状況把握
- イ 資器材、薬剤等の確保及び施設の整備

(2) 防疫活動に必要な資器材の確保

ア 機械

村が保有している消毒用噴霧器を利用して防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借入れを図り行う。不足する場合は、各農家所有の噴霧器を借り上げるものとする。防疫資機材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

なお、消毒の実施地域、実施戸数、地理的条件を勘案し、必要な噴霧器、運搬器具などを確保、整備しておく。

イ 薬剤

村で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県に斡旋を要請するとともに業者から購入する。

- (3) 感染症患者及び病原体保有者の発生家屋内、給食施設等の清掃
- (4) 薬品及び資器材による消毒
- (5) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

- (6) 臨時の予防接種の実施

疾病のまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

- (7) 検病調査（健康診断及び検便）

- (8) 感染症のまん延時の処理

村は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成11年厚生省令第99号）の規定に基づき、知事の指示に従って、次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

村は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

- (ア) 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- (イ) 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
- (ウ) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

イ 物件に係る措置

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準等を勘案し、物件に対し必要な措置を行う。なお、消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

- (ア) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- (イ) 廃棄にあつては、消毒、下記の（ウ）に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- (ウ) 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

ウ 生活用水の供給

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、村は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用に対して、生活の用に供される水を供給する。

エ 県への連絡

村長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

オ 感染症発生状況又は防疫活動の周知方法

防災行政無線、広報車等により、住民に周知するとともに、発生した地域の当該家屋に対する立入を禁止する。

(9) 避難施設の防疫措置

ア 避難施設の管理については、保健所の協力を得て食品衛生管理を行う。

イ 検疫調査については、保健所担当職員による調査を実施する。

(10) 防疫業務の実施基準

ア 消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。

災害の程度	薬 品 名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便槽及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	200g	6 kg	200g
床下浸水	50g	6 kg	200g

(注) 特に床上浸水地域に対しては、被災の直後に衛生組織等を通じて、各戸にクレゾール及びクロールカルキを配布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒及び飲料水(井戸)、生野菜等の消毒を指導する。

(ア) 家屋内の消毒

浸水等により汚染された家屋は、床板、柱、壁板等は水洗い後十分乾燥させ台所、炊事場及び食器棚などは、3%クレゾール水等で拭浄する。床下は通風をよくして乾燥させるが、汚泥のため乾燥しにくいときは石灰を散布する。

(イ) トイレの消毒

トイレは、3%クレゾール水等で拭浄し、又はこれを散布し、便池にはか製石灰末(消石灰)又はクロール石灰をそそぎ、十分攪拌する。

(ウ) 芥溜、溝渠の消毒

芥溜及びその周辺の土地並びに溝渠には、石灰乳又はクロール石灰水をそそぎ、塵芥は焼却する。

(エ) 患者運搬用器などの消毒

ウイルスに汚染した物件などを運搬した器具は、使用の都度3%クレゾール水等で拭浄し、又はこれを散布する。

(オ) 飲料水の消毒

井戸水を飲用している地域では災害の状況に応じて、飲用に適する井戸には「飲用適」、冠水等により飲用できない井戸には「飲用不適」などの標識を立て、住民

に明示する。

- a 井戸の消毒は、水量の 50 分の 1 のか製石灰（生石灰）を乳状にしたもの又は水量の 500 分の 1 のクロール石灰（さらし粉：クロール石灰 5 分、水 95 分）を投入し、よくかきまわした後 12 時間以上放置する。
- b 簡易水道の消毒は、塩素消毒を強化し、管末における遊離残留塩素を 0.2ppm 以上に保持する。
- c 給水を井戸又は水道以外による場合の消毒の基準は、b に準ずる。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。

災害の程度	薬剤の種類等	
	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソジクロール ベンゾール剤 (トイレ)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	油剤 1 戸当たり 2ℓ 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 2ℓ 粉剤 1 戸当たり 0.5kg	1 戸当たり 40g
床下浸水	油剤 1 戸当たり 1ℓ 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 1ℓ 粉剤 1 戸当たり 0.5kg	1 戸当たり 40g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)

(11) 避難施設における住民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談

(12) 記録等

防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- ア 災害状況及び防疫活動状況報告書
- イ 検病調査及び健康診断状況記録簿
- ウ 清潔及び消毒状況記録簿
- エ 臨時予防接種状況記録簿
- オ 防疫薬品資材受払簿
- カ 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類
- キ 防疫関係機械器具修繕支払簿
- ク 防疫経費、所要見込額調及び関係書類

- ケ 患者台帳
- コ 防疫作業日誌

[住民]

- (1) 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて処理するものとする。
- (2) 避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意するものとする。

5 防疫指導等

(1) 指定避難所の防疫活動

村は、指定避難所を開設した場合は指定避難所に村職員を常駐させ、県又は吉野保健所の防疫関係職員の指導を得て、施設管理者等を含めた衛生に関する自治組織を編成させ、その協力等を得て指定避難所の防疫活動を実施するものとする。

(2) 広報活動

被災地住民に対して、広報車の巡回、パンフレット・ビラ等の配布等により、災害時における感染症や食中毒予防等に関する注意事項等を周知する。

6 食品衛生管理

被災地における食品の衛生確保を図るため、保健所や関係機関の協力を得て監視指導を実施する。

(1) 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び避難施設等において、食品の衛生的取扱い・加熱調理、食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

(2) 食品関係営業施設への指導

食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、次の改善指導を行う。

- ア 滞水期間中営業の自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄
- オ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

(3) 住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う

- ア 手洗いの励行
- イ 食器類の消毒使用
- ウ 食品の衛生保持
- エ 台所、冷蔵庫の清潔

[県]

- (1) 県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難施設等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により現地指導等の徹底によって食中毒の発生を防止することになっている。
- (2) 県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止することになっている。

- (3) 県は、被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請することになっている。

7 防疫・保健衛生用資器材の調達等

村は、防疫・保健衛生用器材を確保するとともに、資器材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

[県]

県は、市町村から資器材の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。なお、県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、国及び「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に支援を要請することになっている。

8 愛がん動物対策

災害の発生に伴って死亡した愛がん動物の処理は、原則として所有者等が行い、これが困難な場合には、村は、協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

- (1) 所有者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

ア 移動できるものは適当な場所に集めて、埋却、焼却等の方法で処理する。

イ 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

- (2) 処理場所の確保について村のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

- (3) 特定動物の逸走対策

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等）

村は、特定動物の逸走等の事態が生じている状況において、飼育者による捕獲が困難な場合、又は、飼育者が所在不明である場合は、地域住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、県、警察と連携し対応する。

- (4) 放浪犬猫の保護収容

村は、被災により放浪する犬猫について、県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。

- (5) 飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

9 生活衛生対策

村が宿泊施設等を指定避難所として利用する場合、県は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

- (1) トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

(2) 浴槽等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

第24節 遺体の火葬等計画

村は関係機関と連携を図り、遺体の捜索・処理・火葬等を的確かつ迅速に実施する。また、村での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村に協力を要請する。

1 実施責任者

- (1) 遺体の捜索及び処理、埋葬は、村長が警察官の協力を得て行う。
- (2) 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を村に提供するよう努める。
- (3) 災害救助法が適用され、知事から村長に救助の委任があったときは、その状況を知事に報告する。

2 遺体の捜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、警察官、消防団等の協力を得て遺体の捜索を行う。
- (2) 捜索活動
村は、警察及び消防機関と協力して捜索活動を実施する。必要により地域住民の協力を得て行うものとする。
遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。
また、身元の確認等のため、遺品については、適切に保管するものとする。
- (3) 捜索の依頼
遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体の漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して捜索を依頼する。
ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- (4) 村長は、遺体の捜索、処理、火葬等について、村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
ア 捜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
イ 捜索地域
ウ 火葬施設（資料7-1）等の使用許可
エ 必要な搬送車両の数
オ 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量
- (5) 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を村に提供するよう努める。
- (6) 行方不明者に関する相談窓口の設置
村は、行方不明者に関する相談窓口を住民生活課に設置し、吉野警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対応するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録するものとする。
- (7) 費用の限度
遺体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等であって、当該地域の通常の実費とする。

(8) 遺体の捜索をしよう期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

[関係機関]

○県警察（吉野警察署）

県警察（吉野警察署）は、大規模災害等により多数の遺体が収容され、死体の調査等及び検視、検案を行う必要がある場合に備え、村長が開設した遺体収容所において、死体の調査等及び検視、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めることとしている。

3 遺体の収容処理

(1) 遺体の収容処理は、消防団、警察署の協力を得て、次の事項について行う。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。

ウ 検案

検案は、原則として医療救護班の医師によって行うものとする。この場合、警察官の立会いを必要とする。

エ 処理に必要な物資の調達

(2) 発見した遺体その他の事故遺体は、村長が開設した遺体収容所（資料 7-2）へ収容する。

(3) 村長は、遺体収容所を開設できるように、寺院、公共施設等適当な場所を準備する。

(4) 記録表の作成

死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

(5) 身元不明者については、(4)の調査表を作成するか、遺体の撮影をし、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全につとめ、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行い、火葬等を実施する。

(6) 被災地以外に漂着した死体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅病死亡人としての取扱による。

(7) 遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、1 体毎に棺に表示する。

(8) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。

(9) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3 日程度とする。

(10) 変死体については、警察署へ届け出る。

(11) 相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。

(12) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。

(13) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。

(14) 村は、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

- (15) 遺体の処理を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- (16) 村地域内の埋葬のための棺、その他は村内及び最寄市町村の葬具店より購入する。
- (17) 費用の限度

遺体の処理のために支出できる費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

- (18) 処理期間

遺体の処理を実施し得る期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き遺体の捜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

4 遺体の埋葬

災害により死亡したものであって、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合、また死亡した者の遺族のない場合は、応急処理程度の埋葬を行うものとする。

- (1) 埋葬の方法

埋葬は、土葬又は火葬とする。埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 災害死については、警察官から引き継ぎを受けた後に埋葬するものとする。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬を行うものとする。この場合、遺留品については、適切に保管するものとする。

ウ 遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、一時保存場所や埋葬場所等に相談窓口を設置する。

- (2) 費用の限度

埋葬のため支出しうる費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

- (3) 埋葬の期間

埋葬を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き遺体の捜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

- (4) 火葬の実施

火葬は、原則として資料7-1に掲げる施設で行うこととするが、大規模災害により火葬場が被災して稼働できなくなったり、多数の犠牲者が発生して対応が困難な場合には、県に要請し、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

5 知事への報告

村長は、遺体の処理及び埋葬を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告するものとする。

6 県への応援要請

村長は、遺体の捜索・処理・火葬等について、村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 捜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- (2) 捜索地域

- (3) 火葬等施設の使用可否
- (4) 必要な搬送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な器材・資材の品目別数量

7 書類の整備保管

遺体の処理及び埋葬を実施した場合には、書類を整備保管するものとする。

8 大規模災害発生時の県及び他市町村等の連携

- (1) 村は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、村での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、県を通じて県内他市町村へ火葬等の受け入れを要請する。
- (2) 県は、県内市町村の火葬能力では不十分な場合には、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬等の受け入れを要請する。
- (3) 県は、受け入れが認められれば、火葬場の受け入れ可能数に応じて調整を行い、村に通知する。
- (4) 村は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。
- (5) 県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会との協定に基づき、村及び他市町村で対応できない場合には、各団体に霊柩自動車等の確保及び遺体の搬送等の協力を要請する。

第25節 廃棄物の処理及び清掃計画

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿のくみ取り処分を適切に行う。

1 ごみ・し尿の処理体制

(1) 小規模災害時の体制

小規模な災害の場合は、可能な限り現有の人員、機材によって行う。

(2) 災害救助法適用時の体制

災害救助法の適用を受けた災害の場合も可能な限り現有の人員、機材によって行うことを原則とするが、必要に応じて機材等の借上によって迅速な処理をするものとする。

(3) 甚大な災害発生時の体制

ア 支援要請

特に甚大な被害を受けた場合で収集運搬等に支障を生ずる場合は、村は県に連絡のうえ、近隣市町村又は県及び自衛隊からの応援を求めて緊急事態の收拾処置に当たる。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア) 災害の発生日時、場所、ごみ・し尿等の発生状況

(イ) 支援を必要とするごみ等の場所、性状、処理量、処理期間等

(ウ) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(エ) その他必要な事項

(オ) 連絡責任者

イ 支援

村が被災他市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア) ごみ・し尿等の処理（収集、運搬、破砕、焼却、埋立等）

(イ) ごみ・し尿等の処理に必要な資機材等の提供

(ウ) ごみ・し尿等の処理に必要な職員等の派遣

(エ) その他ごみ・し尿等の処理に関し必要な行為

2 し尿処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) し尿排出量の把握

電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集見込み量を推定し、仮設トイレの必要数を把握する。

(3) 村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、仮設トイレの必要数や、し尿の収集処理の見込みの把握を行い、県に報告する。

(4) 村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレからのし尿の発生量を予測し、県に報告する。

(5) 処理作業

ア 村は、必要により仮設トイレの設置を行うとともに、冠水等により汚物が流失しないような場所に便槽を設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。

イ 村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿を、し尿くみ取り業者に委託して収集し、奈良県葛城地区清掃事務組合の施設で処理する。

ウ 村は、必要により他町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

エ 村は、収集運搬体制の確立が困難な場合、県に対して支援を要請する。

(6) 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレを設置する。

ア 仮設トイレの設置基準

指定避難所や被災地域における仮設トイレは、おおむね100人に1基の割合で設置することとする。

イ 付属用品の手配

仮設トイレの必要数を確保するため、業界団体と早急に連絡をとるとともに、次の手配も行う。

①トイレットペーパー ②手洗い水 ③清掃用品 ④照明施設（屋外用）

ウ 衛生管理

仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等を確保し、衛生状態の保持に配慮するとともに、し尿収集業者・浄化槽清掃業者等に消毒の実施を委託する。また、設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に、日常の清掃等を要請する。

なお、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに行い、指定避難所等の衛生向上に努めるものとする。

エ 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置に際しては、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するものとする。

(7) 公共施設トイレの利用

水洗トイレが使用できない場合については、公共施設の汲み取り式トイレの利用を促すものとする。

(8) 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を広報車等により広報を行うものとする。

また、水洗トイレを使用している世帯に対して、断水時には平素から汲み置きしてある風呂水等の水を使用するよう広報を行う。

(9) 応援要請

村単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、村本部を通じて県又は他の市町村に応援を要請する。

[県]

(1) 県は、村の要請に基づき県内各市町村及び関係団体に対し、広域的な応援を要請するとともに、応援活動の全体調整を行うことになっている。

- (2) 県は、当該県内でし尿の処理を行うことが困難であると認められた場合は、広域的な処理体制を確保するため、国及び他府県に対し支援を要請することになっている。

[住民]

各家庭の合併処理浄化槽等が被災したときは、村の指示に従って水洗トイレは使用しないで、仮設トイレ等を使用する。

3 生活ごみの処理

(1) 収集体制

災害の規模の特定を急ぎ、従来の収集体制が維持できない場合は、住宅密度の高い地域から収集することとし、道路交通の状況その他により夜間収集も検討する。

(2) 仮置場の確保

道路交通の遮断・渋滞が予想されると判断される場合は、災害廃棄物の収集場所としての「仮置場」を利用し、中継して処理を図る。

(3) 村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、県に報告する。

(4) 村は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、県に報告する。

(5) 村は、処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告する。

(6) 処理作業

ア 村は、ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。

なお、収集場所については、冠水等により流失又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。

イ 村は、南和広域衛生組合と協議し、ごみ処理を行うために必要な人員・収集運搬車両等の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。

ウ 村は、南和広域衛生組合のごみ処理施設が使用不能等により処理できない場合は、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

(7) 指定避難所ごみ対策

指定避難所においては、開設規模にもよるが、初期に至っては大量のごみの排出が予想されるため、状況によっては一般収集とは別ルートでの収集を速やかに検討する。

(8) 委託許可業者との協議

収集を委託する際には、あらかじめ委託許可業者と収集分担区域、収集順位、収集ルート等について協議を図るものとする。

(9) 住民への協力要請

各自治会を通じて、状況により住民に対して住民自らの処理あるいは運搬、分別等の協力を求めるものとし、あわせてごみ排出ルールの徹底を促す。

(10) ごみ処理施設の復旧

ア 被害状況の把握と応急措置

ごみ処理施設管理者は、災害発生直後に被害状況を調査把握し、村災害対策本部へ報告するとともに、必要な緊急防御・復旧措置を施すものとする。

イ 広域的処理・処分

施設の早期復旧に努めるとともに、広域的な中間処理（村域外処理）についても検討を行う。

[県]

- (1) 県は、村の要請に基づき、焼却場・最終処分場及び仮置き場の確保を支援することになっている。
- (2) 県は、必要により、県内各市町村及び関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を図ることになっている。
- (3) 県は、当該県内でごみの処理が困難であると認められた場合は、広域的な処理体制を確保するため、国及び他府県に対し支援を要請することになっている。

[住民]

生活ごみは、分別の上、指定された日時に集積場所へ搬出する。

4 がれきの処理

- (1) 村は、倒壊家屋・焼失家屋の数及びがれきの状況の把握等情報を収集し、県に報告する。
- (2) 村は、処理を計画的に実施するため、全体の発生量を把握し、県に報告する。
- (3) 処理作業
 - ア 村は、がれきが大量に排出されることから、処理施設への搬入が困難となる場合が考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。
 - イ 村は、倒壊家屋・焼失家屋等から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去する。
 - ウ 村は、がれきの処理を行うとともに、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、県に対して支援を要請する。
 - エ 村は、がれきの処理に当たり木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行い極力リサイクルに努める。

[県]

- (1) 県は、村の要請に応じて、被災状況から職員を派遣し、被害の状況等の情報収集、連絡調整を行うことになっている。
- (2) 県は、村の要請に基づき、最終処分場及び仮置き場の確保を支援する。
- (3) 県は、必要により、県内各市町村及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、全体的な調整を行うことになっている。
- (4) 県は、当該県内でがれきの処理が困難であると認められた場合は、広域的な処理体制を確保するため、国及び他府県に対し支援を要請することになっている。

5 災害廃棄物処理

- (1) 仮置場（中間集積基地）の確保

大規模災害等により生じた災害廃棄物については、災害規模の程度により、仮置場を指定し、地域住民による災害廃棄物の搬入に利便性を図るものとする。

また、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど緊急を要するものについても同様とする。

(2) 処理のフロー

ア 分別方法

災害廃棄物は、解体家屋ごとに現場における第1次分別を行ったのち、仮置場に集積することとする。

このうち、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

なお、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

(ア) 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、不燃物等の荒分別を行ったあと、指定の仮置場へ搬入する。

(イ) ビル等

ビル等から発生するコンクリート系廃棄物については可燃物等の荒分別を行ったあと、指定の仮置場へ搬入する。

イ 中間処理・最終処理方法

仮置場にて、第二次分別を行い、可能な限りごみ処理施設にて処理を行うが、処理業者への委託もあわせて検討を行う。

また、公的機関への受け入れ要請も検討していくこととする。

6 死亡獣畜等の措置

(1) 犬猫の保護収容

災害により放浪する犬猫について、関係機関等と協議し、放浪犬猫を保護収容する。

(2) 死亡動物・家畜の処理

ア 死亡動物の処理

災害により死亡した所有者不明の動物の処理については、処理施設が窓口となり、焼却処分あるいは必要に応じて埋立処分を行い、環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

イ 死亡家畜の処理

災害により死亡した家畜（牛・馬・豚等）は、家畜の所有者が、原則として処理する。死亡家畜発見者の通報を受けた場合は、県畜産課又は県家畜保健衛生所へ連絡する。

7 廃棄物処理施設の復旧

村は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

8 環境保全対策の推進

村及び県は、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第26節 ボランティア活動支援計画

村は、県及び関係機関・関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、ボランティア活動の拠点の確保等、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

1 受け入れ体制

村は、大規模災害発生時において、県内外からのボランティアの受け入れが円滑に実施できるようにするために、平常時から地域の社会福祉協議会、日本赤十字社奈良県支部、青年会議所等ボランティア関係組織と十分連携を密にして村の役割分担を明確にし、効果的な対応をしなければならない。

(1) ボランティアの受け入れ

村は、災害発生時における災害救援活動を申し出たボランティアの受入体制を確立するため、村社会福祉協議会と連携して、必要に応じて村災害ボランティア本部を設置するとともに、ボランティアの受け入れ窓口を開設する。

(2) ボランティアニーズの把握

災害ボランティア本部は、指定避難所、被災地域の住民等のボランティアニーズを把握する。

(3) ボランティアに対する情報提供

被災地の状況及びニーズ、救援活動の状況などの情報をボランティアに対して的確に提供する。

(4) 県災害ボランティア本部との連携

村災害ボランティア本部は、県災害ボランティア本部との連携を図りながらボランティア活動の支援を行う。

(5) ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

村は、ボランティアに対し、庁舎、公民館、学校などの活動拠点及び必要な資機材を提供するとともに、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

2 専門職ボランティアとの連携体制の整備

- (1) 専門職ボランティア（個人・組織）との効果的な連携による迅速かつ的確な応急対応の実施体制を整備していくために、アマチュア無線技士、医師等既存の資格等保有者、災害時の消火、救出、応急手当等の専門的な訓練・研修を受けている地域内のボランティアに協力を依頼していく。
- (2) 地域外専門職ボランティアの受け入れについては、県災害対策本部と調整の上、派遣要請をしていく。

想定される専門職ボランティアの種類と活動内容

活動内容	専門職ボランティアの種類
消火救助	消防職・団体OB
情報の伝達	アマチュア無線技士
安否確認	民生委員・児童委員
広報	外国語通訳者 手話通訳者 インターネットノウハウの保有者
医療救護	医療機関 薬局（問屋を含む。） 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等 救命救急士
二次災害の防止	建築物の応急危険度判定士 斜面判定士 民間防災エキスパート 危険物取扱者 消防設備士
重要道路の確保	土木建設業者
交通整理	警備業者
緊急輸送	バス、タクシー、運送業者 特殊車両等の操縦、運転の資格者
食料、生活必需品等の確保	食料品・生活必需品販売業者（問屋を含む。）
要配慮者の生活支援	介護福祉士、社会福祉士 保育士 ホームヘルパー、ソーシャルワーカー
清掃・し尿処理・防疫	環境衛生・清掃事業者
遺体の処理・搬送・埋葬	環境衛生・清掃事業者 葬儀事業者 タクシー事業者

[県]

県は、関係機関・関係団体と連携して、ボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等、ボランティア活動を支援する県災害ボランティア本部を設置する。

第27節 災害救助法等による救助計画

災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

1 救助の種類

救助の種類	
1	避難施設の設置
2	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3	被災者の救出
4	埋葬
5	死体の捜索及び処理
6	応急仮設住宅の給与
7	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
8	医療及び助産
9	被災住宅の応急修理
10	生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
11	学用品の給与
12	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ 災害救助法に基づく救助に関する事務は、知事が事務の一部を村長が行うこととする場合に、委任される。救助の委任を受けない事項についても、村長は知事を補助して救助を実施する。

2 被害認定

被害の認定は、災害救助法適用時の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するにあたり必要不可欠のものであるため、迅速かつ適正に行わなければならない。

村は、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しておくよう努める。

被害の認定基準

種 別	内 容
住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場、便所等が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。
世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。 また、マンションのように1棟の建物内でそれぞれ世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれ1世帯とする。
死 者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの。又は、死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
負 傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち、「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1か月未満で治癒できる見込みのものをいう。
住家全壊 (全 焼) (流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
床上浸水	上記の全半壊、全半焼、流失に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一次的に居住することができない状態になったものをいう。
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。
一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。
<p>※滅失世帯算定基準 全壊、全焼、流失した世帯1世帯あたり…… 1世帯 半壊、半焼した世帯1世帯あたり …… 1 / 2世帯 床上浸水した世帯1世帯あたり …… 1 / 3世帯</p>	

3 災害救助法の適用手続

村長は、村における災害の程度が、適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちに、その旨を知事に報告する。

4 適用基準

- (1) 住家が滅失した世帯数が、次の表の1号基準の世帯数以上に達したとき。（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 被害世帯数が、1号基準に達しないが、奈良県の区域内被害世帯数が1,500世帯以上で、本村の被害世帯が2号基準に示す世帯以上に達したとき。（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 被害世帯数が、(1)又は(2)の基準に達しないが、奈良県の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で本村の被害世帯数が多数であるとき。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）
- (4) 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）
- (5) 多数の者が、生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当すること。（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

なお、被害世帯数の換算は、次による。

○住家の全壊、全焼、又は流失は、1世帯を、1滅失とする。

○住家が、半壊、半焼の場合は、2世帯で、1滅失1世帯に換算する。

○住家の床上浸水3世帯をもって、滅失1世帯に換算する。

災害救助法適用基準

	人口 (人) (H22国勢調査確定値)	適用基準(滅失世帯数)		備 考
		1号基準	2号基準	
黒 滝 村	840	30	15	※適用基準 1号基準 市町村毎に当該基準以上の世帯数滅失で適用 2号基準 県全体で1,500世帯以上の滅失があり、かつ市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で適用

5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、資料11-2のとおりとする。

[関係機関]

○日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は除く。

(1) 全焼、全壊及び流失の場合

ア 毛 布 1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）

イ 日用品セット 1世帯に対して1個（内容は4人分）

- ウ バスタオル 1人に対して1枚
- エ 布団 1人に対して1組(11月～翌3月)
- (2) 半焼、半壊、床上浸水又は避難施設等に避難の場合
 - ア 毛布 1人に対して1枚(11月～翌3月は2枚)
 - イ 日用品セット 1世帯に対して1個(内容は4人分)
- (3) 死亡者の遺族 見舞金1人20,000円

6 災害報告

(1) 県への報告

災害が発生した場合に、どのような被害が生じているかを調査把握し伝達することは、その後に行われる救助活動の基本となるものであり、災害救助法の適用の判断に必要な基礎資料となるものである。

村は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し、速やかに県に報告しなければならない(被害報告基準については、資料11-1を参照)。

なお、おおむね次に定める程度のものは、すべて県に報告しなければならない。

報告を必要とする災害
① 災害救助法の適用基準に該当するもの
② その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
③ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
④ 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
⑤ その他特に報告の指示があったもの

(2) 報告責任者の指名

ア 村は、被害状況の報告を行うための責任者(災害報告主任)として総務課長を、またその補助者(災害報告副主任)として総務課の係長以上の者をもってこの任に当たらせるものとする。

イ 村は、前記アの災害報告主任及び災害報告副主任を県に報告しておかなければならない。また、交替した場合も同様とする。

ウ 災害報告主任及び災害報告副主任は、村の被害状況の報告及び事後の措置に関する状況の報告に関して一切の責任を負うものとする。

7 救助の実施

(1) 村の実施事務基準

ア 村は、災害救助法第30条第1項の規定により、救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を行うこととする場合は、知事から通知された事務内容を当該期間において行うものとする。

イ 村は、村が行う事務以外の、知事が行う救助についても、補助するものとする。

(2) 県への報告

村は、村が行った救助の実施状況を県に報告するものとする。

(3) 村の自主着手

村は、前記(1)アの場合を除き、県による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助に着手することができる。また、その状況を県に報告し指示を受ける。

8 救助の程度・方法及び期間

奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

9 費用

災害救助法第33条により救助に要する費用は、県が支弁する。

10 災害救助法の規定による記録の作成、保存

災害救助法が適用され、同法に定める諸種の救助を実施したときは、その記録を作成し、保存するものとする。

11 災害救助法適用に至らない災害への救助

災害救助法の適用に至らない非常災害が発生した場合には、救助を必要とする者に対して、必要最小限度の範囲内において、次により応急的な救助を行うものとする。

(1) 小災害救助内規に該当する小災害の救助

「小災害救助内規」の規定に基づき、住家又は家財に甚大な被害を受けた世帯に対して応急救助を行う。

ア 救助の範囲

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）し、又は床上浸水等により被害を受けた世帯数が20世帯以上に達したとき。

イ 救助の程度

村長は、この内規の適用を決定したときは、速やかに県知事に対し県における「小災害に対する救助内規」の適用を申請し、次の各号の救助を行う。

(ア) 県における「小災害に対する救助内規」に基づいて支給される衣服寝具等の救助物資を配分

(イ) 食品の給与と飲料水の供給

(ウ) 避難施設の設置

(エ) 被災者の救助及び救護

(2) 小災害救助内規に該当しない小災害の救助

小災害救助内規に該当しない小範囲の災害が発生した場合における応急救助事務については、災害の状況に応じて本計画に基づいて実施するものとするが、その他各課の平常業務に関連する事項の処置については、その都度村長の指示により行うものとする。

第28節 文教対策計画

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。

また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。

併せて、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

1 実施責任者

村長（災害対策本部を設置した場合は本部長）及び村教育委員会とし、村立小中学校の応急教育並びに村立文教施設の応急復旧対策を行うものとする。学校ごとの災害発生に伴う措置については、校長等が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

また、学校法人にあっても、この計画に準じ、文教対策を実施しなければならない。

2 災害予防対策

(1) 防災計画の策定

小学校、中学校等学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、村地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

(1) 防災体制に関する内容

ア 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）

イ 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）

ウ 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

(2) 安全点検に関する内容

ア 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）

イ 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）

ウ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

(3) 防災教育の推進に関する内容

ア 防災教育の推進及び指導計画の作成（「第1章第5節 防災教育計画」参照）

イ 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

(4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容

ア 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）

イ 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（第1章「第5節 防災教育計画」参照）

- ウ 児童・生徒等の安否確認
- エ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練
- (5) 緊急時の連絡体制及び情報収集
 - ア 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
 - イ 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
 - ウ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）
- (6) 学校等が指定避難所になった場合の対応
 - ア 教育部及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
 - イ 施設開放区域の明示
 - ウ 避難施設支援体制（避難者誘導、避難施設運営組織づくり支援、名簿作成 等）
- (7) 防災上必要な教育及び訓練の実施
 - ア 児童・生徒等にあらゆる機会を通じて防災上必要な安全教育の徹底を図るものとする。
 - イ 関係職員を教育するための講習会、研修会を開催するとともに、県その他関係機関の開催する防災講習会等には積極的に職員を派遣するものとする。
 - ウ 学校等においては定期的に避難訓練を行い、災害発生時における児童・生徒等の避難の安全を期するとともに、関係職員に対し避難指導、救助等の訓練（図上訓練、指導者演習を含む。）を実施するものとする。
- (8) 文教施設、設備等の防災措置
 - ア 学校その他教育機関の建築物の建設あるいは改築に当たっては、不燃堅牢な構造に努めるものとする。
 - イ 災害発生時において迅速かつ適切な消火、避難及び救助が実施できるよう、消火、避難及び救助に関する施設、設備及び救急医療用資材等の設備、備蓄に努めるものとする。
 - ウ 文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所の補強修理に努めるものとする。
 - エ 化学薬品、その他の危険物については、転倒防止策等の適切な災害予防措置を講ずるものとする。

3 応急措置

- (1) 校内での応急対応
 - ア 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
 - イ 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
 - ウ 非常持ち出し品の搬出を指示
 - エ 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。
- (2) 登下校時の応急対応

- ア 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
 - イ 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
 - ウ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。
- (3) 学校行事（校外）における応急対応
- ア 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
 - イ 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
 - ウ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。
- (4) 村立の小学校、中学校では、被害状況等を村教育委員会に報告し、報告を受けた村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

4 応急教育の実施

- (1) 校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、村教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校、又は、短縮授業等の応急教育を実施する。
- ア 応急教育への対応
- (ア) 村教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。
- 災害規模や被害の程度によっては、村教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。
- (イ) 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
- (ウ) 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。
- (エ) 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、村教育委員会と相談して教員の確保に努める。
- イ 児童・生徒等及び保護者への対応
- (ア) できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難施設訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
- (イ) 休校や避難施設等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- (ウ) 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

ウ 休校（園）措置

災害発生時間、災害の状況等に応じて、次のような措置を速やかに講じるものとする。

- (ア) 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件の場合、学校長等は村教育委員会と協議し、必要に応じて休校（園）措置をとるものとする。
- (イ) 児童・生徒等を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、集団下校させるものとする。
- (ウ) 低学年児童にあつては、教師が地区別に付添う等の措置をとり、児童の安全を図るものとする。
- (エ) 幼児にあつては、保護者に連絡して確実に引き渡すものとし、状況によっては園で保護するものとする。
- (オ) 休校（園）措置を登校（園）前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他確実な方法をもって児童・生徒等の家庭に徹底させるものとする。

(2) 教育施設の確保

村教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じおおむね次の方法により応急教育実施の予定場所を確保する。

- ア 校舎の一部が利用できない場合は、特別教室、空き教室、屋内体育館等を利用するものとする。
- イ アの場合でなお不足する場合は、二部授業の方法をとる。
- ウ 校舎の全部又は大部分が利用できない場合は、公共施設を利用して授業を行うものとする。
- エ 利用すべき施設がない場合は、応急仮校舎を建設し、授業を行うものとする。
- オ その他振替授業、二部授業、講堂の間切り利用、学級の臨時編成替等の方法で、できる限り教育活動に支障をきたさないよう配慮するものとする。

(3) 避難

- ア 学校等が住民の避難施設として利用される場合は、災害の状況に応じて児童・生徒等と避難者との住み分けなど必要な措置を講ずるものとする。
- イ 指定避難所の運営に当たっては、あらかじめ学校ごとに避難施設運営マニュアルを作成しておき、教職員等が交代で避難施設運営を支援するものとする。
- ウ 児童・生徒等の集団避難については、避難先（収容施設）への輸送方法、教育、保健衛生及び給食等の方法について、あらかじめ計画をしておくものとする。

(4) 臨時予防接種等の実施

災害の状況に応じて、教職員及び児童・生徒等に臨時予防接種、健康診断等を実施するよう配慮する。

(5) 応急教育実施上の留意すべき事項

応急教育を実施する場合にあつては、次の事項について留意するものとする。

- ア 教科書、学用品の損失状況を考慮の上、児童・生徒等に対し過度の負担にならないよう留意する。
- イ 学校以外の施設を利用して授業を行う場合にあつては、その効率化、児童・生徒等の保健等に留意する。

ウ 通学路等の安全確保

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通学時において児童・生徒等を災害から保護するために、村長は関係者と緊密な連携をとり、次のような対策を講ずる。

(ア) 災害危険箇所の実態把握

災害危険箇所の実態を把握し、村長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

(イ) 保護者、自主防災組織等への協力依頼

状況により、保護者又は自主防災組織等に児童・生徒等の学校等までの送り迎え、あるいは引率等の協力を依頼する。

(6) 教員の確保

校長等は、できるだけ当該学校の教員をもってその処理に当たるものとするが、その実施が不可能な場合は、村教育委員会は臨時に教員を動員配備し教育に支障をきたさないように努める。村教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、県教育委員会と連絡をとり、教職員の確保に努める。

5 児童・生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与

ア 被災児童・生徒等の掌握並びに所要教科書等の掌握の方法及び配分

(ア) 校長等は災害後直ちに学校職員を動員し、被災児童・生徒等並びに所要教科書、文房具、通学用品の調査を行い、その結果を村教育委員会に報告する。

(イ) 学用品の支給に当たっては、学校長を通じて配分する。

イ 災害救助法による学用品の給与基準

災害救助法については、本章第25節「災害救助法等による救助計画」参照。

(2) 給食に関する措置

学校給食は、できる限り継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。

ア 災害が広範囲にわたり、災害救助のため、炊き出しに学校給食施設を使用したとき。

イ 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

ウ 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。

エ 給食物資の調達が困難なとき。

オ その他教育の実施が外因的事情により不可能なとき。

カ 給食の実施が適当でないと認められるとき。

なお、この場合、給食再開に当たっては、衛生管理には十分注意する。

(3) 転出・転入の手続き

村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

また、転入学に関する他府県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、

窓口を設け問い合わせに対応する。

(4) メンタルヘルスケア

児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

(5) こども園等の措置

こども園については、前記の計画に準じて、園児の安全に十分に配慮する。

6 学校給食の実施

(1) 被害状況等の調査報告

現在、学校給食センターにより村内の小、中学校及びこども園に給食を実施しているが、災害発生時には速やかに給食関係の被害状況を掌握するとともに、給食施設の被害状況を調査し、報告するものとする。

(2) 給食の実施

教育委員会は、次の点に留意し、応急給食を実施するものとする。

ア 施設等に被害があった場合、食中毒など衛生管理に十分に配慮したうえで、できる限り学校給食を継続して実施するものとする。

イ 施設、原材料等の被害のため、学校給食が実施できないときは、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。

(3) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者の炊き出し施設として利用される場合が少なくないが、学校給食と、被災者炊き出しとの調整に留意する。

(4) 被害物資対策

村教育委員会は、被害を受けた給食用原材料の状況を取りまとめ、県教育委員会に報告するとともに、その物資の処分方法等について県教育委員会から指示があるまで物資を保管しておくものとする。

7 書類の整備保管

学用品の給与を実施したときは、次の書類を整備し保管するものとする。

(1) 救助実施記録日計票

(2) 学用品の給与状況

(3) 学用品購入関係支払証拠書類

8 こども園対策

こども園の災害予防対策、応急対策については、学校等の災害予防対策、応急教育対策に準じて措置するものとする。

[県]

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品についてその種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査することになっている。

調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して教科書等の学用品を給与するため、文部科学省及び県内図書取次店等への協力要請等必要な措置を講ずることになっている。

第29節 文化財災害応急対策

文化財の応急対策は文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

1 災害状況の把握

災害が発生したときには国、県指定の文化財の所有者又は管理者（所有者等という。）は、被害状況を直ちに村教育委員会を通して、県教育委員会に、また、村指定の文化財の所有者等は、村教育委員会にそれぞれ報告するとともに、二次災害等、災害の拡大防止に努める。

なお災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は村教育委員会を通して、その旨を県教育委員会に報告する。県教育委員会は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。

2 復旧対策

村教育委員会は、別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、所有者等とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国、県指定文化財については、県教育委員会の指導を受ける。

3 大規模災害における応急対策

災害の規模が大きく、本村限りでは応急対策がとれない場合は、県に支援を要請する。

[県]

奈良県下において大規模な災害が発生し、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、近隣府県への応援を要請することになっている。

別表

文化財災害応急処置

災 害 別	種別・応急対策
1 火 災	<p>1 焼損 素材がもろくなっている場合が多いので取扱いは専門家の指示に従う。</p> <p>2 すず、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので専門家の指示に従う。</p> <p>3 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。 状況に応じ教育委員会の指示に従う。</p>
2 風水害	<p>1 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、廃棄や散逸のないよう注意する。</p> <p>2 水損 火災の水損に準ずる。</p> <p>3 がけ崩れ等による建造物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。</p>
3 全 般	<p>美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。</p>

＜個別災害応急対策計画＞

第30節 河川施設応急対策

河川管理施設の応急対策として、被災直後の巡視、確認、点検を行い、応急的な対策を講じる。

1 河川施設

(1) 応急措置

河川管理者は、災害の発生ただちに河川管理施設等の緊急点検を行い必要な措置を講ずる。

(2) 応急復旧

応急の措置が完了した場合は、二次災害を防止するために、山地部の土砂や流木等の河道閉塞について巡視を行い必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

第31節 土砂災害応急対策

風水害により土砂災害等が発生した場合、早急に土砂災害防止体制を確立し、関係住民への的確な避難及び応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行い、被害の拡大防止や二次災害防止に努める。

1 土砂災害対策

村は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、施設管理者等との連携により被害の拡大防止対策に着手する。

(1) 応急措置

ア 砂防施設

砂防指定地（資料10－4）に対して施設管理者との連携により次の措置をとる。

(ア) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(イ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

イ 地すべり防止施設

(ア) 危険箇所に位置する人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地すべりにより、下方の人家、集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

(イ) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

(ウ) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(エ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られるときは、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険区域（資料10－3）に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりそのおそれが生じた場合には、危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(イ) 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する

助言を行う。

(ウ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(2) 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

(3) 二次災害の防止活動

村は、二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、適切な情報提供を行う。

第32節 大規模土砂災害応急対策

1 大規模土砂災害発生時の応急対応

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した近隣市町村（五條市、十津川村等）の深層崩壊を含む大規模土砂崩壊時の経験を踏まえ、県及び国土交通省と連携を図りながら、大規模土砂災害応急対策を講じる。

(1) 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知

ア 大規模崩壊の検知

村は、国土交通省の大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、紀伊半島大水害で近隣市町村で発生したような深層崩壊をいち早く検知し被害拡大の防止に向け、国、県、近隣市町村との間で情報共有に努める。

イ 土砂災害緊急情報の収集・周知

大規模崩壊監視警戒システム等により検知した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合には、国もしくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。

緊急調査の結果に基づき作成した土砂災害緊急情報が通知された場合、通知された土砂災害緊急情報に基づき、村長は、災害対策基本法に基づき住民への避難の指示や警戒区域の設定等を実施する。

第33節 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地の危険度判定

豪雨により大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

- (1) 村は、県の協力を得て、豪雨災害で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止するために、村災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県支援本部と連携して実施計画を作成のうえ、被災宅地の危険度判定を実施する。
- (2) 特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地については、被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。
- (3) 庁舎・指定避難所等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県及び村職員以外の被災宅地危険度判定士に要請する。

第34節 山地災害応急対策

1 山地災害

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、村は、県及び山地防災ヘルパー等と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

(1) 山地防災ヘルパー

県は、民有林の山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するために、地域に密着した山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図るために、山地防災ヘルパーを設置することとしている。

山地防災ヘルパーは、治山事業を十分に認識し、地域の森林実態に詳しく、かつ、過去の山地災害や災害発生システムについて一定の認識を持ち合わせていると認められる者、又は過去に治山事業に携わった者で、専門的な知識を基に災害の危険性を判断できると認められる者、若しくは森林の保全等に関し知識と熱意があると認められる者であり、ボランティア的な性格を有している。

山地防災ヘルパーの活動は、(1) 山地災害の原因となる異常兆候の把握、(2) 台風や地震等の原因による、山地の災害や治山施設の被災状況の把握、(3) 台風や地震等によって山地災害を受けた箇所における、二次災害の防止のための監視活動、としている。

村は、これらの山地防災ヘルパーや県と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第35節 火災応急対策

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、村はもとより、住民、事業所等も出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

1 一般火災応急対策

(1) 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要がある。火災による被害を最小限に食い止めるため、村は、奈良県広域消防組合及び消防団の全機能をあげて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

(2) 救急活動

ア 村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

イ 村は、奈良県広域消防組合と連携して医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

ウ 村は、奈良県広域消防組合と連携して道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(3) 救助活動

ア 村は、奈良県広域消防組合及び消防団の全機能を挙げて救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

イ 村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

ウ 村は、各防災関係機関との連携を図り、救助活動等を行うに当たって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

(4) 応援要請

ア 県内の消防応援協定

(ア) 村の消防力では対応できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定及び近隣市町村との消防相互応援協定に基づく協定市町村に応援を要請する。

(イ) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、次表のとおり緊急消防援助隊奈良県大隊応援等実施計画に定める代表消防本部（代行消防本部）を通じて他の協定各消防本部へ行う。

奈良県

時間帯別	連絡・要請窓 口	西日本電信電話(株) 電話番号	西日本電信電話(株) F A X 番号	消防無線呼出名称
昼 間	消防救急課	0742-27-8423	0742-27-0090	防災 奈良県
夜 間	宿日直室	0742-27-8944	0742-23-9244	

消防本部

機 関 名		時間帯別	連絡・要請窓 口	電話番号	電話ファクシミリ番 号	衛星系 T E L ・ 防災 F A X	無線呼出名称
代行 消防本部	奈良県広域 消防組合消 防本部	昼間	警防課	0744-26-0118	0744-46-9113	029-550-11 029-550-21	
		夜間					

イ 明示事項

応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (ア) 災害の発生日時、場所及び状況
- (イ) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (ウ) 集結場所及び連絡担当者
- (エ) その他必要事項

ウ 他県への応援要請

村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、代表消防本部を通じて知事に対し応援の要請を行う。

(ア) 緊急消防援助隊の要請

大規模災害（緊急消防援助隊要綱第4条第1項に規定する災害）が発生した場合、村長は、消防組織法第44条の3に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を知事に対し行う。

(イ) 広域航空消防応援

大規模な地震、風水害、林野火災等の災害が発生し、ヘリコプターの使用が有効と考えられる場合、消防組織法第44条の3の規定に基づき、村長は知事に対し「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請を行う。

なお、応援を要請した場合、同時に奈良県広域消防組合へも連絡を行うものとする。

a 対象とする災害

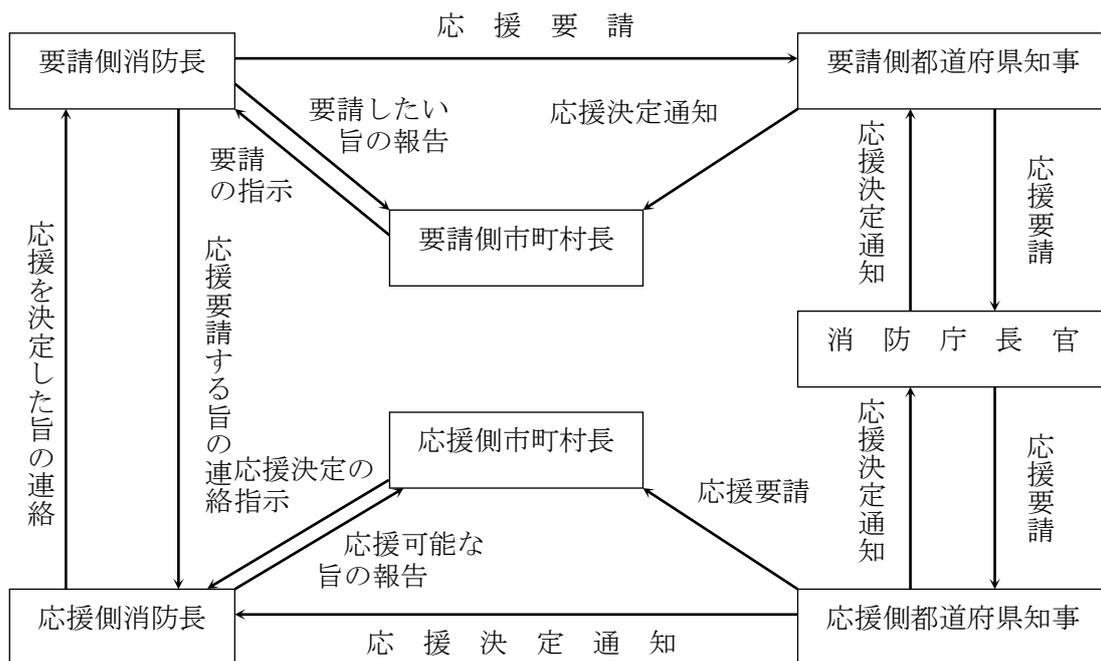
広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次のいずれかに掲げる災害で、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (a) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (b) 山林、陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (c) 航空機事故等集団救助救急事故
- (d) その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

b 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として電話、無線、FAX等により行い、後日、正式文書を送付する。

広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



c 費用の負担

応援に直接要するヘリコプターの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請側である村が負担する。

エ 応援受入体制の整備

村は、あらかじめ広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成しておくものとする。

- (ア) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (イ) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (ウ) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (エ) 資機材の手配
- (オ) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

[県]

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、必要に応じて「大規模特殊災害にお

ける広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行うことになっている。

[奈良県広域消防組合]

奈良県広域消防組合下市消防署長は、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、村、消防団及び吉野警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 住民等の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

オ 要救助者の状況

カ 医療機関の被災状況

(2) 消防活動

ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先させた消防活動を行う。

イ 危険物の漏洩等により火災が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

ウ 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。

オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

カ 消防団、住民等が実施する消火活動と連携した消防活動を行う。

[消防団]

(1) 組織及び消防力

黒滝村消防団の組織及び消防力については、資料 9-1 のとおりである。

(2) 活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として全分団が出動し、消防団長の指揮の下、奈良県広域消防組合と協力して次の消防活動を行う。ただし、団長等が、火災の状況等により一部の分団に限定した場合は、この限りでない。また、奈良県広域消防組合が初期に出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急救助活動

奈良県広域消防組合による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する

止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(3) 災害配備

消防団の配備については、資料9-2のとおりとする。

[住民、自主防災組織、事業所]

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

また、可能な限り、自主的な救急救助活動に努めるものとする。

(1) 住民

ア 家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

イ 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

(2) 自主防災組織

ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ 消防隊（奈良県広域消防組合、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

ウ 独力で救助可能な場合には、自主的に被災者の救助を行う。

(3) 事業所

ア 火災予防措置

火気の消火及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防火措置を講ずる。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難などの行動をとるうえで必要な情報を提供する。

(イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

2 防御対策

(1) 消防隊の出動

火災を覚知し、その出動指令により出動し現場到着後、現場の状況を的確に把握し、奈良県広域消防組合と情報連絡を密にして防御活動の適正を図り、被害の軽減に全力を挙げるものとする。

(2) 出動体制区分

出動区分		内 容
火 災 出 動	第1出動	火災を覚知（火災と認定される受信も含む。）すると同時に出動するもの
	第2出動	1 特別消防対象物の火災に出動するもの 2 火災が拡大し、又はそのおそれがあり、第1出動では鎮圧しがたい場合に出動するもの 3 気象状況、密集地等地理的条件、その他の状況から火災が拡大し、又はそのおそれがあると認められる場合に出動するもの
	第3出動	第2出動に相当する火災が更に拡大し、又はそのおそれがあり、現場の最高責任者からの要請により出動するもの
警戒出動		1 火災と紛らわしい通報の受信又は怪煙の発見により、調査及び警戒の必要がある場合に出動するもの 2 災害の発生が予想され、特に警戒の必要があると認められる場合に出動するもの
応援出動		消防相互応援協定に基づく要請又は奈良県広域消防組合下市消防署長の指示により出動するもの
救急出動		救急事故の覚知（救急事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に出動するもの
救助出動		1 救助事故の覚知（救助事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に出動するもの 2 救急出動した救急隊より消防無線等にて救助隊の要請があれば出動するもの

(3) 動員体制

火災等が発生しその規模が拡大するおそれのある場合、防御活動及び警備体制に万全を期するため、奈良県広域消防組合下市消防署長が消防職員の非番者（日勤者を含む。）の動員を行い、消防団長が消防団員の動員を行う。

(4) 招集計画

火災等の災害時その規模に応じて、次表により職・団員の招集を行うものとする。

区 分	奈良県広域消防組合	消 防 団
第1出動	非常招集連絡表により日勤者及び非番者のうち第1出動の職員が出動する。	全消防団員が出動する。
第2出動	非番職員全員が出動する。	
第3出動		

3 現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、災害の規模、形態に応じて、次の基準に基づき設置する。

設 置 の 基 準
① 家屋密集地域の火災で延焼拡大のおそれがあると認められる場合
② 特定防火対象物及び危険物施設の火災で二次的災害の発生するおそれがあると認められる場合
③ その他奈良県広域消防組合下市消防署長が必要と認めた場合

4 異常時の火災防御体制

乾燥注意報発令時及び強風時などの気象条件により、大火が発生するおそれのある場合の火災防御対策は、次によるものである。

(1) 飛火警戒隊の編成

強風下の火災及び大火により飛火警戒の必要があると認められる場合、指揮本部の長は、非番職員又は消防団員に飛火警戒隊を編成し、飛火による延焼防止を図る。

ア 飛火警戒の要領

飛火の警戒は、必要により警戒待機隊及び警戒巡回隊に区分し、警戒待機隊は重要方面に消防車を配置する。また、巡回隊は、簡易消火器具等を積載し重要方面を巡回し、飛火の早期発見と火災防止のため、付近住民に対し注意を呼びかける。

イ 飛火警戒隊の配置基準

飛火警戒の範囲は、風向、風力、湿度、温度、燃焼物件等により限定できないが、通常次の基準により配置する。

配 置 基 準
① 風速 4 m以下は、火災現場直近
② 風速 5 m以上10m未満は、おおむね500m以内
③ 風速10m以上は、おおむね1,000m以内

※この数値は、気象状況等により増減する。

(2) 火災防御線の設定

火災が延焼拡大し、大火に進展したときは、現場指揮者は機を失することなく、風向、風力、燃焼物等を考慮し、地区内の耐火建築物、幹線道路、河川、公園、広場等を基準とし、防火線を設定する。

(3) 人命救助

災害現場において生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明とする者の有無を検索し、危機に瀕する者がある場合は、防御活動に優先して人命救助活動を行うものとする。

(4) 増援部隊の要請

延焼拡大し、大火が予想され全出動隊（消防職員、団員）及び関係機関並びに地域住民の協力を得ても防御困難と判断したときは、増援部隊として消防広域相互応援協定市町村に出動を要請するとともに、必要により県知事等に自衛隊の派遣要請を行うものとする。

5 強風時の火災防御

(1) 火災警報発令時の予防措置

ア 火災発生 of 未然防止を図るため広報車により広報を行うとともに、住民に対し火気使用制限の指導に当たる。

イ 村内消防団各分団に連絡し、それぞれ分団の管轄する地元住民に対し、消防車により広報活動を行い、火災の予防に当たる。(乾燥注意報発令時にもこれに準ずる。)

ウ 奈良県広域消防組合(消防団)は、有事に備え消防機械器具の点検を実施し、防御の万全を図る。

(2) 防御要領

ア 消防隊の出動

出動体制区分に基づく第2出動とし、出動分隊の出場途上又は現場状況報告により直ちに第3出動及び飛火警戒体制をとるものとする。

イ 防御活動

(ア) 出動分隊は、装備の無線を活用し部隊の合理的な運用を図るとともに、風向、風力による延焼面及び重要方面の延焼阻止を第一とする。

(イ) 出動分隊は、災害現場直近の有効水利(消火栓)のほか、水量豊富な自然水利を重点に部署する。

(ウ) 現場指揮者は、飛火警戒隊(消防団)の配置指示を行い、飛火による火災発生の防止を行う。

(エ) その他警戒配置等は、4(1)アの飛火警戒の要領に準ずるものとする。

6 断・減水時の火災防御

長期にわたる降雨量の不足及び水源地及び浄水場の異常事態が起因する広域的な消火栓の使用不能並びに自然水利の減少等に際し、火災が発生すれば大火災が予想される。このような条件下における防御につき、その対策を次により講ずるものとする。

(1) 事前対策

ア 浄水場において仕切弁の開閉により給水制限をしているときは、火災発生時仕切弁を操作し増水するよう、関係者と事前協議しておくものとする。

イ 自然水利の確保

池、水槽、河川、プール等の自然水利の利用方策の再検討及びこれら水源を確保するものとする。また、消防車両が接岸できる進入路の整備を図るものとする。

(2) 予防対策

火災発生した場合の拡大危険条件に直面している場合、火災発生の未然防止をする必要があるため、断・減水地域周辺に対し予防広報を行うものとする。

(3) 防御要領

ア 出動部隊は、異常時の出動体制区分に基づく第2出動を初動出動とし、出動途上及び現場の状況判断により増減する。

イ 現場直近の貯水池及び防火水槽等の水量豊富な水源に部署し、奈良県広域消防組合と消防団が連携し、中継送水により平常時の筒先口数の確保に努めるものとする。

ウ その他気象条件等による大火様相時における防御要領は、異常時の火災防御体制の要領によるものとする。

7 特殊火災防御計画

重要文化財及び危険物等の特殊火災に関する予防及び防御体制は、次によるものとする。

(1) 国宝・重要文化財の火災防御

ア 予防業務

(ア) 防火指導

国宝・重要文化財建造物については、定期的に行うほか、毎年1月23日から1月29日までの文化財防火週間に特別査察を行い、併せて消火訓練を実施し、関係者及び住民に対し文化財の愛護思想の高揚と火災予防の啓発を図る。

(イ) たき火、喫煙の制限

必要と認める建造物の付近を制限区域に指定し住民に告示するとともに、制札の掲出を行うものとする。

(2) 危険物火災防御

爆発、引火及び発火のおそれのある危険物等を大量貯蔵・取扱建物又は施設の位置、構造等の実態を常に把握し、これらによる災害の予防と防御に関する対策は、次のとおりとする。

ア 予防対策

(ア) 法令に基づく査察を年間を通じて、定期的・随時又は特別に区分して実施し、防火指導に当たる。

(イ) 危険物取扱者を対象に講習会及び研修会を行い、直接の従事者に指導教育を行う。

(ウ) 春の火災予防運動期間に街頭における危険物輸送車両の取締り又は給油所等の巡回防火指導を実施する。

イ 防御対策

(ア) 危険物関係の建物自体が燃焼し、又は隣接建物に延焼危険がある場合は、延焼防止を第一とする。

(イ) 現場指揮者は、対象物（施設）の防火管理者（危険物取扱者）又は責任者から状況を聞き、爆発物等の危険度を察知し、又は判断して危害防止に努める。

(ウ) 油脂火災に際しては、化学消火剤による消火を結集し、他の注水は火災鎮滅後とし、火元タンク等の冷却と付属施設への延焼拡大防止に当たることを原則とする。

(エ) 未燃焼の油槽缶（ドラム缶）等については、移動分離する。

(オ) 火災の状況等により判断し、爆発飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備する。

ウ 消火薬剤の調達

奈良県広域消防組合が保有している消火薬剤（エアーホーム等）では制圧できないと判断される火災に際しては、消防相互応援協定都市から緊急調達を手配する。

8 その他事故等に対する応急対策計画

引火・衝撃などにより爆発事故を伴うLPガスに対しその事前及び事故の応急対策は、次のとおりとする。

(1) 液化石油ガス対策

住民生活に直結しているガスであり、当ガスを大量に貯蔵し充填している施設で事故があった場合の対策は次による。

ア 消火作業は、必ず風上に部署し数口集中し、タンクの冷却注水を行う。

イ 防衛隊員は、遮へい物を利用し遠隔注水を行い、必要以上に接近しない。

(3) 漏えい直後の着火、爆発の場合は、生ガスの流動はないが、輻射熱によって次々とボンベが爆発を起こし、一挙に火面が拡大し容器の破片等が飛散する危険があるため、隊員の保護を考慮するものとする。

9 多数傷病者事故に対する災害応急対策計画

多数の傷病者が発生した災害や各種の事故については、次により対処する。

(1) 対象災害

次に掲げる災害又は事故による傷病者を対象とし、通常の出動体制では対処できないときに適用する。

ア 地震等の災害

イ 自動車、航空機等の大規模事故

ウ 火災、爆発等の大規模事故

エ 危険物、ガス、放射性物質、毒劇物等の流出又は漏洩の事故

オ 前各号以外の突発的事故で奈良県広域消防組合下市消防署長が必要と認めるもの

(2) 実施方法

救急活動（搬送時）にあつては、負傷者の状況、救護所や診療所に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送する。

また、現場救急処置を施す必要がある者が多数いるときは、「集団救急事故時の救急業務計画」に基づき活動する。

また、現有の消防車両や人員では処置が困難なときは、隣接市町村の消防関係機関に応援を要請する。

具体的な方法は、「集団救急事故時の救急業務計画」に準ずるものとする。

ア 出動体制

イ 活動の原則

ウ 各隊の活動区分

エ 指揮所の設置

オ 現地救護所の設置

カ 報告、広報

キ 非常招集

ク 関係機関等の連絡調整

ケ 村本部との連携

(3) 事故処置

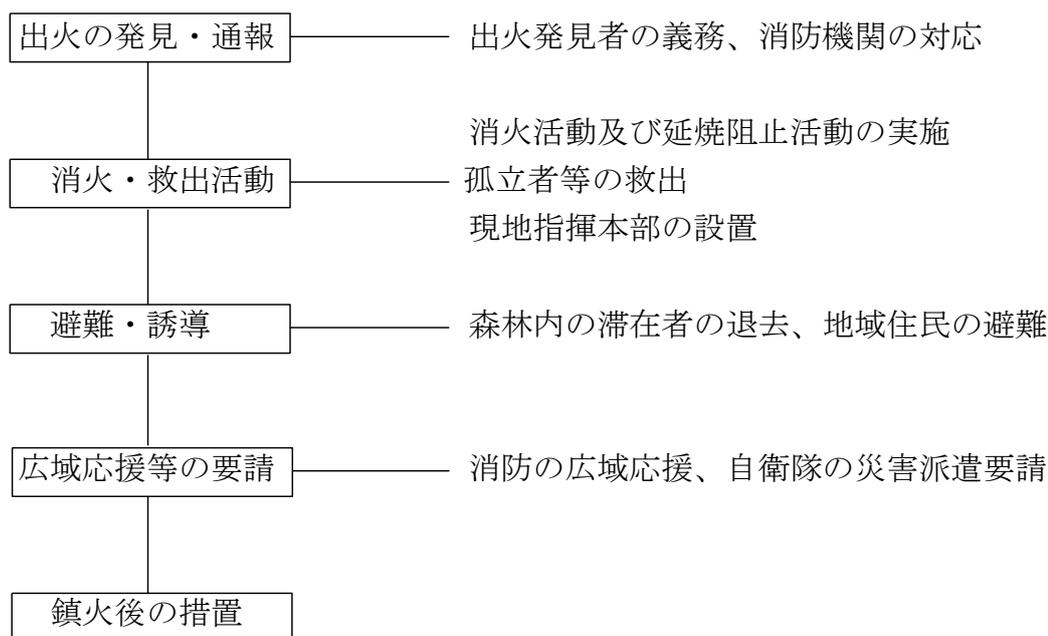
村長は、関係部に迅速な事態の収集を行わせ、その結果を県知事に報告するものとする。

第36節 林野火災応急対策

林野火災から自然環境と村民の生命財産を守るため、火災の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、村は、林野所有（管理）者、地域住民、消防機関、県、その他関係機関と連携して消火・救助活動に当たる。

1 林野火災応急対策

(1) 応急対策フロー図



(2) 出火の発見・通報

ア 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が微少な場合に限り、奈良県広域消防組合及び消防団が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

イ 奈良県広域消防組合及び消防団の対応

通報をうけた奈良県広域消防組合は直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

(ア) 消防団

消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

(イ) 森林の管理者（森林管理署、森林組合等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

(ウ) 県消防救急課

消防防災ヘリコプターの緊急運航

(エ) 吉野警察署

消防車両の通行確保のための通行規制

(オ) 村

地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保

また、火災が複数の市町村に及ぶか、若しくはそのおそれがある場合は、速やかに関係市町村に連絡し、協力を要請する。

(3) 消火・救出活動

ア 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防団、消防隊は、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(ア) 情報収集

消防団、消防隊は、火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防団、消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

(イ) 出動は、通報内容により出動区分を判断し、現場到着時の状況により出動隊を増減する。

(ウ) 消防団出動は、現場指揮者の状況判断により、第2・第3出動を要請するものとする。

(エ) 山林火災の防御活動が長時間（長期間）にわたると判断されるときは、食料、飲料水、医療機材の補給対策を考慮するものとする。

(オ) 消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

(カ) 消火活動の実施

消防団、消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要あれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整のうえ、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

イ 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

ウ 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たる。

エ 現場の状況によっては、関係機関及び付近住民の協力を要請する。

オ 延焼拡大が甚だ著しく、消防隊（消防職・団員）及び関係機関の協力を得ても防御

困難な場合は、消防相互応援協定市町村の応援を要請するとともに、必要により村長から県知事に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請をする。

なお、自衛隊の派遣要請については、本章第12節「受援体制の整備」による。

カ 消防隊は、幹部の指揮統制のもと防御に当たり、行動は常に部隊行動とし、個人行動は避けること。

キ 火災が鎮火した後、部隊毎に集結し、人員、資機材等点検した後、消防機関の長（奈良県広域消防組合下市消防署長）に報告し、指示により引き揚げるものとする。

(4) 避難・誘導

ア 森林内の滞在者の退去

村・警察・消防団等は、林野火災発生の通報をうけたときは直ちに、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

イ 地域住民の避難

村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難勧告を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(5) 広域応援等の要請

ア 消防の広域応援

消防長は、奈良県広域消防組合単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が困難であると判断される場合には、直ちに総務省消防庁に対し、近隣の他府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行うことになっている。

イ 自衛隊の災害派遣要請

村長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請することになっている。

(6) 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒に当たる。

森林所有（管理）者は、焼失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

村長は、そのための指導を行う。

第37節 原子力災害応急対策

奈良県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所からおおむね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

1 情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者（電力事業者等）等からの正確な情報の収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災行政無線等により村へ速やかに伝達する。

2 広報・相談活動の実施

(1) 広報活動の実施

県は、村、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、防災行政無線その他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

村は、県から収集した情報を防災行政無線、広報車、緊急速報メール、こまどりケーブル等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。

(2) 相談活動の実施

村は県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

3 緊急時の環境放射線モニタリングの実施

村は、原子力災害の発生時において、県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングの結果を入手し、速やかに公表する。

また、必要に応じて村内でも環境放射線モニタリングを実施し、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに提供する。

4 その他の対策

村は、県と協力し、国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や応急対策の体制のあり方等について検討していく。

5 県外からの避難者の受入れ

村及び県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、避難施設の開設や避難者用住宅の提供等により、可能な限り要請に応じるものとする。

村は、県から、又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるものとする。

村及び県は、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

1 復旧事業の方針

(1) 災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、村は、防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員の配備、また、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について検討し、措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成と緊急査定の促進

被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成し、国、県又は村が復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについては、村又はその他の機関は復旧事業費の決定若しくは決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

査定を行う必要のある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害が発生した場合、村及び県において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

(4) 復旧事業の計画に際しての留意事項

ア 緊急事業の決定

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、緊急事業を定め、適切な復旧を図る。

なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。

イ 復旧事業の計画化

再度災害防止のため、災害復旧事業と合わせ施行することが適切な施設の新設又は改良に関する事業が行われるよう配慮する。

ウ 復旧事業の総合化

ライフライン機関等他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

エ 事業期間の短縮化

災害地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等、具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。

(5) 災害復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、迅速な実施を図り、実施効率を上げるよう努める。

2 復旧事業計画の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
 - ア 河川災害復旧事業計画
 - イ 砂防施設災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - カ 道路災害復旧事業計画
 - キ 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 上水道災害復旧事業計画
- (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (5) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (6) 公営住宅災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (8) 中小企業施設災害復旧事業計画
- (9) 環境衛生施設災害復旧事業計画
- (10) 通信、輸送、電力等災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

第2節 被災者の生活の確保

村は県及び関係機関と連携して、災害時の混乱状態を早期に解消し住民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

村長は、災害対策基本法第90条の2に基づき、村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から罹災証明書の申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他村の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面「罹災証明書」を交付しなければならない。

村長は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、及び他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保等を講ずるよう努める。

また、村長は、法第90条の3に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

2 生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

なお、窓口担当職員は、被災者からの相談内容及びその処理内容等について、「相談連絡票」により記録するものとする。

3 罹災証明書の交付

「奈良県り災証明ガイドライン」に基づき、被災者が租税等の減免等を受ける際に必要とする家屋等の被害程度の証明のため、被災者の求めに応じ、確認ができる程度の被害についてり災証明書を交付する。

4 職業の斡旋

被災者が災害のため収入のみちを失い、他に就職する必要が生じた場合には、公共職業安定所、関係機関と協力して、現地職業相談所を開設し、適職への早期就職の斡旋に努める。

なお、通勤地域への就職斡旋が困難な場合は、広域職業紹介（職業安定法第17条）により広く就職の機会を求める等の方法により、就職斡旋を行うとともに、県立高等技術専門校への入校等により職業訓練を受講させ、生業及び就職に必要な技術を習得されるよう努める。

5 援助資金の貸付等

(1) 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。（下表参照）

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

種別	対象となる災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
災害弔慰金	自然災害であり、かつ、下記のいずれかに該当するものであること。 1 村の区域内において、住家滅失世帯数が5以上であること。	1 実施主体 村（村条例に基づく） 2 経費負担 国1/2 県1/4 市町村 1/4	死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母	1 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内 2 その他の場合 250万円以内	1 支給方法 村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する 2 支給制限 ①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（村長の判断による） ②下記の規則等に基づく支給がある場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規程 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 ③その他村長が支給を不相当と認める場合
災害障害見舞金	2 県内において5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上であること 3 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること。 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害		対象の災害により負傷または疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する 1 両眼が失明した者 2 咀嚼及び言語の機能を廃した者 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 4 両上肢をひじ関節から先を失った者 5 両上肢の用を全廃した者 6 両下肢をひざ関節から先を失った者 7 両下肢の用を全廃した者 8 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 その他の場合 125万円以内	

(2) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、生活基盤への著しい被害に対して、被災者生活再建支援金を支給し、その生活を支援することで、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図る。

(根拠法令：被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）)

ア 制度の対象となる自然災害

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (イ) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (ウ) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (エ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (オ) (ア)～(ウ)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (カ) 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域にあって、(ウ)(エ)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害

イ 制度の対象となる被災世帯

上記アの自然災害により、

(ア) 住宅が「全壊」した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

ウ 支援金の支給額

次表に示す区分により支給される。

複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

エ 支給手続

支給申請は村に対して行い、提出を受けた村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である(財)都道府県会館に提出する。

(3) 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）)

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	県内において災害救助法の適用市町村が1以上ある自然災害	1 実施主体 村(村条例に基づく) 2 経費負担 国2/3 県1/3	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上の場合 1人増すごとに30万円を加算した額 但し、その世帯の住家が滅失した場合は1,270万円	1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円以内 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失又は流出 350万円以内 3 1と2が重複した場合 ア 1と2アが重複 250万円以内 イ 1と2イが重複 270万円以内 ウ 1と2ウが重複 350万円以内 4 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 ア 2イの場合 250万円以内 イ 2ウの場合 350万円以内 ウ 3イの場合 350万円以内	1 申請 被害を受けた後3か月以内 2 据置期間 3年(特別の事情のある場合は5年) 3 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情のある場合は5年) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 6 延滞利息 年10.75%

(4) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付けを行う。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

(根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生省社援0728第9号))

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金 福祉資金 (災害援護資金)	災害救助法の適用されない小規模の自然災害、及び火災等自然災害以外の災害など	1 実施主体 県社会福祉協議会 2 窓口 村社会福祉協議会及び民生児童委員	災害を受けたことにより困窮し、自立更生をするために資金を必要とする低所得世帯	150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後 7年以内 3 貸付利率年 1.5% (保証人がいる場合は無利子) (据置期間中は無利子)

(5) 母子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母(配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)及び寡婦(配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者)等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例措置がある。

(根拠法令：母子及び寡婦福祉法)

貸付金の種類	被害の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	住宅又は家財の被害	個人： 2,830,000円 団体： 4,260,000円	1年間	7年以内	無利子 (連帯保証人無し 1.5%)
事業継続資金		個人： 1,420,000円 団体： 1,420,000円	6か月間	7年以内	無利子 (連帯保証人無し 1.5%)
住宅資金		1,500,000円 特別 2,000,000円	6か月間	6年以内 特別7年以内	無利子 (連帯保証人無し 1.5%)
事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から1年以内に貸付けられるものについては、その据置期間を、貸付の日から2年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間の延長をすることができる。					

6 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等

(1) 住宅相談窓口の設置

村は県と連携を図り、独立行政法人住宅金融支援機構を利用した災害復興住宅資金の融資に係る臨時相談窓口を設置する。

(2) 災害復興住宅資金

村は県と連携を図り、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物

の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが被災者に対し円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、資金の借入の促進を図る。

(3) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転または建設しようとするものに対する融資の斡旋について、村及び県は災害特別貸付と同様の措置を講ずる。

(4) 災害予防建築物、災害予防移転建築物、災害予防関連工事

住宅金融支援機構法の規定により、建築基準法や地すべり等防止法、土砂災害警戒域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等により除却、移転、擁壁工事等の対策が必要な建築物については、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

7 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、又は焼失して低額所得者の被災者に対する住宅対策として、村は県と連携を図り、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、村及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

なお、公営住宅を建設し、被災者に住宅として居住させる場合、従前の地域コミュニティの維持や居住者同士の交流の促進等に努め、孤立しないよう配慮に努める。

8 防災集団移転促進事業の活用

村は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

実施主体は村とするが、大規模な移転が必要となる場合は、県に協力を要請するものとする。

(1) 移転促進区域

ア 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、土砂災害その他の異常な自然現象）にかかるもの

イ 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

(2) 補助制度等

ア 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：3／4）

(ア) 住宅団地の用地取得造成

(イ) 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

(ウ) 住宅団地の公共施設の整備

(エ) 移転促進区域内の宅地等の買い取り

- (オ) 住宅団地内の共同作業所等
- (カ) 移転者の住居の移転に対する補助
- (キ) 事業計画の策定

イ 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

9 税負担等の軽減

村及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

また、村は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(1) 国民健康保険税（料）の減免

村は、県の指導を受け、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税（料）の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

(2) 国民健康保険税（料）の減免の基準

ア 災害により障害者となったとき9/10を減免

イ 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下の者に対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税（料）の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10 以上 5/10 未満	5/10以上
500万円以下	1/2	10/10
500万円超	1/4	1/2
750万円超	1/8	1/4

(3) 国民健康保険税（料）の一部負担金の減免

村は、県の指導・助言により、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税（料）の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、村が基準を定め減免を行う。

10 女性のための相談

災害によって生じた夫婦、親子関係や避難施設等におけるストレスなどの悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話、面接相談〈こころの悩み相談、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、法律相談〉）

第3節 被災中小企業の振興

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林漁業の生産力回復を図るため、村は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

1 中小企業支援対策

- (1) 被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。
- (2) 再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。
- (3) 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。
- (4) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。
- (5) 信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。
- (6) 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。

2 金融支援

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずるよう、県に依頼する。

- (1) 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けるために必要な措置を講ずること。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行うこと。
- (3) 信用力の低い中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大等を要請すること。
- (4) 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し協力を求めること。
- (5) 災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第4節 農林漁業者への融資

1 農林漁業災害に対する融資制度

(1) (株)日本政策金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通

イ 農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害により農林漁業者の経営状況が悪化した場合に、経営の維持安定のために必要な資金を融資

ウ 農業基盤整備資金

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通

エ 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成25年10月21日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	(共同利用施設災害復旧) 農協等が設置する農産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設等の復旧	農業を営む者	0.50%) 1.00%	個人施設 15年以内	3年以内
				果樹改植等 25年以内	10年以内
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の維持安定	認定農業者、認定就農者、所得の過半が農業所得の方、農業の粗収益が200万円以上の方(個人)等	0.50%) 0.75%	10年以内	3年以内
農業基盤整備資金 (災害復旧)	農地、牧野又はその保全、若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・農協連等	0.50%) 1.00%	25年以内	10年以内

(2) 経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。(天災資金)

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	貸付限度額	
天災資金	経営資金	一般天災(注1)	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、漁具、稚魚、漁業用燃料等購入、漁船の建造・取得等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者 ①農業にあつては、年収量30%以上の減収でかつ年収10%以上の損失額又は30%以上の樹体損失額のある者 ②林業、漁業にあつては、年収10%以上の損失額のある者又は50%以上の施設損失額のある者	3.0%以内 ～ 6.5%以内	3～6年以内	個人 200万円 法人 2,000万円
						4～7年以内	個人 250万円 法人 2,000万円
	事業資金	一般天災(注1)	天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連、水協	6.5%以内	3年以内	組合 2,500万円 連合会5,000万円
		激甚災(注1)					組合 5,000万円 連合会7,500万円

(注) 1 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚災害法の適用も受ける天災をいう。

2 貸付利息は、天災融資法の発動の都度設定、前記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮し、省令で定められている。

3 林業災害に対する融資制度

(1) (株)日本政策金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通

イ 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成21年1月26日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	(共同利用施設) 造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要共同利用施設の復旧	森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人等	1.15～ 1.60%	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 造林、異常降雪等による被害森林の復旧(補助対象事業)	林業を営む者	1.15～ 1.60%	15年以内	3年以内

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率（年）	償還期間	うち据置期間
林業基盤整備資金	(造林) 台風、異常降雪等による被害森林の復旧 (補助対象事業)	林業を営む者、森林組合、同連合会	1.15～ 1.60%	30年以内	20年以内
	(樹苗養成施設) 樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	1.15～ 1.60%	15年以内	5年以内
	(林道) 自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設 (林産物搬出用機械含む)の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	1.15～ 1.60%	20年以内	3年以内
農林漁業セーフティネット資金	天災等による物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を受けた経営の再建	農林漁業を営む者	金利情勢により変動	10年以内	3年以内

4 漁業災害に対する融資制度

(1) ㈱日本政策金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通

イ 漁業基盤整備資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成21年1月26日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	(共同利用施設) 水産業協同組合等(漁業生産組合を除く)が設置する内水面養殖施設及びその他共同利用施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、漁業振興法人	1.15～ 1.60%	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 内水面養殖施設等の復旧	漁業を営む者	1.15～ 1.45%	15年以内	3年以内
漁業基盤整備資金	漁場及び水産種苗生産施設等の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、水産振興法人	1.15～ 1.60%	20年以内	3年以内

(2) 経営資金等の融通(天災資金)

前記2(2)を参照

第5節 義援金の受入・配分等に関する計画

寄託を受けた義援金の配分を行う場合、村の被災状況を十分考慮しながら、村、県及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携を図ることにより、住民・企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

1 義援金の募集

村は、県及び日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、村が保有する広報媒体の他報道機関等を通じて国民への周知を図る。

2 義援金の配分

(1) 義援金の配分について、日本赤十字社奈良県支部が義援金配分委員会等（以下「配分委員会等」という。）を設置した場合には、配分委員会等が定める配分計画に従って、公平かつ迅速な配分を行うものとする。また、この業務に関して、村広報等による広報活動やその他必要な支援を行う。

(2) 配分委員会等は、以下のことについて検討するものとする。

ア 配分金額

イ 配分対象者

ウ 配分方法

エ その他義援金配分に関すること。

3 村の支援活動

(1) 村は、県、日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関との連携のもと、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 村は、配分委員会等と連絡調整等に努め、当該組織が行う義援金の受入・管理等について、防災行政無線、広報車等を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

[県]

県は、日本赤十字社奈良県支部、又は配分委員会等の要請により、配分活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行うことになっている。

[関係機関]

○日本赤十字社奈良支部

日本赤十字社奈良県支部、又は日本赤十字社奈良県支部が中心となって組織された義援金募集委員会等が義援金の配分を行う場合、配分委員会等の設置や配分基準・方法等を示した配分計画を策定するなど、公平かつ適切な配分の実施に努めるものとする。

(1) 配分委員会等を設置する場合の委員等の選考に当たっては、学識経験者・福祉関係者・被災地域の住民代表・行政関係者等を交えるなど、第三者的機能を持たせたもの

とする。

- (2) 義援金の配分計画を策定したときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。
- (3) 配分計画に基づき配分を行うときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。
- (4) 義援金にかかる全ての配分を終了したときは、県に対してその状況を報告するとともに、報道機関等の協力を得るなどして、住民や企業等へ公表する。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

村は、激甚と認められる災害が発生した場合、速やかに激甚災害の指定を受けられるよう努める。

1 激甚災害に関する調査

村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して、県に報告する。

また、村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

[県]

- (1) 知事は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けなければならないと思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせることにしている。
- (2) 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるようにする。

2 特別財政援助額の交付手続等

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提供しなければならない。

3 激甚災害の指定基準

(根拠法令：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

昭和37年9月6日法律第150号)

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章(3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 > 都道府県内市町村の標準税収入額 × 5%
法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% 又は (2) 都道府県内査定見込額 > 10億円
法第6条	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見

適用すべき措置	指 定 基 準
農業水産業共同利用施設 災害復旧事業の補 助の特例	込みが 50,000 千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害
法第 8 条 天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 農業所得推定額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%
法第 10 条 土地改良区等の行う湛水 排除事業に対する補助	法第 2 条第 1 項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（1 週間以上）30ha 以上の区域 排除される湛水量 30 万 m ³ 以上 最大湛水時の湛水面積の 50% 以上が土地改良区等の地域であること
法第 11 条の 2 森林災害復旧事業に対す る補助	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） B 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額 × 60% (2) 都道府県林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第 13 条 小規模企業者等設備導入 資金助成法による災害関 係特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% B 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% 又は > 1,400 億円
法第 16 条 公立社会教育施設災害 復旧事業に対する補助 法第 17 条 私立学校施設災害復旧事 業の補助 法第 19 条 市町村施行の感染症予防 事業に関する負担の特例	激甚法第 2 章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
法第 22 条 罹災者公営住宅建設事業 に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000 戸 B 基準 次の 1, 2 のいずれかに該当する災害

適用すべき措置	指 定 基 準
	1 被災地全域減失住宅戸数 $\geq 2,000$ 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の減失住宅戸数 ≥ 200 戸 (2) 1市町村の区域内の減失住宅戸数 $\geq 10\%$ 2 被災地全域減失住宅戸数 $\geq 1,200$ 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の減失住宅戸数 ≥ 400 戸 (2) 1市町村の区域内の減失住宅戸数 $\geq 20\%$
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のおと、被害の実情に応じて個別に考慮される。

4 局地激甚災害指定基準

(根拠法令：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号)

適用すべき措置	指 定 基 準
法第 2 章 (第 3 条～ 4 条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 50\%$ (ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 $\times 10\%$ (ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額 $>$ 農業被害額 かつ、漁船等の被害額 $>$ 当該市町村の漁業所得推定額の 10% (ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く)
法第 11 条の 2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額 $>$ 当該市町村の生産林業所得推定額 $\times 150\%$ (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05% 未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積 (人口林に係るもの) のおおむね 25% を超える場合。
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第 13 条	中小企業関係被害額 $>$ 当該市町村の中小企業所得推定額 $\times 10\%$ (ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外) に該当する市町村が 1 以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね

適用すべき措置	指 定 基 準
小規模企業者等設備導入 資金助成法による災害関 係特例	50,000千円未満である場合を除く。
法第24条 小災害債に係る元利償還 金の基準財政需要額への 参入等	法第2章又は5条の措置が適用される場合適用

第7節 災害復旧・復興計画

風水害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強い村づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復旧・復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを実施する。

1 主な活動

- (1) 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- (2) 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりの実施

2 計画の内容

(1) 復旧・復興計画の作成

ア 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強い村づくりを目指し、地域の構造及び産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復旧・復興計画を作成する。

また、当該計画の迅速、適切な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

村は、県、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障害者、高齢者、女性等の参画を促進するものとする。

イ 実施計画

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に復旧・復興計画を作成する。

(2) 防災村づくり

ア 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な環境を目指し、「村づくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを住民の理解を求めながら実施する。

イ 実施計画

(ア) 防災村づくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

- a 公園、河川等のオープンスペースの確保等について単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レク

リエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

- b 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつその解消に努める。
- c 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
- d 住民に対し、新たな村づくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となる村づくりを行う。

(イ) 住民は、再度の災害を防止するための、より安全で快適な村づくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のための村づくりでもあることを認識し、防災村づくりへの理解に努める。

(3) 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、村は、災害の規模等に応じて、適宜災害復興本部等の体制を確立し、次の業務を適宜実施する。

ア 県は、以下の業務を必要に応じて復興対策体制において適宜実施する。

- (ア) 復旧・復興基本方針（復興ビジョン）の決定
- (イ) 復旧・復興計画の策定
- (ウ) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (エ) 国、その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (オ) 復興基金の設立及び運営管理
- (カ) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (キ) 被災者の生活再建の支援
- (ク) 民心安定上必要な広報
- (ケ) その他の復旧・復興対策

イ 村は、以下の業務を必要に応じて復興対策体制において適宜実施する。

- (ア) 復興基本方針（復興ビジョン）の決定
- (イ) 復興計画の策定
- (ウ) 復旧・復興対策に必要な情報及び復興状況の収集及び伝達
- (エ) 県その他の防災関係機関に対する復興対策の実施又は支援の要請
- (オ) 県の設立する復興基金への協力
- (カ) 復興計画の進捗管理
- (キ) 被災者の生活再建の支援
- (ク) 相談窓口等の運営
- (ケ) 民心安定上必要な広報
- (コ) その他の復興対策

3 復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、

総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・村民生活を目指し、発災後、村民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(1) 復旧・復興基本方針及び復旧・復興計画

県は、村が策定する復旧・復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復旧・復興に関する基本的な方針（復旧・復興ビジョン）を策定し、これを周知するものとする。

村は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、村復旧・復興計画を策定するものとする。

(2) 事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、村及び県は、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握するものとする。

(3) 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

(4) 技術的・財政的支援の要請

村は、円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、県に対し、連絡調整や技術的支援等を行うための職員の派遣を要請する。

また、県は、必要に応じ、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。

(5) 復興基金設立の検討

被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、村は、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。

(6) 県、国等への提案・要望

村は、迅速な復旧・復興対策が出来るよう、県、国等に対し、制度の創設や改善、復旧・復興財源の確保などに関して積極的に提案・要望活動を行う。

第3編 震災対策計画編

〈震災対策計画編の記述について〉

突発的な地震による災害には、建物倒壊、地すべり、がけ崩れ、土石流、洪水、更には火災の多発などが考えられる。これらの災害は、風水害や火災等とは発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策としては体系的、内容的に見ておおむね同様である。

そこで、「震災対策計画編」では、実施すべき対策とその基本的な方針について記述した上で、具体的な施策については「基本計画編」の各施策を準用している。ただし、地震災害対策として独特の内容がある場合は、その対策の中に加筆している。

第 1 章 災害予防計画

第1節 避難行動計画

計画内容については、基本計画編第1章第1節「避難行動計画」に準ずる。
ただし、次の点には留意し、必要な対策に努める。

1 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定基準

村長は、地震時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を指定する。なお、指定緊急避難場所は資料4-1のとおりである。

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- イ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
- ウ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。
- エ 避難者1人当たりの必要面積を十分確保するよう配慮する（おおむね1㎡当たり1名）。
- オ 地区分けをする場合においては、区単位を原則とするが、主要道路、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。
- カ 災害時の大火災の輻射熱を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空き地を選定する。
- キ 状況に応じて、他の避難場所に移動が可能なところとする。

第2節 避難生活計画

計画内容については、基本計画編第1章第2節「避難生活計画」に準ずる。

第3節 帰宅困難者対策計画

大規模な地震により、幹線道路の途絶や公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想される。

村及び県は、東日本大震災の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

1 帰宅困難者の定義

地震により、通勤、通学、買い物等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

2 想定される事態

(1) 交通機関の集中

通勤・通学等でバス等を利用している者や観光客等、村外からの来訪者が、帰宅のためにバス等に集まることが予測される。

(2) 公共施設への集中

一時休息や情報収集ができる場所にとらえ、多くの人々が公共施設に集まってくることが予測される。

(3) 安否確認電話等の集中

地震発生の直後から、家族等の安否確認電話等が集中し、通信機能のマヒが生じることが予想される。

(4) 水、食料、毛布などの需要の発生

地震発生当日に帰宅することが困難な者は事業所等に残留することが予想され、事業所等で水、食料、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することが予想される。

3 帰宅困難者対策の推進

(1) 普及啓発

村は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

ア 住民への普及啓発

村は、住民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

イ 企業等への普及啓発

村は、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について啓発を行う。

ウ 集客施設や公共交通機関への普及啓発

村は、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

(2) 学校、事業所等における対策の推進

村は、学校等所管する施設や関係施設を帰宅困難者のための一時滞在施設として指

定し、食料、飲料水、毛布などの備蓄に努める。また、事業所に対しても、協力を求め、備蓄の必要性について啓発する。

(3) 情報提供の体制づくり

指定緊急避難場所等に関する情報、バス等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページや緊急速報メール、こまどりケーブル等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

(4) 観光客対策

本村を訪れる観光客の輸送対策等の体制づくり、また、外国人に対する情報提供のため、通訳者や通訳ボランティアの確保に努める。

4 徒歩帰宅者への支援対策

村は、災害時帰宅支援ステーション協力事業者の確保に努めるなど、徒歩による帰宅を行う者に対しての支援体制の整備を図る。

第4節 要配慮者の安全確保計画

大規模地震発生時には、高齢者、障害者、乳幼児などいわゆる要配慮者が災害の発生時において犠牲になる場合が多い。このため、村及び社会福祉施設並びに要配慮者関連施設の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

計画内容については、基本計画編第1章第3節「要配慮者の安全確保計画」に準ずる。

第5節 住宅応急対策予防計画

計画内容については、基本計画編第1章第4節「住宅応急対策予防計画」に準ずる。

第6節 防災教育計画

地震防災対策の円滑な実施を確立するために、職員の教育はもとより、学校教育、社会教育等を通じて、住民に対する啓発活動が重要である。

具体的な知識の普及、啓発活動については、基本計画編第5節「防災教育計画」に準ずる。ただし、地震の場合の家庭における防災対策に関する知識の普及に当たっては、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等に留意する。

第7節 防災訓練計画

地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、黒滝村地域防災計画に定める地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時期を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

具体的な訓練計画及び訓練内容・時期等については、基本計画編第1章第6節「防災訓練計画」に準ずる。

ただし、訓練内容として緊急地震速報が発表された場合に取りべき行動等の研修会等を実施するものとする。

第8節 自主防災組織の育成に関する計画

住民は、自らが地震及び防災に関する知識を持ち、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。また、このことは、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織を作ることによってより効果的となるため、村は、自主防災組織の育成強化を図るとともに、その活動指針を示す。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、基本計画編第1章第7節「自主防災組織の育成に関する計画」に準ずる。ただし、地震発生時に住民が実施する事項については以下による。

○地震発生時の住民の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) すばやく火の始末をする。
- (3) 火が出たら、まず消火する。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- (5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川や谷には近寄らない。
- (6) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (11) 電話の利用を自粛する。

また、自主防災組織の育成強化についても、基本計画編と同様に組織づくりを推進しなければならない。

第9節 企業防災の促進に関する計画

計画内容については、基本計画編第1章第8節「企業防災の促進に関する計画」に準ずる。

第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

計画内容については、基本計画編第1章第9節「消防団員による地域防災体制の充実強化計画」に準ずる。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

大規模地震発生時においては、個人のほか、専門技能グループを含む組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、大規模地震発生時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など幅広いボランティアの体制整備に努める。

ボランティアの登録・育成及びその役割については、基本計画編第1章第10節「ボランティア活動支援環境整備計画」に準ずる。

第12節 むらの防災構造の強化計画

計画内容については、基本計画編第1章第11節「むらの防災構造の強化計画」に準ずる。ただし、民間建築物、堤防等の耐震対策として、以下の取り組みを推進する。

1 民間建築物等の耐震対策

災害時における防災機能向上のため、県は次に掲げる建築物について、耐震性能の向上に努めるよう指導すると共に耐震改修を促進する。

なお、防災対策上重要な、緊急輸送道路や避難路に沿った地区、木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地区については、面的に耐震改修を促進する。

- (1) 診療所、店舗、宿泊施設等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模なもの
- (2) 避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送路となる緊急輸送幹線道路沿いの建築物
- (3) 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物

2 河川の整備

震災時において一時集合場所や防災活動の拠点として、また、延焼防止の緩衝帯としての役割を持つ河川空間の整備促進に努める。なお、大規模地震が発生した際には、地盤の軟弱化等により、浸水の危険性が高まることから、河川施設の強度の維持に努めるとともに、大規模地震発生後の河川空間の利用には十分な注意が必要であることを啓発しておくものとする。

第13節 建築物等災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、村耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震性を高め、安全性の向上を図る。

1 公共建築物

公共建築物の中には災害発生後、避難施設や復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用することから特に耐震性が要求される。このため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(1) 防災上重要な役割を果たす建築物

村は、防災拠点となる村庁舎、被災者の救護活動を担当する診療所、指定避難所となる学校、体育館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

(2) その他の既存建築物

村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。

(3) 非構造部材の耐震対策

村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

2 一般建築物等の耐震診断・改修の促進

(1) 耐震性向上の普及、啓発

村は、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実、相談窓口の設置等により、広くわかり易く耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及、啓発を図る。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の推進

ア 村は、民間建築物について、建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促すとともに、耐震診断助成制度の充実を図る。

イ 村は、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、定期報告制度も活用し、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、地域の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年11月25日施行）にともない、耐震診断が義務化された建築物にあっては、定められた期限までに診断の結果が所管行政庁へ報告されるよう所有者へ周知するとともに助成制度の充実を図る。

(3) 木造住宅の耐震診断・改修の促進

地震による人的被害の軽減のため、住宅の耐震化を進める。特に、古い木造住宅の

耐震診断・改修の促進に向けて、「黒滝村既存木造住宅耐震診断事業実施要綱」に基づき、ガイドブックの作成、講演会の実施、耐震改修事例集の作成などにより、指導・啓発に努めるとともに、耐震診断・耐震改修の助成制度の充実を図る。

(4) 非構造部材の耐震対策

村及び県は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

(5) 技術者の養成等

村は、県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断・改修に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努めるほか、これらの技術者を認証・登録する。

3 その他

(1) ブロック塀・石塀等対策

村及び県は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、地域の防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。

(2) 落下物等対策

村及び県は、地震等による落下物からの危害を防止するため、窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

(3) 家具等転倒防止対策

村及び県は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

4 コンピュータの安全対策

村は、自ら保有する重要な情報システムについて、耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な場所での保管など、所要の安全対策の実施に努める。

5 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等にある家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、家具類の安全対策を広報し、知識の普及を図る。

6 被災建築物応急危険度判定対策

(1) 応急危険度判定士登録の推進

奈良県被災建築物応急危険度判定士養成講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の確保に努める。

(2) 実施体制の整備

村及び県は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即

応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を図る。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

(3) 応急危険度判定制度の普及・啓発

村及び県は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

(4) 応急危険度判定用資機材の備蓄

県と協議の上、判定用資機材の備蓄に努める。

(5) 震前判定計画の策定

地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、震前において被災建築物等の被害予測に基づいて必要な判定士、必要判定コーディネーター及び本部員数、判定区域及び判定対象とすべき建築物等を把握し、判定活動の作業手順を確認しておく震前判定計画の策定を行う。

7 文化財建造物等の耐震性向上対策

(1) 耐震性能確保

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策が採用しがたい。このため、平成8年1月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成24年6月改正）に則し、耐震性能の確保を図る。

従来の文化財建造物における耐震対策については、一旦建造物を解体し補修後組み立て直す根本修理の際に、構造材に沿って補強材を新たに組み込む手法を旨としてきた。ただ時間や経費が長大にかかるため実施件数が少なく、近い将来の発生が予想される巨大地震への備えが間に合わないことが懸念されてきた。近年、大規模修理時以外の簡易な耐震補強手法の検討も進んでおり、所有者から修理執行を受託する県は所有者や関係機関と協議しながら、耐震対策工事を推進する必要がある。

なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果がある。県は文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

(2) 災害時の応急対応体制の確立

村は、村が所有又は管理する文化財の被害状況について県に報告する。また、県から文化財建造物修理技術職員が派遣されたときは、被害状況の調査に協力する。

県は、災害発生時において、文化財の所有者又は管理者及び村から被害状況を収集する。

第14節 災害に強い道づくり

計画内容については、基本計画編第1章第12節「災害に強い道づくり」に準ずる。

第15節 緊急輸送道路の整備計画

地震災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

特に、大規模震災時や震災復旧時においては、被災直後の住民の生活を確保する上で輸送路となる道路が重要であり、避難拠点・救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような緊急輸送道路のネットワーク化も必要となる。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための緊急輸送道路の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、基本計画編第1章第13節「緊急輸送道路の整備計画」に準ずる。

第16節 ライフライン施設の災害予防計画

第1 簡易水道

計画内容については、基本計画編第1章第14節「ライフライン施設の災害予防計画」に準ずる。

第2 電力（関西電力株式会社高田営業所）

地震災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び県・村等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

ア 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

イ 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

(ウ) 通信線搬送設備

ウ 交換設備

エ IPネットワーク設備

オ 通信用電源設備

(3) 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保

する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震及び火災対策を施した建物に收容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

ア 水防関係

- (ア) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- (イ) 排水用のポンプ設備
- (ウ) 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- (エ) 警報用設備

イ 消防関係

- (ア) 消火栓、消火用屋外給水設備
- (イ) 各種消火器具及び消火剤
- (ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

- ア 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
- イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設及び設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を整備しておく。

4 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

5 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。

(オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(キ) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関連

重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第3 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社（固定電話等）

地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。

2 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

地震が発生した場合に電気通信設備の被害や通信サービスの途絶を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施するものとする。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。

4 ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

地震による災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、地震発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

第4 ケーブルテレビ施設（こまどりケーブル株式会社）

地震災害等が発生した場合にケーブルテレビのサービスを確保するため、過去の災害実績等を参考としてケーブルテレビ設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。

第17節 危険物施設等災害予防計画

地震発生時における危険物やプロパンガス等の漏洩・爆発等による被害を最小限に抑えるため、各施設の耐震化を図るほか、具体的な防止対策については、基本計画第1章第15節「危険物等施設災害予防計画」に準ずる。

ただし、次の点には特に留意する。

1 危険物施設

奈良県広域消防組合及び危険物取扱事業者等は、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の一次災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取締り並びに保安対策の強化に努める。

(1) 奈良県広域消防組合が実施する対策

- ア 危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- イ 定期的に保安検査、立入検査等を実施し、関係法令を遵守させる。
- ウ 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震による影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- エ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し地震時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い耐震性の向上を図る。
- オ 危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

(2) 危険物取扱事業所が実施する対策

- ア 危険物取扱事業所は、次のとおり自主保安体制を整備する。
 - (ア) 防災資機材の整備
 - (イ) 自主的な防災組織の結成
 - (ウ) 保安教育の充実
 - (エ) 防災訓練の実施
- イ 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

2 高圧ガス・LPガス施設

ガス事業者等は、地震等により発生するガス爆発等の一次災害を防止し、更に公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、保安対策の強化に努める。

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) LPガス漏洩による災害事故を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。

- (3) L P ガス販売事業者は、その貯蔵施設内の L P ガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等における L P ガス漏出事故発生防止を徹底する。
- (4) (社) 奈良県高圧ガス保安協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付けと整備を充実強化する。
また、奈良県広域消防組合、吉野警察署及び防災関係機関への応援協力を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能加の増進に努める。

3 火薬類施設

施設管理者は、従業員に対し、定期的に保安教育を実施し、火薬類の保安の確保と災害の防止に努める。

- (1) 施設管理者は、保安教育計画を策定し、従業員に対し保安教育を実施し、災害の防止に努める。
- (2) 施設管理者は、施設の定期自主検査を実施し、施設の安全管理に努めるとともに、災害の予防に努める。

第18節 地盤災害予防計画

本村は、地震時において、斜面災害、山地災害等の地盤災害が予想される。また、大雨等により地盤が大量の水を含み、地盤災害等が大規模化する可能性がある。このため、これらの災害を防止するため、地震にかかる災害危険を解消するため事前対策を計画的に推進する。

急傾斜地崩壊対策等土砂災害に関する避難態勢の整備等については、基本計画編第1章第32節「総合的な土砂災害防止対策」、第33節「大規模土砂災害防止対策」第34節「砂防設備計画」、第35節「地すべり防止施設計画」、第36節「急傾斜地崩壊防止施設計画」、第37節「山地災害予防計画」に準ずる。ただし、地震災害の予防上重要な以下の事項については、その対策を推進する。

1 地すべり防止区域

村は、地すべり危険箇所の防災パトロール等を実施するとともに、地域住民に対する警戒、避難体制の整備を図る。

2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は勾配が30度以上の急峻な地形であり、地質にかかわらず地震により崩壊の危険はきわめて大きいため、今後とも急傾斜地危険箇所実態調査に努める。

また、危険度の著しく高いもの及び地域住民の協力が得られるところから、県に対して急傾斜地崩壊危険区域の指定を働きかける。また、急傾斜地崩壊箇所について地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に、防災パトロール等を実施し、崩壊危険区域の土地の維持管理及び保全について土地所有者を指導し、必要に応じて防災措置の勧告又は防災工事の施工等改善命令を行う。

急傾斜地崩壊危険箇所一覧は、資料10-1参照のこと。

3 山地災害危険区域

山地崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険区域のうち、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判断し、緊急を要するものから順次防止工事の実施を県に働きかける。

山地災害危険地区一覧は、資料10-5参照のこと。

4 地盤災害防止対策の推進

山崩れ等の防止対策に当たっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

また、がけ崩れや土砂の流出のおそれのある宅地造成工事等について、建築基準法、宅地造成等規制法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき規制を行い、災害防止を図る。

5 液状化対策の推進

地盤の液状化の可能性がある地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時において活用を努める。

また、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため必要に応じ耐震補強の実施に努める。

6 土地利用の適正化

- (1) 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、宅地造成等規制法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定士により、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図る。そのため、被災宅地危険度判定制度の体制整備を行い、被災宅地危険度判定士を養成し、近隣市町村と相互支援を図りながら被災宅地危険度判定の実施体制整備に努める。
- (2) 宅地造成現場の防災パトロールや危険宅地の点検を強化するなど、宅地災害の事前防止のための必要な措置を講ずるとともに、広く住民に、宅地の安全性についての意識の高揚を図る。
- (3) がけ地近接住宅移転
がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、県からの必要な技術指導や助成等により、がけ地に近接する危険住宅の移転を積極的かつ計画的に推進する。

7 宅地災害の軽減・防止対策

- (1) 被災宅地危険度判定士の養成
村は、県が実施する宅地危険度判定士の養成に協力する。また、村内での宅地危険度判定士の育成に努める。
- (2) 実施体制の整備
村及び県は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。
府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。
- (3) 宅地危険度判定制度の普及・啓発
村及び県は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

8 がけ地近接危険住宅移転

村は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進する。

第19節 地震火災予防計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、村は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。

なお、具体的な計画については、次に定めるもののほか、基本計画編第1章第39節「火災予防計画」に準ずる。

1 出火防止

村は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

イ 対震自動しゃ断装置付きのガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ 家庭用消火器等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

カ 特に、寝たきり老人、独居老人、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 職場に対する指導

ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。

イ 終業時における火気点検の徹底を図る。

ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。

エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。

オ 自主防災組織の育成指導を行う。

カ 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ 化学薬品を保有する学校等においては、混合火災が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

ク 危険物施設、プロパンガス施設、電器施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

2 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や

職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、奈良県広域消防組合と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進する。

[関係機関]

○事業所等

- (1) 地震時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図るものとする。
- (2) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成するものとする。

3 火災拡大要因の除去

(1) 建築物不燃化対策

ア 県は、防火地域・準防火地域の指定外の地域内の建築物の新築、増改築に際し、建築確認申請受付時に、建築物の不燃化について建築基準法の防火規定に準じた指導を行う。

イ 県は、旅館等の不特定多数の人が利用する既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保するために、防災・避難施設等の調査点検及び建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活動により、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

(2) 消防活動対策

村及び県は、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

4 消防力（消火）の強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、村は、次により消防計画の整備及び消防力の強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、地域防災計画に基づく消防計画を次のとおり策定する。

ア 震災警防計画

震災時において、奈良県広域消防組合及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

ウ 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防御計画について定める。

(2) 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の整備指針を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

ア 消防資機材等の整備

(ア) 奈良県広域消防組合においては、消防ポンプ自動車、小型ポンプ自動車等日常火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進する。

また、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(イ) 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

(ウ) 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

イ 消防団の育成

消防団は、震災時には奈良県広域消防組合の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

また、災害活動能力をさらに向上させるため、実戦的な教育訓練を実施する。

(ア) 他の組織との関係

a 常備消防との関係

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- ・消防防災に関する普及啓発、特別警戒等の予防活動
- ・地震等の大規模災害時を想定した実践的な実働・図上訓練

b 自主防災組織との関係

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- ・定期的な合同訓練等による連携強化
- ・自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

c 事業所との関係

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- ・特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- ・事業所の自衛消防組織との連携の促進

d 地域コミュニティとの関係

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

(イ) 消防団員数の確保

a 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

b 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

c 女性団員の確保

d 若年層の入団促進と高齢化への対応

e 機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保

5 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

- (1) 耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進していく。
- (2) 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。
- (3) 家庭における風呂水の活用等について啓発・指導する。

第20節 第四次地震防災緊急事業五箇年計画

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第四次地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、計画に基づく事業を推進する。

1 計画の概要

(1) 計画年度

平成 23～27 年度

(2) 事業の実施

村及び県は、奈良県第四次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。

(3) 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例

地震防災対策特別措置法第 4 条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

(4) 本村に関連する事業

奈良県地震防災緊急事業五箇年計画のうち、本村に関係するものは資料11-3のとおりである。

第21節 防災体制の整備計画

地震が発生した場合、死傷者をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、村は防災関係機関との連携を図り、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災体制の整備を推進する。

具体的な防災体制の整備状況については、基本計画編第 1 章第 16 節「防災体制の整備計画」に準ずる。

第22節 航空防災体制の整備計画

具体的な防災体制の整備状況については、基本計画編第1章第17節「航空防災体制の整備計画」に準ずる。

第23節 通信体制の整備計画

村は、防災関係機関と連携を図り、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から大規模地震災害の発生に備え、各関係機関において情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、通信及び放送施設の耐震対策を講じておく。

なお、具体的な計画については、基本計画編第1章第18節「通信体制の整備計画」に準ずる。

第24節 孤立集落対策

計画内容については、基本計画編第1章第19節「孤立集落対策」に準ずる。

第25節 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）

計画内容については、基本計画編第1章第20節「支援体制の整備（村外で災害発生の場合）」に準ずる。

第26節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）

計画内容については、基本計画編第1章第21節「受援体制の整備（村内で災害発生の場合）」に準ずる。

第27節 医療計画

地震時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。このため、地震発生時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び医療救護班の編成基準など、医療救護体制の整備を計画的に推進する。

被災者に対する医療救護活動についての具体的な計画については、基本計画編第1章第22節「医療計画」に準ずる。

第28節 防疫予防計画

地震が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、あらかじめ村において防疫体制の確立に努める。

地震災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するための防疫組織の確立及びし尿処理・清掃活動体制の確保については、基本計画編第1章第23節「防疫予防計画」に準ずる。

第29節 火葬場等の確保計画

計画内容については、基本計画編第1章第24節「火葬場等の確保計画」に準ずる。

第30節 廃棄物処理計画

災害の発生に備え廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう平素より維持管理のための点検や体制づくり等を整備し、対策を樹立する。

具体的な処理計画については、基本計画編第1章第25節「廃棄物処理計画」に準ずる。

第31節 食料、生活必需品の確保計画

大規模な地震が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られるため、食料確保のためには備蓄が重要である。また、災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて備蓄・調達体制の整備を図る。

地震災害時の住民生活を支えるための食料及び生活必需品に関する具体的な計画については、基本計画編第1章第26節「食料、生活必需品の確保計画」に準ずる。なお、備蓄倉庫等の耐震性の強化には特に留意する。

第32節 文化財災害予防計画

計画内容については、基本計画編第1章第27節「文化財災害予防計画」に準ずる。

第 2 章 災害応急対策計画

第1節 避難行動計画

基本計画編第2章第1節「避難行動計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難方法等について、次のとおり定めるものとする。

1 避難方法等

(1) 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模等によっても状況が異なるため、村の避難勧告・指示を待っているだけでは避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生したときに、ニュースや近隣の被害状況などを参考に、自らの判断で避難行動を判断する。

このため、非常時に避難行動を判断できるよう、日ごろから避難の仕方をよく知り、非常時にあっても落ちついて避難できるよう努める。

(2) 村の役割

平常時から避難のあり方を検証し、住民に対し災害時における避難方法の周知徹底を図る。また災害時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

2 指定緊急避難場所等への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は、村の広報等に十分注意し、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区の指定緊急避難場所へ一時的に避難する。

当該指定緊急避難場所で正確な災害情報等を入手し、また不在者等を確認する。

第2節 避難生活計画

基本計画編第2章第2節「避難生活計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の指定避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

1 指定避難所の開設、運営

(1) 避難の必要性及び避難状況の把握

地震が発生した場合は、地区連絡員等からの報告を受け、避難の必要性及び被災者の避難状況を把握する。

(2) 開設予定指定避難所の安全性の確保

指定避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

ア 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を村本部に報告する。

イ 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の資格を有する職員を開設予定指定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。危険度判定士が不足する場合には、県に派遣を要請する。

ウ 職員の派遣

村本部は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中で、指定避難所開設の必要度の高い所から順次職員を派遣し、指定避難所の開設に必要な業務に当たるものとする。

エ 学校機能の早期回復

地震災害により指定避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

指定避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を建設して学校機能の早期回復に配慮する。

第3節 帰宅困難者対策計画

早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 発災直後の対応

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

村は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

(2) 企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

(3) 集客施設等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

2 帰宅困難者への情報提供

村及び県は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

3 一時滞在避難所の開設

村は、あらかじめ指定した一時滞在避難所について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第4節 要配慮者の支援計画

水害・土砂災害等と異なり、地震は突発的な災害であるため、公的支援が提供されるのに時間がかかることが想定される。したがって、まずは自主防災組織などの地域の避難支援組織が災害発生後に地域住民の安否確認を行い、救助・避難支援を行う。

地震の場合は、平時に想定していない方が負傷等により要配慮者になる可能性があるため、平時の避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの方々の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、指定避難所については個別支援計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の要配慮者への支援については、基本計画編第2章第3節「要配慮者の支援計画」に準ずる。

第5節 住宅応急対策計画

震災時には、住居の全壊、全焼等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住宅も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

住宅の確保・修理については、基本計画編第2章第4節「住宅応急対策計画」に準ずる。

第6節 活動体制計画

村域に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害対策本部

災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、基本計画編第2章第5節「活動体制計画」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ村長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

2 地震発生時の緊急配備体制

配備体制については、基本計画編第2章第5節「活動体制計画」に準ずる。ただし、地震（震度4以上）が発生した場合の対応については、次のとおりとする。

体制	体制時期	体制内容	対応組織
第1次準備体制 (レベル1)	村内で震度4の地震が発生したとき	事態に対処するため、災害防除措置の強化、情勢の把握、連絡活動を主とする。 情報収集連絡活動に当たるとともに、被害状況等に応じ、速やかに第1次又は第2次非常体制へ移行できる準備を行う。	警戒本部
第2次準備体制 (レベル2)	東海地震注意情報が発表されたとき		
警戒体制 (レベル3)			
第1次非常体制 (レベル4)	村内で震度5弱の地震が発生したとき 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき	必要に応じた周囲の救助活動と、情報収集連絡活動等を実施し、被害状況等に応じて、第2次非常体制へ移行できる体制とする。	災害対策本部
第2次非常体制 (レベル5)	村内で震度5強以上の地震が発生したとき		

※夜間や休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、報道メディアによる気象庁が発表した黒滝村の観測地点の震度とする。なお、気象庁の発表がない場合や、震度情報が得られない場合は、体感や建物及びライフライン等の被害状況により初動対応を決定する。また、非常体制の区分によっては、各課の日常業務を必要最小限にとどめ災害対応を優先とする。

※体制時期及び対応組織について、本部長が特に必要と認めたときは、弾力的な運用を行うことができる。

- (1) 参集場所・本部の設置場所 ⇒ 原則として勤務場所
- ・本庁勤務職員は、本庁勤務場所（1階執務室）に集合し参集確認を受ける。
 - ・本庁以外勤務職員は、原則として当該勤務場所（施設）に集合し、参集確認を受ける。また、施設の被害状況等の確認・報告を行う。

(2) 職員の動員 ⇒ 規準は概ね以下のとおりとする。

ア 警戒本部の配備・・・**震度4**

- ・警戒本部の配備は第1次準備体制（レベル1）とする。
- ・警戒本部の職員は、地震が発生した場合、直ちに、自動的に本計画に基づく配備体制が指令されたものとして参集し、警戒体制に基づく行動を開始する。また、警戒本部以外の職員は勤務時間内外にかかわらず、各自状況判断を行い、参集に備える。
- ・機器機能の確保

（通信網（電話、FAX、携帯電話、庁内LAN、その他防災関連機器等）の点検・確保
電源の点検・確保
その他庁舎機能の点検・確保

イ 災害対策本部の配備

(ア) 災害対策本部の配備・・・**震度5弱**

- ・災害対策本部の配備は第1次非常体制（レベル4）とする。

(イ) 災害対策本部の配備・・・**震度5強以上**

- ・災害対策本部の配備は第2次非常体制（レベル5）とする。

(ウ) 各部署は、所管する建築物等の被害、人的被害、火災発生状況等各部署が初動対応に必要な情報や自衛隊災害派遣要請、災害救助法の適用要請及び他市町村への応援要請の判断に必要な情報収集を行う。

また、総務部は、各部署、警察、消防その他防災関係機関と密接な連携を図るとともに、収集された情報を精査し、全体の被害状況を早期に、かつ正確に把握する。

ウ 柔軟な配備対応

- ・各配備体制とも、職員の参集状況や災害の規模、復旧の進捗状況等に応じた災害対応活動を行うため、各部署において人員を柔軟に移動させ配置する。

エ 参集・動員状況の報告

各部長は、職員の参集・動員状況を速やかに把握確認し、総務部へ報告するものとし、総務部は、速やかに本部長に報告する。また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き、1時間単位とする。

- ①部名
- ②参集・動員連絡済職員の職、氏名、人数
- ③連絡が不通となっている職員の職、氏名、人数
- ④参集（動員）職員の職、氏名、人数
- ⑤参集に遅れる又は困難となっている職員の職、氏名、人数
- ⑥その他（職員の被災状況）

(3) 勤務時間内に地震（震度 4 以上）が発生した場合の対応

ア 職員の動員伝達の方法

- ・警戒本部又は災害対策本部の設置に基づく体制づくりに向け動員を伝達する。
- ・庁内電話が使用できないときは、本部事務局職員が口頭により各部長に動員を伝達する。
- ・庁舎から離れて業務に従事している職員に対しては、電話、無線、使送等により伝達する。

イ 職員の服務

- ・いつでも配備につけるよう、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- ・状況に応じて、行事、会議、出張を中止する。
- ・正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに自席で待機する。
- ・勤務場所を離れる場合には、必ず所属長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。
- ・自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払う。

ウ 職員の行動基準

- ・職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には、速やかに初期消火にあたる。
- ・村民来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合は、安全な場所へ避難誘導を行う。
- ・被害状況に応じて、施設の内部及び周辺における危険個所への立ち入り規制と薬物、危険物等に対する緊急防護措置を講ずる。
- ・庁舎周辺の施設や機器に関する被害状況を把握し、速やかに各担当へ報告するとともに、可能な範囲でそれぞれの機能の復旧に努め、機能の回復、確保に当たる。
- ・職員は、警戒体制又は非常事態体制がとられた場合、各課長の指示により初動対応に当たる。

(4) 勤務時間外に地震（震度 4 以上）が発生した場合の対応

ア 職員の動員伝達の方法

- ・本部長の命により、必要に応じて電話により動員伝達する。ただし通信が不可能な場合は、あらかじめ定められている職員配備計画に従い、職員自ら自発的に参集する。

イ 職員の服務

[参集]

配備体制の指示・連絡があった場合は、自身と家族等の安全を確保した後、速やかに原則として役場1階執務室に参集する。また、災害発生時には、通信の途絶などのより直接の動員命令が伝達できない事態も予想される。その場合、職員はあらかじめ定められている職員配備計画に基づき、動員命令を待つことなく自主的に参集する。

[参集時の心得]

職員は、参集する際は、次に掲げるものを携行・着用する。なお、参集の途中において、可能な限り被害状況等の把握に努めるものとし、参集後直ちにその状況を本部事務局職員に報告する。

- | | |
|--------------|-------------|
| ①職員災害対応マニュアル | ②雨具・防寒着・軍手等 |
| ③作業しやすい服装 | ④自分用の食糧・飲料水 |
| ⑤ラジオ・懐中電灯 | |

[参集に支障が生じた場合の対応]

職員は、道路事情や交通手段等の途絶により参集に遅れる。又は困難となった場合は、次に定めるところにより対応する。

①通信手段（機能）が確保されている場合

職員は、参集に遅れる又は困難となった旨を所属長又は本部事務局に連絡する。なお、遅れが生じることとなっても可能な限り参集する。

②通信手段も途絶している場合

職員は、遅れが生じることとなっても可能な限り参集する。

※なお参集困難者は、道路事情や交通手段、通信手段が好転した場合は、速やかに所属長又は本部事務局に連絡し、所定の場所に参集する。

ウ 職員の行動基準

- ・職員は、自身及び家族の安全確保と周囲の安全を確認後、配備基準に基づく参集行動を開始し、参集後は所属長の指示により初動対応に当たる。
- ・参集の途上においては、可能な限り被害状況その他必要な情報の把握に努めるとともに、参集後直ちにその状況を本部事務局職員に報告する。
- ・役場以外の施設に参集する職員は、当該施設の被害状況を把握し、速やかに本部事務局へ報告したうえで、所定の初動対応に当たる。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報等は基本的な情報である。このため、村は、関係機関と連携を図り、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、住民及び関係機関等に伝達する。

1 情報の種類

(1) 地震に関する情報

ア 地震に関する情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報 (気象庁)	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報 (気象庁)	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報 (気象庁)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 (気象庁)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報 (気象庁)	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報 (気象庁)	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図 (気象庁)	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
緊急地震速報 (気象庁)	・各地で強い揺れを観測した場合	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情

情報の種類	発表基準	内 容
		報。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度（奈良県）	・震度1以上で、各市町村の庁舎に表示された場合	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、気象庁が速やかに精査した上で発表される。

（震度については、「3 気象庁による震度階級関連解説表」参照のこと。）

イ 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県（防災統括室）、県警（警備第二課）、日本放送協会奈良放送局に通知する。

（ア）県内で震度3以上を観測したとき。

（イ）その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

ウ 東海地震に関する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

（ア）東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。防災対応は特になし。

（イ）東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。防災対応は特になし。

（ウ）東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

（エ）東海地震予知情報

東海地震の発生のおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

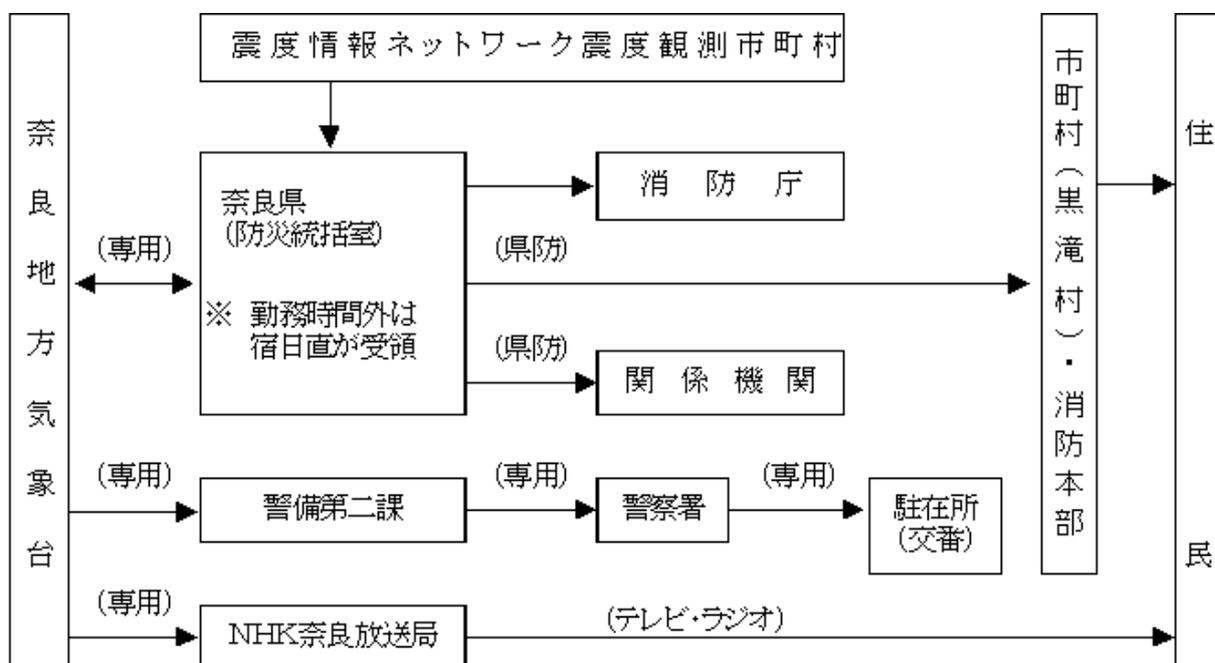
エ 地震に関する情報に使用する震度観測地点

奈良県地震情報ネットワークシステムのうち、本県の地震観測地点は次のとおりである。

震度発表名称	観 測 点 所 在 地	北 緯			東 経		
		度	分	秒	度	分	秒
黒滝村寺戸	吉野郡黒滝村大字寺戸77 (黒滝村役場)	34	18	22	135	51	20

2 情報の受理、伝達

具体的な受理、伝達方法については、基本計画編第2章第6節「災害情報の収集・伝達計画」に準ずる。ただし、伝達系統図は次のとおりである。



3 気象庁による震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。別表の「気象庁震度階級関連解説表」(資料11-5)は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。次表を使用する際には以下の点に注意する。

- (1) 気象庁が発表する震度(震度階級)は、震度計による観測値であり、次表に記述される現象から決定するものではない。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合がある。次表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述しているので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であるが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがある。また、震度は通常地表で観測しているが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなる。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの故障、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがある。
- (5) 次表は、おもに近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合

には、内容を変更することがある。

- (6) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。

4 早期災害情報収集の計画

村は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報を収集する。

その際、当該被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、至急その旨を県及び国にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

計画内容については、基本計画編第2章第6節「災害情報の収集・伝達計画」に準ずる。ただし、地震が発生し、村域内で震度4以上を記録した場合は被害状況及び応急措置の実施状況を県に報告する。

また、村域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）には、原則として覚知後30分以内に可能な限り早く、消防庁にも直接報告する。

5 被害状況の調査・報告計画

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については特に住民の生命に係わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、基本計画編第2章第6節「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。

ただし、地震が発生し、村域内で震度4以上を記録した場合は被害状況及び応急措置の実施状況を県に報告する。

第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、各種ヘリコプターの広域的かつ機動的な活用を図る。

具体的な計画については、基本計画編第2章第7節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」に準ずる。

第9節 通信運用計画

災害時において、通信は正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

村は、関係機関との連携を図り通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な計画については、基本計画編第2章第8節「通信運用計画」に準ずる。

なお、通信設備については、耐震化を図ることを前提とするが、地震によって通信設備が損傷し、通信機能が低下又は機能停止するおそれがあるので、被害を最小限にとどめ、早急な機能の回復を図るための通信設備の応急復旧のための体制、維持管理業者、関係機関との連絡方法等を定めておく。

第10節 広報計画

震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は、原則として村長（災害対策本部長）等が承認した内容を広報責任者が実施する。

具体的な広報活動については、基本計画編第2章第9節「広報計画」に準ずる。ただし、地震災害の特殊性により、主な広報事項は次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 避難の勧告、避難場所の指示
- (6) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (7) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (8) 防疫に関する事項
- (9) 医療救護所の開設状況
- (10) 被災者等の安否情報
- (11) 不安解消のため、住民に対する呼び掛け
- (12) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (13) 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- (14) 犯罪防止に関する情報
- (15) 建物の危険度判定情報
- (16) 道路、橋梁、河川等公共施設の被害状況
- (17) 生活再建、仮設住宅、教育、復旧計画に関する情報
- (18) その他必要と認められる情報

第11節 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）

計画内容については、基本計画編第2章第11節「支援体制の整備」に準ずる。

第12節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）

計画内容については、基本計画編第2章第12節「受援体制の整備」に準ずる。

第13節 公共土木施設の初動応急対策

震災時には、道路・河川・砂防施設等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

計画内容については、基本計画編第2章第13節「公共土木施設の初動応急対策」に準ずる。

1 道路、橋りょう、トンネル

村は、他の道路管理者と協力して、震度4以上の地震が発生した場合は、緊急輸送道路等の被害状況、車両通行不能状況等の緊急調査を実施する。

また、橋りょう、トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊、落石等の危険箇所等の緊急点検を行うとともに、必要に応じてヘリコプターを活用するなどして被害状況の把握の迅速化を図る。

2 公共建築物

(1) 被災公共建築物の点検

村は、災害発生後直ちに応急危険度判定士等を活用して、公共建築物の緊急点検を実施し、これらの被害状況等の把握に努める。

(2) 被災公共建築物の応急復旧

緊急点検を終えた施設は、被災の程度に応じて速やかに応急復旧を行い、施設の機能回復を図る。

公共施設のうち次に掲げる建築物については、災害時に活動上重要な拠点となることから、これらの活動を円滑に進めるため、他に優先して応急復旧及び安全確保を行い、それぞれの施設の機能の確保を図る。

ア 災害時に応急活動上の拠点となる村庁舎等

イ 災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる村出先機関等

ウ 災害時に緊急の救護所となる医療機関等

エ 災害時に被災者の一時収容施設となる学校、体育館等

オ その他の村有施設のうち、上記に準ずる公共施設

第14節 建築物の応急対策計画

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止する。

1 被災建築物の応急危険度判定

(1) 公共建築物

村は、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、村職員である被災建築物応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(2) 民間建築物

村は、大規模地震で被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

ア 村は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ 実施にあたって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

ウ 村は応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう勧告する。また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

第15節 公園、緑地の応急対策計画

震災等の災害時に公園、緑地は指定緊急避難場所として、また地域の活動拠点として活用されることから、速やかに応急対策を実施する。

1 公園、緑地

(1) 応急措置

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報収集に努める。

公園・緑地は、震災時の指定緊急避難場所・避難路として使用を可能とするため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び指定緊急避難場所へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

(2) 応急対策

ア 公園、緑地

公園管理者は、公園施設の被害状況及び復旧資機材を考慮して、速やかに応急対策を実施する。

特に、指定緊急避難場所となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園機能の回復に努める。

イ 占用施設

電気、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、現場付近へ立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急対策を実施する。また、公園管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

第16節 道路等の災害応急対策計画

計画内容については、基本計画編第2章第14節「道路等の災害応急対策計画」に準ずる。

なお、道路管理者は、大規模な震災が発生した場合の対応として、「震災初動体制マニュアル」に基づき緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずるものとする。

第17節 ライフライン施設の応急対策計画

ライフライン施設管理者は、震災発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。

第1 簡易水道

計画内容については、基本計画編第2章第15節「ライフライン施設の災害応急対策計画」に準ずる。

第2 電力（関西電力株式会社高田営業所）

計画内容については、基本計画編第2章第14節「ライフライン施設の災害応急対策計画 第3 電力（関西電力株式会社高田営業所）」に準ずる。

第3 電信電話施設

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の計画内容については、基本計画編第2章第15節「ライフライン施設の災害応急対策計画 第4 電信電話施設」に準ずる。

第4 ケーブルテレビ施設（こまどりケーブル株式会社）

計画内容については、基本計画編第2章第15節「ライフライン施設の災害応急対策計画 第5 ケーブルテレビ施設」に準ずる。

第18節 危険物施設等応急対策計画

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るほか、二次災害を防止しなければならない。このため村は各施設管理者が実施する応急対策に協力し、適切かつ迅速な防災活動を実施する。また、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

具体的な計画については、基本計画編第2章第16節「危険物施設等災害応急対策計画」に準ずる。

第19節 水防活動計画

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、村は大地震発生後（特に、震度4以上の地震が発生し、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要なとき）は、直ちに、消防団等を出動させ、必要に応じた地域内外の協力・応援を得て区域内の河川、砂防施設等を巡視するなど警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

具体的な対策については、基本計画編第2章第30節「河川施設応急対策」に準ずる。ただし、地震時の河川等施設被害の拡大防止については次のとおりとする。

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

[関係機関]

○河川等の管理者

大地震が発生した場合には、河川護岸に亀裂が生じるおそれがあるため、河川、砂防施設等の管理者は、震度4以上の地震が発生し、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要なときは、直ちに所管施設を巡視し、必要に応じて応急措置を講ずるものとする。

また、速やかに被害状況、措置状況等の情報を関係機関に連絡するものとする。

第20節 地盤災害応急対策計画

地震により大規模な地盤災害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

1 初動応急対応

大規模震災により地盤災害が発生した場合、迅速に状況を把握し、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。

2 砂防施設等

計画内容については、基本計画編第2章第31節「土砂災害応急対策」に準ずる。

なお、地震発生後に特に必要な対策は以下の通りとする。

(1) 応急措置

ア 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、各施設管理者はその被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(2) 二次災害の防止活動計画

村及び県は余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険個所の点検を行う。その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行う。

(3) 土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

震度5強以上を観測するなど揺れの大きかった地域については、地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報を通常の基準に対し、一定割合減じた暫定基準を設定することとしている。

暫定基準の設定は、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議により決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

村は、暫定基準の設定の情報を受けたときは、地域住民にその旨を広報する。

3 治山施設

村は、地震により護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、県と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、状況を確認するとともに、復旧対策を講じる。

また、二次災害防止のための監視活動を山地防災ヘルパーにより実施する。

4 宅地災害の軽減・防止対策

計画内容については、基本計画編第2章第33節「被災宅地の危険度判定」に準ずる。

第21節 消火活動計画

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、基本計画編第2章第36節「火災応急対策」の定めるところによる。

1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- (1) 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- (2) 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- (3) 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- (4) 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

2 火災発生状況の早期把握

駆け込み情報、119番通報、参集職員、消防団員、地域住民等から次の情報を収集して被害の状況を的確に把握し、活動体制を整える。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

3 非常招集

地震により火災が発生すると察知した場合は、自主的に所属部署（団員にあつては、所属分団格納庫等）に参集し、指揮を受けるものとする。

- (1) 応招した職員、団員の指揮

奈良県広域消防組合下市消防署長は、応招した職員、団員を指揮する。

- (2) 災害状況の収集

職員及び団員は、自己住居地付近及び応招途上における火災被害状況の概要の収集に努めるものとする。

4 出火防止・初期消火

- (1) 住民等による出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火活動は、住民、自主防災組織等及び自衛消防組織などによって行われるものであるが、消防機関は防災関係機関と連携を保ちながら、あ

らゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

5 消防活動

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害等も同時期に発生するケースが多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害などが発生するため、消防活動については、被害発生規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防御対象と範囲を定め、実施するものとする。

その際、特に留意する点はおおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

震災時には、住宅等が密集する地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の招集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

(2) 消防水利の確保

震災時には、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

(3) 段階的防御方針

ア 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

イ 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。

ウ 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

6 応援要請

震災時には、本村の消防力だけでは発生した全ての災害に対応できないことが予想されるので、村が締結している消防相互応援協定や県下の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、村の区域を超えて必要な消防力を被災地に投入して、被害の軽減を図り、人命の救助を最優先するものとする。

第22節 救急、救助活動計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救急・救助活動が必要であるため、村は、住民、県及び防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を救急・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、基本計画編第2章第17節「救急、救助活動計画」の定めるところによる。

1 住民の初期活動

(1) 救助活動

村は、地震発生後に速やかに消防機関を主体として救急・救助活動を行うものとするが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救助には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、各地区に配備された防災倉庫内の備蓄された資機材を使用し、住民自ら救助活動に当たる。

(2) 救急活動

救助した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

2 村の救助活動

(1) 救助活動

ア 二次災害が広域的にわたるため、消防職員、消防団員を主体とした救助のみでは、困難をきたすことがあるため、次により行うものとする。

(ア) 警察と連携して、救助隊員、救援車、工作車等の機能を有効に利用して被災者の救出を迅速に行う。

(イ) 村職員は、本部の業務分担に基づいて現場の救出活動を支援し、かつ周囲の地域住民の協力を要請する。

イ 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

(2) 各関係機関の相互協力

救助活動等を行うに当たって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救助活動を相互協力して実施できるようにする。

第23節 医療救護計画

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、村は、県、日本赤十字社奈良県支部、医師会、地元医療関係等と協力し、救助班による緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な計画については、基本計画編第2章第18節「医療救護計画」に準ずる。

第24節 緊急輸送計画

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

緊急輸送活動対策については、基本計画編第2章第19節「緊急輸送計画」に準ずる。

第25節 災害警備、交通規制計画

震災時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安維持及び交通確保に万全を期することが極めて重要である。

このため、村は関係機関の災害警備計画に協力し、住民の安全を守る。

具体的な計画については、基本計画編第2章第20節「災害警備、交通規制計画」に準ずる。

ただし、災害時には運転者は次の措置をとらなければならない。

[住民]

(1) 走行中の車両の運転者の遵守事項

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域または道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

第26節 食料、生活必需品の供給計画

震災時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保は困難になり、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化も予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に食料、衣料及び生活必需品を調達し、被災者に給与する。

具体的な計画については、基本計画編第2章第21節「食料、生活必需品の供給計画」に準ずるものとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難施設で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、備蓄物資や村内業者等より調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、村内で必要物資が確保できない場合は、県に斡旋を要請する。

3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

(1) 救援物資の集積場所

調達した物資又は県等から配給等される救援物資の集積場所は、資料6-4のとおりである。

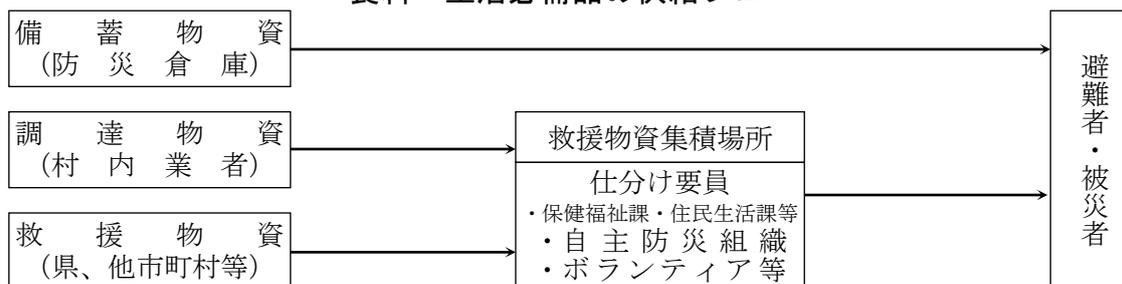
(2) 救援物資の調達等

ア 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調 達 等 の 内 容	担 当 課
村保有車両の確保及び緊急車両の調達	総務課
調達・救援物資の仕分け	保健福祉課、住民生活課
主食及び食料品の調達	保健福祉課、住民生活課
生活必需品、燃料等の調達	保健福祉課、住民生活課
食料・炊き出し	保健福祉課、住民生活課
生活必需品の配分	保健福祉課、住民生活課

イ 物資が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災組織及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

食料・生活必需品の供給フロー



ウ 指定避難所における供給計画

甚大な震災により、指定避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等 すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布 (季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの (煮物等)、 生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、 生理用品等
第三段階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者 自身の炊き出し	なべ、食器類 テレビ、ラジオ、洗濯機等 の設置

4 県への報告

村は、住民等の被災状況とともに、物資を調達及び供給した場合にも、速やかにその状況を県に報告するものとする。

第27節 給水計画

震災時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難施設での応急給水の需要が高まる。このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な計画については、基本計画編第2章第22節「給水計画」に準ずる。ただし、給水施設の老朽化への対応及び耐震性の向上に努める。

第28節 防疫、保健衛生計画

震災時には、建物の倒壊や焼失及び水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難施設等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第2章第23節「防疫、保健衛生計画」に準ずる。

第29節 遺体の火葬等計画

震災時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第2章第24節「遺体の火葬等計画」に準ずる。

第30節 廃棄物の処理及び清掃計画

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想される。また、水道施設の被災によりトイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題も生じる。特に多くの被災者のいる避難施設等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、がれき及びし尿・ごみの処理に関し、必要な措置を行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第2章第25節「廃棄物の処理及び清掃計画」に準ずる。

第31節 ボランティア活動支援計画

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。このため、村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な計画については、基本計画編第2章第26節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第32節 災害救助法等による救助計画

地震災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、村は、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて災害救助法を運用する。

具体的な計画については、基本計画編第2章第27節「災害救助法等による救助計画」に準ずる。

第33節 文教対策計画

基本計画編第2章第28節「文教対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第1 地震発生時の対応

地震発生時には学校長は、次の措置をとるものとする。

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

学校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒等を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難するものとする。

緊急避難した場合は、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認を行うものとする。

(2) 応急救護

児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送等、応急救護の万全を図るものとする。

(3) 余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか村教育委員会と連絡をとり、村教育委員会の指示等により決定するものとする。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講ずる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また指定避難所として使用可能かどうかについても確認し、教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確認を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

学校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場合には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

第2 学校長との事前検討事項

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊による児童・生徒等の生存確認や教師の指定避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。

そこで今後、あらかじめ村教育委員会及び学校長は、次の事項について特に検討を行うものとする。

- (1) 児童・生徒等の安否確認の方法
- (2) 学校の機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒等とで共用する場所と、児童・生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- (3) 指定避難所になった場合に必要な備品等の整備
- (4) 授業中等に地震が発生した場合の児童・生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置
- (5) 指定避難所受入体制等の整備

指定避難所となる学校教職員は、その運営が村の本部職員に引き継がれるまでの間、村本部との連携を密にしながら、避難住民の受入体制の整備を図る。

ア 指定避難所機能と教育機能の共存方策

学校が指定避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑かつ迅速な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた指定避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定める。

イ 指定避難所運営における教職員の役割

学校が指定避難所となった場合、教職員は、必要に応じその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校再開のために施設の安全点検などの役割の検討を行う。

第3 状況別対応行動

次表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒等がとる基本的な行動を例示したもので

ある。

児童・生徒等の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

生 徒 等 の 行 動	
登 下 校 時	<p>《地震発生時の対応》</p> <ul style="list-style-type: none">・登下校中の児童・生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。・在宅の場合は登校しない。ただし、災害危険予想地域在住の児童・生徒等は、家族の者と共に直ちに指定緊急避難場所へ避難する。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none">・できるだけ安全な空間を確保する。・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none">・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。・がけ下、突堤、川岸からできるだけ早く遠ざかる。・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。・火災現場から遠ざかる。・狭い道路はできるだけ避けて通る。・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在 校 時	<p>留守家庭の児童・生徒等は、学校に留まる。</p> <p>《教室》</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>《廊下・階段》</p> <ul style="list-style-type: none">・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>《グラウンド》</p> <ul style="list-style-type: none">・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。

生徒等の行動	
校外活動時	<p>基本的には帰宅する。ただし、状況により以下の行動をとる。</p> <p>《所属校から離れている場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの指定緊急避難場所へ避難する。 ・避難については村又はその地の市町村の指示に従う。 ・山崩れ、がけ崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>《所属校に近い場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部活動時	<p>《校内の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・1人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない生徒等は顧問の指示に従う。 <p>《校外の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された指定緊急避難場所へ集団で避難する。 ・合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第4 こども園対策

こども園の地震発生時の対応、園長との事前検討事項、状況別対応行動については、学校等の地震発生時の対応、学校長との事前検討事項、状況別対応行動に準じて措置するものとする。

第34節 文化財災害応急対策

計画内容については、基本計画編第2章第29節「文化財災害応急対策」に準ずる。
ただし、文化財災害応急処置については、以下の通りとする。

文化財災害応急処置

災害別	応急対策
1. 震災	1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。 2. 建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。
2. 火災	1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは県教育委員会の指示に従う。 2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県教育委員会の指示に従う。 3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県教育委員会の指示に従う。
3. 全般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施するものとする。

公共施設の災害復旧事業実施体制の確立等、復旧事業対策に際しての留意事項については、基本計画編第3章第1節「公共施設の災害復旧」に準ずる。

第2節 被災者の生活の確保

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、村は、県及び関係機関と連携を図り被災者措置を講ずる。

被災者の生活確保対策、労務対策等については、基本計画編第3章第2節「被災者の生活の確保」に準ずる。

第3節 被災中小企業の振興

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林漁業の生産力回復を図るため、村は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

具体的な計画については、基本計画編第3章第3節「被災中小企業の振興」に準ずる。

第4節 農林漁業者への融資

計画内容については、基本計画編第3章第4節「農林漁業者への融資」に準ずる。

第5節 義援金の受入・配分等に関する計画

寄託を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意志を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

具体的な計画については、基本計画編第3章第5節「義援金の受入・配分等に関する計画」に準ずる。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるため、県の行う調査等に協力する。

具体的な計画については、基本計画編第3章第6節「激甚災害の指定に関する計画」に準ずる。

第7節 災害復旧・復興計画

大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強い村づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復旧・復興を目指すにあたっては、復旧・復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを実施する。

具体的な計画については、基本計画編第3章第7節「災害復旧・復興計画」に準ずる。ただし、防災村づくりにあたっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

- (1) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等基盤整備
- (2) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備によるライフラインの耐震化
- (3) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- (4) 耐震性貯水槽の設置等

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 総則 第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

イ 村は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

村は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、村地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

2 他機関に対する応援要請

(1) 村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料第13のとおり。

(2) 村は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

3 帰宅困難者への対応

(1) 村は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

(2) 帰宅困難者が発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 避難勧告・避難指示の発令基準

地域住民に対する避難勧告又は避難指示の発令基準は、原則として次のとおりとする。
また、避難勧告等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基準
避難準備 情報	1 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。
避難勧告	1 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

第2 避難対策等

- (1) 村は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定するものとする。村は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - ア 地域の範囲
 - イ 想定される危険の範囲
 - ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - エ 避難場所に至る経路
 - オ 避難の勧告又は指示の伝達方法
 - カ 避難施設にある設備、物資等及び避難施設において行われる救護の措置等
 - キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- (2) 村が、避難施設の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難施設との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。
- (3) 村は、避難施設を開設した場合に、当該避難施設に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- (4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (5) 村が、避難施設の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難施設との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。
 - ア 村は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。

- イ 村長より避難の勧告又は指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、村は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- ウ 地震が発生した場合、村はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(実施体制の検討に当たって配慮すべき事項)

- ア 消防職団、自主防災組織等との連携に努めること
- イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること

(6) 避難施設における救護上の留意事項

- ア 村が避難施設において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - (ア) 収容施設への収容
 - (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - (ウ) その他必要な措置
- イ 村はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
 - (イ) 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - (ウ) その他必要な措置
- ウ 村は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第3 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、「第2編 第1章 第14章 ライフライン施設の災害予防計画」によるものとする。

第4 村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、

(ア) 避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 村は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難施設又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、村が行う避難施設又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

村は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

村は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

村は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

村は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- (2) 避難地の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備
 - ア 村防災行政無線
 - イ その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成に当たって配慮すべき事項)

計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第5節 防災訓練計画

- (1) 村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (3) 村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (4) 村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような内容により具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な防災知識の普及を推進する。

1 村職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の例は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次に留意したもの
 - ア 南海トラフ地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するものであること。
 - イ ライフラインは府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣になくても長期に渡り供給が途絶することが考えられること。
- (5) 地震に関する一般的な知識
- (6) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (8) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (9) 南海トラフ地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (10) 家庭及び地域内での地震防災対策の内容

2 地域住民等に対する教育

住民の一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主防災意識を普及させるため、村は、県及び関係機関と協力して、インターネット、ホームページ等の活用、防災マップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、住民等に対する防災知識の普及を図るものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次に留意したもの
 - ア 南海トラフ地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するもので

あること。

イ ライフラインは府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣になくとも長期に渡り供給が途絶することが考えられること。

- (5) 地震に関する一般的な知識
- (6) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (7) 正確な情報入手の方法
- (8) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (9) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (10) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (11) 避難生活に関する知識
- (12) 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 学校教育に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に地震災害に関する必要事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的事項等を理解し、判断力を高め、適切な行動ができるよう安全教育の徹底を図る。

また、学校教育を通じて教職員及び児童生徒への防災知識の普及には、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (4) 地震に関する一般的な知識
- (5) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報入手の方法
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識

4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

1に準ずる。

5 相談窓口の設置

村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を総務課内に設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。